

**西南学院大学法科大学院  
2018(平成30)年度講義要綱**

 **西南学院大学**

## 2018（平成30）年度講義要綱

養成する人材、4つの要素等について	5
法科大学院 2018(平成30)年度 学年暦カレンダー	6
1. 行政法入門	7
2. 民事手続法入門	9
3. 刑事手続法入門	11
4. 統治の基本構造	13
5. 基本的人権の基礎	18
6. 憲法訴訟論	25
7. 法と行政活動	28
8. 行政救済法	34
9. 公法演習 I	39
10. 公法演習 II	42
11. 民法 I (総則・物権法)	45
12. 民法 II (債権法総論)	52
13. 民法 III (担保物権法)	54
14. 民法 IV (債権法各論)	59
15. 民法 V (家族法)	62
16. 商法 I	65
17. 商法 II	67
18. 民事手続法	69
19. 民法演習 I	72
20. 民法演習 II	74
21. 民法演習 III	78
22. 商法演習	82
23. 民事手続法演習	84
24. 民事法総合演習 I	87
25. 民事法総合演習 II	91
26. 民事法事例演習	94
27. 刑法 I (総論)	97
28. 刑法 II (各論)	102
29. 刑事手続法	105
30. 刑事法演習	107
31. 刑事法総合演習 I	110
32. 刑事法総合演習 II	113
33. 法の理論と実務	116
34. 民事訴訟実務の基礎	118

35. 刑事訴訟実務の基礎	121
36. 法曹倫理	124
37. エクスターンシップ	126
38. 民事模擬裁判	127
39. 刑事模擬裁判	131
40. 刑事実務演習	134
41. 弁護士実務	135
42. 法哲学	139
43. 外国法（2）	141
44. 法律英語	144
45. 国際社会と法	146
46. 政治学	148
47. 法と経済学	151
48. キリスト教倫理	154
49. 税法	157
50. 税法演習	161
51. 地方自治法	164
52. 環境法	167
53. 環境法演習	169
54. 土地私法	172
55. 消費者問題	176
56. 金融法	182
57. 知的財産法	184
58. 知的財産法演習	187
59. 労働法	190
60. 労働法演習	193
61. 経済法	196
62. 経済法演習	198
63. 執行・保全法	200
64. 倒産法	202
65. 倒産法演習	エラー! ブックマークが定義されていません。
66. 民事手続法特講	205
67. 刑事政策	211
68. 刑事弁護実務	213
69. 高齢者・障害者問題	216
70. 司法福祉論	219
71. 国際私法	223
72. 国際私法演習	227
73. 国際取引法	229

74. 國際人權法	231
75. 國際公法	234
76. 國際公法演習	236

## 養成する人材、4つの要素等について

シラバスの中で、「養成する人材」、「必要な資質」あるいは「4つの要素」として、①②③④等の番号が挙げられているものがあります。これは、本学法科大学院が養成する法曹に必要な資質として特に重視している4つの要素を示しています。以下、その内容を掲げておきますので、シラバスを読む際に必要に応じて参照してください。なお、各要素の具体的な内容については、学生便覧で詳細な説明を行っています。

西南学院大学法科大学院は、法曹に必要な資質として、特に次の4つの要素を重視します。

- ① 他人の痛みを共有できる豊かな人間性とコミュニケーション能力を持ち、法の専門家として、高い倫理観・正義感を基礎にしてその知識と技能を人々のために役立てようとする強い意欲を持っていること。
- ② 社会に生起するさまざまな法律問題について、正義の理念と社会通念を踏まえた的確な事案の把握および事実の認定を行い、正確な法律知識に裏打ちされた法的判断(法的分析と推論)を加えて、人々が真に納得できる結論を導き出す能力を備えていること。
- ③ 前項の判断を基礎として、これを表現するための質の高い文書作成および議論や説得ができる能力を涵養し、利害関係人その他の市民から確かな信頼を得られる適切な紛争解決をはかる能力を備えていること。
- ④ 社会の変化に伴って生じてくる新しい法律問題に対して、柔軟に対応できるだけの応用力や創造力を備えていること、特に今後重要性を増すと思われる国際的な法律問題に対処できる基礎的素養を備えていること。

# 法科大学院 2018(平成30)年度 学年暦カレンダー

年	2018年							週	行事	2019年							週	行事			
	日	月	火	水	木	金	土			日	月	火	水	木	金	土					
4月	1	2	3	4	5	6	7	1	2日	入学式	1	2	3	4	5	6	4	2日	履修変更手続締切		
	8	9	10	11	12	13	14	2	3日	前期授業開始	7	8	9	10	11	12	13	5	9日	月曜日の振替授業	
	15	16	17	18	19	20	21	3	16日	履修変更手続締切	14	15	16	17	18	19	20	6			
	22	23	24	25	26	27	28	4			21	22	23	24	25	26	27	7			
	29	30							29日	昭和の日	28	29	30	31				8	8日	体育の日	
									30日	振替休日											
5月				1	2	3	4	5	5	2日	月曜日の振替授業					1	2	3	5	7日	波多野培根先生記念日
	6	7	8	9	10	11	12	6	15日	学院創立記念式典(全学休講)	4	5	6	7	8	9	10	9	14日	金曜日の振替授業	
	13	14	15	16	17	18	19	7	29日~31日	春季キリスト教フォーカスウィーク	11	12	13	14	15	16	17	10	15~18日	大学祭	
	20	21	22	23	24	25	26	8	31日	C.K.ドージャー先生記念日	18	19	20	21	22	23	24	11	27~29日	秋季キリスト教フォーカスウィーク	
	27	28	29	30	31			9	3日	憲法記念日	25	26	27	28	29	30		12	3日	文化の日	
									4日	みどりの日									23日	勤労感謝の日	
									5日	こどもの日											
6月							1	2													
	3	4	5	6	7	8	9	10										12	21日	授業終了	
	10	11	12	13	14	15	16	11										13	25日	キリスト降誕祭(全学休講)	
	17	18	19	20	21	22	23	12										14	26日	冬季休暇開始	
	24	25	26	27	28	29	30	13										15			
7月	1	2	3	4	5	6	7	14	23日	前期授業終了	2	3	4	5				2019年	4日	冬季休暇終了	
	8	9	10	11	12	13	14	15	7月24日~	8月7日 前期試験(11日間)	6	7	8	9	10	11	12	16	7日	授業再開	
	15	16	17	18	19	20	21	16			13	14	15	16	17	18	19	17	18日	大学入試センター試験準備(全学休講)	
	22	23	24	25	26	27	28	17			20	21	22	23	24	25	26	18	19~20日	大学入試センター試験	
	29	30	31					18	16日	海の日	27	28	29	30	31			19	22日	後期授業終了	
																		1月23日~	2月4日 後期試験(9日間)		
8月										8日	夏季休暇開始							2	5~9日	大学入試(予定)	
	5	6	7	8	9	10	11	19	17~31日	集中講義期間(最長9月上旬まで)	3	4	5	6	7	8	9	20	10~11日	入学者選抜試験(2月試験)	
	12	13	14	15	16	17	18				10	11	12	13	14	15	16			[予定]	
	19	20	21	22	23	24	25				17	18	19	20	21	22	23		20日	合格発表表(2月試験)[予定]	
	26	27	28	29	30	31			11日	山の日	24	25	26	27	28						
9月								1		8~9日	入学者選抜試験(9月試験)							3	中旬	在学生オリエンテーション	
	2	3	4	5	6	7	8	1	13日	夏季休暇終了	3	4	5	6	7	8	9		20日	学位記授与式	
	9	10	11	12	13	14	15	2	14日	後期授業開始	10	11	12	13	14	15	16				
	16	17	18	19	20	21	22	3	21日	合格発表表(9月試験)[予定]	17	18	19	20	21	22	23				
	23	24	25	26	27	28	29		25日	月曜日の振替授業	24	25	26	27	28	29	30		21日	春分の日	
									26日	前期学位記授与式	31										

## 1. 行政法入門

授業科目名 (カナ)	行政法入門 (ギョウセイホウニューモン)
担当教員名 (カナ)	石森 久広 (イシモリ ヒサヒロ)
履修年次	1年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	木3
講義の概要	行政法を初めて学ぶ人を念頭に授業内容を設定する。2年次「法と行政活動」「行政救済法」は、判例の理解に重点をおいて授業を進める予定なので、それらの受講の前提となる行政法の基礎的理解につきまだ準備のできていない人に向け、行政法全領域をひと通り概観することとする。テキストは相談のうえ特定するが、基本的にはレジュメを中心に進める。行政判例百選Ⅰ、Ⅱ所収の主要判例は履修中に概観したい。
到達目標	行政法を初めて履修する学生を念頭に、行政法の全領域にわたり基本事項の理解を徹底させる。「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」としては「立憲主義の下で行政作用を構成する法の仕組みを正確に理解すること」についての能力涵養に重点をおき、本法科大学院の「養成する人材」①及び②に寄与することとなる。その際、可能な限り事例に即した理解を求め、知識の定着と全体像の把握を図る。教員側からの指名に基づく発言と学生側の挙手による発言を組合せ、説明できる能力涵養のための素地を作る。
各回の授業内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「行政法の基礎」 「法律による行政の原理」</li> <li>2. 「行政法の法源」 「行政上の法律関係」</li> <li>3. 「行政組織法」</li> <li>4. 「行政行為（1）」</li> <li>5. 「行政行為（2）」</li> <li>6. 「行政裁量」</li> <li>7. 「行政立法・行政準則」</li> <li>8. 「行政契約、行政指導、行政計画」</li> <li>9. 「行政調査」 「行政上の義務履行確保」 「行政罰」</li> <li>10. 「行政手続」 「情報公開・個人情報保護」</li> <li>11. 「行政事件訴訟法概観」 「取消訴訟（1）」</li> <li>12. 「取消訴訟（2）」</li> <li>13. 「その他の抗告訴訟」 「仮の救済」</li> <li>14. 「国家賠償法」</li> <li>15. 「損失補償」 「行政上の不服申立て」</li> </ol>

成績評価の方法	定期試験，レポート，平常点を総合して評価する。
成績評価の基準	<p>定期試験…70点（形式は，短答式又は語句記入式，説明を求めるもの，を予定。），平常点…15点（質疑応答等の所作を通じ，目標到達への姿勢を15点で評価。欠席等の減点基準は，公欠相当の欠席は減点なし，それ以外の欠席は1点減点，正当な理由を届け出ることなく欠席した場合は2点減点，10分程度以上の遅刻・途中退室はその都度0.5点減点，とする。），レポート15点（中間期に事例を素材としたレポートを課す予定），以上合計100点で評価する。</p> <p>*授業の出席が3分の2に満たない場合は期末試験の受験を認めない。 *再試験は，実施しない。</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>授業では，「1年次としてこれだけは」という部分を画して説明するが，予習としては，当該回に対応するテキスト該当箇所すべてにひと通り必ず目を通してこること。レジュメは用意し，それに沿った授業とするが，授業後，当該回に対応するテキスト該当箇所すべてにつき不明箇所がないようにすること。</p>
教科書・参考文献	<p><b>【共通の参考書】</b> ★行政判例百選Ⅰ・Ⅱ（第7版，2017年）</p> <p><b>【基本書】</b>（開講時の最新版） 良書はいろいろありますが，さしあたり， ★櫻井敬子＝橋本博之『行政法〔第5版〕』（弘文堂，2016年） ★芝池義一『行政法読本〔第4版〕』（有斐閣，2016年） ★中原茂樹『基本行政法〔第2版〕』（日本評論社，2015年） ★曾和俊文＝山田洋＝亙理格『現代行政法入門〔第3版〕』（有斐閣，2015年） ★稲葉馨＝人見剛＝村上裕章＝前田雅子『行政法〔第3版〕』（有斐閣，2015年） ★宇賀克也『行政法』（有斐閣，2012年） などを薦めます。 *図書館や書店で上記のものを手に取ってみてください。</p>
履修条件	特になし



## 2. 民事手続法入門

授業科目名 (カナ)	民事手続法入門 ( ミンジテツヅキホウニュウモン )
担当教員名 (カナ)	濱崎 録 ( ハマサキ フミ )
履修年次	1年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	火1
講義の概要	民事訴訟の第一審手続を中心として、民事訴訟手続の概略を理解することを目的とする。2年次開講の「民事手続法」のいわば助走として、予め基礎知識や基本的な考え方を中心に講義を行う。
到達目標	2年次開講の「民事手続法」を受講するために必要な民事訴訟法の基礎的な知識の修得を目標とする。
各回の授業内容	<p>第1回 民事訴訟の世界 民事訴訟の基本的な流れ、民事訴訟の目的および民事訴訟の基本原則</p> <p>第2回 民事訴訟の開始〈その1〉 訴え、訴えの種類、訴訟物、訴えの利益</p> <p>第3回 民事訴訟の開始〈その2〉 訴え提起の効果、処分権主義①（訴訟物に関する処分権主義） 二重起訴の禁止、一部請求後の残部請求に関する基礎的知識</p> <p>第4回 裁判所 管轄概念、管轄の種類、移送、裁判官の除斥・忌避・回避</p> <p>第5回・第6回 当事者 当事者概念、当事者能力、訴訟能力、訴訟上の代理人 当事者適格、当事者適格の判断基準、訴訟担当 第2回において触れた訴訟物と当事者適格の関係について整理</p> <p>第7回・第8回 審理 口頭弁論の意義、口頭弁論で採用される諸原則、弁論主義の内容と適用範囲</p> <p>第9回 小テスト・証拠 第1回～第8回の内容について小テストを行う。後半は通常の授業を行い、証拠方法、証拠調べの種類、文書提出命令、自由心証主義について解説する</p> <p>第10回 証明 証明責任概念、証明責任の分配、証明度、証明責任判決回避のための概念</p> <p>第11回～第13回 訴訟の終了 処分権主義②（判決によらない訴訟の終了）、裁判の種類、判決の種類 判決の確定と確定判決の効力、既判力の作用、既判力の範囲①（時的限界）</p>

	<p>既判力の範囲②（客観的範囲）、既判力の範囲③（主観的範囲）</p> <p>第14回 上訴 上訴制度概観 上訴の利益、控訴審・上告審の裁判</p> <p>第15回 複雑訴訟 複雑訴訟概観 複数請求訴訟と多数当事者訴訟</p>
成績評価の方法	小テスト（30点）、平常点（10点）および期末試験（60点）による。
成績評価の基準	平常点は、講義中の質問に対する応答を評価する。試験における採点の基準は、基礎的概念を理解できているか、手続のどの段階における問題であるかを理解できているか、重要な問題について議論状況を理解できているかを中心とする。この科目では、再試験は行わない。なお、授業への出席が3分の2を下回った場合、期末試験の受験資格を失う。（欠席は1回ごとに平常点から2点減じる。）
準備・事後学習についての具体的な指示	予め指定する教科書の該当部分を予習すること。Web上に掲載するレジュメに目を通して講義に臨むこと。講義中に触れた判例について目を通すこと。
教科書・参考文献	<p>教科書は以下の2冊のいずれかを購入すること。勉強方法には、より簡単なテキストから徐々にステップアップしていく方法と、1冊のテキストを何度も繰り返し読むことで理解を深める方法がある。2年次の民事訴訟法では②を教科書とするが、民事訴訟初学者や体系的に学んだことがないという受講者は、まずは①の教科書を使用するのもよい。自分の理解度に合わせて各自選ぶこと。</p> <p>①山本弘ほか『民事訴訟法(第2版)』（有斐閣、2013年）</p> <p>②三木浩一ほか『リーガルクエスト民事訴訟法(第2版)』（有斐閣、2015年）</p> <p>このほかのおもな参考文献</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高橋宏志ほか編『民事訴訟法判例百選(第5版)』（有斐閣、2015年）</li> <li>・高橋宏志『重点講義民事訴訟法(上・下)第2版補訂版』（有斐閣、2014年）</li> </ul> <p>このほかの参考文献については、初回に解説する。</p>
履修条件	民事訴訟法を十分に学んだことがない者は、本講義を受講することが望ましい。

### 3. 刑事手続法入門

授業科目名 (カナ)	刑事手続法入門 ( ケイジジテツヅキホウニュウモン )
担当教員名 (カナ)	小山雅亀 ( コヤマ マサキ )
履修年次	1年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	月3
講義の概要	下記のテキストを中心に、新しい立法の動きをも視野に入れつつ、刑事訴訟法の大枠を解説するとともに、基本的な判例の検討をも通じて、刑事手続の全体像を把握できるように講義を進める。なお、下記の「各回の講義内容」は、講義の進行によっては変更することがある。
到達目標	学部において刑事訴訟法を十分に学んだことのない学生向けに、刑事手続の概略を理解してもらうことを目的とする。具体的には、刑事手続をめぐる詳細な問題は2年時の刑事手続法にゆだねることを前提に、あくまで刑事手続の骨格を理解できるようにすることを目的とする。
各回の授業内容	<p>(1) オリエンテーション——刑事手続とは何か 刑事手続の目的と全体の枠組みを——歴史的な流れや比較法的な視点からの解説をも踏まえて——理解することを目的とする。</p> <p>(2) 捜査概論・強制捜査と任意捜査 捜査の全体的枠組みと基本的事項の理解を目的とする。</p> <p>(3) 捜査各論(1)——对人的強制処分(逮捕) 3種類の逮捕を概観する</p> <p>(4) 捜査各論(2)——对人的強制処分(勾留) 勾留についての概観とそれに伴う諸問題</p> <p>(5) 捜査各論(3)——対物的強制処分(搜索・差押え等) 令状による対物的強制処分と令状によらない強制処分を概観する</p> <p>(6) 捜査各論(4)——その他の強制処分と被疑者の防御権</p> <p>(7) 公訴概論 公訴手続を概観する</p> <p>(8) 公訴各論 公訴に伴う諸問題(起訴状一本主義、一部起訴、公訴時効等)を検討する</p> <p>(9) 公判手続概論 公判の全体像を概観するとともに、公判の準備活動を概説する</p> <p>(10) 公判手続各論(1)——公判期日における手続</p>

	<p>公判期日における手続を検討する</p> <p>(11) 公判手続各論(2)——審判対象 訴因と訴因変更に関する問題を扱う</p> <p>(12) 証拠法総論 証拠法の全体像と前提となる事項を概観する</p> <p>(13) 証拠法各論(1)——伝聞法則 伝聞証拠と伝聞例外を概観する</p> <p>(14) 証拠法各論(2)——自白法則と違法収集証拠排除法則</p> <p>(15) 裁判と上訴 裁判と上訴についての全体的枠組みを理解できるようにすることを目的とする。</p>
成績評価の方法	<p>小テスト(択一式)を二回行い、各20点で評価する。また、レポートの提出を二回求めて、各20点で評価する。講義前・講義中の指示等に応じていることを含めた受講態度も20点で評価する。なお、科目の性質上、再試験は行わない。</p>
成績評価の基準	<p>上記「成績評価の方法」で示した点数を合計した点数で成績評価を行う。</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>あらかじめ指定する設問を前提にテキストおよび配布資料を読んでおくこと(事前学習)、また、講義中の指示に従って、要点をまとめておくこと(事後学習)が必要である。</p>
教科書・参考文献	<p>[テキスト] 三井誠・酒巻匡『入門刑事手続法[第7版]』(有斐閣)</p> <p>[参考文献] 田口守一『刑事訴訟法 [第7版] 』(弘文堂) 井上正仁ほか編『刑事訴訟法判例百選 [第10版] 』(有斐閣)</p>
履修条件	<p>特になし。</p>

#### 4. 統治の基本構造

授業科目名 (カナ)	統治の基本構造 ( トウチノキホンコウゾウ )
担当教員名 (カナ)	横田 守弘 ( ヨコタ モリヒロ )
履修年次	1年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	水3
講義の概要	<p>憲法を勉強する際には、憲法総論、統治機構、基本的人権の3つの分野を扱うことになる。この科目においては、憲法総論（憲法史、国民主権・民主制と天皇、憲法保障と憲法改正、平和主義など）、統治機構（権力分立の原理、国会の地位・権限・組織、内閣の地位・権限・組織、裁判所の地位・権限・組織、財政統制、地方自治）、そして基本的人権のなかで裁判所の権限行使に関わるもの（裁判を受ける権利、国家賠償請求権、刑事手続における人権など）を扱う。統治機構の分野に分類される司法権の意義と限界、憲法訴訟（違憲審査の主体・対象、憲法判断の回避、違憲主張の適格、合憲限定解釈、法令違憲と適用違憲、違憲判決の効力など）については、2年次「憲法訴訟論」という科目の守備範囲となる。</p> <p>この科目のなかで扱ういくつかの項目は、基本的人権をめぐる紛争において憲法を用いた主張を展開する際に用いられる法理に関わっている。法律の留保、委任立法、法律と条例、刑罰法規の明確性などがそれである。したがって、「統治の基本構造」の学習が後期「基本的人権の基礎」において基本的人権に関する種々の事例を学習する際の準備になるということに留意しておいてほしい。</p>
到達目標	<p>この科目の第1の目標は、基本的人権を保障するために政府（国家権力）の行動に枠をはめるという立憲主義（「法の支配」）の考え方を理解するとともに、民主主義に基づく国会・内閣の行動原理・組織と自由主義に基づく裁判所（「法の支配」の担い手）の行動原理・組織との違いを理解することにある。これらについての正確な理解と知識を得ることは、1年次後期以降の公法系科目の学習の基礎をなすことになる。第1の目標は、本学法科大学院の「養成する人材」の4つの要素（①～④）のすべてにかかわるものである。</p> <p>第2の目標は、「違憲か合憲か」を論ずるとはどのような作業なのか、その作業における法的三段論法の重要性を理解すること、そして、この科目において扱う事項を素材として実際に三段論法を用いた文章を作成できるようになることである。法科大学院修了生には、憲法にかかわる問題が争点となる訴訟において、訴訟代理人、弁護士、検察官、裁判官のそれぞれの立場から、憲法を用</p>

	<p>いて的確な法的主張, 判断をする能力, それを文章にして表現する能力が求められる。この能力習得のための過程の第一段階をなすのが「統治の基本構造」である。第2の目標は, 本学法科大学院の「養成する人材」4つの要素のうち, とくに②と③の出発点となるものである。</p>
<p>各回の授業内容</p>	<p>1. 立憲主義とその歴史 立憲主義, とくに近代立憲主義とはどのようなものなのかを確認し, 近代から現代に至る立憲主義の歴史について, 世界と日本に分けて説明する。また, 憲法という言葉の意味, 最高法規性など憲法の性質にもふれる。</p> <p>2. 法の支配・権力分立／民主制(1)＜国民主権と民主制＞ 前回の内容をふまえて, 日本国憲法における「法の支配」と権力分立の意義について確認する。ついで, 日本国憲法における国民主権の法的意義について確認するとともに, 直接民主制と間接民主制を対比しながら, 日本国憲法において国会議員が全国民を代表するものであるとされていることの意義について検討する。</p> <p>3. 民主制(2)＜政党と選挙制度＞ 政党は憲法上どのように位置づけられるか確認するとともに, 政党に関する重要な法律にふれ, あわせて選挙制度のあり方について検討する。</p> <p>4. 国会(1)＜国会の地位と権能(1)＞ 憲法41条にいう「国権の最高機関」「唯一の立法機関」の意味について確認する。とくに後者について, 「立法」という言葉, 国会単独立法の原則, 国会中心立法の原則を中心にして検討する。国会の権限である立法権との関係で, 法律の留保と委任立法についてもふれる。最後に条約承認権について扱う。</p> <p>5. 国会(2)＜国会の地位と権能(2)／国会の活動と組織＞ 前半は, 予算をめぐる諸問題を中心に, 国会の財政統制権について確認する。後半は, 国会の活動方法として会期制などについてふれた後, 国会の組織として二院制の意義について検討する。</p> <p>6. 国会(3)＜議院と国会議員＞ 議院の権能とされる議院自律権と国政調査権について検討する。また, 国会議員の地位について, 不逮捕特権と免責特権を中心に検討する。免責特権の検討の際には, 代表制に関する議論との関連に留意する。</p>

7. 内閣(1) <議院内閣制／内閣の地位と権限>

議院内閣制とはどのような仕組みなのか、「議院内閣制の本質」をめぐる議論とあわせて確認する。次に、内閣の組織と権限を確認し、内閣と「行政各部」との関係や独立行政委員会の存在も視野に入れながら、統治機構における内閣の地位について理解を深める。衆議院解散決定権の所在に関する議論についても検討する。

8. 内閣(2) <天皇> / 地方自治(1)

前半は、天皇の地位と国事行為などにふれながら、これに関連してとくに内閣の地位を確認する。後半は、「地方自治の本旨」（憲法92条）の意味と自治権の根拠について説明し、次に、日本国憲法及び地方自治法が定める具体的な地方自治のあり方のうち、とくに住民自治の側面に重点をおいて考察する。

9. 地方自治(2)

地方自治の具体的なあり方のうち、とくに団体自治の側面に重点をおいて考察する。法律と条例の関係について、憲法31条、84条、94条がとりあげられる。最後に、憲法上の地方公共団体の意味について検討する。

10. 裁判所(1) <司法権の意義と帰属／裁判を受ける権利／国家賠償請求権>

憲法76条1項の「司法権」、裁判所法3条の「法律上の争訟」の通説的理解を確認し、司法権が裁判所に帰属するとされていることの意義、司法権の範囲について検討する。これらと関連させて、裁判を受ける権利と国家賠償請求権の内容を確認する。どちらの権利も国民が裁判所に権利救済を求めるルートにかかわっている。

11. 裁判所(2) <司法権の独立／裁判所の組織>

まず、国会・内閣と対比させて、「司法権の独立」の意義と裁判官の地位などについて扱う。また、裁判所の組織や構成について、陪審制や裁判員制度なども含めて検討するとともに、裁判所の規則制定権にもふれる。

12. 裁判所(3) <刑事手続における人権／刑事補償請求権>

憲法31条、同33条ないし39条の権利は裁判所の役割とも関連がある。この回は、これらの条文による権利保障の内容を確認しておく。とくに、刑事訴訟や捜査において手続が守られなければいけないのはなぜか、行政における手続についてはどのように考えたらよいのかが重要になる。あわせて、憲法40条の刑事補償請求権も検討する。

	<p>13. 違憲審査 付随的違憲審査制・抽象的違憲審査制という用語を中心にして、日本国憲法における違憲審査制の性格について確認するとともに、違憲審査のあり方についてさまざまな考え方があふれる。また、これまで最高裁が違憲審査をどのように行ってきたのかについて概観する。</p> <p>14. 平和主義 憲法9条についてどのような解釈があるかを確認し、これと自衛隊、日米安全保障条約との関係について説明する。自衛隊などに関連する法律にも留意する。また、憲法前文の平和的生存権についても概説する。</p> <p>15. 憲法の制定／憲法の変動／憲法の保障 憲法の制定を法的にどのように説明すればよいのか、制定された憲法についての運用や解釈の変更さらには条文の修正にまつわる法的問題点としてどのようなものがあるか、立憲主義憲法が危機に陥ったときに自らを守るためにどのような手だてがあるのか、以上を検討する。</p>
成績評価の方法	<p>開講期間中に行う小テスト2回（各20点、計40点。短答式問題と説明を求める問題によって構成される。）と期末試験（60点。そのうち20点分は2回の小テストと同じ形式。40点分は論述式による。）によって評価する。この科目の再試験は実施しない。</p> <p>正当な理由なく授業を欠席した場合（事前事後の連絡なき欠席は「正当な理由のない欠席」とみなす）は、1回につき1点減点する。正当な理由のない遅刻（事前事後の連絡なき遅刻は「正当な理由のない遅刻」とみなす）が複数回に及んだ場合は、その程度と回数に応じて減点する。正当な理由なく6回以上授業を欠席した場合は、期末試験の受験を認めない。2回の小テストには西南学院大学大学院法務研究科試験規則が準用される。</p>
成績評価の基準	<p>短答式問題と説明問題はおおむね正確な知識と理解の有無を問うものであり、論述式問題は正確な知識・理解とともに、三段論法を用いることができるかを試すものと考えてよい。</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>講義内容のアウトラインを示すプリントを事前にTKC教育支援システムを通じて配付するので、教科書の該当箇所と指示された判例等をよく読んで予習をして来ること。授業においてプリント掲載事項のすべてを扱うことはできないので、授業において扱うことのできなかつた項目については、各自で学習してほしい。</p> <p>復習のためにTKC教育支援システムのWeb演習システムを活用してほしい。具体的なことは第1回の授業において指示する。</p> <p>この授業の目標の1つである文書作成能力については、前期の授業期間中に</p>



	<p>文書作成を求める練習問題の提示を予定しているので、積極的に活用してほしい。</p> <p>初めて法学・憲法を学習する学生の皆さんにとっては、一つ一つの用語や言葉遣いが「未知との遭遇」となる。憲法等の条文を参照しつつ、教科書に書かれていることを理解できるようになるために、授業を活用してほしい。むやみやたらと種々の文献を読んだり多様な学説を知ることではなく、通説的見解を理解することが大事である。</p>
教科書・参考文献	<p>教科書（授業においてベースとして用いるもの）：①芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法第6版』（岩波書店，2015），②戸松秀典＝初宿正典『憲法判例 第8版』（有斐閣，2018） なお，①を補充するものとして，安西文雄＝宍戸常寿＝巻美矢紀『憲法学読本 第2版』（有斐閣，2014）をあげておく。</p> <p>参考書：とくに，佐藤幸治『日本国憲法論』（成文堂，2011），高橋和之『立憲主義と日本国憲法第4版』（有斐閣，2017），渋谷秀樹＝赤坂正浩『憲法1人権 第6版』・『憲法2統治 第6版』（有斐閣，2016），高橋和之他編『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ〔第六版〕』（有斐閣，2013）。</p> <p>教科書及び参考書（上記のもの以外を含む）についてのコメントを記したプリントを授業開始時に配布する。</p>
履修条件	特になし。

## 5. 基本的人権の基礎

授業科目名 (カナ)	基本的人権の基礎 (キホンテキジンケンノキソ)
担当教員名 (カナ)	横田 守弘 (ヨコタ モリヒロ)
履修年次	1年次
単位	4単位
授業時間 (後期)	月2・木5
講義の概要	<p>この科目においては、憲法の基本的人権の分野を扱う。ただし、裁判を受ける権利、国家賠償請求権、刑事手続における人権など、前期「統治の基本構造」において扱ったものは除かれる。</p> <p>この科目においては、下記の到達目標を達成するために、最高裁判例の学習が大きな比重を占める。すなわち、どのような事案についてどのような憲法上の争点が設定されたか、その争点について解答するために最高裁判例はどのような論理を展開したか、最高裁判例に対して学説はどのような評価をしているかなどについての学習である。それは、基本的人権についての知識と理解を深めるために、また、人権に関する紛争において一定の解決策を論理的な文章にして提示する能力を身につけるために、不可欠である。</p> <p>30回の授業のおおまかな順序としては、まず精神的自由権、経済的自由権、生存権、選挙権、幸福追求権、平等といった個別の権利規定について扱い、つぎに、外国人・法人・未成年者の人権、特殊な法律関係など、憲法で保障された権利に共通する諸問題について扱う。</p> <p>精神的自由権のなかでは、表現の自由とその制約の合憲性について考察することによって、その他の自由権の問題を考える際に基礎となる力を養うことができる。そこで、予備的考察を扱う第1回に続いて、第2回から第8回において表現の自由を扱う。</p> <p>下記の到達目標のうちの第2の目標（文章作成能力を養うこと）のための時間も、意識的に盛り込んでいる。</p>
到達目標	<p>この科目の第1の目標は、前期「統治の基本構造」と同様に、日本国憲法の立憲主義の仕組みを正確に理解することである。日本国憲法において保障された種々の人権はなぜ憲法において保障されるに至ったのか、それぞれの人権が保障されることによって国民はどのような主張をすることができるのか、そして政府（国家権力）はどのようなルールに服することになるのか、これらに関して基本的な学説や最高裁判例はどのような見解をとっているのか、以上について正確な知識と理解をすることが求められる。この目標は、本学法科大学院の「養成する人材」の4つの要素（①～④）のすべてにかかわるものである。</p>

	<p>第2の目標は、基本的人権に関する様々な紛争事例を念頭におきながら、人権制約の合憲性を論ずる際の基本的な着眼点を踏まえて、人権制約を違憲と主張する構成を考え、それを論理的な文章として表現できるようになることである。この目標は、本学法科大学院の「養成する人材」の4要素のうち、とくに②と③を獲得するための第二段階である。</p>
<p>各回の授業内容</p>	<p>(授業の進捗や日程調整等の関係で、若干の順序の入れ替えがありうる。)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「基本的人権の基礎」開講にあたっての予備的説明(1) <p>日本国憲法において保障されている権利の分類にふれたうえで、主に人権と「公共の福祉」をめぐる議論を検討しながら、権利の制約の合憲性についてどのような手順で論じるかについてのこれまでの議論を振り返る。</p> </li> <li>2. 「基本的人権の基礎」開講にあたっての予備的説明(2)／表現の自由(1) <p>前半は、自由権の制約の合憲性を論ずる手順について、第1回の授業内容をふまえて確認する。後半は表現の自由の保障内容を確認し、表現の自由の制約が合憲か否か判断する際の手法として提唱されてきたものを概観する。</p> </li> <li>3. 表現の自由(2) <p>表現内容規制と表現内容中立規制を扱う。最高裁判例としては、刑法175条の合憲性に関する諸事件、破防法事件、大阪市屋外広告物条例事件、公職選挙法違反事件、立川テント村事件などを取り上げる。</p> </li> <li>4. 表現の自由(3)＝人権制約を違憲とする主張の構成(1) <p>前回までの学習内容を踏まえて、表現内容規制の事例についてその合憲性をどのような文章にして論じたらよいか検討し、各自で文章を作成してみる。</p> </li> <li>5. 表現の自由(4) <p>検閲と事前抑制の問題について扱うとともに、名誉権保護と表現の自由との調整の事例も取り上げる。最高裁判例としては、税関検査事件、北方ジャーナル事件、夕刊和歌山時事事件、月刊ペン事件などを取り上げる。さらに、「知る自由」の概念にふれ、よど号新聞記事墨塗り事件を扱う。</p> </li> <li>6. 表現の自由(5) <p>「知る自由」に関する最高裁判例として、岐阜県青少年保護条例事件、法廷メモ訴訟などを扱う。次に、マス・メディアにかかわる問題に入り、報道の自由、取材の自由の概念を扱う。</p> </li> <li>7. 表現の自由(6)＝人権制約を違憲とする主張の構成(2) <p>第4回の授業において作成した文章を素材にして、表現の自由の制約の合憲</p> </li> </ol>

	<p>性を論ずる手順と文章について，検討する。</p> <p>8. 表現の自由(7)</p> <p>取材の自由に関する最高裁判例として，西山記者事件，博多駅事件，NHK記者証言拒否事件を扱う。次に，放送の自由，アクセス権について扱い，最高裁判例としてNHK受信料訴訟，サンケイ新聞事件などを取り上げる。</p> <p>9. 思想・良心の自由／信教の自由</p> <p>前半は思想・良心の自由の保障内容と制約事例について，後半は，信教の自由の保障内容と制約事例について扱う。とくに公立学校入学式・卒業式における国歌斉唱拒否事件，オウム真理教解散請求事件などを素材にする。</p> <p>10. 政教分離／学問の自由と大学の自治</p> <p>前半は，政教分離について，津地鎮祭訴訟，愛媛玉串料訴訟，砂川政教分離訴訟などを素材にして検討する。後半は学問の自由の3つの内容と大学の自治を扱う。</p> <p>11. 集会の自由</p> <p>集会の自由の保障内容とその制約事例について，表現の自由との相違点に留意しながら検討する。最高裁判例としては，新潟県公安条例事件，泉佐野市市民会館事件，広島市暴走族追放条例事件などをとりあげる。</p> <p>12. 結社の自由／労働基本権</p> <p>前半は，結社の自由の保障内容とその制約事例について検討する。後半は，労働基本権の保障内容を確認するとともに，公務員の労働基本権に関する事例を検討する。全通東京中央郵便局事件，都教組事件，全農林警職法事件，全通名古屋中央郵便局事件などを取り上げる。</p> <p>13. 居住・移転・外国移住の自由／職業の自由</p> <p>憲法22条において保障された自由を扱う。とくに職業の自由の制約の合憲性判断のあり方を検討する。最高裁判例としては，小売市場事件，薬事法事件，酒類販売免許制事件などをとりあげる。</p> <p>14. 財産権と損失補償(1)</p> <p>憲法29条1項・2項における財産権の保障の意義について説明し，最高裁判例として森林法事件，証券取引法事件などをとりあげる。また，憲法29条3項の損失補償の意義についても説明する。</p>
--	---

15. 第1回小テスト／財産権と損失補償(2)

小テスト終了後、損失補償が必要となる「特別の犠牲」の意味について、奈良県ため池条例事件、河川附近地制限令事件などをあげて検討する。

16. 生存権

自由権と異なる生存権の法的性格、生存権にまつわる事件における憲法の用い方を考える。最高裁判例としては、朝日訴訟、堀木訴訟を取り上げる。

17. 参政権

主に、選挙権・被選挙権の保障内容と性質、選挙権保障と投票機会の保障について検討する。最高裁判例としては、在外国民選挙権訴訟などを扱う。

18. 人権制約を違憲とする主張の構成(3)

ここまでの授業において扱った権利の制約事例である練習問題を素材にして、どのように主張を構成したらよいか考える。

19. 幸福追求権(1)

幸福追求権の法的性質、人権体系上の位置、保障内容などについて扱う。後半は、幸福追求権から導かれる権利のなかから、人格権とプライバシーの権利について検討する。最高裁判例として、夫婦同氏制に関する最高裁判決、京都府学連事件、指紋押捺拒否事件などを扱う。

20. 幸福追求権(2)／法の下での平等(1)

前半は、引き続きプライバシーの権利について扱うとともに、自己決定権を取り上げる。憲法24条についてもここで取り上げる。最高裁判例としては、夫婦同氏制に関する最高裁判決、住基ネット事件などを取り上げる。後半は、「法の下での平等」の意味、平等観の変遷とともに、平等原則違反か否かを判断する基本的な枠組みにふれる。

21. 法の下での平等(2)

引き続き平等原則違反か否かを判断する基本的な枠組みにふれるとともに、平等原則違反が問題となった事例のうち、家族や性に関するものを扱う。尊属殺に関する事件、非嫡出子の法定相続分をめぐる事件、再婚禁止期間をめぐる事件、夫婦同氏をめぐる事件などが検討される。

22. 法の下での平等(3)

平等原則違反が問題となった事例のうち、前半は、租税立法、生存権にまつわる最高裁判例を検討する。後半は、選挙権に関する平等として衆議院議員

選挙における「一票の格差」を扱う最高裁判例を取り上げる。

23. 法の下での平等(4)／外国人の人権(1)

前半は、参議院議員選挙における「一票の格差」を扱う最高裁判例を取り上げる。後半は、外国人の人権について考える前提として、国籍法の基本的仕組みとともに、最高裁の国籍法違憲判決について検討したうえで、外国人の人権に関する性質説を確認する。

24. 外国人の人権(2)

外国人の人権が主張される事例を出入国の自由、選挙権・公務就任権、精神的自由権、生存権などの順に扱う。最高裁判例としては、東京都管理職選考受験拒否事件、マククリーン事件、塩見訴訟などを取り上げる。

25. 第2回小テスト／未成年者の人権

第2回小テスト終了後、未成年者の人権制約の合憲性をどのように判断したらよいかを考え、あわせてパターンリズムについて確認する。

26. 人権制約を違憲とする主張の構成(4)

ここまでの授業において扱った権利の制約事例である練習問題を素材にして、どのように主張を構成したらよいか考える。

27. 教育と人権

教育を受ける権利の保障内容を確認するとともに、学校教育の位置付けとそれをめぐるさまざまな主体の権利・権限について検討する。最高裁判例としては、旭川学力テスト事件などを取り上げる。

28. 法人と人権／特殊な法律関係(1)

前半は、法人の人権享有主体性及び団体とその構成員の人権の問題を扱う。後半は、特殊な法律関係(かつての「特別権力関係」)のうち、とくに公務員について扱う。最高裁判例としては、八幡製鉄政治献金事件、南九州税理士会事件、猿払事件、などを取り上げる。

29. 特殊な法律関係(1)／人権の私人間効力(1)

前半は、特殊な法律関係のうち、公務員に関して社会保険庁職員事件を扱い、また、よど号新聞記事墨塗り事件などを素材にして、刑事収容施設被収容者の事例を扱う。後半は、人権の私人間効力ということの意味について、学説などを確認する。

	<p>30. 人権の私人間効力(2)</p> <p>人権の私人間効力に関する諸事例を検討する。具体的には、三菱樹脂事件、昭和女子大事件、殉職自衛官合祀拒否訴訟などを取り上げる。</p> <p>&lt; 奴隷的拘束及び苦役からの自由（憲法18条）、天皇・皇族の人権、国民の義務については授業及びプリントにおいて扱うことができないので、各自で学習をすること。 &gt;</p>
成績評価の方法	<p>開講期間中に行う小テスト2回（各20点、計40点。短答式問題と説明を求める問題によって構成される。）と期末試験（60点。そのうち、20点分は2回の小テストと同じ形式、40点分は論述式である。）によって評価する。正当な理由なく授業を欠席した場合（事前事後の連絡なき欠席は「正当な理由のない欠席」とみなす）は、1回につき1点減点する。正当な理由のない遅刻（事前事後の連絡なき遅刻は「正当な理由のない遅刻」とみなす）が複数回に及んだ場合は、その程度と回数に応じて減点する。正当な理由なく11回以上授業を欠席した場合（無届け欠席を含む）は、期末試験の受験を認めない。2回の小テストには西南学院大学大学院法務研究科試験規則が準用される。この科目の再試験は実施しない。</p>
成績評価の基準	<p>短答式問題と説明問題はおおむね正確な知識と理解の有無を問うものであり、論述式問題は正確な知識・理解の有無とともに、人権制約事例について違憲とする文章を作成できるかを試すものと考えてよい。</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>前期と同様、講義内容のアウトラインを示すプリントを事前にTKC教育支援システムを通じて配付するので、教科書①②の該当箇所をよく読んで予習をして来ること。授業においてプリント掲載事項のすべてを扱うことはできないので、授業で扱えなかった項目については各自で自学自習をしてほしい。また、前期に引き続きTKC教育支援システムのWeb演習システムを活用してほしい。</p> <p>前期と異なり、最高裁判例を扱う時間が多くなる。その学習にあたっては、判例の結論だけを覚えて満足するのではなく、どのような事案・訴訟であるのかをふまえて当事者ならどのように考えるかを意識するとともに、判例の論理展開を理解できるように、教科書②に掲載されている判例の文章を通読するよう心がけてほしい。</p> <p>この授業の第2の目標である文書作成能力については、後期の授業期間中に練習問題の提示とTAによる指導を予定している。練習問題のうち3回は、「人権制約を違憲とする主張の構成」とする授業4回で扱う。その他にも4回程度練習問題を提示するので、積極的に活用してほしい。</p>

教科書・参考文献	<p>教科書（授業においてベースとして用いるもの）：①芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法第6版』（岩波書店，2015），②戸松秀典＝初宿正典『憲法判例 第8版』（有斐閣，2018） ①を補充するものとして，安西文雄・卷美矢紀・宍戸常寿『憲法学読本第2版』及び渡辺康行他『憲法Ⅰ基本権』（日本評論社，2016）をあげておく。</p> <p>参考書：とくに，佐藤幸治『日本国憲法論』（成文堂，2011），高橋和之『立憲主義と日本国憲法第4版』（有斐閣，2017），渋谷秀樹＝赤坂正浩『憲法Ⅰ人権 第6版』・『憲法Ⅱ統治 第6版』（有斐閣，2016），高橋和之他編『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ〔第六版〕』（有斐閣，2013）。さらに木下智史＝伊藤建『基本憲法Ⅰ 基本的人権』（日本評論社，2017）。</p>
履修条件	<p>前期「統治の基本構造」を受講し単位を修得していないと，理解は難しい。</p>



## 6. 憲法訴訟論

授業科目名 (カナ)	憲法訴訟論 (ケンポウソショウロン)
担当教員名 (カナ)	横田 守弘 (ヨコタ モリヒロ)
履修年次	2年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	木1
講義の概要	この科目においては、憲法の統治機構の分野のうち、「司法権の意義と限界」、「憲法訴訟」(違憲審査の主体・対象、憲法判断の回避、違憲主張の適格、合憲限定解釈、法令違憲と適用違憲、違憲判決の効力など)というテーマで語られる部分を学習するとともに、ここまで得られた憲法に関する基本的な知識と理解を土台にして、基本的人権に関する最高裁判例の事例について分析と検討を行い、さらに当事者主張のあり方について考える。
到達目標	<p>この科目には3つの目標がある。</p> <p>(a)まず、「司法権の意義と限界」、「憲法訴訟」について正確な理解と知識を得ることである。それは裁判所の行動原理と基本的人権保障のあり方に関する理解を深めることにつながる。この目標は、「統治の基本構造」、「基本的人権の基礎」と同じく、本学法科大学院の「養成する人材」の4要素(①～④)のすべてにかかわるものである。</p> <p>(b)次に、最高裁判例の事案、当事者主張、下級審判決、そして最高裁判決を検討することによって、1つの事案に対する様々な見方、法的主張の在り方を学び、あわせて最高裁判例の射程を考える能力を身につけることである。要するに、事案を分析し法的主張を構成していく能力の獲得と言ってよい。「判例の正確な理解、事実との関係を踏まえた当該判例の射程範囲の確認、判例における問題点を考えさせる学習」の重要性は司法試験においても強調されてきているところである。この目標は、本学法科大学院の「養成する人材」の4要素のうち、とくに②③にかかわるものである。</p> <p>(c)最後に、人権が制約されている事例について、法令の合憲性を問うレベルだけではなく、その適用のレベルも含めて、効果的な当事者主張をする能力の獲得である。1年次までの学習においては人権制約を違憲と主張する文書作成を目標としていたが、この科目では合憲とする側の主張も構成できるようにすることを目指す。</p> <p>以上の3つの目標を持つこの科目は、本学法科大学院の「養成する人材」の4要素すべてにかかわるものではあるが、とりわけ②と③にかかわるものである。</p>

	<p>る。そして、1年次後期の「基本的人権の基礎」と3年次前期の「公法演習Ⅰ」の間をつなぐものであるとよい。</p>
各回の授業内容	<p>最初の2回は「司法権・憲法訴訟に関する基本的事項」を学ぶ。こちらで概要をまとめたプリントを用意する。そのなかで予め提示しておく重要な事項についてのみ、授業において質疑応答する形で確認を進める。</p> <p>残りの13回は、最高裁判例についての分析と検討を行う。配布資料を用いて、予め指定しておいた最高裁判例について、事案、当事者主張、下級審判決、そして最高裁判決を確認し、担当教員の用意した質問への解答を考えていく。すべて質疑応答形式で進めていく。報告者・担当者は設けない。授業後に、あらかじめ指定した書面担当者に最高裁判例の事案を基にして当事者主張を作成してもらう。</p> <p>15回の授業の割り振り予定は以下の通りである（開講時までの状況に応じて若干の修正がありうる）。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 進め方の説明／司法権・憲法訴訟に関する基本的事項(1)</li> <li>2. 司法権・憲法訴訟に関する基本的事項(2)</li> <li>3. 最高裁判例の検討(1) 薬局距離制限事件</li> <li>4. 最高裁判例の検討(2) 森林法事件</li> <li>5. 最高裁判例の検討(3) 堀木訴訟</li> <li>6. 最高裁判例の検討(4) 泉佐野市民会館事件</li> <li>7. 最高裁判例の検討(5) 社会保険庁職員事件</li> <li>8. 最高裁判例の検討(6) 立川反戦ビラ入れ事件</li> <li>9. 最高裁判例の検討(7) 日の丸・君が代起立斉唱拒否事件</li> <li>10. 最高裁判例の検討(8) エホバの証人剣道実技受講拒否事件</li> <li>11. 最高裁判例の検討(9) マクリーン事件</li> <li>12. 最高裁判例の検討(10) 愛媛玉串料訴訟</li> <li>13. 最高裁判例の検討(11) 在宅投票制度廃止事件</li> <li>14. 最高裁判例の検討(12) 再婚禁止期間違憲訴訟</li> <li>15. 最高裁判例の検討(13) 南九州税理士会政治献金事件</li> </ol>
成績評価の方法	<p>平常点50点と期末試験50点、合計100点として評価する。正当な理由なく授業を6回以上欠席した場合（事前事後の連絡のない欠席は「正当な理由のない欠席」とみなす）は、期末試験の受験を認めない。この科目の再試験は実施しない。</p>

成績評価の基準	<p>平常点50点は、到達目標(a)～(c)のすべてにかかわる。このうち(ア)30点は主に到達目標の(a)(b)にかかわり、授業のなかでみられる基本的知識の理解度、分析・応用ができていないか、質疑応答への参加状況、予習の状況などの観点から評価する。正当な理由なく授業を欠席した場合（事前事後の連絡のない欠席は「正当な理由のない欠席」とみなす）は、1回につき3点減点する。正当な理由のない遅刻（事前事後の連絡のない遅刻は「正当な理由のない遅刻」とみなす）1回につき1点ないし2点減点する。(イ)残りの20点は、主として到達目標(c)にかかわるものであり、最高裁判例の事案を基にして作成してもらう当事者主張に割り当てる。</p> <p>期末試験は、到達目標(a)～(c)のすべてにかかわるが、とくに(c)に最大の比重がある。授業において扱った最高裁判例を応用した事例問題について、人権制約を違憲とする主張と合憲とする主張をそれぞれにまとめた形で作成してもらう形式とする。</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>予め配布する資料などを読み、質問等への解答を自分で考えてくること。授業で扱う事項の詳細については、予めTKC教育支援システムを通じて知らせる。</p>
教科書・参考文献	<p>特定のテキストを使用することではなく、こちらから資料のプリントを配布する。</p> <p>参考書：1年次に使用・紹介した教科書類の他に、渡辺康行他『憲法I基本権』（日本評論社、2016年）、小山剛『「憲法上の権利」の作法 第3版』（尚学社、2016年）、宍戸常寿『憲法 解釈論の応用と展開 第2版』（日本評論社、2014年）、駒村圭吾『憲法訴訟の現代的転回』（日本評論社、2013年）、戸松秀典『プレップ憲法訴訟』（弘文堂、2011年）、曾我部真裕・赤坂幸一・新井誠・尾形健編『憲法論点教室』（日本評論社、2012年）、高橋和之『体系憲法訴訟』（岩波書店、2017年）、木下智史=伊藤建『基本憲法I基本的人権』（日本評論社、2017年）など。</p>
履修条件	なし

## 7. 法と行政活動

授業科目名 (カナ)	法と行政活動 ( ホウトギョウセイカツドウ )
担当教員名 (カナ)	石森 久広 ( イシモリ ヒサヒロ )
履修年次	2年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	木3
講義の概要	<p>本授業は、いわゆる行政法総論部分を扱う。行政活動の違法は、解釈の誤り、裁量の誤りを指摘することが中心となる(事実の誤認や違憲主張など他にももちろんありうる)。事実を、法規範に照らし当てはめるという作業に、適確な解釈や裁量統制判断を行うことにより、国民の権利利益の適切な救済、行政活動の法の趣旨に則した適正化を図ることができる。具体的事案において、法の趣旨はどこにあり、事実はそれに照らしてどう評価されるのか、判例等の具体的素材を検討することによって、基本的知識を「使える」ものにするを目的とする。言い換えると、「知識は基礎的なもので構わず」(「平成21年度新司法試験の採点実感等に関する意見(行政法)」における「今後の法科大学院教育に求めるもの」)、しかし「使えるように理解」(高木光＝高橋滋＝人見剛『行政法事例演習教材』〔有斐閣、2009〕初版はしがき)することが重要である。華やかな「果実」(論証パターン)も基礎にしっかりとした「根」(理解)があつてのこと。的を射た議論や書面の作成を誘うだけでなく、見当違いの議論や書面を制御するのも、この「根」の役割。将来、制御不能に陥らないよう、「基礎的知識を使える理解」の「素地」を作ることを目指す。</p>
到達目標	<p>行政法の問題は、事案に応じた最適な行政争訟手段を選択して初めて違法性の主張が可能になるという特徴をもつ。「法と行政活動」は、いわゆる行政法総論分野に通底する基本的考え方を修得し、その「基本的考え方」を「使える」ようにして、2年次後期開講科目「行政救済法」と併せ、社会で生起する実際の事案について紛争解決に導く能力の基礎を身につけてもらうことを目標とする。「最低限修得すべき」目標としては、「立憲主義の下で行政作用を構成する法の仕組みを正確に理解すること」に基礎をおく、「行政訴訟において憲法を基礎とする公法的価値を的確に把握したうえで、当事者の主張を適切に構成し、説得的な文章にして表現できること」についての能力涵養を目指し、本法科大学院の「養成する人材」②及び③に寄与することになる。</p>

各回の授業内容	<p><b>第1回 はじめに（1）</b>  <b>【到達目標】</b> 行政法の解釈の特徴を，特に民法との関係で理解できる。  <b>【主要項目】</b> 行政法とは，行政法の役割と特質，行政法における多様な法律関係  <b>【主要判例】</b> 「農地買収処分と民法177条（百選I-8）」 「租税滞納処分と民法177条（百選I-9）」</p> <p><b>第2回 はじめに（2）</b>  <b>【到達目標】</b> 行政法の解釈の特徴を，特に解釈方法に関し理解できる。  <b>【主要項目】</b> 現代行政法における公法と私法  <b>【主要判例】</b> 「建築基準法65条と民法234条（百選I-10）」 「処分と民法177条（百選I-11）」 「国に対する損害賠償請求と消滅時効（百選I-26, 31）」など</p> <p><b>第3回 行政立法と条例（1）（CB第1章）</b>  <b>【到達目標】</b> 行政立法の分野における主要な検討項目は，委任立法に対する法律の授權の仕方，及び委任命令が法律の委任の趣旨を逸脱していないかどうかとなり，これを具体的事案に即して検討し，行政の活動の違法事由としてとらえることができる。  <b>【主要項目】</b> 法規命令，委任命令，執行命令，行政規則，行政規則の外部化現象  <b>【主要判例】</b> 「1-5 サーベル事件」「1-7 児童扶養手当事件」「1-9 東洋町事件」「1-10 医薬品ネット販売事件」など</p> <p><b>第4回 行政立法と条例（2）（CB第1章）</b>  <b>【到達目標】</b> 日本国憲法94条「法律の範囲内」，地方自治法14条2項「法令に違反しない限りにおいて」との関係で，最高裁の示した基準に即して条例自体の違法無効の判断ができる。  <b>【主要項目】</b> 法律と条例の関係 <b>【主要判例】</b> 「1-2 徳島市公安条例事件」「飯盛町旅館建築条例事件」「宝塚市パチンコ店等建築規制条例事件（神戸地判平成9・4・28）」 「伊丹市教育環境保全条例事件（神戸地判平成5・1・25）」など</p> <p><b>第5回 行政処分（1）（CB第2章）</b>  <b>【到達目標】</b> 行政処分に伴ういわゆる公定力，不可争力といった諸効力の概念を行政訴訟制度に即し正確に理解できる。  <b>【主要項目】</b> 行政行為の意義，種類，効力，無効な行政行為 <b>【主要判例】</b> 「8-4 松任市事件」「2-9 東京都安全条例事件」「2-10 冷凍倉庫事件」など</p> <p><b>第6回 行政処分（2）（CB第2章）</b>  <b>【到達目標】</b> 取消しと無効・職権取消しと撤回の区別に応じた法的判断が特に抗告訴訟制度の理解と関連して，具体的事案に即して行える。  <b>【主要項目】</b> 行政行為の取消しと撤回</p>
---------	--

【主要判例】「2-3 譲渡所得課税無効事件」「2-4 菊田医師事件」「2-6 パチンコ屋名義貸し事件」「2-8 ネズミ講課税事件」など

#### 第7回 行政手続 (CB第3章)

【到達目標】行政手続法の規定に即して、各手続がもつ意義を正確に理解することができる。特に、審査基準及び処分基準、理由提示等に関する違反があったかどうかを裁判所がどのような点に着目して審査しているかを理解し、いかなる手続違反があると行政処分は違法とされる(取消訴訟であれば取消事由となる)のか、具体的事案に即して検討することができる。

【主要項目】行政手続法制定前、行政手続法、理由付記、手続的瑕疵の法的効果(行政処分の適法性に及ぼす影響)

【主要判例】「3-1 個人タクシー事件」「3-3 群馬中央バス事件」「3-4 ニコニコタクシー事件」「3-9 一級建築士事件」など

#### 第8回 行政裁量 (1) (CB第4章)

【到達目標】行政処分の要件・効果等の判断のどの部分に、なぜ行政裁量が認められるのか(あるいは認められないのか)を読み解くことができる。そのうえで、裁量判断の合理性が欠如していることを示すためにどのような指摘をおこなうべきかを、具体的事案に即して検討することができる。

【主要項目】行政裁量の観念と区別、裁量権の逸脱・濫用の審査

【主要判例】「4-2 神戸全税関事件」「4-3 余目町事件」「4-4 マクリーン事件」

#### 第9回 行政裁量 (2) (CB第4章)

【到達目標】具体的場面ごとに、行政法の趣旨・目的や事柄の性質から、行政裁量の幅を的確に判断して、当該裁量をどのように審査するか判断基準(①全面的コントロール②合理性ないし相当性コントロール③明白性コントロール(宮田三郎)、①最大限の審査、②中程度の審査、③最小限の審査(三浦大介・行政法の新構想Ⅲ109頁ほか))を設定することができる。

【主要項目】裁量審査の実際、判断過程審査

【主要判例】「4-1 日光太郎杉事件」「4-5 伊方原発訴訟」「4-6 エホバの証人剣道実技拒否事件」「4-8 呉市公立学校施設使用不許可事件」

<\*第5回～第9回を範囲に中間試験実施>

#### 第10回 行政指導 (CB第5章)

【到達目標】行政手続法に規定されている実体的及び手続的規制の理解をもとに、主要な最高裁判例に即し、具体的な事案において、私人の権利・自由を不当に制約する行政指導が違法であることを立論できる。

【主要項目】行政指導の意義と種類、違法性、法的規制

【主要判例】「5-1 中野区特殊車両通行認定事件」「5-2 品川マンション事件」「5-4 武蔵野市教育施設負担金事件」「5-5 白石市事件」

など

#### 第11回 行政調査 (CB第6章)

【到達目標】調査の方法の適否, 得られた調査結果の証拠能力の有無, 調査の違法が行政処分の違法事由とされるかどうか等について, 具体的事案に即して検討できる。

【主要項目】行政調査の意義・法的性格, 法的規制, 刑事責任との関係

【主要判例】「6-3 所持品検査事件」「6-1 川崎民商事件」「6-2 荒川民商事件」など

#### 第12回 行政の実効性確保 (CB第7章)

【到達目標】行政上の代執行, 強制徴収, 直接強制, 及び間接強制 (執行罰) 並びに行政罰等につき, 具体例とともにその仕組みを把握したうえで, 特に一般法としての行政代執行法の各条文を正確に理解できる。強制執行と (国民への義務の賦課を介在させない) 即時強制の異同も, その具体例とともに理解できる。

【主要項目】行政上の強制執行, 代執行, その他の強制執行, 行政罰, その他の実効性確保手法

【主要判例】「7-1 茨木市職員組合事務所明渡請求事件」「7-3 福岡県志免町給水拒否事件」「7-4 宝塚市事件」「7-6 0-157事件」など

#### 第13回 個別法の解釈と行政活動の違法性 (CB第8章)

【到達目標】文言や裁量に関する解釈を施すにあたり, 当該問題を解決するために, 法はどのような価値観を前提に, どのようなシナリオを描いて, 当該行政権限にどのような役割を期待しているのか, の見方 (いわゆる「法の仕組み論」 (塩野宏), 「法の仕組み解釈」 (橋本博之) といわれる解釈の仕方) ができる。

【主要項目】個別法制度のしくみ, 法の適用・解釈, 法の趣旨・目的

【主要判例】「8-1 パチンコ店営業許可取消事件」「8-2 ストロングライフ事件」「8-4 日工展コム訴訟」

#### 第14回 憲法原則と一般的法原則 (CB第9章)

【到達目標】行政活動に統制を図るのはまずは当該個別法であるが, 例外的にそれでは不十分であったり (例えば, 「権利濫用」の法理が必要なケース), あるいは不適切であったり (例えば「信義則」が必要なケース) する場合に, 具体的事案において, 行政権の濫用の法理や信義則など, 憲法原則や法の一般原則を用いて, 行政活動を違法と判断することができる。

【主要項目】法律による行政の原理, 憲法原則, 平等原則, 比例原則, 信義則

【主要判例】「9-3 宜野座村工場誘致政策変更事件」「9-4 酒屋青色承認申請懈怠事件」「9-5 浦安漁港ヨット係留用鉄杭強制撤去事件」「9-8 福間町事件」など

	<p><b>第15回 情報公開と個人情報保護</b></p> <p>【到達目標】それぞれの法制度の存在意義及び、それに基づき構築された開示請求の仕組みを理解したうえで、具体的事案に即して、不開示事由該当性を検討することができる。</p> <p>【主要項目】不開示事由，個人情報保護</p> <p>【主要判例】「10-1 逗子市住民監査請求記録公開請求事件」「10-2 大阪府知事交際費公開請求事件」「10-5 大田区指導要録公開請求事件」など</p> <p>＜*全範囲を対象に（中間試験の範囲を除かないで）期末試験実施＞</p>
成績評価の方法	期末試験，中間試験，平常点を総合して評価する。
成績評価の基準	<p>定期試験…70点（短答式〔語句記入式，説明を求める形式等を含む〕及び論文式，を予定），中間試験…15点（短答式〔語句記入式，説明を求める形式等を含む〕を予定），平常点…15点（質疑応答等の所作を通じ，目標到達への姿勢を評価。欠席等の減点基準は，公欠相当の欠席は減点なし，それ以外の欠席は1点減点，事前の届出なしの欠席は2点減点，10分程度以上の遅刻・途中退室はその都度0.5点減点。），以上，合計100点で評価する。</p> <p>論述の採点基準は，①判断の枠組みができていないか，②検討すべき事項が適切に選択されているか，③根拠法令〔条項〕の的確な指摘ができていないか，④判断過程に矛盾はないか〔事実の摘示，なされている判断・評価は妥当か〕，の観点を基本として行う。</p> <p>*授業の出席が3分の2に満たない場合は期末試験の受験を認めない。 *再試験は実施しない。</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>【予習ガイド】</p> <p>A：レジュメにひと通り目を通し授業内容の全体像を確認してください。</p> <p>B：各自の基本書で該当部分を読んでください。</p> <p>C：ケースブックの該当する章の「判例の概観」を読んでください。</p> <p>D：ケースブックの判例について，事実の要点（①登場人物は誰か，②登場人物間でどのようなことがあったのか時系列的に，③問題は何か）・判決の要点（①設定された判断基準，②具体的判断，③結論）を確かめてください。</p> <p>E：レジュメの設問を検討してください。</p> <p>F：ケースブック，百選の関係する判例の確認をしてください。（復習でも可）</p> <p>*学部や「行政法入門」で学修済みの部分も多くありますから，その時点での修得度に応じて適宜薄くしてかまいません。</p>
教科書・参考文献	<p>【共通の教材】</p> <p>稲葉馨＝下井康史＝中原茂樹＝野呂充編『ケースブック行政法〔第5版〕』（弘文堂，2014）（改訂予定）</p>



	<p><b>【共通の参考書】</b>  行政判例百選 I〔第 7 版〕（有斐閣，2017年）</p> <p><b>【基本書】</b>  良書はいろいろありますが，さしあたり，</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>★塩野宏『行政法 I〔第 6 版〕』（有斐閣，2015年），</li> <li>★宇賀克也『行政法概説 I〔第 6 版〕』（有斐閣，2017年），</li> <li>★大橋洋一『行政法① 現代行政過程論〔第 3 版〕』（有斐閣，2016），</li> <li>★高木光『行政法』（有斐閣，2015年），</li> <li>★櫻井敬子＝橋本博之『行政法〔第 5 版〕』（弘文堂，2016年），</li> </ul> <p>などを薦めます〔購入の際は最新の版を確認のこと〕。</p>
履修条件	特になし。

## 8. 行政救済法

授業科目名 (カナ)	行政救済法 (ギョウセイキュウサイホウ)
担当教員名 (カナ)	石森 久広 (イシモリ ヒサヒロ)
履修年次	2年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	月3
講義の概要	<p>「民事法においては、民事の裁判所に訴えることは自明であるので、権利の実現手段について触れる必要はない、しかし、公法の事例においては、そもそも訴訟を提起できるのか、またどの裁判管轄になるのかが問題となる」(高木光＝高橋滋＝人見剛『行政法事例演習教材』〔有斐閣、2009〕初版はしがきに引用するGunter Schwerdtfeger, <i>Öffentliches Recht in der Fallbearbeitung</i>, 13. Aufl., 2007, S.1)。これが、ドイツの大学で「公法の事例演習に対して逃げ腰になり、司法試験間近になってもなお、特に不安と自信が半ばするような感情を抱く原因」のひとつであるという。</p> <p>行政法の問題は、事案に応じた最適な行政争訟手段を選択してはじめて、「法と行政活動」で修得した違法性(適法性)の主張が可能になる。この授業では、受講者に、実際の事案について紛争解決に導くことのできる能力の基礎を身につけてもらうため、行政救済のしくみと、そこに通底する基本的考え方を修得してもらうことを目指す。</p>
到達目標	<p>行政法の問題は、事案に応じた最適な行政争訟手段を選択して初めて違法性の主張が可能になるという特徴をもつ。「行政救済法」は、いわゆる行政救済法分野に通底する基本的考え方を修得し、その「基本的考え方」を「使える」ようにして、2年次前期開講科目「法と行政活動」と併せ、社会で生起する実際の事案について紛争解決に導く能力の基礎を身につけてもらうことを目標とする。「最低限修得すべき」目標としては、「立憲主義の下で行政作用を構成する法の仕組みを正確に理解すること」に基礎をおく、「行政訴訟において憲法を基礎とする公法的価値を的確に把握したうえで、当事者の主張を適切に構成し、説得的な文章にして表現できること」についての能力涵養を目指し、主として、本法科大学院の「養成する人材」②及び③に寄与することになる。</p>

各回の授業内容	<p><b>第1回 行政上の救済手続</b></p> <p>【到達目標】行政不服審査の仕組みを条文に即し理解したうえで、その特徴を行政事件訴訟と比較し把握できる。</p> <p>【主要項目】行政不服申立て，行政事件訴訟，国家補償，行政審判，苦情処理，迅速性，中立性，職権主義，当事者主義</p> <p><b>第2回 取消訴訟の対象（1）</b></p> <p><b>第3回 取消訴訟の対象（2）</b></p> <p>【到達目標】問題となる行為の一方性，権力性あるいは優越性，またそれによる権利・義務の内容あるいは法的地位の具体的変動の有無を読み取り，救済の場面の特質に応じて（紛争の成熟性や紛争解決の適切性の要素も加味して），処分性判断を適格に行える。</p> <p>【主要項目】公権力の行使，行政機関相互の関係，法的な効果を有しない行為，一般的抽象的な法的効果，給付拒否決定</p> <p><b>第4回 原告適格（1）</b></p> <p><b>第5回 原告適格（2）</b></p> <p>【到達目標】原告適格拡大の傾向をみせてきた最高裁判例（例えば，最判昭和57・9・9「長沼訴訟」（CB13-3）や最判昭和60・12・17「伊達火力発電所訴訟」は，当該「行政法規」を，明文の規定に限らず「趣旨」ないし「合理的解釈によるもの」を含むとし，最判平成元・2・17「新潟空港訴訟」（CB12-2）は，当該「行政法規」には目的を共通にする「関連法規〔関係法令〕」も含むとした。そして最判平成4年9月22日「もんじゅ訴訟」は，「利益の内容・性質」の考慮を要求した。）の理解のもとに，取消訴訟における第三者の原告適格の有無を，行訴法9条2項に即して具体的に検討することができる。</p> <p>【主要項目】法律上の利益，被侵害利益の性質，考慮事項の法定，違法主張の制限</p> <p><b>第6回 訴えの客観的利益</b></p> <p>【到達目標】最高裁判例が狭義の訴えの利益の有無につきどのような点に着目して判断しているか理解するとともに，これらの考え方をふまえて，具体的事案に即して検討することができる。</p> <p>【主要項目】法律上の利益，時間の経過，工事等の完了，行政処分の取消し・変更，法令の廃止・改正</p> <p style="text-align: center;"><b>*第2回～第6回を範囲に中間試験を実施</b></p> <p><b>第7回 取消訴訟の審理・判決（1）</b></p> <p><b>第8回 取消訴訟の審理・判決（2）</b></p> <p>【到達目標】取消訴訟の提起から判決に至るまでの重要な，行政事件訴訟の特徴を画す項目につき，行政事件訴訟法の規定に即して具体的な場面ごとに正確に理解できる。</p>
---------	---

【主要項目】出訴期間，被告適格，原処分主義と裁決主義，主張制限，違法性の承継，主張・立証責任，理由の差替え，違法判断の基準時，訴えの追加・変更，訴訟参加，判決の効力，事情判決

### 第9回 その他の抗告訴訟

【到達目標】無効等確認訴訟について，行政事件訴訟法 36 条にかかる，いわゆる一元説と二元説の違いや「現在の法律関係に関する訴え」をめぐる解釈，不作為違法確認訴訟における「相当の期間」の判断方法（行政手続法における標準処理期間との関係），義務付け訴訟 2 類型（申請型と非申請型）・差止訴訟の訴訟要件及び本案勝訴要件，とりわけ「重大な損害」の具体的検討方法，等について正確に運用できる。

【主要項目】無効確認訴訟，不作為の確認訴訟，義務付け訴訟，差止訴訟

### 第10回 その他の行政訴訟

【到達目標】とりわけ実質的当事者訴訟を適切に活用できる。その際，処分性の判定の場面において，取消訴訟と実質的当事者訴訟の選択，処分性の判定以外の場面において，抗告訴訟（とりわけ差止訴訟）と実質的当事者訴訟の選択を的確に行え，また，実質的当事者訴訟による場合の請求の趣旨の立て方，そして確認訴訟における確認の利益の有無につき，具体例事案に即して検討できる。

【主要項目】当事者訴訟，差止訴訟との関係，民衆訴訟，機関訴訟

### 第11回 仮の救済

【到達目標】執行停止の申立てを適時に行う判断ができる。また，仮の義務付け，仮の差止めの申立制度を理解し，申立要件につき具体的事案に即して検討できる。

【主要項目】執行停止，仮の義務付け，仮の差止め，仮処分

### 第12回 国家賠償法1条（1）

【到達目標】国家賠償法 1 条にいう「国又は公共団体」「公権力の行使」「公務員」「職務を行うについて」の意義を正確に理解したうえで，国家賠償法 1 条の責任成立の有無を裁判所がどのような点に着目して判断しているか分析し，具体的事案に即して検討できる。

【主要項目】1 条責任の本質，「公権力の行使」，「公務員」「職務を行うについて」

### 第13回 国家賠償法1条（2）

【到達目標】「故意又は過失によって違法に」の要件充足をどのように行うか，判例の理解のもとに把握できる。権限の不行使の違法判断の特殊性についても理解できる。

【主要項目】，職務行為基準説，違法性一元説，違法性相対説，消極的裁量濫用論

	<p><b>第14回 国家賠償法2条・その他</b></p> <p>【到達目標】「公の営造物」の意義を正確に把握したうえで、「設置又は管理の瑕疵」充足性判断を、道路と河川を代表に最高裁判決の理解を基にして、具体例に行うことができる。選任監督ないし設置管理者と費用負担者との内部求償関係に関する理解ができる。民法や他の法律の適用関係が問題となる4条及び5条、相互保証主義を規定する6条についても、正確に理解できる。</p> <p>【主要項目】公の営造物、設置又は管理の瑕疵、無過失責任、通常有すべき安全性、不可抗力、回避可能性、是認しうる安全性</p> <p><b>第15回 損失補償</b></p> <p>【到達目標】適法な行政活動に起因する損失補償のしくみとその成立要件の理解をもとに、「特別の犠牲」性につき、目的ないし原因、態様ないし程度を社会通念に照らして総合勘案して、また、「正当な補償」につき、代表的な最高裁判例をもとに、具体的な事案においてそれぞれ判断できる。</p> <p>【主要項目】「特別の犠牲」「正当な補償」</p> <p style="text-align: center;"><b>*全範囲を対象に（中間試験の範囲も除かないで）期末試験実施</b></p>
成績評価の方法	期末試験，中間試験，平常点を総合して評価する。
成績評価の基準	<p>定期試験…70点（短答式〔語句記入式，簡潔に説明を求める形式等を含む〕及び論文式を予定），中間試験…15点（短答式〔語句記入式，簡潔に説明を求める形式等を含む〕を予定），平常点…15点（質疑応答等の所作を通じ，目標到達への姿勢を評価。欠席等の減点基準は，公欠相当の欠席は減点なし，それ以外の欠席は1点減点，正当な理由を届け出ることなく欠席した場合は2点減点，10分程度以上の遅刻・途中退室はその都度0.5点減点。），以上，合計100点で評価する。</p> <p>論述の採点は，①判断の枠組みができていないか，②検討すべき事項が適切に選択されているか，③根拠法令〔条項〕の的確な指摘ができていないか，④判断過程に矛盾はないか〔事実の摘示，なされている判断・評価は妥当か〕，の観点を基本に行う。</p> <p style="padding-left: 2em;">*授業の出席が3分の2に満たない場合は期末試験の受験を認めない。</p> <p style="padding-left: 2em;">*再試験は実施しない。</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>【予習ガイド】</p> <p>A：レジュメにひと通り目を通し授業内容の全体像を確認してください。</p> <p>B：各自の基本書で該当部分を読んでください。</p> <p>C：ケースブックの該当する章の「判例の概観」を読んでください。</p> <p>D：ケースブックの判例について，事実の要点（①登場人物は誰か，②登場人物間でどのようなことがあったのか時系列的に，③問題は何か）・判決の要点（①設定された判断基準，②具体的判断，③結論）を確かめてください。</p>

	<p>E：レジュメの設問を検討してください。</p> <p>F：ケースブック，百選の関係する判例の確認をしてください。（復習でも可）</p> <p>*学部や「行政法入門」で学修済みの部分も多くありますから，その時点での修得度に応じて適宜薄くしてかまいません。</p>
教科書・参考文献	<p><b>【共通の教材】</b></p> <p>★稲葉馨＝下井康史＝中原茂樹＝野呂充編『ケースブック行政法〔第5版〕』（弘文堂，2014）（改訂予定）</p> <p><b>【共通の参考書】</b></p> <p>★行政判例百選Ⅱ〔第7版〕（有斐閣，2017年）</p> <p><b>【基本書】</b></p> <p>良書はいろいろありますが，さしあたり，</p> <p>★塩野宏『行政法Ⅱ〔第5版補訂版〕』（有斐閣，2013年）</p> <p>★宇賀克也『行政法概説Ⅱ〔第6版〕』（有斐閣，2018年），</p> <p>★大橋洋一『行政法Ⅱ 現代行政救済論〔第3版〕』（有斐閣，2018年）などを薦めます。</p>
履修条件	「法と行政活動」の履修。

## 9. 公法演習 I

授業科目名 (カナ)	公法演習 I (コウホウエンシュウイチ)
担当教員名 (カナ)	横田 守弘 (ヨコタ モリヒロ ) 石森 久広 (イシモリ ヒサヒロ )
履修年次	3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	月 2
講義の概要	<p>この科目は、憲法と行政法にかかわる事例を検討することにより、基本的な最高裁判例や学説などについて再確認するとともに、事例のどこに注目したらよいか、当事者としての主張をどのように組み立てたらよいか、それをどのように法的文章として表現したらよいかなどを検討するものである。当事者としての主張である法的文書の検討に際しては、担当教員と受講者との「双方向的な授業」とどまらず、受講者同士の議論がなされることを期待している。</p> <p>憲法においては、基本的な判例と学説の確認を行うとともに、事例を前提とした違憲主張の展開、これに対する反論、以上をふまえて第三者の立場からみたときの紛争の解決の仕方について検討する。観念的・パターンの思考ではなく、個別事案の特徴をつかんで説得力ある主張をできるようにしたい。</p> <p>行政法においても、事例を前提に、当事者の立場に立って、実定法に即してどのような主張をすればよいかを検討する。行政法の場合、とくにそれは選択した訴訟の種類と連動するため、適切な訴訟選択のあり方も考察の対象になる。</p> <p>授業は毎回、担当教員 2 人が共同して行う。したがって、この科目は、1 つの事例について憲法と行政法のそれぞれの立場から検討する機会ともなるであろう。</p>
到達目標	<p>この科目は、これまでの憲法・行政法の諸科目を学習して得られた知識と理解、そして基本的な文書作成能力を前提として、法的分析と推論を行ない納得できる結論を導きだすとともに、これを表現する質の高い文書を作成し、議論ができるようになることを目指すものである。本学法科大学院の「養成する人材」の 4 要素のうち、主に②と③を獲得するための科目であるといえる。詳しくは、『本学法科大学院の「養成する人材」と教育システムの概要』のなかの公法系の記述を参照。</p>

各回の授業内容	<p>第1回目の授業において進行の仕方などを確認した後、第2回から憲法の事例と行政法の事例を交互に1週間おきに各7回、計14回扱っていく。憲法も行政法も後記テキストの中から事例を選択して扱う。</p> <p>各回の授業においては、各事例についてこちらで用意した設問に対する解答となる書面を担当者に用意してもらい、これについて検討する。この書面は授業に先立って受講者全員に配布される。授業当日は、基本的な学説や判例の確認をしながら、各担当者による説明を端緒として受講者全員に争点について深めてもらうことにする。書面作成担当者はもちろんのこと、他の受講者も交えた積極的な議論が展開されることを期待している。</p> <p>受講者1人につき、憲法の実例を1回、行政法の実例を1回、担当してもらう予定である。受講者数の関係で担当者をおかない回が生じる可能性がある。その回の授業においては、全員がその場で事例について主張を考え、意見を出し合って議論する回とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 進め方の説明</li> <li>2. 憲法(1) 第1部〔問題8〕 公衆浴場開設不許可事件</li> <li>3. 行政法(1) 第1部〔問題2〕 ラブホテル建築規制条例をめぐる紛争</li> <li>4. 憲法(2) 第1部〔問題6〕 国家公務員によるビラ配布事件</li> <li>5. 行政法(2) 第1部〔問題4〕 開発許可をめぐる紛争</li> <li>6. 憲法(3) 第1部〔問題3〕 未決拘禁者の新聞選択の自由制限事件</li> <li>7. 行政法(3) 第1部〔問題5〕 砂利採取計画の認可をめぐる紛争</li> <li>8. 憲法(4) 第3部〔問題6〕 「ゴダールのマリア」上映中止事件</li> <li>9. 行政法(4) 第1部〔問題8〕 学校での事故・トラブルをめぐる紛争</li> <li>10. 憲法(5) 第1部〔問題9〕 自然公園内の新築不許可事件</li> <li>11. 行政法(5) 第2部〔問題6〕 条例によるパチンコ店規制をめぐる紛争</li> <li>12. 憲法(6) 第1部〔問題4〕 国籍法3条改正後の国籍確認請求事件</li> <li>13. 行政法(6) 第2部〔問題8〕 タクシーの運賃変更命令をめぐる紛争</li> <li>14. 憲法(7) 第1部〔問題13〕 在外日本人国民審査権確認請求事件</li> <li>15. 行政法(7) 第2部〔問題17〕 入管法に基づく退去強制をめぐる紛争</li> </ol>
成績評価の方法	① 担当者としての書面、②平常点、③学期末の期末試験を総合して評価する。
成績評価の基準	<p>①担当者としての書面について…20点（事案の分析、書面の構成、法的知識等の観点から評価する）、②出席などを含めた平常点…30点（出席、予習状況、発言などを評価する）、③学期末の期末試験…50点（長文の事例問題に対して、当事者としての主張などを検討、展開してもらう論述問題とする。憲法25点、行政法25点として、それぞれ別々に行なう。）、以上、合計100点として評価する。</p> <p>正当な理由なく授業を欠席した場合は平常点を減点する。正当な理由な</p>



	<p>く授業を6回以上欠席した者には期末試験の受験資格を認めない。          期末試験の再試験は実施しない。</p>
<p>準備・事後学習についての具体的な指示</p>	<p>各授業において扱う事例について、書面担当者任せにせず当事者の立場に立って自ら立論してみることが大切である。書面担当者にならなかった場合にも、自らの考え方をメモや文章にするという作業をすると有益だろう。</p>
<p>教科書・参考文献</p>	<p>憲法のテキスト：木下智史・村田尚紀・渡辺康行編著『事例研究憲法〔第2版〕』（日本評論社，2013年）          行政法のテキスト：曾和俊文・金子正史編著『事例研究行政法〔第3版〕』（日本評論社，2016年）          参考文献          憲法：小山剛『「憲法上の権利」の作法 第3版』（尚学社，2016年），曾我部真裕他編『憲法論点教室』（日本評論社，2012年），駒村圭吾『憲法訴訟の現代的転回』（日本評論社，2013年），宍戸常寿『憲法 解釈論の応用と展開 第2版』（日本評論社，2014年），渋谷秀樹『憲法起案演習 司法試験編』（弘文堂，2017年），大島義則『憲法ガール Remake Edition』（法律文化社，2018年）。          行政法：北村和生ほか『事例から行政法を考える』（有斐閣，2016年），土田伸也『基礎演習 行政法〔第2版〕』（日本評論社，2016年），亙理格・大貫裕之『Law Practice 行政法』（商事法務，2015年），原田大樹『演習行政法』（東京大学出版会，2014年），大島義則『行政法ガール』（法律文化社，2014年），橋本博之『行政法解釈の基礎』（日本評論社，2013年）</p>
<p>履修条件</p>	<p>2年次までの公法系法律基本科目を受講し単位を修得していないと，理解は難しい。</p>

## 10. 公法演習Ⅱ

授業科目名 (カナ)	公法演習Ⅱ ( コウホウエンシュウニ )
担当教員名 (カナ)	横田 守弘 ( ヨコタ モリヒロ ) 吉田 知弘 ( ヨシダ トモヒロ ) 小原 清信 ( コハラ キヨノブ )
履修年次	3年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	木1
講義の概要	<p>この科目は、憲法及び行政法に関する具体的な事例を前にして、当事者としての主張やそれに対応する解答をどのように組み立てたらよいか、それをどのように法的文章として表現したらよいかなどを検討するものである。前期「公法演習Ⅰ」と比べて事例についてのより深い検討及びより実践的な文章作成を目的とするといつてよい。</p> <p>担当教員として、憲法及び行政法の研究者教員だけでなく、実務家教員が加わる。その点で、この科目は、憲法と行政法が交錯する問題を扱うだけではなく、理論と実務の架橋を図るという意義も持つ。</p>
到達目標	<p>この科目は、前期「公法演習Ⅰ」において獲得された能力（本学法科大学院の「養成する人材」のなかの②③が中心となる）をさらに深化させるものという位置づけになる（詳しくは、『本学法科大学院の「養成する人材」と教育システムの概要』のなかの公法系の記述を参照）。3年前期までの公法系必修科目を履修してそれらの科目の目標に到達した者を対象とする。</p>
各回の授業内容	<p>後記テキストの中から憲法・行政法それぞれ7つの事例問題を扱う。毎回指定された事例問題について、あらかじめ担当者が当事者としての主張などを述べた書面を作成して提出する。授業ではこれをもとにして参加者の議論を中心にして進行することになる。授業後、担当者は授業での議論も参考にして、担当事例についての書面を書き直して提出することになる。（1人につき少なくとも憲法1回、行政法1回を担当してもらう予定である。）毎回担当教員3名が共同で授業を行うが、扱う事例は憲法と行政法を交互に1週間おきに扱っていく。各回の授業においては、担当教員3名のうち1名が司会者として進行を担当するとともに議論の内容をリードし、他の2名は適宜コメントを加えていく。</p> <p>詳細は開講時に改めて説明する。</p> <p>1. 進め方の説明</p>

	<p>2. 憲法(1) 平成24(2012)年度司法試験論文式公法第1問</p> <p>3. 行政法(1) 平成26(2014)年度司法試験論文式公法第2問</p> <p>4. 憲法(2) 平成25(2013)年度司法試験論文式公法第1問</p> <p>5. 行政法(2) 事例研究行政法第3部問題5 (生活保護の廃止決定をめぐる紛争)</p> <p>6. 憲法(3) 平成26(2014)年度司法試験論文式公法第1問</p> <p>7. 行政法(3) 平成27(2015)年度司法試験論文式公法第2問</p> <p>8. 憲法(4) 平成27(2015)年度司法試験論文式公法第1問</p> <p>9. 行政法(4) 平成28(2016)年度司法試験論文式公法第2問</p> <p>10. 憲法(5) 平成28(2016)年度司法試験論文式公法第1問</p> <p>11. 行政法(5) 事例研究行政法第3部問題6 (保安林指定解除をめぐる紛争)</p> <p>12. 憲法(6) 平成29(2017)年度司法試験論文式公法第1問</p> <p>13. 行政法(6) 平成29(2017)年度司法試験論文式公法第2問</p> <p>14. 憲法(7) 平成30(2018)年度司法試験論文式公法第1問</p> <p>15. 行政法(7) 平成30(2018)年度司法試験論文式公法第2問</p> <p>(注) 以上は2017年度に取り扱った問題を参考にして、2018年度に取り扱う問題を暫定的に指定したものである。最新の司法試験論文式問題の内容など種々の事情により、取り扱う問題とその順序を開講時までに変更することがある。変更については開講時まで告知するので注意されたい。</p>
成績評価の方法	<p>担当者としての授業前の書面提出および授業後の書面提出について、憲法30点、行政法30点。平常点40点。以上を合計して100点満点で評価する。定期試験・再試験は行わない。普段の学習態度がすべてである。</p>
成績評価の基準	<p>授業前及び授業後に提出される書面については、構成・事案分析・基礎知識という3つの角度から評価をする。毎回の授業後に担当教員3名が協議を行い、書面の内容を検討して評価内容を決定する。</p> <p>平常点については、授業出席状況とともに積極的発言の有無など議論参加状況にも注目する。正当な理由なく授業を欠席した場合や、明らかに予習しないで授業に望んでいると思われる場合には減点する。</p> <p>正当な理由なく6回以上欠席した者は、成績評価の際に「定期試験を受験しなかった者」と同じ扱いをする。また、開講期間中に正当な理由のない欠席が6回に達した者は、その時点で受講意思なきものとみなす。</p>

準備・事後学習についての具体的な指示	<p>当然のことだが、担当者でなくても進んで事例について構成を考えてくるとい う主体性が必要である。予習せずにただ1時間半座っていて何かを教えてもら おうと思っても、無駄な時間を過ごすだけであるし、予習をして臨んでいる受 講者の迷惑になるだろう。司法試験論文式試験における出題趣旨及び「採点実 感等に関する意見」・「採点実感」が言及する最高裁判例をしっかりと復習す ること。</p>
教科書・参考文献	<p>憲法のテキスト：司法試験論文式公法第1問の過去問から7問を扱う。 行政法のテキスト：司法試験論文式公法第2問の過去問を扱うが、場合によ っては曾和俊文・金子正史編著『事例研究行政法〔第3版〕』（日本評 論社，2016年）第3部の問題を扱うことがある</p> <p>参考文献</p> <p>憲法：小山剛『「憲法上の権利」の作法 第3版』（尚学社，2016年）， 曾我部真裕他編『憲法論点教室』（日本評論社，2012年），駒村圭吾『憲 法訴訟の現代的転回』（日本評論社，2013年），宍戸常寿『憲法 解釈論 の応用と展開 第2版』（日本評論社，2014年），渋谷秀樹『憲法起案演 習 司法試験編』（弘文堂，2017年），大島義則『憲法ガール Remake Edi tion』（法律文化社，2018年）。</p> <p>行政法：北村和生ほか『事例から行政法を考える』（有斐閣，2016年）， 土田伸也『基礎演習 行政法〔第2版〕』（日本評論社，2016年），亙 理格・大貫裕之『Law Practice 行政法』（商事法務，2015年），原田 大樹『演習行政法』（東京大学出版会，2014年），大島義則『行政法ガ ール』（法律文化社，2014年），橋本博之『行政法解釈の基礎』（日本評 論社，2013年）</p>
履修条件	<p>3年前期までの法律基本科目公法系必修科目のすべての単位を取得している こと</p>

## 11. 民法 I (総則・物権法)

授業科目名 (カナ)	民法 I (総則・物権法) ( ミンポウイチ (ソウソク・ブッケンホウ) )
担当教員名 (カナ)	多田 利隆 ( タダ トシタカ )
履修年次	1 年次
単位	4 単位
授業時間 (前期)	火 1、木 1
講義の概要	民法入門に相当する内容も含めて、民法総則と物権法 (担保物権を除く) について、講義を行う。
到達目標	<p>[正確な法律知識の修得]</p> <p>民法典第一編「総則」は、法典の構成上、民法全体に当てはまるべき通則を集めたものである。民法は私法の一般法であるから、その中には、民法のみならず私法全般を通じる基本的で重要なルールが多数含まれている。民法典第二編「物権」には、財貨の代表的地位を占めてきた「物」に対する支配を内容とする物権——所有権がその代表的なものである——の法律関係を定めたルールが置かれている。</p> <p>この授業では、民法総則と物権法について、民法典の規定を中心としながら特別法も含めて、その内容について理論的基礎に裏付けられた体系的知識を修得することを第一の目標としている。</p> <p>[基礎的な法適用能力の修得]</p> <p>さらに、この科目では、この分野について、具体的事例に法規定を当てはめて法的解決を導く基礎的な力を涵養することを目標としている。この段階では、事例への法適用の練習はむしろ上記の体系的知識の修得と不可分の関係にあり、むしろ、後者にとって大きな意味を持つことが多いであろうが、それにとどまらず、法適用の基本的な手順を知り、それに慣れることが重要である。</p> <p>[法的な議論や説得ができる力の涵養]</p> <p>法的な議論に慣れ、説得力ある法的表現の仕方について基礎的な素養を身につけることも、この授業の到達目標のひとつである。</p> <p>[人間性など]</p> <p>法的ルールは生身の人間の営みから導かれそれに適用されるものであるから、それを学ぶことは、人間を学ぶことでもある。豊かな人間性と確固とした倫理観や正義感を備えた法律専門家になるための基礎を培うことも、間接的ではあるが、この科目の到達目標のひとつである。</p>

<p>各回の授業内容</p>	<p>1 <b>【はじめに】</b>  授業の進め方や成績評価についての説明を行う。また、民法の勉強の仕方等についてアドバイスをする。</p> <p><b>【民法はどのような法規範か】</b>  項目：私法の一般法（実質的意義の民法）、民法の基本理念、民法典（形式的意義の民法）</p> <p>2 <b>【私法上の権利義務主体(自然人) その1】</b>  私法関係の構成要素である権利義務主体のうち、自然人について基本理念と、権利能力の始期・終期、失踪宣告の制度について学ぶ。</p> <p>項目</p> <p>一 権利能力</p> <p>二 失踪宣告  △ 失踪宣告取消の効果  ※ 「△」は、解釈論上の重要論点であることを示している。以下、同じ。</p> <p>3 <b>【契約の成立と効力】</b>  私的自治を具体的に担うものとしての法律行為・意思表示の意義と、最も重要な法律行為である契約の成立要件・有効要件について学ぶ。</p> <p><b>【契約(法律行為)の効力を左右するもの —その1 主体的要因—】</b>  契約の有効性を左右する要因として、まず、当事者の主体的要因を取り上げる。</p> <p>項目：意思能力、行為能力、制限行為能力者制度、未成年者、被後見人、被保佐人、被補助人、相手方の催告権、  △ 制限能力者の詐術</p> <p>4 <b>【契約(法律行為)の効力を左右するもの —その2 内容的要因—】</b>  契約の有効性を左右する二つめの要因として、内容的な要因を取り上げる。</p> <p>項目</p> <p>一 一般的有効要件  確定性、実現可能性、適法性、公序良俗  △ 取締法規違反の法律行為の効力</p> <p>二 公序良俗違反の内容について</p>
----------------	--

5 **【契約(法律行為)の効力を左右するもの —その3 意思表示過程の問題—】**

契約の有効性を左右する要因として、第三に、意思表示過程に生じる問題によって契約が無効になったり取り消しうるものになったりする場合を取り上げる。

項目

一 心裡留保

△ 善意の第三者との関係

二 通謀虚偽表示

6 94条2項

△ 無過失の要否

△ 第三者の範囲

三 錯誤

錯誤概念と錯誤の態様

7 錯誤による意思表示の取り扱い

△ 錯誤無効の要件

認識可能性要件、無重過失要件と相手方の悪意、共通錯誤の取り扱い

△ だれが無効主張できるか

8 △ 動機の錯誤

四 詐欺・強迫による意思表示

△ 善意者保護の絶対的構成と相対的構成

△ 消費者契約法の規定

9 **【私権の種類と権利行使に関する一般的ルール】**

私権の種類を俯瞰し、特に人格権の特徴と内容について学ぶ。また、権利行使についての一般的なルールとして、公共の福祉、信義則、権利濫用禁止を取り上げる。

項目

一 私権の種類

△ 人格権

	<ul style="list-style-type: none"> <li>二 公共の福祉、信義則、権利濫用禁止 <ul style="list-style-type: none"> <li>△ 権利濫用の認定について</li> </ul> </li> </ul>
10	<p><b>【代理】</b></p> <p>代理制度について学ぶ。</p> <p>項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 代理制度の意義と代理のメカニズム <ul style="list-style-type: none"> <li>△ 顕名主義と署名代理</li> <li>△ 代理行為の瑕疵</li> </ul> </li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>△ 代理権の濫用</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>二 無権代理 <ul style="list-style-type: none"> <li>無権代理の取り扱い</li> <li>△ 無権代理と相続</li> </ul> </li> </ul>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>三 表見代理 <ul style="list-style-type: none"> <li>表見代理の態様と要件</li> <li>信頼保護制度としての分析</li> <li>△ 基本代理権（110条）</li> <li>△ 「信ずべき正当な理由」（110条）の内容</li> </ul> </li> </ul>
13	<ul style="list-style-type: none"> <li>△ 法定代理と表見代理</li> <li>△ 761条と表見代理</li> <li>△ 表見代理規定の重複適用</li> </ul>
14	<p><b>【法人制度】</b></p> <p>法人制度の基本について学ぶ。</p> <p>項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 法人法について</li> <li>二 法人の設立 <ul style="list-style-type: none"> <li>△ 権利能力なき社団・財団</li> </ul> </li> </ul>
15	<ul style="list-style-type: none"> <li>三 法人の組織</li> <li>四 法人の能力 <ul style="list-style-type: none"> <li>△ 目的による能力の制限</li> </ul> </li> </ul>



	<p>16 <b>【時効】</b>  時効制度の趣旨をはじめとして、消滅時効、取得時効及び両者に共通の重要なルールと問題点について学ぶ。</p> <p>項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 時効制度の趣旨</li> <li>二 消滅時効 <ul style="list-style-type: none"> <li>△ 起算点—現実の行使の期待可能性を考慮すべきか—</li> <li>△ 除斥期間</li> </ul> </li> <li>17 三 取得時効</li> <li>四 時効の中断</li> <li>18 五 時効の停止</li> <li>六 時効の効果 <ul style="list-style-type: none"> <li>△ 時効援用の位置づけ</li> <li>△ 援用権の喪失</li> </ul> </li> <li>19 <b>【物権法序論】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 物権という権利について</li> <li>二 物権の客体について <ul style="list-style-type: none"> <li>動産・不動産、主物・従物、元物・果実</li> <li>△ 海面下の土地所有権</li> </ul> </li> <li>21 三 物権法定主義 <ul style="list-style-type: none"> <li>△ 慣習法上の物権</li> </ul> </li> </ul> </li> <li><b>【物権的請求権】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>その1</li> <li>22 物権的請求権      その2</li> </ul> </li> <li><b>【所有権】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 総論</li> <li>二 相隣関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>△ 通行権</li> </ul> </li> <li>23 三 共有</li> </ul> </li> </ul>
--	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 態様</li> <li>・ 共有物の使用・負担・管理・変更</li> <li>・ 持分権の処分</li> <li>・ 共有関係の解消 <ul style="list-style-type: none"> <li>△ 裁判分割と全面的価格賠償</li> </ul> </li> </ul>
24	<ul style="list-style-type: none"> <li>△ 区分所有法</li> <li>△ 入会権</li> </ul>
25	<p><b>【占有権】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>△ 相続と新権原</li> <li>△ 相続と占有の承継</li> <li>△ 占有訴権</li> </ul>
26	<p><b>【物権変動の仕組みと解釈論上の諸問題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 意思主義／形式主義、物権行為の独自性・無因性 <ul style="list-style-type: none"> <li>△ 所有権移転時期</li> </ul> </li> <li>二 公示の原則／公信の原則、対抗要件主義 <ul style="list-style-type: none"> <li>△ 「登記をしなければ、第三者に対抗することができない」の法的意味</li> </ul> </li> </ul>
27	<p><b>【民法177条の適用範囲】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 登記がなければ対抗できない物権変動 <ul style="list-style-type: none"> <li>△ 取消と登記</li> <li>△ 解除と登記</li> <li>△ 時効と登記</li> </ul> </li> </ul>
28	<ul style="list-style-type: none"> <li>△ 相続と登記</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>二 登記がなければ対抗できない第三者 <ul style="list-style-type: none"> <li>△ 賃借人</li> <li>△ 第三者の善意・悪意 <ul style="list-style-type: none"> <li>背信的悪意者排除の法理</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
29	<p><b>【動産物権変動】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 引渡対抗要件主義</li> <li>二 引渡の態様</li> <li>三 動産即時取得制度</li> </ul>

	<p>△ 占有改定と即時取得</p> <p>△ 占有委託物・離脱物の区別的取り扱い</p> <p>30 【94条2項の類推適用法理について】</p>
成績評価の方法	<p>成績評価は、①筆記試験の得点と②平常点とを総合的に評価して行う。①と②は、それぞれ8：2の割合で総合評価に反映させる。中間試験の時期は、第一回目：5月初めもしくは半ば、第二回目：6月末を予定している（他の科目との調整も必要なので変更の可能性がある）。具体的な日時については、改めて予告する。筆記試験の再試験は行わない。なお、欠席が1／3を超える場合には、期末試験の受験資格を認めない。</p>
成績評価の基準	<p>① 筆記試験の得点</p> <p>2回の中間試験と期末試験の計3回の筆記試験の得点による。それぞれが筆記試験全体の得点評価に占める比重は、2：2：6とする（期末試験の範囲は授業の全範囲）。</p> <p>② 平常点</p> <p>出席状況、発言内容及び授業への取り組みの積極性等を平常点として評価する。出席状況の評価の仕方は、毎回授業へ出席することを前提として、正当な事由がないかぎり、欠席・遅刻があれば減点する（1回についてそれぞれ1点、0.5点）。</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>教科書の該当箇所を読み、レジメや、配布した判例の資料等に目を通しておくこと。レジメは、予め、TKC教育支援システムにより配信する。プリントアウトは各自で行うこと。なお、各回の準備学習として特に必要な事項があれば、上記システムの該当箇所を指示する。</p>
教科書・参考文献	<p>教科書 内田貴『民法I 総則・物権総論（第4版）』（東大出版会）</p> <p>参考書 潮見佳男・道垣内弘人編『民法判例百選I（第7版）』（有斐閣）</p> <p>なお、参考文献については講義中に適宜指示する。</p>
履修条件	<p>特になし。</p>

## 12. 民法Ⅱ(債権法総論)

授業科目名 (カナ)	民法Ⅱ(債権法総論) ( ミンポウニ (サイケンソウロン) )
担当教員名 (カナ)	和田 安夫 ( ワダ ヤスオ )
配当年次	1年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	水2
講義の概要	<p>学生便覧に記載した「養成する人材」の4つの要素のうち、主として②、③、④に留意しながら授業を進める。すなわち、②の「的確な事案の把握および事実の認定」、「正確な法律知識に裏打ちされた法的判断」を行い、③「これを表現するための質の高い文書作成および議論や説得ができる能力」の涵養を図り、④「新しい法律問題に対して、適切に対応できるだけの応用力や創造力を備え」るようになるためには、どのような考え方で、教材などに向き合えばよいかというところから話をはじめ、それを基礎にして順次、債権総論の重要問題に踏み込んでいく。</p> <p>昨年の民法改正により、債権総論の分野の条文も改正されている。2月末現在で、それに対応した基本書は公刊されていないので、「教科書」として大村・道垣内編『民法(債権法)改正のポイント』(有斐閣・2017.10)を指定し、それに即した解説、設問作成を行う予定である。</p>
到達目標	債権法総論の重要な制度の内容を正確に理解し、その知識を基礎にしてケース問題についてあてはめができるようになること。
各回の授業内容	<p>第1回 現行法と改正法・・・改正内容概観</p> <p>第2回 債権の目的</p> <p>第3回 債権の効力(1) 履行期と履行遅滞、履行不能、受領遅滞</p> <p>第4回 債権の効力(2) 履行の強制、債務不履行による損害賠償</p> <p>第5回 債権の効力(3) 416条から422条の2についての解釈</p> <p>第6回 債権者代位権</p> <p>第7回 詐害行為取消権(1)</p> <p>第8回 詐害行為取消権(2)</p> <p>第9回 連帯債権と連帯債務</p> <p>第10回 保証債務(1)</p> <p>第11回 保証債務(2)</p> <p>第12回 債権の譲渡</p> <p>第13回 債務の引受</p>

	<p>第14回 債権の消滅（1）</p> <p>第15回 債権の消滅（2）</p> <p>以上の項目以外は、現在未定である。レジメはできるだけ早い時期に作成して配布する。</p>
成績評価の方法	<p>第5回、11回および第15回終了時にそれぞれ小テストを実施する。この3回の小テストおよび定期試験の結果による。</p>
成績評価の基準	<p>小テスト4割、期末試験6割の比重で評価する。</p> <p>ただし、期末試験は、授業に2/3以上出席していなければ受験することができない。</p> <p>欠席1回につきマイナス1点、遅刻1回につきマイナス0.5点とする。</p> <p>なお、再試験は実施しない。</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>教科書として指定した解説本は、民法改正の解説書であり、その債権総論の部分を読破してもらいたい。ただ、本書は改正法の解説であるので、全体像は示されていない。そのため、後日公刊されるであろう改正に対応した基本書の通読が必須の作業になる。</p>
教科書・参考文献	<p><b>教科書</b>：大村・道垣内『民法(債権法)改正のポイント』（有斐閣・2017.10）のうち、債権総論関連部分。</p> <p><b>参考書</b>：改正法に対応した内容を含む基本書。</p>
履修条件	<p>特になし</p>

### 13. 民法Ⅲ(担保物権法)

授業科目名 (カナ)	民法Ⅲ (担保物権法) ( ミンポウサン (タンポブッケンホウ) )
担当教員名 (カナ)	多田 利隆 ( タダ トシタカ )
履修年次	1年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	火 4
講義の概要	物に対する排他的な支配権を用いて債権回収を確実にする制度である担保物権制度について講義する。民法典は、「第二章 物権」の第七章以下に、留置権、先取特権、質権、抵当権という4種類の担保物権制度について規定している。また、実務では、それ以外に、譲渡担保や仮登記担保という権利移転型の担保も行われており、これらは判例法や特別法によって独自の物的担保制度として認められている。この科目では、後者を含むわが国の物的担保制度について講義を行う。
到達目標	<p>1年次の講義科目である「民法Ⅰ」～「民法Ⅴ」は、民法の各分野について、[正確な法律知識]、[基礎的な法適用能力]、[議論や説得ができる能力等]を修得し、さらに、[豊かな人間性など]を養うことを到達目標としている。これらの内容については、民法Ⅰのシラバスを参照してほしい。民法Ⅲは、担保物権法の分野についてそのような素養を身につけることを到達目標としている。</p> <p>担保物権の制度は、「金融」という生活関係にとっては身近なものであるが、一般の市民生活では触れる機会があまりない。しかも、その中には、多数の技術的概念あるいは特有の利益調節の仕方や考え方が含まれているため、特に社会経験の少ない若い世代にはなじみにくく学びにくい分野だといえよう。しかし、法曹になるためには、この分野についても十分な知識と問題解決能力を修得しておかなければならない。自分なりの工夫と努力をして、この分野に苦手意識を持つことのないようにしてほしいものである。</p>
各回の授業内容	<p>1. 【担保物権法序説】</p> <p>担保制度の意義や種類、特徴等、序論的な内容を取り上げる。</p> <p>項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 担保制度</li> <li>二 担保物権の種類</li> <li>三 担保物権の共通の性質</li> </ul> <p>【抵当権の意義・特徴】</p>

条文の順序とは異なるが、最も重要な担保物権として、まず、抵当権を取り上げる。はじめに、抵当権の意義と特徴について学ぶ

### 【抵当権の設定】

項目

一 抵当権設定契約

△ 無効登記の流用

※ △印は、重要な論点であることを示している。以下、同じ。

2. 二 被担保債権

△ 無効な法律行為と抵当権の効力

三 目的物

### 【抵当権の効力】

抵当権の効力について、この回から何回かにわたって取り上げる。

項目

一 目的物の範囲

△ 「付加物」・設定後の従物

△ 分離物に対する追及力

3. 二 物上代位

物上代位の目的

△ 買戻代金債権

△ 賃料債権と物上代位

・賃料債権に物上代位を認めるべきか否か。

4. ・転貸賃料債権

△ 物上代位のための差押え

・差押えと相殺の抗弁

・差押えと敷金の充当

・差押えと債権譲渡

・差押えと一般債権者の差押え・転付命令

5. 三 抵当権侵害に対する救済

1 侵害の予防・除去

△ 物権的請求権としての明渡請求

2 損害賠償請求

	<p>6. 四 法定地上権</p> <p>1 趣旨</p> <p>2 成立要件</p> <p>△ 建物の滅失と再築</p> <p>△ 共同抵当の場合</p> <p>△ 所有者の事後的変更</p> <p>7. △ 目的物が共有の場合</p> <p>3 成立時期・対抗要件</p> <p>4 内容</p> <p>五 抵当不動産の第三取得者の地位</p> <p>1 代価弁済</p> <p>2 抵当権消滅請求権</p> <p>8. 【<b>抵当権の処分</b>】</p> <p>転抵当、譲渡・放棄、順位の変更等、抵当権の処分について学ぶ。</p> <p>【<b>共同抵当</b>】</p> <p>同一の債権の担保のために複数の目的物に抵当権が設定された場合の 法律関係、特に、代価配当方法についてのルールを学ぶ。</p> <p>【<b>根抵当</b>】</p> <p>根抵当権制度について、普通抵当権に対してどのような特徴を持っているのかという観点を重視して、その内容を学ぶ。</p> <p>9. 【<b>抵当権の消滅</b>】</p> <p>【<b>質権</b>】</p> <p>質権について学ぶ。</p> <p>項目</p> <p>一 意義</p> <p>二 種類</p> <p>三 設定</p> <p>△ 目的物を設定者に返還した場合の法律関係</p> <p>四 効力</p>
--	--



	<p>五 転質</p> <p>10. <b>【留置権】</b> 留置権について学ぶ。 項目 一 意義 二 成立要件     △ 留置物と債権との牽連関係 三 内容 四 消滅</p> <p>11. <b>【先取特権】</b> 先取特権について学ぶ。 項目 一 意義 二 種類 三 順位 四 効力     △ 動産売買先取特権と物上代位 五 消滅</p> <p><b>【変型担保】</b> 判例によって形成されてきた権利移転型・権利留保型の担保制度について学ぶ。 項目 一 権利移転型担保</p> <p>12. 二 譲渡担保     1 意義     2 設定         △ 譲渡担保の法律構成     3 効力 その1</p> <p>13. 効力 その2     △ 譲渡担保にもとづく物上代位     △ 第三者に処分がなされた場合</p>
--	---

	<p>4 実行 △ 清算をめぐる法律問題</p> <p>14. △ 受戻権をめぐる法律問題 ・譲渡担保権者による弁済期後の譲渡と受戻権 ・受戻権の放棄と清算金請求</p> <p>5 集合物・集合債権の譲渡担保</p> <p>15. 二 仮登記担保 三 所有権留保、代理受領</p>
成績評価の方法	<p>成績評価は、①筆記試験の得点と②平常点とを総合的に評価して行う。①と②は、それぞれ8：2の割合で総合評価に反映させる。筆記試験は、期末試験のほかに中間試験を1回行う。筆記試験の中では、期末試験6、中間試験4の評価割合とする（期末試験の範囲は授業の全範囲）。中間試験の時期は、11月中旬を予定しているが（他の科目との調整も必要なので変更の可能性がある）、具体的な日時については、改めて事前に知らせる。再試験は行わない。なお、欠席が1／3を超える場合には、期末試験の受験資格を認めない。</p>
成績評価の基準	<p>① 筆記試験の得点 中間試験と期末試験の得点は、筆記試験全体の得点の中で、4：6の割合で評価する。</p> <p>② 平常点 出席状況、発言内容及び授業への取り組みの積極性等を平常点として評価する。出席状況の評価の仕方は、毎回授業へ出席することを前提として、正当な事由がないかぎり、欠席・遅刻があれば減点する（1回についてそれぞれ1点、0.5点）。</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>事前に、教科書の該当箇所を読み、レジメや、配布した判例の資料等に目を通しておくこと。レジメは、予め、TKC教育支援システムにより配信する。プリントアウトは各自が行うこと。なお、各回の準備学習として特に必要な事項があれば、上記教育支援システムの該当箇所を指示する。</p>
教科書・参考文献	<p>教科書 内田貴「民法Ⅲ 債権総論・担保物権（第三版）」（東大出版会） 参考書 潮見佳男・道垣内弘人編『民法判例百選Ⅰ（第7版）』（有斐閣） その他、授業の進行に合わせて資料を配布するほか、参考文献を指示する。</p>
履修条件	<p>民法Ⅰ（総則・物権）及び民法Ⅱ（債権総論・契約法）を履修済みか、並行して履修していること。</p>

## 14. 民法Ⅳ(債権法各論)

授業科目名 (カナ)	民法Ⅳ(債権法各論) ( ミンポウ ヨン(サイケンホウカクロン) )
担当教員名 (カナ)	和田 安夫 ( ワダ ヤスオ ) 長倉 忍 ( ナガクラ シノブ )
配当年次	1年次
単位	4単位
授業時間 (後期)	水1、金2
講義の概要	<p>学生便覧に記載した「養成する人材」の4つの要素のうち、主として②、③、④に留意しながら授業を進める。すなわち、②の「的確な事案の把握および事実の認定」、「正確な法律知識に裏打ちされた法的判断」を行い、③「これを表現するための質の高い文書作成および議論や説得ができる能力」の涵養を図り、④「新しい法律問題に対して、適切に対応できるだけの応用力や創造力を備え」るようになるためには、どのような考え方で教材などに向き合えばよいかというところから話をはじめ、それを基礎にして順次、債権法各論の重要問題に踏み込んでいく。</p> <p>基本的発想の順序は、具体的事実→適用可能な規範→具体的事実→適用規範→具体的事実→規範の要件の充足の確認ということになる。</p> <p>出発点である具体的事実とは、社会に存在する事実である。その中から法的な表現を施されたものが「事実」として登場してくるが、そのようにされるまでに何がしかの抽象化がなされている。どれだけ抽象化されているかという問題はあるものの、ともかくも事実とされているものを対象としてそこから思考を始める。その結果、問題点が浮かび上がってくるわけで、その問題にどのような規範を適用すればよいかを考えるのが、法解釈の一面であるし、法科大学院で学ぶにあたって重要な部分である。この部分の試行錯誤の中から「養成する人材」①にあげた能力が培われるであろう。</p> <p>この授業は、研究者教員である和田による講義を中心に進行するが、実務家教員長倉が共同担当者として加わり、授業に出席して、理解を深めるために主に実務的観点からのアドバイスを適宜行うほか、受講者からの質問にも、研究者教員とともに対応する。また、6回実施する予定の小テストの問題の選定は、長倉先生と相談して決定する。</p> <p>昨年5月末に成立した民法改正法について、18年2月時点でそれに対応した改定を行った基本書で公刊されているものは潮見佳男『債権各論Ⅰ、Ⅱ第3版』(新世社・2017.6, 2017.12)である。したがって、今年度はこの基本書を教科書とする。改正法を理解するには、現行法がどうなっているかを明確にしたうえで、どのような改正がされたかを理解する必要がある。本講義もその方針に従って</p>

	展開することになる。
到達目標	契約法および法定債権法(事務管理、不当利得、不法行為)の重要な制度の基本枠組みを、判例に現れた事案および仮設事案を具体例として、基本枠組みと事案などとの相互関係を明らかにしながら、規範の側の理解を深めることを目的とする。
各回の授業内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 改正法概観</li> <li>2 契約の成立</li> <li>3 契約の効力</li> <li>4 契約の解除と危険負担 (1)</li> <li>5 契約の解除と危険負担 (2)</li> <li>6 売買 (1) 成立・買戻し</li> <li>7 売買 (2) 効力 (1)</li> <li>8 売買 (3) 効力 (2)</li> <li>9 売買 (4) 効力 (3)</li> <li>10 贈与、使用貸借</li> <li>11 使用貸借・賃貸借 (1)</li> <li>11 賃貸借 (2)</li> <li>12 賃貸借 (3)</li> <li>13 賃貸借 (4)</li> <li>14 請負 (1)</li> <li>15 請負 (2)</li> <li>16 委任 (1)</li> <li>17 委任 (2)</li> <li>18 寄託・組合・和解</li> <li>19 事務管理</li> <li>20 不当利得</li> <li>21 侵害利得・給付利得</li> <li>22 特殊の給付利得</li> <li>23 不法行為制度</li> <li>24 権利侵害、故意・過失</li> <li>25 因果関係</li> <li>26 損害</li> <li>27 損害賠償請求</li> <li>28 使用者責任・注文者の責任・工作物責任</li> <li>29 物による権利侵害、共同不法行為</li> <li>30 医療過誤、運行供用者責任</li> </ol> <p>以上が、潮見・前掲書の目次に従った項目設定である。各項目の具体的な内容は後程示すことにする。</p>

	第5回, 第10回, 第15回, 第22回, 第30回終了時にそれぞれ小テストを実施する。
成績評価の方法	5回の小テストおよび期末試験の結果による。
成績評価の基準	小テスト4割、期末試験6割の比重で評価する。 欠席1回につきマイナス1点。遅刻1回につきマイナス0.5点とする。定期試験は、2/3以上の出席がなければ受験することができない。なお、再試験は実施しない。
準備・事後学習についての具体的な指示	法改正の直後であり、十分な数の基本書はいまだ出そろっていない(18年2月現在)。本講義は、今年度は後期開講であるので、夏までには何冊かの基本書が公刊されると見込まれる。公刊情報に注意し、各自がこれまでに読み込んだ基本書の改訂版が出たらそれを入手して読み込むこと。
教科書・参考文献	<b>教科書</b> ：潮見佳男『債権各論Ⅰ、Ⅱ(第3版)』(新世社・2017年) <b>参考書</b> ：奥田昌道・安永正昭・池田真朗編『判例講義民法Ⅱ債権(第2版)』(悠々社、2014年)
履修条件	特になし。

## 15. 民法Ⅴ(家族法)

授業科目名 (カナ)	民法Ⅴ(家族法) ( ミンポウゴ(カゾクホウ) )
担当教員名 (カナ)	宮崎 幹朗 ( ミヤザキ ヨシロウ )
履修年次	1年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	水2
講義の概要	民法のうち家族法(民法典第4編親族及び第5編相続の範囲に該当する分野)に関する問題について講義します。夫婦、親子、扶養等の親族法に関する問題、遺産分割、遺言、遺留分等の相続法に関する問題について基本的な知識を取得できるように、各回に大きなテーマを設定し、授業を進めます。
到達目標	<p>本授業では、家族法に関する基本的な知識の修得を目指し、さまざまな家族に関連する法律問題に柔軟な対応することができる考え方の修得を目指します。</p> <p>現実の家族に関する問題を考える際には、単に法律の条文のみを問題とするのではなく、現実の社会・家庭に生起するさまざまな問題に目を向けることが求められます。家族をめぐる紛争・トラブルの解決には、豊かな人間性を持ち、さまざまな人々に共感し、正義や公平の観念に従い、社会常識や社会通念を踏まえて的確な事案の把握に努め、適切な問題解決を探ることが必要です。市民のための法曹を目指すためにも、社会や一般の人々の考え方を考慮しながら問題を検討していくとともに、それぞれの人の立場に立ってものごとを考える態度が不可欠です。また、家族紛争の処理・解決のために、話し合い(協議)や家庭裁判所の家事調停によって当事者間で合意を形成することを求める仕組みが作られています。したがって、問題の種類によっては、必ずしも法規範どおりの問題の処理が求められているわけではないことになります。さらに、家族をめぐる問題の中には、内縁関係の法的保護に関する問題など、民法上の規範が存在せず、判例法の展開によって形成されてきた理論も多くあります。生殖補助医療を利用した子の法的親子関係の確定問題など、社会の進展に伴って現行の法規範では十分には対処できない問題も現れています。</p> <p>そのような背景を踏まえて、単に民法の条文上の法的知識の修得だけではなく、さまざまな問題に対する関心を深め、具体的な裁判例等を検討することを通して、柔軟な視野に立った考え方を身につけることを目指します。</p>
各回の授業内容	各回の授業のテーマは以下のとおりです。授業の際の進み具合等によって変更することもあります。なお、シラバス作成時点では明確にはなっていませんが、相続法に関する重要な改正案が国会で審議される可能性がありますので、

	<p>それに伴って第9回以降の授業の内容等に変更がある可能性があります。</p> <p>第1回 家族法の意義、家族紛争の解決方法、親族概念  第2回 婚姻の成立と効力  第3回 離婚の成立と効果（離婚後の未成年子の監護は除く）  第4回 婚約、事実婚・内縁関係、婚外関係の法的保護  第5回 実親子関係の成立  第6回 養親子関係の成立  第7回 親権（離婚後の未成年子の監護を含む）、後見、扶養  第8回 氏、名、戸籍、相続制度の概要  第9回 相続人、相続の承認・放棄  第10回 包括承継の原則、相続財産の範囲  第11回 相続分（法定相続分、具体的相続分）  第12回 共同相続財産の管理・清算、相続人の不存在、特別縁故者制度  第13回 遺産分割  第14回 遺言、遺贈  第15回 遺留分</p>
成績評価の方法	<p>前回の授業の復習を兼ねて授業の初めに実施する小テストと期末試験、および授業の際の受講態度や質問に対する対応などを考慮して評価します。</p> <p>出席回数が3分の2に満たない場合は、成績評価の対象とならないので、注意してください。</p>
成績評価の基準	<p>小テストについては20点を配点します。各回の点数の合計点（各回5点×14回＝満点70点）を20点満点で換算します。</p> <p>受講態度や質問への対応などの平常点は10点満点で評価します。</p> <p>定期試験については70点を配点します。設問形式は択一式（30点満点）と論述式（40点満点）で出題します。論述式については、特に、問題の論点把握の正確さ、判例および学説の理解度、論述の論理的整合性に注目して採点します。なお、再試験は実施しません。</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>毎回、授業の最初に前回の復習を兼ねて小テストをおこないますので、授業後に必ず復習をしておいてください。あらかじめ配布しているチェックテストなども活用して、事後の学習をおこなってください。また、重要な判例については、レジメに要旨を記載していますが、少なくとも授業において重要な判例と指摘されたものについては『判例百選』などの判例集に目を通して確認しておく習慣を身に付けてください。</p> <p>また、次回の授業のテーマに合わせて、あらかじめ配布しているレジメや教科書を読むなどして、予習しておいてください。</p>
教科書・参考文献	<p>教科書は指定しません。各自がすでに使用しているものがあれば、それを使用してかまいません。まだ、教科書を持っていない人には、二宮周平『家族法（第4版）』（新世社、2013年）または窪田充見『家族法（第3版）』（有斐閣、</p>

	<p>2017年) を推薦しておきます。</p> <p>参考書として、判例集をそろえておくことを勧めます。購入しない場合は、重要な判例については、必ず下記の判例集などを図書館で確認するようにしてください。水野紀子ほか編『民法判例百選Ⅲ 親族・相続』（有斐閣、2015年）、松本恒雄ほか編『判例プラクティス 民法Ⅲ 親族・相続』（信山社、2010年）、二宮周平ほか編『新・判例ハンドブック【親族・相続】』（日本評論社、2014年）など。</p> <p>授業については、あらかじめ配布するレジメを使いますので、予習および復習については、これらを参考にして進めてください。レジメと一緒に配布するチェックテストは各自授業の復習などに利用してください。</p>
履修条件	特にありません。



## 16. 商法 I

授業科目名 (カナ)	商法 I ( ショウホウイチ )
担当教員名 (カナ)	横尾 亘 ( ヨコオ ワタル )
履修年次	1 年次
単位	4 単位
授業時間 (前期)	火 2、金 3
講義の概要	近時の重要性から、「商法 I」の講義の対象は、会社法に限定される。対象が法学未修者であることに加えて、広範囲な内容を 4 単位分の時間でカバーしなければならないため、受講生の予習を前提にして、効率的な講義形式で行うが、できるだけ学生諸君の理解を確認しつつ前に進みたい。単なる知識の教授だけではなく、商法上の諸制度ないし各規定がどのような価値判断や理念に基づいているのか、法は実際に機能しているのか、法と現実との関係等、商法を通じて学生の考える力を育成したい。
到達目標	法学未修者が、商法（会社法）の体系的・基礎的知識を確実に習得し、後に履修しなければならない商法演習や民事法総合演習等の事例問題や生の判例に正面から取り組むことができる能力を養成することが本講義の主たる目的である。
各回の授業内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 講義の進め方、会社法総論（1）—企業形態の種類・会社の概念</li> <li>2. 会社法総論（2）—法人格否認の法理、会社の権利能力の制限、</li> <li>3. 会社の種類（株式会社と持分会社）</li> <li>4. 株式会社の全体像（機関構造等）</li> <li>5. 会社法総則</li> <li>6. 株式会社の設立（1）—制度の概要 1</li> <li>7. 株式会社の設立（1）—制度の概要 2</li> <li>8. 株式会社の設立（2）—危険な約束</li> <li>9. 株式会社の設立（3）—設立の瑕疵</li> <li>10. 株式（1）—株式とは何か、株主平等の原則、株式の内容と種類</li> <li>11. 株式（2）—（続）株式の内容と種類</li> <li>12. 株式（3）—株式の流通</li> <li>13. 株式（4）—自己株式の取得規制</li> <li>14. 株式（5）—株主の会社に対する権利行使</li> <li>15. 株式（6）—株式の評価・消却・併合・分割・無償割当て、</li> <li>16. 株式（7）—キャッシュアウト、単元株制度</li> <li>17. 小テスト</li> </ol>

	<p>18. 募集株式の発行（1）—規制の目的、発行手続</p> <p>19. 募集株式の発行（2）—発行の瑕疵</p> <p>20. 募集株式の発行（3）—新株予約権</p> <p>21. 機関（1）—総説（監査役設置会社・指名委員会等設置会社など）</p> <p>22. 機関（2）—株主総会・株主総会の決議</p> <p>23. 機関（3）—株主総会決議の瑕疵</p> <p>24. 機関（4）—役員等の選任・解任、取締役・取締役会・代表取締役</p> <p>25. 機関（5）—取締役・執行役と会社との関係</p> <p>26. 機関（6）—監査総説・監査役・監査役会・会計監査人・指名委員会等設置会社・監査等委員会設置会社</p> <p>27. 機関（7）—役員等の会社に対する責任・第三者に対する責任</p> <p>28. 機関（8）—株主代表訴訟・差止請求</p> <p>30. 予備日</p> <p>（講義の進捗状況に応じて上記の順序、各分野の回数は変更する。）</p>
成績評価の方法	<p>1回の小テスト（50点満点の予定）および期末試験（50点満点の予定）の合計点による。30回の授業は毎回出欠を取り、欠席回数が多い者は減点する。なお、再試験は行わない。</p>
成績評価の基準	<p>① 会社法の諸制度について体系的な理解をしているか。②会社法の重要条文について立法趣旨を理解しているか。③会社法に関する重要判例について理解しているか。</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>各回の講義予定部分のレジュメおよび教科書・参考書の該当箇所を予習しておくこと。予め、各回のレジュメを事前に配信する予定である。</p>
教科書・参考文献	<p>教科書はとくに指定しない。判例解説は必要。『会社法判例百選（第3版）』（有斐閣）を用意すること。自学の際には①伊藤靖史ほか『リーガルクエスト会社法[第3版]』（有斐閣）または②田中亘『会社法』（東京大学出版会）を強く薦めたい。ほかに、③江頭憲治郎『株式会社法』（有斐閣。たびたび改訂される。非常に大部であるから辞書的に使うのが良いか）、④神田秀樹『会社法』（弘文堂。毎年のように改訂される）等は定評がある。</p>
履修条件	<p>民法（1年前期）を履修済みであること。</p>

## 17. 商法Ⅱ

授業科目名 (カナ)	商法Ⅱ ( ショウホウ ニ )
担当教員名 (カナ)	横尾 亘 ( ヨコオ ワタル )
履修年次	2・3年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	月2
講義の概要	会社法はたびたび改正が行われ制度も複雑になってきているため、1年次の「商法Ⅰ(4単位)」のみでは全体を見渡すために時間が足りない。また、これは2年次の「商法演習(2単位)」そこで、「商法Ⅱ」を開講し、会社法の「計算」「社債」「組織再編」等についてカバーすることとする。また、会社法以外の商事法分野を網羅できないため、商法総則・商行為法についてもここで講義する。必修科目ではないが、可能な限り履修することが望ましい。
到達目標	諸君が、商法の体系的・基礎的知識を確実に修得し、会社法を含む商法の総合問題を解決できる能力を養成することが本講義の主たる目的である。単なる知識の修得だけではなく、商法上の諸制度ないし各規定がどのような価値判断や理念に基づいているのか、なぜ民法以外に民法を修正変更する商法が必要なのか、商法は実際に機能しているのか、法と現実との関係等を考えながら商法の理解を深めることが本講義の目的である。
各回の授業内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 計算(1) — 計算書類、資本金と準備金、剰余金の分配</li> <li>2. 計算(2) — 剰余金の分配</li> <li>3. 持分会社</li> <li>4. 社債による資金調達 — 社債・新株予約権付社債</li> <li>5. 組織再編(1) — 組織変更・事業譲渡</li> <li>6. 組織再編(2) — 合併</li> <li>7. 組織再編(3) — (続) 合併、会社分割</li> <li>8. 商法の単位としての「商人」、商行為、商人の名称としての「商号」</li> <li>9. 名板貸、商業使用人、商業登記の公示力</li> <li>10. 営業譲渡、商業帳簿、代理商</li> <li>11. 商行為の特則</li> <li>12. 商事売買</li> <li>13. 交互計算、仲立営業、問屋営業</li> <li>14. 運送取扱営業、運送営業、貨物引換証、旅客運送</li> <li>15. 寄託、場屋営業主の責任、倉庫営業、倉庫証券 (講義の進捗状況に応じて上記は変更の可能性がある)</li> </ol>

成績評価の方法	期末試験(100点)によって評価する。出欠は毎回とり、欠席は1回につき1点、遅刻は1回につき0.5点を減点する。なお、再試験は行わない。
成績評価の基準	① 会社法の「計算」「社債」「組織再編」等に関する重要条文について立法趣旨を理解しているか。②会社法の「計算」「社債」「組織再編」等に関する重要判例について理解しているか。③商法総則・商行為についての基本的な知識を有しているか。
準備・事後学習についての具体的な指示	第1回から第7回については、予めレジュメを配信する。第8回以降については、各回の講義予定部分に相当する教科書の該当箇所を必ず予習しておくこと。
教科書・参考文献	教科書：①『会社法判例百選（第3版）』（有斐閣）を必携とする。教科書としては、②前田雅弘ほか『会社法事例演習教材[第3版]』（2016年、有斐閣）と、③丸山秀平『基礎コース 商法Ⅰ総則・商行為法/手形・小切手法（第3版）』（新世社）を指定する。このほか、④『商法（総則・商行為）判例百選（第5版）』（有斐閣）を講義中において参照する。 参考書：①伊藤靖史ほか『リーガルクエスト会社法[第3版]』（有斐閣）、②江頭憲治郎『株式会社法』（有斐閣。改訂多め）、④神田秀樹『会社法』（弘文堂。改訂頻繁）
履修条件	民法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、商法Ⅰを履修中ないし履修済みであること。

## 18. 民事手続法

授業科目名 (カナ)	民事手続法 ( ミンジテツヅキホウ )
担当教員名 (カナ)	濱崎 録 ( ハマサキ フミ )
履修年次	2年次
単位	4単位
授業時間 (前期)	水2、金2
講義の概要	<p>1 本講義では、本学法科大学院が重視する法曹に必要な資質のうち、(2)および(3)の資質を涵養することを目的とする。民事訴訟で扱う紛争は、関係当事者間の利益あるいは権利の衝突によって生ずる。紛争において事案を的確に把握し、事実を認定し、結論を導き出すためには、民事訴訟の果たす機能を理解し、基本概念を修得することが不可欠である。</p> <p>2 そこで本講義では、上記の目的を達成するために①民事訴訟（第一審）の開始から終了までの手続の流れを理解すること、②上記の手続の流れについての理解を踏まえたうえで、民事訴訟に関する理論的な諸問題のうち、特に重要かつ基礎的なものを理解することを目指す。</p>
到達目標	<p><u>判決手続全体のながれを正確に理解するとともに、重要な論点について議論状況を理解することを第1の目標とする。</u>そのうえで、<u>各論点についての自らの見解を形成し、説得的に述べることができるようになる</u>ことを第2の目標とする。以上の目標は、本学の「法曹に必要な資質として特に重視する4つの要素」のうち、第1の目標がおもに(2)の能力を備えること、第2の目標がおもに(3)の能力を備えることに寄与する。</p> <p>また、上記の目標を達成することは3年次開講の発展的科目における理解、議論につながる。</p>

各回の授業内容	<p>第1回 民事訴訟とそれ以外の紛争解決方式、民事訴訟全体のながれ、民事訴訟の法源、訴訟と非訟、法律上の争訟</p> <p>第2回 訴えの概念と類型 訴えの概念、訴えの類型、形式的形成訴訟</p> <p>第3回 訴訟要件と訴えの類型ごとの訴えの利益 訴訟要件一般、継続的不法行為と将来給付の訴え、遺言無効確認の訴え</p> <p>第4回・5回 当事者 ①当事者概念・当事者の確定・当事者能力・訴訟能力、当事者確定の基準、法人でない社団の要件 ②代理人、法人の代表者と表見法理、当事者適格をめぐる議論、訴訟担当</p> <p>第6回 裁判所 管轄の種類、裁判所の除斥・忌避・回避、移送</p> <p>第7回・8回 訴え提起と処分権主義、訴え提起の効果 ①訴訟物論争、必要的記載事項、処分権主義の内容と根拠、損害賠償請求訴訟における訴訟物、一部請求後の残部請求の可否 ②相殺の抗弁、債権者代位訴訟と二重起訴禁止、時効中断、引換給付判決</p> <p>第9回 訴訟手続の進行と停止 当事者主義と職権主義、付郵便送達、公示送達、補充送達、訴訟行為の追完</p> <p>第10回 口頭弁論の準備と口頭弁論 争点整理手続、口頭弁論で採用されている諸原則、不熱心訴訟追行 【中間テスト】</p> <p>第11回・12回 事案の解明 弁論主義と職権探知主義、弁論主義の根拠と内容、釈明権と釈明義務、法的観点指摘義務</p> <p>第13回 口頭弁論における当事者の訴訟行為 訴訟手続に関する当事者の合意の性質、訴え提起と訴権の濫用、民事訴訟における信義則の発現</p> <p>第14回 証拠法の諸概念と証明を要しない事項 証拠方法の種類、証明と疎明、厳格な証明と自由な証明との違い、自白と自白の撤回、間接事実の自白、権利自白</p> <p>第15回・16回 証拠による事実認定 ①自由心証主義の内容、違法収集証拠の証拠能力、証明責任の問題、客観的証明責任と主観的証明責任 ②要件事実、証明責任分配の修正や証明軽減法理、証明責任の転換、間接反証</p> <p>第17回・18回 証拠調べ 証拠の申出、唯一証拠の法理、承認義務、証言拒絶権、鑑定、専門訴訟、文書提出命令を中心とする書証をめぐる手続 【中間テスト】</p> <p>第19回 当事者の訴訟行為による訴訟の終了 訴え取下げ、請求の放棄・認諾、訴訟上の和解について、訴訟上の和解の性質</p> <p>第20回～22回 裁判、判決の効力、既判力の範囲</p>
---------	--

	<p>①判決の種類、判決の確定と確定判決の効力、既判力の根拠、時的限界</p> <p>②判決理由中の判断の拘束力、争点効と信義則、確定判決の変更を求める訴え</p> <p>③相対性原則、既判力の拡張、反射効</p> <p>第 24 回 複数請求訴訟 訴えの併合、中間確認の訴えの意義、訴えの変更</p> <p>第 25～27 回 複数当事者訴訟</p> <p>①共同訴訟の種類、類似必要的共同訴訟をめぐる問題、固有必要的共同訴訟をめぐる問題、訴えの主観的予備的併合、同時審判申出共同訴訟</p> <p>②補助参加の要件と手続、補助参加の利益の判断基準、争点ごとの補助参加、補助参加人の地位、補助参加と上訴、共同訴訟的補助参加、訴訟告知制度</p> <p>③権利主張参加と詐害防止参加、二重譲渡事例における権利主張参加、独立当事者参加と訴訟上の和解、債権者代位訴訟における債務者の独立当事者参加</p> <p>第 28 回～30 回 上訴および再審</p> <p>①上訴制度の目的、上訴の効果、控訴審の審理、附帯控訴の性質、控訴の利益不利益変更禁止の原則、上告理由と裁量上告、破棄判決の拘束力、許可抗告</p> <p>②再審制度、判決の偏取と再審事由、再審における原告適格</p>
成績評価の方法	中間テスト（20点）、平常点（20点）および期末試験（60点）により評価する。
成績評価の基準	中間テストは2回行い、合計点を半減して成績評価に加える。平常点は、講義中の応答が積極的であるか、内容が的確かといった点を評価できる場合には各回1点を基本として加点する。さらに加点すべき内容発言には15回を通して5点まで加点する。試験における採点基準は、各手続の趣旨・概念を理解できているか、重要な問題について議論状況を理解できているか、自らの導き出した結論を説得的、整合的に述べているかを中心とする。この科目では、再試験は行わない。なお、授業出席が3分の2を下回った場合、期末試験の受験資格を失う（欠席は1回ごとに平常点から2点を減じる）。
準備・事後学習についての具体的な指示	事前にWeb上に掲載する各回の講義予定レジュメ、参考文献で予習して臨むこと。また『民事訴訟法判例百選（第5版）』の該当部分をよく読むこと。各回の内容が適切に定着しているかは、たとえば拡大OHに参加したり事例問題集で簡単な事例問題を解いたりするなかで、実際に答案作成の機会を設けることを通じて確認することをお勧めする。
教科書・参考文献	教科書は、 <u>三木浩一ほか『民事訴訟法（第2版）』（有斐閣、2015年）</u> と高橋宏志ほか編『民事訴訟法判例百選（第5版）』（有斐閣、2015年）を使用する。また、高橋宏志『重点講義民事訴訟法（上・第2版補訂版）（下・第2版補訂版）』（有斐閣、2013年、2014年）を図書館等で適宜参照して予習復習することをお勧めする。
履修条件	民事訴訟法の理解には民法・会社法の知識が必要となるため、必要部分の科目の履修を前提とする。

## 19. 民法演習 I

授業科目名 (カナ)	民法演習 I ( ミンポウエンシュウ イチ )
担当教員名 (カナ)	和田 安夫 ( ワダ ヤスオ ) 長倉 忍 ( ナガクラ シノブ )
配当年次	2年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	金 4
講義の概要	<p>大審院および最高裁の判例を素材にして、主要判例研究を行う。昨年5月末の民法改正の内容の解説書である『民法(債権法)改正のポイント』(有斐閣2017.10)の債権法該当部分の解説に示された判例をあげた。これらの判例が改正法とどのように関連しているかを理解することを一つの目的とする。</p> <p>現役の弁護士である長倉先生が加わるので、検討判例を長倉先生と検討する予定であるので、以下にあげる判例は暫定的なものである(ただ、事前に変更の通知をしない限りこの判例を順次検討していく)。</p> <p>なお、判例によっては、検討時間が余る場合があるので、その場合には判例を追加して検討することがある。</p> <p>教員の側の解説を聞くだけに終始しないように、参加者全員が議論をするように留意すること。</p>
到達目標	<p>学生便覧に記載した「養成する人材」の4つの要素のうち、②、③、④を実践することを目標とする。すなわち、②の「的確な事案の把握および事実の認定」、「正確な法律知識に裏打ちされた法的判断」を行い、③「これを表現するための質の高い文書作成および議論や説得ができる能力」の涵養を図り、④「新しい法律問題に対して、適切に対応できるだけの応用力や創造力を備え」ることが授業の目的である。これらの4つの要素のうち、①については、授業中の検討内容から、諸君がそれぞれに学び取ってもらえればよいと考えている。</p>
各回の授業内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 最判昭55.12.18民集34・7・888安全配慮義務違反</li> <li>2 大判大10・5・27民録27・963遅滞になる日</li> <li>3 最判昭37・9・4民集16・9・1834不法行為による損害賠償債務が遅滞になる時点</li> <li>4 大判大2・5・12民録19・327、最判昭35・4・21民集14・6・930不動産の二重譲渡</li> <li>5 大判昭10・5・27民録27・963、大判大14・2・27民集4・97債務者の無過失が免責事由</li> <li>6 大判昭4・3・30民集8・363、大判昭4・6・19民集8・675転借人の行為につ</li> </ol>



	<p>いての賃借人の責任</p> <p>7 大判昭8・6・13民集12・1437解除前の損害賠償請求</p> <p>8 大連判大15・5・22民集5・386相当因果関係</p> <p>9 最大判昭39・6・24民集18・5・854過失相殺</p> <p>10 最判平6・4・21裁時1121・1賠償額の予定と過失相殺</p> <p>11 大判昭2・2・25民集6・236、最判昭41・12・23民集20・10・2211代償請求権</p> <p>12 最判昭40・12・3民集19・9・2090、最判昭46・12・16民集25・9・1472受領遅滞の効果</p> <p>13 大判昭2・2・2民集6・133、最判昭29・12・21民集8・12・2211解除の際の相当の期間</p> <p>14 最判昭36・11・21民集15・10・2507、大判昭13・9・30民集17・1775、最判昭43・2・23民集22・2・281付随的義務の不履行による解除</p> <p>15 最判昭62・10・8民集41・7・1445、大判大5・5・10民録22・936解除権の時効消滅</p> <p>第1回目の時間に演習の方針、具体的な進め方などについて説明する。イメージとしては、各判例について、事前に担当者を指定しておき、その学生の報告をもとに質疑応答および検討を行う。</p>
成績評価の方法	期末試験8割、提出レジメ1割、質疑応答の内容1割。
成績評価の基準	期末試験7割、提出レジメ2割、質疑応答の内容1割の比重で評価する。期末試験は、2/3以上の出席がなければ受験することができない。欠席1回につきマイナス1点。遅刻1回につきマイナス0.5点とする。なお、再試験は実施しない。
準備・事後学習についての具体的な指示	判例研究を行うので、事前に指定判例を読んでおくことが必要である。
教科書・参考文献	<p><b>参考書</b>：大村・道垣内『民法（債権法）改正のポイント』有斐閣2017年</p> <p>瀬川・内田・森田編著『民法判例集担保物権・債権総論』（第3版）有斐閣2014年、瀬川・内田編著『民法判例研究債権各論』（第3版）有斐閣2008年</p> <p>松本・潮見編『判例プラクティス民法Ⅱ債権』信山社2010年</p>
履修条件	民法Ⅰ、Ⅱ、Ⅳを履修済みであること。

## 20. 民法演習Ⅱ

授業科目名 (カナ)	民法演習Ⅱ ( ミンポウエンシュウニ )
担当教員名 (カナ)	多田利隆 ( タダ トシタカ )
履修年次	2年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	火3
講義の概要	<p>物権法・担保物権法、及び、債権法中の責任財産保全制度の分野から、いくつかの重要論点を選んで、仮設事例あるいは判例を素材として演習を行う。授業では、予習を前提とした質疑応答を主な内容とする。なお、復習と文書作成能力涵養の意味で、事後レポートの提出を課題とする（割り当てられた者のみ）。</p>
到達目標	<p>民法の演習科目はⅠからⅢまでであるが、いずれも、1年次の講義科目を通じて修得した知識や問題解決能力、表現力や議論・説得の能力等を、演習（ゼミナール）形式の授業を通じてより高度なものへと発展させることを目的としている。1年次の講義科目で修得するレベルを「基礎」とし、3年次のそれを「総合」すなわち科目横断的で実践的なものであるとすると、この演習科目で修得すべき法的素養は「応用」として位置づけることができよう。「民法演習Ⅱ」では、その中で、物権法・担保物権法の領域及び債権の責任財産保全制度における解釈論上の重要論点を取り上げる。</p> <p>テーマに応じて、判例を素材とする判例演習と仮設事例を素材とする設例演習とを使い分ける。判例演習は、医師の養成になぞらえれば症例研究に相当し、設例演習は、模擬実践に相当するものといってよいであろう。到達目標として修得すべき素養を以下にまとめておく。</p> <p>〈両者に共通するもの〉</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 実定法規、法原則、判例および学説についての、より深い理解にもとづいた正確な知識。</li> <li>② 適用条文の発見や双方の立場を踏まえた解釈論上の議論（主張一反論）を含む的確な条文操作ができる能力。</li> <li>③ 必要な法情報について、迅速かつ的確に調査・収集ができる能力。</li> <li>④ 説得的で効果的な弁論や明晰で説得力のある法文書作成の能力。</li> <li>⑤ 生身の人間の営みに対する共感と豊かな人間性や正義感。紛争解決に法律家として携わることへの職業意識と倫理観。</li> </ol> <p>〈判例演習でめざすもの〉</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 判例を注意深く読んで、第一審、第二審及び上告審における当事者の主</li> </ol>

	<p>張と裁判所の判断を正確にたどり、事実関係と法律構成との両面から、解決にいたった過程を的確に把握できること。最高裁判決については、提示された判例準則を正確に理解し、従来の判例とどこが違うのか、将来の事件に対してどこまで射程距離が及ぶのかを判断できること。</p> <p>② 判例を自分なりに分析し評価できること。たとえば、具体的事実と裁判所の判断との対応関係に留意して、前提事実がどのように違えば結論が変わるのか、何らかの独自の事情が作用しているのではないかを検証すると共に、法体系や法理論に照らして適正な判断と評価できるか否か、別の考え方が可能か否か等について批判的・創造的に考察できること。</p> <p>〈設例演習でめざすもの〉</p> <p>法律問題を前にして、自分なりに法を適用して妥当な結論を導くという、実践的な問題解決のためのアプローチや処理ができること。</p> <p>①法的に意味のある事実をそれ以外的事实から識別して抽出できること。</p> <p>②当該事案に含まれている法律問題と適用可能性のある規定（規範）を発見し、適用の可否及び適用に際して検討すべき問題点を正確に判断できること。</p> <p>③事案の様々な要素に目配りして、妥当な結論を洞察できること。</p> <p>④結論を導くための解釈論的操作を的確に行い、説得力ある方法でそれを表現できること。</p>
各回の授業内容	<p>1. ガイダンス</p> <p>2. 物権的請求権の相手方 判例演習 最判平成6年2月8日民集48巻2号373頁 参考判例 最判平成21年3月10日民集63巻3号385頁</p> <p>3. 法律行為の取消と登記 設例演習 参考判例 最判昭和32年6月7日民集11巻6号999頁</p> <p>4. 時効取得と登記 設例演習 参考判例 最判昭和46年11月5日民集25巻8号1087頁、最判平成24年3月16日民集66巻5号2321頁</p> <p>5. 背信的悪意者排除の法理 判例演習 最判平成8年10月29日民集50巻9号2506頁 参考判例 最判平成10年2月13日民集52巻1号65頁、最判平成18年1月17日民集6</p>

0巻1号27頁、最判平成25年2月26日民集67巻2号297頁

6. 動産即時取得

設例演習

参考判例 最判平成12年6月7日民集54巻5号1737頁

7. 占有をめぐる法律問題（占有権の承継、占有訴権、果実収取・費用償還等）

設例演習

8. 共有をめぐる法律問題（共有物の使用・管理、共有物の分割等）

設例演習

参考判例 最判平成10年2月26日民集52巻1号255頁、最大判昭和62年4月22日民集41巻3号408頁

9. 抵当権にもとづく明渡請求

判例演習 最判平成17年3月10日民集59巻2号356頁

参考判例 最大判平成11年11月24日民集53巻8号1899頁

10. 抵当権者による物上代位権の行使と目的債権の譲渡

判例演習 最判平成10年1月30日民集52巻1号1頁

11. 法定地上権成立のための土地と建物の同一所有者要件

判例演習 最判平成19・7・6民集61巻5号1940頁

参考判例 最判平成2年1月22日民集44巻1号314頁

12. 譲渡担保の法律構成と複数の動産譲渡担保間の関係

判例演習 最判平成18年7月20日民集60巻6号2499頁

13. 流動動産譲渡担保と物上代位

判例演習 最判平成22年12月2日民集64巻8号1990頁

参考判例 最判平成11年5月17日民集53巻5号863頁

14. 債権者代位権 の転用

判例演習 判例の状況の展望と債権法改正との関係

15. 詐害行為取消権の要件と効果

判例演習 判例の状況の展望と債権法改正との関係

	<p>※ 各回のテーマや取り上げる判例は、その後の判例の動向その他によって差し替えることもある。</p>
成績評価の方法	<p>平常点と期末試験（筆記試験）の得点とを総合的に評価する。両者の比重は50：50とする。なお、出席が全体の3分の2に達しない場合は期末試験の受験資格を認めない。</p>
成績評価の基準	<p>平常点については、授業中の発言や質疑応答の積極性と内容、出席状況のほか、課題（事後レポート）の提出状況と内容を評価の対象とする。発言や質疑応答については積極性に主に留意する。出席状況については、全部出席することを前提に、正当な理由がないかぎり、欠席は1回につき1点、遅刻は1回につき0.5点を減点する。再試験は行わない。</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>事前にTKCの教育支援システムで、予習すべきポイントを記した「予習ペーパー」を配信する。設例演習については、予習ペーパーの中に、取り上げる設例を記載する。自分なりに解答を考えておくこと。判例演習については、該当判例のコピーを事前に配布する。判例は一審から上告審までしっかり読んでおくこと。</p> <p>なお、演習がその場かぎりのものにならないように、基本書やノートの内容とのつながりに留意して知識の整理・充実に努めるとともに、積極的に、授業で取り上げた判例・設例と類似の事例や問題等を探したり自分で考えたりして、問題解決能力の一層のレベルアップに努めること。演習の授業を上手に利用して自学自習の中に組み入れてくれることを期待している。</p>
教科書・参考文献	<p>教科書等は特に指定しない。</p>
履修条件	<p>民法全体についてのひとつおりの基本的な知識と基礎的な法的分析能力を修得していること。</p>

## 21. 民法演習Ⅲ

授業科目名 (カナ)	民法演習Ⅲ ( ミンポウエンシュウサン )
担当教員名 (カナ)	多田 利隆 ( タダ トシタカ )、宮崎幹朗 ( ミヤザキ ヨシロウ )
履修年次	2年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	木2
講義の概要	民法総則と民法家族法の分野から、いくつかの重要論点を選び出し、そのテーマについて仮設事例あるいは判例を素材として演習を行う。授業では、予習を前提とした質疑応答を主な内容とする。なお、復習と文書作成能力涵養の意味で、事後レポートの提出を課題とする(割り当てられた者のみ)。民法総則の分野については多田が、家族法の分野については宮崎が進行役を務めるが、毎回二人が出席して、授業内容の発展・充実に努める。
到達目標	<p>「民法演習Ⅰ」～「民法演習Ⅲ」は、1年次の講義科目等を通じて修得した知識や問題解決能力、議論・表現の能力等を、演習(ゼミナール)形式の授業を通じてより高度なものへと発展させることを目的としている。1年次の講義科目で修得するレベルを「基礎」とし、3年次のそれを「総合」すなわち科目横断的で実践的なものであるとすると、これらの演習科目で修得すべき法的素養の段階は「応用」として位置づけることができよう。「民法演習Ⅲ」は、その中で、民法総則と家族法の分野を取り扱う。</p> <p>この科目を通じて修得して欲しい素養については、民法演習Ⅱのシラバスで述べたところと特に変わらないので、そちらを読んでほしい。</p>
各回の授業内容	<p>1. ガイダンス</p> <p>2. 権利濫用禁止 設例演習 参考判例最判平成9年7月1日民集51巻6号2251頁、大判昭和10・10・5 民集14—1965</p> <p>3. 94条2項の類推適用 ① 判例演習 最判昭和45年9月22日民集24巻10号1424頁 参考判例 最判昭和48年6月28日民集27巻6号724頁</p>

4. 94条2項の類推適用 ②

設例演習

参考判例 最判平成18年2月23日民集60巻2546頁、最判平成15年6月13日判時1831号99頁、最判昭和43年10月17日民集22巻10号2188頁、最判昭和45年6月2日民集24巻6号265頁、最判昭和47年11月28日民集26巻9号1715頁

5. 動機の錯誤

判例演習 最判平成元年9月14日家月41巻11号75頁、最判平成14年7月11日判時1805-56

6. 無権代理と相続

判例演習 最判平成5年1月21日民集47巻1号265頁  
参考判例 最判昭和40年6月18日民集19巻4号986頁

7. 表見代理

設例演習

参考判例 最判昭和45年7月28日民集24巻7号1203頁、最判昭和51年6月25日民集30巻6号665頁

8. 賃借権の時効取得

判例演習 最判平成62年6月5日判時1260号7頁  
参考判例 最判昭和43年10月8日民集22巻10号2145頁

9. 日常家事債務の連帯責任

判例演習 最判昭和44年12月18日民集23巻12号2476頁

10. 有責配偶者の離婚請求

判例演習 最大判昭和62年9月2日民集41巻6号1423頁

11. 財産分与と詐害行為取消権

判例演習 最判平成12年3月9日民集54巻3号1013頁  
参考判例 最判昭和58年12月19日民集37巻10号1532頁

12. 親権者の利益相反行為

判例演習 最判平成4年12月10日民集46巻9号2727頁  
参考判例 最判昭和43年10月8日民集22巻10号2172頁

	<p>13. 相続の開始と相続人の選択（相続の証人と放棄） 判例演習 最判昭和59年4月27日民集38巻6号698頁</p> <p>14. 遺留分減殺請求と減殺目的の取得時効 判例演習 最判平成11年6月24日民集53巻5号918頁 参考判例 最判平成10年3月24日民集52巻2号433頁</p> <p>15. 遺贈と登記 判例演習 最判昭和39年3月6日民集18巻3号437頁 最判昭和46年11月16日民集25巻8号1182頁</p>
成績評価の方法	<p>平常点と期末試験（筆記試験）の結果とを総合的に評価する。両者の比重は50：50とする。なお、出席が全体の3分の2に達しない場合は期末試験の受験資格を認めない。</p>
成績評価の基準	<p>平常点については、授業中の発言や質疑応答の積極性と内容、出席状況のほか、課題（事後レポート）の提出状況と内容を評価の対象とする。発言や質疑応答については積極性に主に留意する。出席状況については、全部出席することを前提に、正当な理由がないかぎり、欠席は1回につき1点、遅刻は1回につき0.5点を減点する。再試験は行わない。</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>総則分野について</p> <p>事前にTKCの教育支援システムで、予習すべきポイントを記した「予習ペーパー」を配信する。設例演習については、予習ペーパーの中に、取り上げる設例を記載する。自分なりに解答を考えておくこと。判例演習については、該当判例のコピーを事前に配布する。判例は一審から上告審までしっかり読んでおくこと。なお、演習がその場かぎりのものにならないように、基本書やノートの内容とのつながりに留意して知識の整理・充実に努めるとともに、授業で取り上げた判例・設例と類似の事例や問題等を探したり自分で考えたりして、問題解決能力のレベルアップにも努めること。演習の授業を、上手に利用して自学自習の中に取り込んでくれることを期待している。</p> <p>家族法分野について</p> <p>予習ペーパーを事前に配布しますので、それに沿って事前の学習を進めてください。該当判例および参考判例について、事前に読んで、事実関係、第1審から上告審までの裁判所の判断の変化をきちんと把握しておくようにしてください。また、授業がその場かぎりのものにならないように、教科書等でポイントとなる点をあらかじめ確認しておき、授業後に自分なりに論点を整理し、まとめておくように心がけてください。</p>



教科書・参考文献	教科書等は特に指定しない。（「準備学習等についての具体的な指示」参照）。
履修条件	民法Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴを履修済みか、並行して履修しており、基本的な知識と基礎的な法的思考能力を備えていること。

## 22. 商法演習

授業科目名 (カナ)	商法演習 ( ショウホウエンシュウ )
担当教員名 (カナ)	横尾 亘 ( ヨコオ ワタル )
履修年次	2年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	月4
講義の概要	商法演習で勉強する範囲は主として会社法分野全般となる (必要な限りで商法総則・手形法なども含まれる)。テキストにある各クエスチョンに対する解答を準備して答えてもらう形で講義を進める。それらを踏まえて自分なりの答案を作成してもらえれば、商法OHの時間にコメントしたい。
到達目標	1年次の「商法1」等で得た基礎知識を総動員して、具体的かつ複雑な事例問題を解決する作業を通じて、実務家に要求される真の応用能力ないし考える力を養成することが主目的である。その過程において、法も不完全であることを理解させ、また、会社法における正義とは何か、合理主義と正義との関係とを考える緒口を与えたい。さらに、自己の意見を他人に伝える能力、他人の意見を尊重して理解する能力、自己の意見を反対意見と調整する能力、および反対意見を説得する能力を養成することが、副次的な目的である。
各回の授業内容	<p>大体において、下記のテキストの第1部「紛争解決編」の設例順に進行する予定であるが、取締役の報酬は後に回す。また、12-1は取り扱わない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 株式の譲渡 (1-1、1-2、1-3)</li> <li>2. 株主総会決議の瑕疵等 (2-1、2-2、2-3)</li> <li>3. 代表行為と取引の安全 (3-1、3-2、3-3)</li> <li>4. 競業取引・利益相反取引 (4-1、4-2、4-3)</li> <li>5. 競業取引・利益相反取引 (4-4)、取締役の会社に対する責任 (6-1、6-2)</li> <li>6. 取締役の会社に対する責任 (6-2、6-3、6-4)</li> <li>7. 取締役の会社に対する責任 (6-5)、取締役の第三者に対する責任 (7-1、7-2)</li> <li>8. 取締役の第三者に対する責任 (7-3、7-4)、違法な募集株式の発行 (8-1)</li> <li>9. 設立 (9-1、9-2、9-3)</li> <li>10. 設立 (9-4)、株主代表訴訟 (10-1、10-2)</li> <li>11. 株主代表訴訟 (10-3)、監査役、会計監査人、計算 (11-1、11-2)</li> <li>12. 監査役、会計監査人、計算 (11-3)、会社法総則の諸問題 (12-2)</li> </ol>

	<p>13. 取締役の報酬（5-1、5-2、5-3）</p> <p>14. 取締役の報酬（5-4）</p> <p>15. 予備日（上記は予定であり、順序等について変更の可能性がある）</p>
成績評価の方法	<p>平常点（15点）と期末試験（85点）の合計で評価する。欠席は1回につき平常点から1点、遅刻は1回につき平常点から0.5点減点する。その他、予習をしていないことが明らかな場合、および授業中の応答・発言の内容、および授業に取り組む姿勢・態度・熱意が減点に値する場合はその程度に応じて減点する。逆に、優れた意見を述べた場合等は加点することがある。なお、再試験については行わない。</p>
成績評価の基準	<p>①会社法分野において重要な論点を把握し理解しているかどうか、②事例問題を読み、そこに含まれる会社法上の問題点を指摘できるかどうか、が基準となる。</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>全員が、次回の下記のテキストの事例問題を精読し、1年次のレジュメ、基本書、テキストに掲載された参考書、および関係判例に目を通して、自分なりの解答を用意してくることが、本演習参加の最低条件である。報告者は特に指定せず、毎回の授業で参加者全員にまんべんなく質問する。授業では、時間の制約から問題の一部を省略せざるを得ないが、学生諸君は、全部について予習することを期待している。</p>
教科書・参考文献	<p>前田雅弘ほか『会社法事例演習教材[第3版]』（2016年、有斐閣、3000円＋税）を使用する。参考文献はテキスト掲載のもの、および、各種コンメンタール（商事法務、中央経済社、日本評論社）が参考になる。</p>
履修条件	<p>「商法」（1年次）の単位を修得していることを原則とする。</p>

## 23. 民事手続法演習

授業科目名 (カナ)	民事手続法演習 ( ミンジテツヅキホウエンシュウ )
担当教員名 (カナ)	濱崎 録 (ハマサキ フミ)
履修年次	2年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	金2
講義の概要	<p>本演習では、①民事手続法の講義によって得た民事訴訟と民訴法についての基本的な理解を踏まえた上で、民訴理論上の諸問題についての理解をさらに確かなものとするために、諸問題のうち重要な論点に関する判例をもとに検討と議論を行う。この内容は、本学が重視する法曹に必要な4つの要素のうち(2)の能力を涵養することに役立つ。</p> <p>本演習では、各回のテーマと関連する判例を複数検討・討論することを通して、基本概念を多角的に理解することを目指す。これにより、民事訴訟の基本概念が具体的にどのような問題として発現するかを理解することができるとともに、異なる立場や見解があり得ることを認識して視野を広げ、その内容を素早く正確に理解し、これに対する的確な反論を用意するなど、問題発見・分析能力を養うことができる。これは、本学が重視する法曹に必要な4つの要素の(3)の能力を涵養することに通じる。</p> <p>演習の進め方は、各回のテーマごとに担当者に複数の判例を割り振る。担当者は担当判例について、事案の概要、判旨、各判例の意義等について説明を求められる。その後、あらかじめ示してある質問事項について各受講者が答え、テーマについて議論する。</p>
到達目標	判例演習により民訴法の重要問題について概念および判例の理解の定着を図る。また、自らの見解を問いに答えるなかで説得的に展開できるようになることを目指す。
各回の授業内容	<p>第1回 条件付法律関係と将来の権利関係の確認          最判平11・1・21民集53-1-1 / 東京地判平19・3・26判時1965-3          あらかじめ配布の事例問題</p> <p>第2回 遺産確認の訴えと具体的相続分確認の訴え          最判平12・2・24民集54-2-523 / 最判昭61・3・13民集40-2-389          『ケースブック民訴法(第4版)』74頁以下</p> <p>第3回 将来給付の訴えと将来の損害賠償請求          最判昭56・12・16民集35-10-1369 / 最判平24・12・21判時2175-20          平成29年予備試験(民訴)問題 / 『ケースブック民訴法(第4版)』245頁以下</p>

第4回 権利能力なき社団の当事者能力と当事者適格 『ケースブック民事訴訟法(第4版)』1頁以下、および最判平26・2・27民集68-2-192
第5回 一部請求 最判平10・6・12民集52-4-1147 / 最判昭32・6・7民集11-6-948 最判昭48・4・5民集27-3-419 / 『ケースブック民訴法(第4版)』250頁以下
第6回 二重起訴の禁止 最判平3・12・17民集45-9-1435 / 最判平10・6・30民集52-4-1225 最判平16・3・25民集58-3-753 / 『ケースブック民訴法(第4版)』93頁以下
第7回 当事者からの主張の要否 最判昭36・4・27民集15-4-901 / 大判大5・12・23民録22-2480 『ケースブック民訴法(第4版)』119頁以下
第8回 弁論主義 最判昭55・2・7民集34-2-123 / 大判昭46・6・29判時636-50 最判昭33・7・8民集12-11-1740 / 最判昭32・5・10民集11-5-715 『ケースブック民訴法(第4版)』106頁以下
第9回 既判力とその周辺法理 最判昭44・6・24判時569-48 / 最判昭51・9・30民集30-8-799 最判昭49・4・26民集28-3-503 / 最判平9・3・14判時1600-89 『ケースブック民訴法(第4版)』214頁以下、224頁以下
第10回 控訴の利益 最判昭31・4・3民集10-4-297 / 最判昭58・3・22判時1074-55 『ケースブック民訴法(第4版)』405頁以下
第11回 不利益変更禁止の原則 最判昭61・9・4判時1215-47 / 最判平6・11・22民集48-7-1355 『ケースブック民訴法(第4版)』411頁以下
第12回 独立当事者参加 最判平6・9・27判時1513-111 / 仙台高判昭55・5・30判タ419-112 最判平22・3・16民集64-2-498 / 『ケースブック民訴法(第4版)』347頁以下
第13回 固有必要的共同訴訟の成否 最判平15・7・11民集57-7-787 / 最判昭和43・3・15民集22-3-607 最判平元・3・28民集43-3-167
第14回 固有必要的共同訴訟の成否その2 最判昭和41・11・25民集20-9-1921 / 最判平20・7・17民集62-7-1994 最判平成11・11・9民集53-8-1421 / 『ケースブック民訴法(第4版)』317頁以下
第15回 補助参加と訴訟告知 東京高決平20・4・30判時2005-16 / 名古屋高決昭43・9・30

	最判昭45・10・22民集24-11-1583 / 最判平14・1・22判時1776-67 『ケースブック民訴法(第4版)』361頁以下、376頁以下、386頁以下
成績評価の方法	平常点30点と期末試験70点により評価する。
成績評価の基準	平常点は、報告の担当および議論への参加度によって評価する。なお、授業への出席が3分の2を下回った場合、期末試験の受験資格を失う(欠席は1回ごとに平常点から2点減じる)。この試験では、再試験は行わない。
準備・事後学習についての具体的な指示	受講者は、各判例の内容を理解して議論に臨むこと。また、テーマに関する議論状況や判例の意義をまとめておくことが効果的である。さらに、高橋宏志『重点講義民事訴訟法(上・下第2版補訂版)』を読むことも大変効果的である。
教科書・参考文献	おもに長谷部由起子ほか編『ケースブック民事訴訟法(第4版)』(弘文堂、2013年)を教材として用いる。そのほか、長谷部由起子ほか編『基礎演習民事訴訟法(第2版)』(弘文堂、2014年)、勅使河原和彦『読解民事訴訟法』などが予習、復習に有効である。
履修条件	民事手続法を履修していること。

## 24. 民法法総合演習 I

授業科目名 (カナ)	民法法総合演習 I ( ミンジホウソウゴウエンシュウイチ )
担当教員名 (カナ)	和田 安夫 (ワダ ヤスオ) / 長倉 忍 (ナガクラ シノブ) / 横尾 亘 (ヨコオ ワタル) / 吉田 知弘 (ヨシダ トモヒロ) / 濱崎 録 (ハマサキ フミ)
履修年次	3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	水3
講義の概要	<p>3年次前期までに修得した、民法・商法・民事特別法等 (特に民法) の民法法関係の実体法と、これを実現する手段としての民事訴訟法・民事執行法・民事保全法・人事訴訟法・家事事件手続法等 (特に民事訴訟法) の手続法とが、有機的に関連し合って、法曹実務における具体的紛争解決や権利実現に寄与していることを再認識し、これらの諸法を適用し使いこなして具体的紛争を解決するという、法律家としての能力練成の総仕上げを行う。</p> <p>とくに、上記の具体的紛争解決等に際し、訴訟物を的確に把握すること、および同訴訟物を要件事実により事案を整理することが必要不可欠 (大前提) であることを理解し、これを意識的に訓練することを行う。</p>
到達目標	<p>事例問題について即日起案を行い、あるいは演習の中で議論を行う。①具体的な問題に対して、法的に意味のある事実を正確に把握し、これに対して有用な法律を適用すること、②適用に当たっては、説得的な解釈、経験則に乗っ取ったあてはめを行うこと、以上の2つを (時間と資料の) 物理的制約の中でできるようになることが本講義の大きな目標である。</p> <p>本授業への積極的かつ真摯な参加により、妥当な結論を導く能力、バランス感覚、答案作成にあたっての時間配分などについても身に付けることができるものと考えている。</p> <p>本授業に真摯に取り組むことにより、本学が「養成する人材」として重視している4つの要素が、実際に具体的に涵養され発揮されるものである。</p>
各回の授業内容	<p>授業は前半 (①4月4日～⑧5月30日) と後半 (⑨6月6日～⑰7月18日) に分かれる。前半は、比較的近時の判例や現実に実務家教員等が体験した事件等を基礎として作成したオリジナルの事例問題等につきあらかじめ答案を作成した上で、問答方式・ディスカッション方式により講義を進めていく。その際、研究者教員と実務家教員とが一組になって毎回両者が問題作成や授業等に臨み、具体的な設例をめぐって、実務的な観点と学問的な観点との双方からのアプローチを試みる。</p> <p>上記実体法及び手続法双方について、要件事実論をも活用しながら、当該設</p>

例を素材にして、事実の分析と抽出能力、法的構成から結論へと至る思考力、及びこれらの思考過程を文章として表現する力、さらにはこの結論を実現するための訴訟等の法的手続、及び交渉等の訴訟外での手段についてまで、すべての点の研鑽を図り、目前に提示された具体的紛争について、法律を駆使して妥当な解決を導き得るための総合的な能力獲得のための訓練を行う。

前半（①4月4日～⑧5月30日）は、具体的には以下のような方法を取る。

I. 授業に先立って、又は授業の最初に、上記講義目的に適合した具体的事例から成る教材や問題文等を予め配布し、各自それに対して答案作成を時間内に行い、提出する。教員側は、これについての具体的な解説解答等を準備し、その後の授業において解説や発問・解答などを行う。提出された答案は、希望により添削を行って返却し（同添削作業には、本授業のTAである岡田美紀弁護士も関与する）、良くできたものがあれば、同意を得た上で「参考答案」としてコピーして一同に配布することもある。同添削終了後、例えば多くの学生が間違えた点など注意を喚起したいことがあれば、それらを記載したものを配布する。

II. 事案及び教材の内容により、例えば以下のような授業方法を適宜組み合わせで行う。

- (1) 授業の場で事例形式の問題文を配付して、これについての回答を時間内に考え、その後、これについて適宜教員が解説や問答・ディスカッション形式による演習を行う方法
- (2) 検討課題や事例問題等を予め出題し、これについて学生各自が解答準備や答案作成の上、授業（解説解答や演習を行う）に臨む方法
- (3) ある学生が、口頭であるいは答案等の中で提起した具体的意見について、これを授業中で取り上げ、他の学生や教員からの意見発表、そのサポートあるいは反論、再反論・・・といった意見交換を行い、全員で討議をするという方法
- (4) その他、上記事例において提起された諸問題について、教員からの意見発表や解説や講評、場合によっては教員間でのディスカッション等を行う。

III 「具体的紛争についての総合的な解決能力を獲得すること」が目的であるので、ひとつの事例問題について必ずしも1回の授業で終了することにこだわらず、場合によっては2回以上に亘って討議や検討を行うこともある。

前半は、具体的には以下のような内容で行う。ただし、事例問題を検討してもらう主たる目的として、初見の事例へのアプローチを学ぶということがあるため、出題範囲の詳細についてはあえて事前に示さないものとし、また、分野の変更もありうることを了解願いたい。

①4月4日 民法（債権法）から事例問題を出題、事前に答案を提出してもらい、議論、解説等を行う（以下、分野以外は同じ）。



	<p>②4月11日 民法（債権法）から事例問題を出題</p> <p>③4月18日 民事手続法から事例問題を出題</p> <p>④4月25日 民法（総則、物権法）から事例問題を出題</p> <p>⑤5月9日 民法（債権法）から事例問題を出題</p> <p>⑥5月16日 民事手続法から事例問題を出題</p> <p>⑦5月23日 民法（債権、親族相続法）から事例問題を出題</p> <p>⑧5月30日 中間試験（民法、民事手続法）および解説</p> <p>後半（⑨6月6日～⑮7月18日）は、商法・会社法と民事訴訟法の双方にまたがる比較的複雑な法律問題の事例を題材とする。受講生は指定された実際の事件や設例を多角的に分析し、的確に論点を抽出したうえで、これに対する自分の意見を述べ、互いに議論をする。</p> <p>後半は、具体的には以下のような内容で行う。</p> <p>⑨6月6日 株主総会の瑕疵をめぐる問題（『ロースクール演習講座②民事法Ⅱ』第7問〔事前に配布予定〕）</p> <p>⑩6月13日 共有株式の提訴権者、株式の相続と訴訟の承継（演習講座第8問〔事前に配布予定〕）</p> <p>⑪6月20日 本年度司法試験問題（商法）を教材として使用する予定である。</p> <p>⑫6月27日 法人格否認の法理（『ケースブック民事訴訟法』270頁以下）</p> <p>⑬7月4日 類似必要的共同訴訟と上訴（『ケースブック民事訴訟法』339頁以下）</p> <p>⑭7月11日 取締役の解任を求める訴えにおける訴訟行為 『ロースクール演習講座②民事法Ⅱ』第11問〔事前に配布予定〕</p> <p>⑮7月18日 権利自白、独立当事者参加、共同訴訟参加</p> <p>a) 最判昭48・4・24民集27-3-596【民訴百選108事件】</p> <p>b) 最判平6・9・27判時1513-111【民訴百選105事件】</p> <p>c) 最判昭58・4・1民集37-3-201 *</p> <p>d) 最判平9・4・2民集51-4-1673 *</p> <p>e) 最判平12・7・7民集54-6-1767【民訴百選101事件】</p> <p>[平成23年司法試験民事系第3問]</p>
成績評価の方法	中間試験、期末試験。
成績評価の基準	<p>中間試験5割、期末試験5割の比重で評価する。各試験において、実体法と手続法の問題を出す。その比重は1：1とする。</p> <p>以上の他、あくまで補足的にはあるが、全授業の過程で、参考（優秀）答案の作成や積極的な発言等のうち秀逸なものがあった場合には、教員においてこれらを記録しておき、上記試験成績に加えてのプラス評価材料として考慮することがある。ただしこのような方法での「プラス評価」を行う場合、上記試験成績との評価の比重は1：9程度とする。</p> <p>また、本授業においては、いわゆる出席点をつけるものではないが、積極的</p>

	<p>に授業に参加できていることが、上述のとおりプラスに評価されること、反対に、出席状況が悪い場合、マイナスに作用することがある。</p> <p>前半の内容は、中間試験5割の比重で評価する。</p> <p>後半の内容は、平常点1割、期末試験4割の比重で評価する。期末試験の点数に、質疑応答の発言内容を評価基準として10点を上限として評価し、加点する。複雑な事例に含まれる会社法上、民事訴訟法上の問題点を適切に把握し、自分なりの立場から論ずる力があるかどうか成績評価の基準となる。</p> <p>本授業への出席が3分の2に満たない場合は、上記各試験の受験資格を失う。また、前述のような授業目的の性質上、再試験は行わない。</p>
<p>準備・事後学習についての具体的な指示</p>	<p>必要に応じ、授業前または授業中に、適宜指示する。</p> <p>一般論として、当該具体的事案の適正な法的解決を図ること（法律構成の適正さ）、事案全体から読み取れる要件事実とそれ以外の事実は何か（要件事実の分類及び事実認定関係）、それら事実に適用するために具体的に必要な諸法及び法律構成はどのようなものか、各要件事実の立証責任は誰にあるか、これらの諸観点につきひとつだけではなく複数の異なる構成が考えられないか、最終的な結論は社会的に妥当なものであるか、等を常に念頭において（それがすなわち原告、被告、裁判官、といった複眼的視野の育成に直結する）授業に臨んでほしい。</p> <p>前半の授業では、あらかじめ出題される事例問題を解いて答案を提出してもらい、かつ、同問題の議論、解説講義までに検討してきてもらうことが認められる。</p> <p>後半の授業では、事前に設例・事例をよく読み、教員側からの質問に対して自分なりの解答が口頭でできるよう準備しておくことが求められる。事後学習としては自分で答案を実際に作成してみることを有益である。</p>
<p>教科書・参考文献</p>	<p>前半の講義では、特に指定しないが、各自がこれまで学習してきた民法および民事手続法に関する基本書をしっかり復習しておくことよい。</p> <p>後半の授業では、飯村佳夫ほか編『ロースクール演習講座②民事法Ⅱ—商法・民法・民事訴訟法—』（民事法研究会、2008年）、『ケースブック民事訴訟法（第4版）』（弘文堂、2013年）を利用する回があるが、題材として使用する回には、これらのコピーをあらかじめ配布する。</p>
<p>履修条件</p>	<p>1年次、2年次で学習した民事実体法及び手続法、そして要件事実論についての知識が身に付いていることが、総合的に必要である。</p> <p>また、民法演習、商法演習、民事手続法、民事手続法演習を履修済みであること。</p>

## 25. 民事法総合演習Ⅱ

授業科目名 (カナ)	民事法総合演習Ⅱ (ミンジホウソウゴウエンシュウ ニ)
担当教員名 (カナ)	和田 安夫 (ワダ ヤスオ) / 長倉 忍 (ナガクラ シノブ) / 横尾 亘 (ヨコオ ワタル) / 吉田 知弘 (ヨシダ トモヒロ) / 濱崎 録 (ハマサキ フミ)
履修年次	3年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	水3
講義の概要	<p>本授業は、前半 (①9月20日～⑧11月7日) と後半 [11月7日は金曜振替日] (⑨11月21日～⑮1月16日) に分かれる。前半は、商法・会社法と民事手続法の双方にまたがる比較的複雑な法律問題がある事例を、受講生ができるだけ多角的に実際の事件や設例を分析し、的確に論点を抽出した上で、これに対する自分の意見を述べ、互いに議論をする。</p> <p>後半は、民法と民事手続法についての (法的論点が) 高度かつ (事案として) 複雑な問題検討を通じて、事実を読み取る力や法的な思考力をさらに高めることを狙いとしている。</p>
到達目標	上記のような議論を通じて、いろいろなものの見方・考え方があり得ることを学ぶとともに、それを通して自己の見解をより整合性があり説得力を有するものへと高めていく力を涵養することを目指すものである。
各回の授業内容	<p><b>【授業の方法】</b></p> <p>1 前半について</p> <p>授業の前半 (①9月19日～⑧11月7日) は、下記「各回の授業内容」欄に記載した予定に従い、受講生全員が各回の該当範囲について十分な予習をしてきた上で、活発な議論を展開する。また、題材とする判例や関連する事案を読んで書面を作成することにより、問題点の理解を深めると共に、法律実務家として文書作成能力の向上も目指す。</p> <p>なお、第8回 (11月7日) は中間試験である。</p> <p>2 後半について</p> <p>後半の授業は、民事法総合演習Ⅰと同じく、民法および民事手続法の全分野についてあらかじめ出題される事例問題を解き、答案を提出してもらった上で、授業の中でこれについて議論、解説を行う。答案の添削についても、民事法総合演習Ⅰ同様、実務家である岡田美紀弁護士に手伝わってもらう予定としている。</p>

	<p><b>【各回の内容】</b></p> <p>① 9月19日 株主権の濫用（飯村佳夫ほか編『ロースクール演習講座②民法Ⅱ—商法・民法・民事訴訟法—』第10問）</p> <p>② 9月26日 募集新株予約権の発行と差止め（後掲『事例会社法』・事例14）</p> <p>③ 10月3日 吸収合併と差止め（事例会社法・事例5）</p> <p>④ 10月10日 全部取得条項付種類株式（事例会社法・事例22）</p> <p>⑤ 10月17日 a) 最判昭45・12・15【民訴百選18事件】 / b) 最判昭38・2・21【民訴百選19事件】 / c) 最判昭33・6・14【民訴百選93事件】 / d) 最判昭43・2・15【民訴百選94事件】 [平成26年司法試験民事系第3問]</p> <p>⑥ 10月24日 a) 最判昭33・7・8【民訴百選47事件】 / b) 最判平14・1・22判時1776-67【民訴百選104事件】 [平成28年司法試験民事系第3問]</p> <p>⑦10月31日 a) 最判平20・7・17民集62-7-1994【民訴百選97事件】 / b) 最判平6・5・31民集48-4-1065【民訴百選11事件】 / c) 最判昭28・12・24民集7-13-1644 d) 最判昭43・9・12民集22-9-1896 [平成24年司法試験民事系第3問]</p> <p><b>⑧11月7日：中間試験（前半の試験）およびその解説（以上前半）</b> [11月14日は金曜振替日]</p> <p>⑨11月21日 民法（債権法）</p> <p>⑩11月28日 民法（総則、物権法）</p> <p>⑪12月5日 民事手続法</p> <p>⑫12月12日 民法（債権法、親族相続）</p> <p>⑬12月19日 民法（相続、物権法）</p> <p>⑭1月9日 民事手続法</p> <p>⑮1月16日 民法（債権法）</p>
成績評価の方法	中間試験、期末試験。
成績評価の基準	<p>前半は、平常点1割、中間試験4割の比重で評価する。中間試験の点数に、質疑応答の発言内容を評価基準として10点を上限として評価し、加点する。複雑な事例に含まれる会社法上、民事訴訟法上の問題点を適切に把握し、自分なりの立場から論ずることのできる力があるかが成績評価の基準となる。</p> <p>後半は、期末試験5割とする。ただし、出題者が想定された解答でなくとも事案を正確に読み取り、これについて考える法的構成を示した上で、あてはめることができているならば、相応の評価が与えられるものである。反対に、結論</p>

	<p>として妥当であったとしても、事案の読取が不正確であり、あるいは法的思考がされていないなどの答えは、評価が低くなることを肝に銘じておかれたい。</p> <p>なお、出席が3分の2に満たない場合は、上記各試験の受験資格を失う。</p> <p>また、前述のような授業目的の性質上、再試験は行わない。</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>前半は、事前に設例・事例をよく読み、教員側からの質問に対して自分なりの解答が口頭でできるよう準備しておくことが求められる。事後学習としては自分で答案を実際に作成してみることが有益である。また、受講者は、指定されている問題について書面を作成したうえで、あらかじめ判例が指定されている場合には、その事実関係、判旨および当該判例の意義を確認しておくことが求められる。事後学習では、講義中の討論を踏まえて、事前に作成した書面について、再度作成しなおすことが有益である。</p>
教科書・参考文献	<p>教科書：授業の前半では、商法分野で利用する飯村佳夫ほか編『ロースクール演習講座②民事法Ⅱ—商法・民法・民事訴訟法—』（民事法研究会、2008年）、および、伊藤靖史ほか『事例で考える会社法（第2版）』（有斐閣、2015年）のほか、教科書は特に指定しない。</p> <p>民事手続法および民事手続法演習で用いた各自の基本書を使用する。そのほかの文献については、各テーマに沿って、授業中に紹介する。</p> <p>民事法総合演習Ⅰと同じく特に指定はしないが、これまで学習するにあたって使用してきた基本書を今一度丁寧に読み込んでおいてもらいたい。</p>
履修条件	<p>民法演習、商法演習、民事手続法、民事手続法演習を履修済みであること。</p>

## 26. 民事法事例演習

授業科目名 (カナ)	民事法事例演習 ( ミンジホウジレイエンシュウ )
担当教員名 (カナ)	多田 利隆 ( タダ トシタカ ) 和田 安夫 ( ワダ ヤスオ ) 西郷 雅彦 ( サイゴウ マサヒコ )
履修年次	3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	木4
講義の概要	民法財産法分野についてのかかなり複雑な事例問題を、手続法的な側面にも留意しながら説いてゆく練習をする。基本的には、受講生が準備してきた解答をもとにして、双方向・多方向の議論(教員相互の議論も含む)を通じて妥当な解決に到達するという形で授業が進行する。司法試験論述式試験の答案作成練習という実質も備えている。多田、和田および西郷の3人が共同担当し、1回1テーマ計14テーマを取り扱う(第一回はガイダンス)。
到達目標	民法および民事訴訟法についてひとつおりの知識と問題解決能力を修得していることを前提として、ある程度複雑な仮設事例問題の検討を通じて、法律知識をより確かなものとするとともに、問題解決能力(本学法科大学院が法曹に必要な資質として特に重視する要素のうちの② 学生便覧参照)を一段と高めること、および、他人と議論し説得できる能力と法的文書の作成能力(上記の③の要素)を養うことを主な目標としている。 各回の問題は、中心的なテーマは決まっているが、事案としてはかなり複雑で理論的にも広がりがあるものがそろっており、法的な問題点を整理して、適用すべき規定や該当する判例・学説を正しく抽出して当てはめるのは骨が折れることが多いであろう。しかし、その経験を重ねてゆくことによって、司法試験の論述式試験への対応力が格段にアップすることが期待できる。その意味でも、この授業を積極的に自分の勉強に生かし利用するつもりで参加して欲しい。
各回の授業内容	1 ガイダンス 2 不動産の譲渡と取得時効、相続による占有の承継 3 動産の転々譲渡と即時取得 4 賃貸借契約における地位の移転と対抗

	<p>5 借地上建物の転々譲渡と表見法理</p> <p>6 物への費用投下と原状回復</p> <p>7 医療過誤・使用者責任・製造物責任</p> <p>8 請求権競合—安全配慮義務と不法行為責任</p> <p>9 団体の法律関係</p> <p>10 保証債務</p> <p>11 債権者代位権・抵当権と妨害排除</p> <p>12 抵当権と利用権</p> <p>13 物上代位と相殺</p> <p>14 不動産譲渡担保</p> <p>15 動産譲渡担保</p> <p>※ 場合によってはテーマが入れ変わることもある。その場合にはあらかじめその旨を知らせる。</p>
成績評価の方法	レポート（設例に対する解答を起案したもの）、出席、発言状況など授業への取り組み方によって評価する。筆記試験（定期試験・再試験）は行わない。
成績評価の基準	レポートすなわち答案の提出は基本的には受講生の自主性に委ねられているが、作成の回数や内容は成績評価に反映する。最低1回は提出することが単位認定の要件である。発言状況については、積極性とその内容に照らして評価する。レポートと発言の評価の比重は原則として5割ずつとする。なお、2/3以上の出席しなければ、単位認定は受けられない。
準備・事後学習についての具体的な指示	テキストの Checkpoints や Materials は参考程度に目をとっておけばよいが、Keypoints と Questionsについては自分なりの解答を準備しておくこと。Questionsへの答えが、その仮設事例に対する答案に相当することになる（それを書いたものが上記のレポートに該当する）。なお、参考判例はきちんと確認しておくこと。

	<p>全問について事前に十分な解答を準備することはなかなかむずかしいであろうが、できるだけチャレンジをして授業に臨んでほしい。自分なりにいろいろと検討したあとで、授業で他の人の考え方を聞いたり自分の意見を言って議論をすることが、民法と民事訴訟法分野の力をこの時期に大きく伸ばす非常に良い機会となるはずである。また、授業の後での復習・整理を欠かさないこと。それまでの知識や理解を一段とレベルアップする機会として主体的に生かしてほしいものである。</p>
教科書・参考文献	<p>教科書：松岡久和・潮見佳男・山本敬三著『民法総合・事例演習〈第2版〉』（有斐閣、2009年）  参考書：鎌田薫・加藤新太郎等編著『民事法Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ』（日本評論社、いずれも2005年）</p>
履修条件	<p>民法Ⅰ～Ⅴおよび民事手続法を履修済みであること。</p>



## 27. 刑法 I (総論)

授業科目名 (カナ)	刑法 I (総論) ( ケイホウイチ(ソウロン) )
担当教員名 (カナ)	梅崎 進哉 ( ウメザキ シンヤ )
履修年次	1 年次
単位	2 単位
授業時間 (前期)	木 4
講義の概要	<p>刑法総論とは、「窃盗」「放火」「公務執行妨害」等々の個別犯罪の成立要件を論じる刑法各論と異なり、犯罪一般の成立要件を検討する学である。現在の刑法学は「犯罪とは、構成要件に該当する、違法、有責な行為である」という回答を用意しているが、要するに、およそ人の営みが犯罪と処罰されるためにはどのような一般的条件が必要かを追及する学問なのである。</p> <p>近年、機能主義刑法学の立場を中心に総論軽視・各論重視の風潮が広まっている。しかしながら、刑法総論とは、上記のとおり、「犯罪とは何か」という主題に学問的にアプローチする営為であり、あらゆる個別犯罪の条文解釈（各論）を導く指針であると同時に、国家刑罰権の限界を追究する学問領域でもある。その意味で、総論は、依然として刑法学全体の礎石であり、実務家養成を指向する法科大学院においても、安易な簡素化が許されるはずがない。もとより 2 単位という時間制限の中でその詳細な内容を、網羅的に講義し尽くすことは不可能であり、内容は必然的に、総論全体にわたる理論的対立の骨格や各場面における異なった観点の絡まり具合を理解させたうえで判例の状況を分析し、自らによる学習・記憶の基礎を形成するための講義となる。</p>
到達目標	<p>一 一年次講義科目である刑法 I、刑法 II の最大の目標は、刑法についての理論知識の体系的取得（実践の前提としての道具の修得）にある。以下、本学の教育理念の根幹をなす「養成する人材」との関連を示しておく。</p> <p>二 養成する人材 1 「他人の痛みを共有できる豊かな人間性とコミュニケーション能力を持ち、法の専門家として、高い倫理観・正義感を基礎にしてその知識と技能を人々のために役立てようとする強い意欲を持っていること。」</p> <p>一見、法的知識以前の基礎的能力に見えるが、決してそうではなく、法曹教育によって、より広い視野に立った高次元の能力に発展・深化していくはずのものである。入学時に学生諸君がそれぞれの立場や経験によって身につけている素朴な正義感を、「異なった立場への理解」や「手続を通じた正義の実現」といった正義の多様な側面への理解を深めて、法の専門家としての「高い」正義感に高めていく必要がある。その中で、一年次講義科目としての「刑法」の役割は、入学時の素朴な直観的正義を出発点とし、多様な立場での正義追及の</p>

	<p>試み（学説・判例）を学習・理解し、「国家刑罰権による正義実現」という制約の下で求められるべき実体的正義のあり方を考える場となる。なお、コミュニケーション能力の発展については、基本的に講義科目なので、副次的なものとならざるを得ないが、時間の許す限りで対話式方法をも採り入れたいとは考えている。。</p> <p>三 養成する人材2「社会に生起するさまざまな法律問題について、正義の理念と社会通念を踏まえた的確な事案の把握および事実の認定を行い、正確な法律知識に裏打ちされた法的判断（法的分析と推論）を加えて、人々が真に納得できる結論を導き出す能力を備えていること。」</p> <p>養成する人材3「前項の判断を基礎として、これを表現するための質の高い文書作成および議論や説得ができる能力を涵養し、利害関係人その他の市民から確かな信頼を得られる適切な紛争解決をはかる能力を備えていること。」</p> <p>これらは、(2)専門的知識と判断力（①法律知識、②認定能力・判断分析能力、③結論導出能力）を身につけ、更にその上にたって、(3)専門的実践能力（①文章作成・議論説得能力、②紛争処理能力）を修得し、適切に処理する能力（「適切」さの要素には、迅速性も含まれる）を期しているが、これらの能力の発展的修得にとって、一年次講義科目としての「刑法」の位置づけは、(2)の点に主眼がある。即ち、確立された理論知識の受動的修得（理解・記憶）と、先人のなした実践的判断（判例）の受動的修得（理解・記憶）に力点を置き、二年次以降の具体的事例を用いた実践訓練の道具を修得することを主たる狙いとする。なお、文章作成能力については、正規の講義科目としては、定期試験で論述問題を出題し・添削返却するほかは、二年次の刑事法演習以降の主たるテーマとなるが、一年次段階からOH等を積極的に利用して自学自修による自主的修得を心がけてほしい。</p> <p>四 養成する人材4「社会の変化に伴って生じてくる新しい法律問題に対して、柔軟に対応できるだけの応用力や創造力を備えていること、特に今後重要性を増すと思われる国際的な法律問題に対処できる基礎的素養を備えていること。」</p> <p>これは、発展的能力（①応用・創造力、②国際性）とも呼ぶべきもので、本学における法曹教育の最終目標である。一年次講義科目としての刑法の段階ではまだまだ遠い目標であるが、受講生諸君は、最終到達目標としてしっかり意識しておいてほしい。</p>
各回の授業内容	<p>刑法総論の講義において修得すべき内容・自学自習にて修得すべき内容について詳細は、教育支援システム掲載の各回レジュメに網羅し、講義中に口頭でも説明する。以下では、各回の項目のみ列挙しておく。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 刑法の基本原則1       <ul style="list-style-type: none"> <li>侵害原則・謙抑原則・責任原則</li> </ul> </li> <li>2. 刑法の基本原則2</li> </ol>

	<p>罪刑法定原理（事後法の禁止・刑法の解釈・刑法の明確性）  罪刑均衡原理</p> <p>3. 犯罪論の体系  「行為・構成要件・違法・責任」の犯罪論体系とその意義</p> <p>4. 犯罪論1（結果による犯罪の分類）  実害犯・危険犯・形式犯</p> <p>5. 犯罪論2（未遂論）  実行の着手・中止犯・不能犯</p> <p>6. 犯罪論3（因果関係論）  条件説・相当説・客観的帰属論・原因説</p> <p>7. 犯罪論4（不作為犯論）  真正不作為犯と不真正不作為犯</p> <p>8. 犯罪論5（違法論総説）  形式的違法と実質的違法、行為反価値と結果反価値</p> <p>9. 犯罪論6（違法阻却事由）  法令行為・正当業務行為、正当防衛、緊急避難、超法規的違法阻却</p> <p>10. 犯罪論7（責任論総説）  主観的責任・客観的責任、責任原理の意義</p> <p>11. 犯罪論8（責任阻却事由）  責任能力、原因において自由な行為、期待可能性</p> <p>12. 犯罪論9（故意）  故意の内容、錯誤</p> <p>13. 犯罪論10（過失）  新旧過失論争、予見可能性、結果回避義務</p> <p>14. 犯罪論11（共犯論1）  共犯の基本原則・共同正犯</p> <p>15. 犯罪論12（共犯論2）  教唆犯・幫助犯、共犯の諸問題</p>
成績評価の方法	<p>1 成績は定期試験にて判定する。</p> <p>2 出席率が6割に満たない学生については定期試験の受験資格を認めない。</p> <p>3 再試験は実施しない。</p>
成績評価の基準	<p>1 刑法総論の全体像、個別テーマについての学説・判例の知識がどの程度身についているか。</p> <p>2 犯罪の成否の検討を内容とした文章の基本的な書き方が修得できているか。</p>

<p>準備・事後学習についての具体的な指示</p>	<p>受講生は、講義開始前に、予め最低一回は教科書を通読しておくこと。初めて読むときにわからない箇所が多々あるのは当然であり、少しも悩む必要はない。とにかく、途中でめげずに最後まで読み通すことが肝要である。通読する回数を重ねるごとに新たな発見や理解がある、体系書とはそのようなものである。また、各回の講義にあたっては、当然のことながら、講義範囲を予習し、講義レジュメをベースとして自分なりのノートを作っておくこと。自らノートを作る作業を怠り、市販のサブノートなどに頼っても、活きた知識は身につかない。講義終了後は、直ちに、各学説の名称や対立構造について「理解」したものを「記憶」に変えておくこと。教員は諸君の理解を助けることはできるが、諸君の代わりに記憶できる者はいないことを肝に銘じてほしい。</p>
<p>教科書・参考文献</p>	<p>刑法の必携書としては、通読するための教科書と、択一の難問の解答や、実務家になった後もちょっとややこしい問題に出くわした時の処理を自分で見つけだせるように、かなり詳しい大きめの本の二種類を持っているのが望ましい。前者を教科書、後者を参考書として紹介する。ただし、「教科書」はどちらかと言えば未修者が初めて読んで全体を理解することを想定して選んでいるので、ある程度刑法については理解していると自負する諸君は、むしろ、後記の「参考書」の中から自分にあったものを選ぶ方がいいかもしれない。</p> <p>1 教科書：①大谷實『刑法総論』（成文堂）あるいは②山口厚『刑法』（有斐閣）いずれもボリュームがやや薄めの本だが、入門用としては好適と言える。前者は総論と各論が別冊になっているが、後者は総論各論を併せて一冊になっている。それぞれ現在の行為無価値論と結果無価値論の代表的な教科書といえる。なお、授業は、講義レジュメに即して進めるので、この本を用意しなければ困るということではない。既に愛用の教科書を持っている方は、それで結構だが、刑法は、最近、改正の動きが急なので、少なくとも各論に関しては、なるべく新しいものをお勧めする。</p> <p>2 参考書：司試受験・実務を通じて頼りになる参考書としては、やはり定評のあるものがあるだろう。次の五冊のどれかを勧める。①大谷實『刑法講義総論・各論』（成文堂）②前田雅英『刑法総論講義』『刑法各論講義』（東大出版会）。いずれも司法試験の参考書としてベスト・セラーのもの。前者は既に4版、後者は3版を重ねている。理論内容としては必ずしも賛同しないが、どのような問題について調べても、大体、何らかの解答が見つかる点では、さすがによくできた教科書である。③山口厚『刑法総論』『刑法各論』（有斐閣）。比較的新しいところでは、これだろう。総論が難解だという学生も多いが、各論のボリュームの厚さ、そして各論の個別犯罪の説明中で罪数問題に多く紙幅を割いている点が、新司法試験を睨んだものといえるだろう。④西田典之『刑法総論』『刑法各論』（弘文堂）も、学生間ではわかりやすいと好評のようで、山口総論を難解に感じた人にはこちらを勧める。但し、西田先生は2013年にご逝去されたので、改訂がなされなくなったのが残念。⑤川端博『刑法総論講義』</p>

	(成文堂) も、大部ではあるが、とても詳しく、何らかの疑問点に出くわしたときの参照用としてはお勧めである。
履修条件	一年次配当の必修科目である。一年生は必ず履修すること。

## 28. 刑法Ⅱ(各論)

授業科目名 (カナ)	刑法Ⅱ(各論) ( ケイホウニ(カクロン) )
担当教員名 (カナ)	梅崎 進哉 ( ウメザキ シンヤ )
履修年次	1年次
単位	4単位
授業時間 (後期)	水3、金1
講義の概要	<p>刑法各論は、個別犯罪現象の個性を学ぶと同時に、刑法総論上の基本原則との関連で個別条文を正確に理解していく作業でもある。カリキュラム構成上、刑法総論が2単位科目にとどまらざるを得ないため、各論の講義の中でも、折あるごとに刑法総論の問題への回帰を促しながら、可能な限り対話的な形で講義を進めていく。ここでも、時間的制約のため、各学説や判例の結論を記憶する作業は各人の努力に任せ、講義では、法益論を基礎に、個別条文の法益のとらえ方の差がどのような形で結論の差へと結びついていくか、その構造を十分に理解させることに力点を置く。</p> <p>なお、最後の3講(罪数論・刑罰論)は、通常、刑法総論の教科書で論述されるテーマであるが、時間配分と教育効果を考えて、各論の最後に置いている。</p>
到達目標	<p>本学の「養成する人材」と一年次講義科目「刑法」(刑法Ⅰ・Ⅱ)の関連については、刑法Ⅰ(総論)のシラバスを参照されたい。</p>
各回の授業内容	<p>※ 詳細は、教育支援システム掲載の各回レジュメ参照のこと</p> <p>刑法各論の講義において修得すべき内容・自学自習にて修得すべき内容について詳細は、教育支援システム掲載の各回レジュメに網羅し、講義中に口頭でも説明する。以下では、各回の項目のみ列挙しておく。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 法益論と刑法各論</li> <li>2. 個人法益総論</li> <li>3. 生命に対する罪(殺人・同意殺人)</li> <li>4. 身体に対する罪1(暴行・傷害・傷害致死)</li> <li>5. 身体に対する罪2(同意傷害・現場助勢・同時傷害)</li> <li>6. 身体に対する罪3(危険運転致死・凶器準備集合)</li> <li>7. 身体に対する罪4(遺棄・堕胎)</li> <li>8. 自由に対する罪1(逮捕・監禁・脅迫・強要・略取誘拐)</li> </ol>

	<p>9. 自由に対する罪2 (強姦・強制わいせつ)</p> <p>10. 私的領域を侵す罪・信用業務に対する罪 (住居侵入・信書開披・業務妨害等)</p> <p>11. 名誉に対する罪 (名誉毀損・侮辱)</p> <p>12. 財産犯1 (総説)</p> <p>13. 財産犯2 (窃盗)</p> <p>14. 財産犯3 (強盗)</p> <p>15. 財産犯4 (詐欺・恐喝)</p> <p>16. 財産犯5 (横領・背任)</p> <p>17. 財産犯6 (贓物・毀棄・隠匿)</p> <p>18. 中間試験</p> <p>19. 社会法益総論・公共危険を生じさせる罪1 (騒乱)</p> <p>20. 公共危険を生じさせる罪2 (放火・出水・往来妨害・飲料水)</p> <p>21. 偽造の罪1 (文書偽造)</p> <p>22. 偽造の罪2 (通貨・有価証券・印章偽造)</p> <p>23. 風俗に関する罪 (わいせつ・重婚・賭博・礼拝所不敬・墳墓発掘・死体遺棄)</p> <p>24. 国家法益総論・国家存立に対する罪 (内乱・外患・国交)</p> <p>25. 公務を害する罪 (公務執行妨害・職務強要・談合等)</p> <p>26. 司法作用に対する罪 (逃走・犯人蔵匿・証拠隠滅・偽証・虚偽告訴)</p> <p>27. 職権濫用の罪 (職権濫用・暴行陵虐・賄賂の罪)</p> <p>28. 罪数論 (単純一罪、科刑上一罪、併合罪)</p> <p>29. 刑罰論1 (刑罰論の基本原則、刑罰の現状・分類)</p> <p>30. 刑罰論2 (刑罰決定の手順、現行刑罰の内容と問題点)</p>
成績評価の方法	<p>1 成績は、1～17回 (個人法益) を範囲とした中間試験と、19～30回 (社会・国家法益、罪数論、刑罰論) を範囲とした期末試験 (いずれも100点満点) の得点平均にて評価する。</p>

	<p>2 出席率が6割に満たない学生については定期試験の受験資格を認めない。</p> <p>3 再試験は実施しない。</p>
成績評価の基準	<p>1 刑法各論の全体像、個別犯罪の個別問題についての学説・判例の知識がどの程度身についているか。</p> <p>2 犯罪の成否の検討を内容とした文章の基本的な書き方が修得できているか。</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>受講生は、講義開始前に、予め最低一回は教科書を通読しておくこと。また、各回の講義にあたっては、当然のことながら、講義範囲を予習し、講義レジュメをベースとして自分なりのノートを作っておくこと。自らノートを作る作業を怠り、市販のサブノートなどに頼っても、活きた知識は身につかない。講義終了後は、なるべく早く、各学説の名称や対立構造について「理解」したものを「記憶」に変えておくこと。教員は諸君の理解を助けることはできるが、諸君の代わりに記憶できる者はいないことを肝に銘じてほしい。</p>
教科書・参考文献	<p>刑法Ⅰのシラバスを参照し、総論の教科書・参考書に対応した各論の本を用意すること。総論・各論の教科書は統一しておくことが好ましい。</p>
履修条件	<p>一年次必修科目である。前期科目である刑法Ⅰの単位修得を必ずしも前提とはしないが、上述のように刑法総論の理解が前提となっており、講義でも総論上の問題に多々踏み込むので、刑法Ⅰの単位を修得し損ねた諸君は、本講と並行して刑法総論を独学でマスターするくらいの意気込みで挑んでほしい。</p>



## 29. 刑事手続法

授業科目名 (カナ)	刑事手続法 ( ケイジジテツヅキホウニューモン )
担当教員名 (カナ)	小野寺 雅之 ( オノデラ マサユキ )
履修年次	2年次
単位	4単位
授業時間 (前期)	月4・火4
講義の概要	<p>教科書として『入門刑事手続法』（三井誠・酒巻匡著，有斐閣）を使用し，教科書を通読しながら，基本的な判例の検討や，教員作成による「実務刑事手続法講義案」に基づく説明及び実務上の取り扱い例を紹介することなどにより，刑事手続法の全体像を理解してもらう。</p> <p>そして，教科書を読んだだけでは理解しにくい内容については，参考資料を踏まえながら口頭で分かりやすく説明する。</p> <p>さらに，抽象的・観念的な議論にとどまることなく，実際の刑事手続の流れを前提として，具体的に法曹三者のそれぞれの立場に立ったことを想定した視点から，問題点の所在を把握し，それに対してどのような対処が相当かといった実務的観点からの思考を提示する。</p>
到達目標	<p>刑事手続法は，ともすれば勉強の進行が遅れがちとなりやすい法分野であり，苦手意識を持つ学生も多いことから，重要な論点について「問題の所在」が何なのかを的確に把握してもらい，刑事手続法への興味を引き出すことにより，自発的な学習が進められるような指導を実現することを目標とする。</p>
各回の授業内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. オリエンテーション</li> <li>2. CHAPTER 1 起訴前 (捜査) 手続その1</li> <li>3. CHAPTER 1 起訴前 (捜査) 手続その2</li> <li>4. CHAPTER 1 起訴前 (捜査) 手続その3</li> <li>5. CHAPTER 1 起訴前 (捜査) 手続その4</li> <li>6. CHAPTER 1 起訴前 (捜査) 手続その5</li> <li>7. CHAPTER 1 起訴前 (捜査) 手続その6</li> <li>8. CHAPTER 1 起訴前 (捜査) 手続その7</li> <li>9. CHAPTER 1 起訴前 (捜査) 手続その8</li> <li>10. 中間試験 1</li> <li>11. CHAPTER 2 公訴提起その1</li> <li>12. CHAPTER 2 公訴提起その2</li> <li>13. CHAPTER 2 公訴提起その3</li> <li>14. CHAPTER 3 公判手続その1</li> </ol>

	<p>15. CHAPTER 3 公判手続その2</p> <p>16. CHAPTER 3 公判手続その3</p> <p>17. 中間試験2</p> <p>18. CHAPTER 4 証拠法その1</p> <p>19. CHAPTER 4 証拠法その2</p> <p>20. CHAPTER 4 証拠法その3</p> <p>21. CHAPTER 4 証拠法その4</p> <p>22. CHAPTER 4 証拠法その5</p> <p>23. CHAPTER 4 証拠法その6</p> <p>24. CHAPTER 4 証拠法その7</p> <p>25. CHAPTER 4 証拠法その8</p> <p>26. CHAPTER 4 証拠法その9</p> <p>27. 中間試験3</p> <p>28. CHAPTER 5 公判の裁判その1</p> <p>29. CHAPTER 5 公判の裁判その2</p> <p>30. 総括</p>
成績評価の方法	<p>授業期間中に中間試験（短答式と記述式を併用した試験問題）を3回行い、それぞれ10点満点で評価する。</p> <p>授業で検討した内容を踏まえて期末試験（論述式の試験問題）を行い、70点満点で評価する。</p> <p>授業の出席数が3分の2に満たない場合は、期末試験の受験資格を認めない。</p> <p>期末試験の再試験は行わない。</p> <p>事前・事後の連絡なく欠席した場合は、1回の欠席ごとに、期末試験の成績から3点を減点する。</p>
成績評価の基準	<p>中間試験，期末試験のいずれにおいても，試験実施後に採点基準を記載した解説を配布する。</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>予め配布する資料「実務刑事手続法講義案」による予習が不可欠である。</p> <p>授業には気持ちを集中して臨む必要があり，受講生に対する口頭での発問も含め，授業内容を聞き漏らすと，中間試験及び期末試験で単位取得に必要な点数を得点するのは極めて困難になるので，そのことを予告しておく。</p>
教科書・参考文献	<p>入門刑事手続法 三井誠・酒巻匡著 有斐閣</p> <p>刑事訴訟法 田口守一著 弘文堂</p> <p>刑事訴訟法判例百選 有斐閣</p>
履修条件	<p>特になし。</p>

### 30. 刑事法演習

授業科目名 (カナ)	刑事法演習 ( ケイジホウエンシュウ )
担当教員名 (カナ)	梅崎 進哉 ( ウメザキ シンヤ )
履修年次	2年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	月1
講義の概要	<p>この点については、第1回講義においてレジュメを配布して詳細に説明する。教材としては梅崎の作成した8個の長文の事例問題を用いる。刑法独自の事例問題を学修した後、刑訴法的観点も混じった融合的問題へと進む。</p> <p>その際、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 共犯を含めた複雑な事例への刑法理論の応用</li> <li>(2) 事実に基づく評価の入門的訓練</li> <li>(3) 法的論述の訓練</li> </ol> <p>に力点を置いて、講義を行う。</p>
到達目標	<p>一 刑事法演習は、理論から実践への入り口の通過、すなわち、刑法の個別問題について理論的学習を終えた学生を対象に、基礎訓練から実戦訓練への導入を行う科目である。以下に、以下、本学の教育理念の根幹をなす「養成する人材」との関連を示すが、一年次講義科目である刑法Ⅰのシラバスに書いた内容と連続しているため、まずそちらを参照されたい。</p> <p>二 養成する人材1「他人の痛みを共有できる豊かな人間性とコミュニケーション能力を持ち、法の専門家として、高い倫理観・正義感を基礎にしてその知識と技能を人々のために役立てようとする強い意欲を持っていること。」</p> <p>この点に関しては、先人による正義発見の努力の受動的修得に力点を置いていた刑法Ⅰ・Ⅱを基礎として、具体的事例に則した、実体法上妥当な結論を発見する訓練に移行する。専ら実体法的な問題のみを内容とした事例を主とするが、二年次前期の講義科目である刑訴法の進展に呼応して、手続法的関心（認定・立証問題）を加味していく。また、刑法Ⅰ・Ⅱと異なり、講義は主として対話形式で行うので、コミュニケーション能力の点でも本格的な訓練に入ることになる。</p> <p>三 養成する人材2「社会に生起するさまざまな法律問題について、正義の理念と社会通念を踏まえた的確な事案の把握および事実の認定を行い、正確な法律知識に裏打ちされた法的判断（法的分析と推論）を加えて、人々が真に納得できる結論を導き出す能力を備えていること。」</p> <p>養成する人材3「前項の判断を基礎として、これを表現するための質の高い</p>

	<p>文書作成および議論や説得ができる能力を涵養し、利害関係人その他の市民から確かな信頼を得られる適切な紛争解決をはかる能力を備えていること。」</p> <p>これらの点に関しては、理論知識や判例状況の理解を中心とした刑法Ⅰ・Ⅱで修得した知識を前提とし、刑事法演習では、具体的事例への模倣的応用（例えば、判例の前提事実をこう変えればどうなるか等）を繰り返し行うことで、知識を実践に用いるものに深化させることを意図している。この目的のため、答案提出を義務づけ、添削のうえ返却するので、文書作成能力の本格的育成の場ともなる。さらに、養成する人材3の「適切な紛争解決」には、結論の適切さだけでなく、迅速な解決という要素も含まれている。理論知識を迅速に使うためには、単にそれを記憶している（思い出すことができる）だけでは足りず、一々記憶を参照することなく当然のように用いている日常言語のように、自在に使いこなせるようになる必要がある。そのためには、大学側から提供される教材に満足することなく、自ら、少しでも多くの教材事例を求めて接し、考えることを心がける必要があるが、それとは別に、本講義で答案を作成するにあたって、「時間」の要素を意識してほしい。使用する事例問題は、いずれも2時間程度で答案作成することを意識して作ってある。この程度の事案を2時間で処理できるようになることも、本講義の目的の一つである。</p> <p>四 養成する人材4「社会の変化に伴って生じてくる新しい法律問題に対して、柔軟に対応できるだけの応用力や創造力を備えていること、特に今後重要性を増すと思われる国際的な法律問題に対処できる基礎的素養を備えていること。」については、刑法Ⅰのシラバスで記したとおり、本学における法曹教育の最終到達目標としてしっかり意識しておいてほしい。</p>
各回の授業内容	<p>(1) 答案提出（各人2回）・受講生全員への配布  (2) 双方向授業による論点及び必要知識等の確認（30～40分程度）  (3) 教員による解題（60分程度）  (4) 教員による答案講評・質疑（30～40分程度）  ※各テーマ135分（1回半）＝ 論点確認40分、解題60分、講評・質疑40分</p> <p>従って、各回のスケジュールは次のとおり</p> <p>第1回 資料配付、オリエンテーリング  第2回 ◎新試過去問（前）  第3回 ◎新試過去問（後）①BJ文書偽造事件（前）  第4回 ①BJ文書偽造事件（後）  第5回 ②のび太放火未遂事件（前）  第6回 ②のび太放火未遂事件（後） ③金色夜叉偽装心中（前）  第7回 ③金色夜叉偽装心中（後）  第8回 ④ワンピース強盗事件（前）</p>

	<p>第9回 ④ワンピース強盗事件（後） ⑤めぞん一刻強盗事件（前）</p> <p>第10回 ⑤めぞん一刻強盗事件（後）</p> <p>第11回 ⑥ピカチュウ防衛事件（前）</p> <p>第12回 ⑥ピカチュウ防衛事件（後） ⑦B J 誤認手術事件（前）</p> <p>第13回 ⑦B J 誤認手術事件（後）</p> <p>第14回 ⑧五右エ門公妨事件（前）</p> <p>第15回 ⑧五右エ門公妨事件（後） +60分の調整</p>
成績評価の方法	<p>定期試験を実施する。ただし、演習科目のため、最終評価は、双方向授業時の受け答えを中心とした授業への貢献度の評価、論述問題の答案の評価、出席状況の総合評価とする。</p> <p>各評価項目間の点数配分</p> <p>(1) 事例答案1：1割</p> <p>(2) 事例答案2：3割</p> <p>(3) 発言等の平常点：2割</p> <p>(4) 定期試験：4割</p> <p>(5) 出席点：欠席・遅刻数に応じ減点</p> <p>なお、出席が6割に満たない者は定期試験の受験を認めない。再試験は実施しない。</p>
成績評価の基準	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 理論知識や判例状況の理解の程度</li> <li>2 具体的事例への適用能力</li> <li>3 文章作成能力</li> </ol>
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>(1) 事例問題について、各人、割り当てられた問題の答案を事前に作成して提出すること。答案作成時に教科書や判例を参照することは可とする。</p> <p>(2) 各回の準備については、各回に実施予定の問題を検討し、答案構成を考えてくることを、最低条件とする。</p> <p>(3) 具体的な答案の書き方、予習準備等については、第1回の講義で詳しく説明する。</p>
教科書・参考文献	教材は必要毎に配布する
履修条件	2年次配当の必修科目である。2年生は必ず履修すること。

### 31. 刑事法総合演習 I

授業科目名 (カナ)	刑事法総合演習 I ( ケイジホウソウゴウエンシュウイチ )
担当教員名 (カナ)	小野寺 雅之 ( オノデラ マサユキ )
履修年次	3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	金 2
講義の概要	<p>教員作成の教材「実務刑事手続法講義案 [捜査編] ・ [公判編]」を使用し、捜査と公判の分野における刑事訴訟法上の問題点を学んでもらう。適宜、司法試験論文問題を演習の課題として検討する。</p>
到達目標	<p>実務刑事手続法講義案 [捜査編] ・ [公判編] には、被疑者を現行犯逮捕するまでの一連の踏査手続の適法性、被疑者を勾留する理由と必要性及び被疑者勾留段階で選任された弁護人の弁護活動といったものが含まれているが、それらの検討を通して、身柄拘束が、法的根拠がなければそれ自体犯罪を構成するような極めて重大な人権制約であるため、身柄拘束手続については刑訴法上厳格な要件が規定されているということ前提として、そのような視点から各規定の内容を理解すると共に、具体的な事例を前提として要件充足性を判断できる能力の涵養の実現を目標とする。また、公判の分野に関しては、訴因のもつ機能を踏まえて、訴因の特定、訴因変更の要否・可否といった論点について、実際の公判手続の進行という視点から理解してもらうことを目標とする。</p> <p><b>【授業の目的と「法曹に必要な資質」との関係】</b></p> <p>上記目標による授業は、「法曹に必要な資質」のうち(2)「・・・正義の理念と社会通念を踏まえた的確な事案の把握および事実の認定を行い、正確な法律知識に裏打ちされた法的判断（法的分析と推論）を加えて、人々が真に納得できる結論を導き出す能力を備えていること」を現実化しようとの試みの一端となるものであり、また、被疑者の立場からの考察をすることなどにより、(1)「他人の痛みを共有できる豊かな人間性・・・」の養成を図るものでもある。</p> <p>そして、予め設定した検討事項について、受講生の発言を求め、自らの思考が説得的に表現できるように導くが、これは「法曹に必要な資質」のうち、(3)「前項の判断を基礎として、これを表現するための質の高い文書作成および議論や説得ができる能力を涵養し、利害関係人その他の市民から確かな信頼を得られる紛争解決能力を備えていること」との内容を実現しようとする具体的方策である。</p>

各回の授業内容	<p>1, オリエンテーション 授業の進行方法や使用教材等の説明</p> <p>2, 公判に関する問題点 1 第 1 講：公訴の提起</p> <p>3, 公判に関する問題点 2 第 2 講：訴因の特定</p> <p>4, 公判に関する問題点 3 第 3 講：訴因変更の要否</p> <p>5, 公判に関する問題点 4 第 4 講：訴因変更の可否</p> <p>6, 公判に関する問題点 3 第 5 講：択一的認定と訴因変更の要否 第 6 講：判決の効力</p> <p>7, 中間試験 1（公判）</p> <p>8, 捜査手続の適法性 1 第 1 講：起訴前の捜査と起訴後の捜査 第 2 講：告訴・自首 第 3 講：職務質問・任意同行・所持品検査</p> <p>9, 捜査手続の適法性 2 第 4 講：強制捜査の意義と任意捜査の限界</p> <p>10, 捜査手続の適法性 3 第 5 講：被疑者・被告人の身柄拘束</p> <p>11, 捜査手続の適法性 4 第 6 講：令状による搜索差押え</p> <p>12, 捜査手続の適法性 5 第 7 講：令状によらない搜索差押え 第 8 講：被疑者・被告人の防御</p> <p>13, 中間試験 2（捜査）</p> <p>14, 捜査・公判に関する総合問題 1</p> <p>15, 捜査・公判に関する総合問題 2</p>
成績評価の方法	<p>授業期間中に中間試験を 2 回行い、それぞれ 15 点満点で評価する。 授業で検討した内容を踏まえて期末試験を行い 70 点満点で評価する。 授業の出席数が 3 分の 2 に満たない場合は、期末試験の受験資格を認めない。 期末試験の再試験は行わない。 事前・事後の連絡なく欠席した場合は、1 回の欠席ごとに、期末試験の成績から 3 点を減点する。</p>
成績評価の基準	<p>中間試験、期末試験のいずれにおいても、試験実施直後に解説及び採点基準を記載した解説を配布する。</p>

準備・事後学習についての具体的な指示	<p>予め配布する資料による予習が不可欠である。</p> <p>授業には気持ちを集中して臨む必要があり，受講生に対する口頭での発問も含め，授業内容を聞き漏らすと，中間試験及び期末試験で単位取得に必要な点数を得点するのは極めて困難になるので，そのことを予告しておく。</p>
教科書・参考文献	各自が使用している刑法，刑事訴訟法の教科書
履修条件	特になし。



## 32. 刑事法総合演習Ⅱ

授業科目名 (カナ)	刑事法総合演習Ⅱ ( ケイジホウソウゴウエンシュウニ )
担当教員名 (カナ)	小野寺 雅之 ( オノデラ マサユキ )
履修年次	3年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	金4
講義の概要	教員作成の教材「刑事実務問題演習」を使用して、刑法総論及び刑法各論における問題点を、演習問題を通じて学んでもらう。
到達目標	<p>3年次前期までに身につけた刑法及び刑事訴訟法の法的知識と法的判断能力を前提として、刑法上のいわゆる論点が、実際の事件ではどのような形で争点として現実化するのか、それらの争点に対してどのように解決を図るべきかを検討してもらい、現実の事件への実体法上の対応能力を高めることを目標とする。</p> <p><b>【授業の目的と「法曹に必要な資質」との関係】</b></p> <p>演習問題には、業務上横領罪、詐欺罪、背任罪等、財産犯上複数の犯罪の構成が可能な事案を前提に、訴因構成という点での確かな判断ができるかというものも含まれている。すなわち、実体法上、構成要件該当性の評価が的確にできることを前提として、事案の性質を考慮して、どのような犯罪が成立し得るかということと、当該行為者をどのように処罰するのが相当かという社会的常識、社会通念等を加味し、訴因とするのが相当と判断される犯罪構成というものを検討する。</p> <p>この授業は、「法曹に必要な資質」のうち、(4)「社会の変化に伴って生じてくる新しい法律問題に対して、適切に対応できるだけの応用力や想像力を備えていること・・・」の実現を意図するものである。</p> <p>また、予め設定した検討事項について、受講生の発言を求め、自らの思考が説得的に表現できるように指導するとともに、発言内容に応じてさらに質問を投げかけ、その場で即座に対応することを求めるが、このような授業方針は、「法曹に必要な資質」のうち、(3)「前項の判断を基礎として、これを表現するための質の高い文書作成および議論や説得ができる能力を涵養し、利害関係人その他の市民から確かな信頼を得られる紛争解決能力を備えていること」をより高めようとの考えに基づくものである。</p>
各回の授業内容	<p>1, オリエンテーション</p> <p>授業の進行方法や使用教材等の説明</p> <p>2, 刑法総論1</p>

	<p>検討テーマ：実行行為実行の着手時期</p> <p>3, 刑法総論 2</p> <p>検討テーマ：因果関係</p> <p>4, 刑法総論 3</p> <p>検討テーマ：不真性不作為犯</p> <p>5, 刑法総論 4</p> <p>検討テーマ：正当防衛</p> <p>6, 刑法総論 5</p> <p>検討テーマ：共謀共同正犯</p> <p>7, 刑法総論 6</p> <p>検討テーマ：幫助犯・間接正犯・原因において自由な行為・予備罪</p> <p>8, 第 1 回中間試験（刑法総論）</p> <p>9, 刑法各論 1</p> <p>検討テーマ：窃盗罪</p> <p>10, 刑法各論 2</p> <p>検討テーマ：詐欺罪</p> <p>11, 刑法各論 3</p> <p>検討テーマ：横領罪と背任罪</p> <p>12, 刑法各論 4</p> <p>検討テーマ：強盗罪</p> <p>13, 第 2 回中間試験（刑法各論のうち財産犯）</p> <p>14, 刑法各論 5</p> <p>検討テーマ：文書偽造罪</p> <p>15, 刑法各論 6</p> <p>検討テーマ：放火罪</p>
成績評価の方法	<p>授業期間中に中間試験を 2 回行い、それぞれ 15 点満点で評価する。</p> <p>授業で検討した内容を踏まえて期末試験を行い 70 点満点で評価する。</p> <p>授業の出席数が 3 分の 2 に満たない場合は、期末試験の受験資格を認めない。</p> <p>期末試験の再試験は行わない。</p> <p>事前・事後の連絡なく欠席した場合は、1 回の欠席ごとに、期末試験の成績から 3 点を減点する。</p>
成績評価の基準	<p>中間試験，期末試験のいずれにおいても，試験実施直後に解説及び採点基準を記載した書面を配布する。</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>予め配布する資料による予習が不可欠である。</p> <p>授業には気持ちを集中して臨む必要があり，受講生に対する口頭での発問も含め，授業内容を聞き漏らすと，中間試験及び期末試験で単位取得に必要な点数を得点するのは極めて困難になるので，そのことを予告しておく。</p>

教科書・参考文献	各自が使用している刑法，刑事訴訟法の教科書
履修条件	特になし。

### 33. 法の理論と実務

授業科目名 (カナ)	法の理論と実務 ( ホウノリロントジツム )
担当教員名 (カナ)	長倉 忍 (ナガクラ シノブ)
履修年次	1年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	金1
講義の概要	<p>1年次生を対象として、法の基礎を身に着けるとともに、法律実務に触れ、法が社会においてどのような役割を果たしているかを知ることが目的とする。また、これらを通じ、日々の学習へのモチベーションを高める。</p> <p>加えて、当面の目標である司法試験合格への土台を築いてもらうべく、適宜、学習方法等のサポート・アドバイスを行う。</p>
到達目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 法律を学習する上で身につけておくべき基礎を理解し、日々の学習の中で実践できるようになること。</li> <li>2. 六法、基本書、および判例につき、読み方、学習の際の使い方を理解し、身につけること。</li> <li>3. 何のために法律を学ぶのかを意識しながら、今後、モチベーションを保って学習を続けていくための核となる部分を養うとともに、司法試験合格まで高い士気をもって学習を継続できるようになること。</li> <li>4. 択一問題、事例問題それぞれにつき、問題文の読み方、解き方の基本的な部分を理解すること。</li> <li>5. 法律を学ぶ面白さを知ること。</li> </ol>
各回の授業内容	<p>(必ずしも以下の順序とは限りません。毎回、相当の時間をフリータイムとして、学習の方法等に関する質問を受けるようにしたい。)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. (第1回～第2回) まず、導入として、長倉の日々の業務の一端を伝えて、法律実務家のイメージを持ってもらう。</li> <li>2. (第3回～第4回) 次に、長倉が実務で作成した訴状等の書面を見ることにより、さらに法律実務のイメージを具体的なものとする。</li> <li>3. (第5回) 法律実務で不可欠となる登記事項証明書や戸籍等の見方を学ぶ。</li> <li>4. (第6回 適宜他の回にも行う) 六法、基本書、および判例についての読み方、学習の際の位置づけ、利用方法を学ぶ。</li> <li>5. (第7回～第9回) 択一問題、論述問題、(出題趣旨含む)を一緒に考えながら、司法試験に必要とされる能力、レベルを確認するとともに、問題へのアプローチの方法を学ぶ。</li> <li>6. (第10回～第12回) 基本的な論述問題について、実際に、問題を解い</li> </ol>

	<p>てもらうことにより、表現することの難しさ、正確に事案を把握することの重要性、答案構成の必要性などに思いを致すとともに、基礎的な法的思考を身に付ける。</p> <p>7. (第13回～第15回(発展学習として)) (民事)要件事実についての導入学習。</p>
成績評価の方法	<p>「合・否」の2段階判定とする。出席を重要視した上で、補完的に講義での態度なども参考とする。講義の性質上中間考査や期末考査、再試験は行わないが、講義の中で、簡単な確認テストやレポートの提出を求めることがある。</p>
成績評価の基準	<p>上記のとおり、出席を中心として評価するため、無断欠席は極力避けられたい。出席以外の要素としては、講義中の態度、レポートや確認テストの結果も加えることがある。</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>日々の学習が本合議の予習、復習となる。その中で生じた疑問等があれば、随時、長倉までぶつけてもらいたい。その中から、(本人了解の上で)皆のためにもなると思われる問題については、積極的に講義の中で取り上げていきたい。講義には、特段の指示のない限り、六法を持参されたい。</p>
教科書・参考文献	<p>特に指定しない。</p> <p>判例検索の練習も兼ねて、事前に判例資料等の収集を指示することもある。</p> <p>準備できるものは、長倉の方で準備する。</p>
履修条件	<p>基本的に、法律自体の未修者(純粋な初学者)を対象としているが、実務に関する資料を用意することや基本的な事例演習を織り込むなどにより、(法学部出身の学生などの)法的素養のある学生に対しても意義のあるものとしていきたい。</p>

### 34. 民事訴訟実務の基礎

授業科目名 (カナ)	民事訴訟実務の基礎 ( ミンジソショウジツムノキノ )
担当教員名 (カナ)	西郷 雅彦 ( サイゴウ マサヒコ )
履修年次	2年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	水1
講義の概要	典型的な訴訟類型について学習し、民事訴訟の理解を深めるとともに、実務的に必要不可欠な要件事実等を学ぶ。
到達目標	典型的な訴訟類型における要件事実を学ぶことによって、その基礎にある思考力を身につけることによって、実務家としての基本的な能力を涵養し、利害関係人その他の市民から確かな信頼を得られる紛争解決能力の基礎となる能力を身につけること、及びこのような基礎力を身につけることによって、3年次における民事模擬裁判に向けて基礎力を養うことを到達目標とする。
各回の授業内容	<p>1. 要件事実総論① 民事訴訟の基本構造から、民事裁判の特質、権利の継続性の原則、主張立証責任の概念を学ぶ。</p> <p>2. 要件事実総論②・売買代金請求① 主張立証責任の分配について学んだ後、テキスト第1問に入り、訴訟物、要件事実が果たす役割、請求権発生の根拠について学ぶ。</p> <p>3. 売買代金支払請求② テキスト第1問を題材に、売買の要件事実（代金支払期限の合意、売主の所有権、目的物の引渡し）を学ぶ。</p> <p>4. 売買代金支払請求③ 認否の態様・必要性、主要事実・間接事実・補助事実を学び、テキスト第2問に入り、訴訟物、請求原因を検討した後、請求原因・抗弁・再抗弁等の関係、否認と抗弁、抗弁の種類、消滅時効に関する要件事実や援用権の法的構成について学ぶ。</p> <p>5. 売買代金支払請求④・貸金返還請求① テキスト第3問に入り、請求の趣旨、訴訟物、請求原因、抗弁を学び、関連する問題として、期限の到来・経過・徒過、期間の経過について学んだ後、テキスト第4問に入り、貸金返還請求訴訟についての要件事実（貸借型理論、弁済期の到来）を学ぶ。</p>

#### 6. 貸金返還請求②・その他①

テキスト第5問に入り、請求の趣旨、訴訟物、請求原因について整理し、弁済の抗弁に関する要件事実を学び、テキストを離れていわゆる二段の推定、付帯請求に関する要件事実（その法的性質、履行遅滞の要件事実）を学ぶ。

#### 7. 所有権に基づく不動産明渡請求①

テキスト第6問に入り、建物収去土地明渡請求訴訟における訴訟物、占有正権原の立証責任、権利自白、占有の時的要素について学ぶ。

#### 8. 所有権に基づく不動産明渡請求②

所有権喪失の抗弁を学んだ後、テキスト第7問に入り、請求の趣旨、訴訟物を押さえ、権利自白の成立時点、対抗要件（登記）をめぐる立証責任・要件事実を学ぶ。

#### 9. 所有権に基づく不動産明渡請求③

テキスト第8問に入り、請求の趣旨、訴訟物、請求原因事実をふまえ、所有権喪失の抗弁を学ぶ。

#### 10. 不動産登記手続請求①

テキスト第9問に入り、登記関係訴訟の請求の趣旨の記載方法、訴訟物（登記請求権の種類）、請求原因事実においては登記の推定力の問題を中心に学び、テキスト第10問に入り、請求の趣旨、訴訟物をふまえて、請求原因事実の中で取得時効に関する要件事実（時効の援用も含む）を学ぶ。

#### 11. 不動産登記手続請求②・賃貸借契約終了に基づく不動産明渡請求①

テキスト第11問において、請求の趣旨、訴訟物、請求原因をふまえて、登記保持権原として抵当権に関する要件事実を学び、さらにテキスト第12問に入り、賃貸借終了による目的物返還請求に関する訴訟物、請求原因における要件事実について学ぶ。

#### 12. 賃貸借契約終了に基づく不動産明渡請求②・その他②

前回に引き続き、第12問において、抗弁となる借地借家法の適用について学んだ後、いったんテキストを離れ、一般的によくある賃貸借契約の終了原因である賃料不払、無催告特約、増改築禁止特約による解除についての要件事実を学び、その中で、規範的要件に関する主要事実についても学ぶ。この講義の前後において、レポート用の資料を配付する予定です。

#### 13. 賃貸借契約終了に基づく不動産明渡請求②・動産引渡請求

前回に引き続き、賃貸借終了原因の一つである無断譲渡・転貸の場合の要件事実を、さらには有権代理、表見代理、通謀虚偽表示を学ぶ。

#### 14. 動産引渡請求訴訟・その他

テキスト第13問の動産引渡請求訴訟の請求の趣旨、訴訟物をおさえ、即時取得をめぐる要件事実を学ぶ。

#### 15. レポート用問題の解説・まとめ

提出してもらったレポートに関して解説を行い、要件事実に関する総まとめ

	<p>を行う。</p> <p>なお、場合によっては、学ぶ訴訟類型の順序（テキストの設問の順序）を変更することがあるが、変更する場合には、事前に授業において連絡する。</p>
成績評価の方法	<p>年末に課題を出したレポート（年明けに提出）を評価し、期末試験とで成績を評価する。特段の理由なく欠席や遅刻した場合には減点し、6回以上欠席した場合には期末試験の受験を認めない。なお、期末試験の再試験は行わない。</p>
成績評価の基準	<p>レポートを20点満点、A～Dの4段階（未提出の場合は0点）で評価し、期末試験を80点満点として実施し、レポートと期末試験の合計点（100点満点）で評価する。</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>後掲の教科書の該当部分を熟読し、あるいは事前配布のレジメ・資料等がある場合には読んでおくこと。また、復習として、テキストにある事実記載例やブロックダイアグラムをレジメに書き写して、事実記載の仕方やブロックダイアグラムの作り方などに慣れておくこと。</p> <p>12回目の授業前後に課題を出してレポートの提出を求める予定である。</p>
教科書・参考文献	<p>教科書：司法研修所編「新問題研究 要件事実」法曹会</p> <p>参考書：村田涉ほか編著「要件事実論30講第3版」</p> <p>加藤新太郎・細野敦著「要件事実の考え方と実務第2版」</p> <p>司法研修所編「改訂紛争類型別の要件事実」</p> <p>和田吉弘著「民事訴訟法から考える要件事実」</p>
履修条件	<p>民法・民事手続法を履修していること。</p>



### 35. 刑事訴訟実務の基礎

授業科目名 (カナ)	刑事訴訟実務の基礎 ( ケイジソショウジツムノキソ )
担当教員名 (カナ)	一瀬悦朗 ( イチノセ エツオ ) ・小野寺雅之 ( オノデラ マサユキ )
履修年次	2年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	火1
講義の概要	<p>捜査・公判を通じての刑事実務において、裁判官、検察官及び弁護士それぞれの立場が果たすべき役割につき、基礎的な知識や理解を身につけさせることを目的とする。授業前半の第1講から第7講までは主として一瀬が担当し、後半の第8項から第14講までは主として小野寺が担当し、最後の第15講は一瀬・小野寺が共同して担当する。</p>
到達目標	<p>教科書的な理解を踏まえて、実務で使える基礎を構築する。</p> <p>1 前半は、簡易な事件記録をもとに判決の起案をさせ、その講評を通じて、刑事裁判における裁判書・検察官・弁護人の役割について十分に理解させる。</p> <p>また、裁判所から見た刑事裁判では、各手続の段階における訴訟指揮のあり方を事件記録を通じて考えさせることによって、各当事者に認められている訴訟法上の権能を理解させるほか、判決その他の裁判所作成文書を起案させ、その講評を通じて、事実認定力、さらには刑事実体法及び刑事手続法双方をより正確に理解させる。</p> <p>2 後半は、小野寺作成のテキスト「実務刑事手続法講義案〔証拠編〕」を使用して、伝聞法則を中心とした証拠法の分野につき、実務的観点から詳しく解説していく。具体的には、被告人は何を争っているか（事件性か、犯人性か、犯行態様かなど）、検察官請求の各証拠は争点に対してどのように機能するか、検察官が掲げた立証趣旨は、証拠のどの部分に対応し、何を要証事実として設定するものなのか、それらを検討した結果として、各証拠の証拠能力はどのように判断されるのか、といった内容である。</p> <p>なお、授業開始時における教員の都合により、前半の授業内容と後半の授業内容が入れ替わることもある。</p> <p><b>【授業の目的と「法曹に必要な資質」との関係】</b></p> <p>上記のような授業を通じて、「法曹に必要な資質」のうち、(2)「社会に生起するさまざまな法律問題について、正義の理念と社会通念を踏まえた的確な事案の把握および事実の認定を行い、正確な法律知識に裏打ちされた法的判断（法的分析と推論）を加えて、人々が真に納得できる結論を導き出す能力を備えていること」の実現を図ろうと考えている。</p>

各回の授業内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 強盗被告事件についての公判期日とし、検察官請求にかかる書証の取調べまでを終了する。</li> <li>2. 同事件の公判期日とし、被害者と目撃者2名の証人尋問を行う。</li> <li>3. 同事件の公判期日とし、被告人質問を行う。この後、各自に判決起案をさせる。提出期限は2週間後を予定している。</li> <li>4. 弁護人の立場から、反対尋問の技術についての研修DVDを見て、刑事裁判における弁護側の主張・立証活動の基本的な考え方を学ぶ。</li> <li>5. 判決起案講評1、主文、罪となるべき事実、法令の適用について、解説する中で、起案するにあたって、注意すべき点等を示す。</li> <li>6. 判決起案講評2、事案分析を基に、事実認定の基本的な手法を示す。</li> <li>7. 事例問題講評、各事例問題の講評を通じて、刑事系の問題についての問題解決のための思考方法を検討する。</li> <li>8. 第1講「証拠法上の基礎概念」、第2講「伝聞法則に関する基礎理論」、第3項「伝聞例外」について解説、検討する。</li> <li>9. 第4講「要証事実と立証趣旨」について解説、検討する。</li> <li>10. 第5項「精神状態の供述」について解説、検討する。</li> <li>11. 第6講「弾劾証拠」について解説、検討する。</li> <li>12. 第7項「実況見分調書中の第三者供述の証拠能力」について解説、検討する。</li> <li>13. 第8講「外形的特信状況から証拠能力が肯定される伝聞証拠」について解説、検討する。</li> <li>14. 第9講「違法収集証拠」、第10講「自白調書の証拠能力」について解説、検討する。</li> <li>15. 総括 — 検察側・弁護側という立場を超えた事実認定力・法曹としての事件処理に対するフェアな取組みの重要性について理解させる。</li> </ol>
成績評価の方法	<p>前半の授業で提出を求めた各起案につき、合計50点満点で評価する。  後半の授業で検討した内容に基づいて、期末試験（50点満点で評価）を行う。</p> <p>授業の出席が3分の2に満たない場合は期末試験の受験資格がない。  期末試験の再試験は行わない。</p> <p>事前・事後の連絡なく欠席した場合は、1回の欠席ごとに、期末試験の成績から3点を減点する。</p>
成績評価の基準	<p>判決起案については、主文、罪となるべき事実、法令の適用等の項目ごとに、必要事項の記載があるか、法令に適合しているか等の観点から採点する。</p> <p>期末試験については、試験実施直後に解説及び採点基準を記載した書面を配布する。</p>

準備・事後学習についての具体的な指示	刑事実体法，刑事手続法については，一応の理解ができているものとの前提でカリキュラムを進める。したがって，刑法，刑事訴訟法の勉強は，日頃から，十分に行うことを求める。また，講義時間には制限があるため，事前に記録を配布して，自宅での起案を求めることがあり得る。
教科書・参考文献	各自が使用している刑法の教科書 入門刑事手続法[第5版] 三井誠・酒巻匡著 刑事訴訟法 [新版] 田宮裕著 刑事訴訟法 [第六版] 田口守一著 刑事弁護実務 (法曹会) 刑事判決起案の手引き (法曹会)
履修条件	憲法，特に基本的人権の保障についての十分な理解が不可欠である。

### 36. 法曹倫理

授業科目名 (カナ)	法曹倫理 ( ホウソウリンリ )
担当教員名 (カナ)	一瀬 悦朗 ( イチノセ エツオ )
履修年次	3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	火1
講義の概要	テキストに現れている具体的事案を題材にして、法曹として適正に職務を遂行するにはどうあるべきかを議論する。その中で、弁護士としての倫理、特に、弁護士法、弁護士職務基本規程その他のルールについての理解を深めたいと考えている。
到達目標	本学は、専門的知識・技能において第一級の優秀な法曹を育てることを目指しており、そのために法の専門家としての高い倫理観・正義感を基礎として知識と技能を人々のために役立てようとする強い意欲を持つことを重視している。この法曹倫理の講義においては、各法律科目において学び修得する法律知識等の基礎となる法曹としての職業倫理を身につけさせることを目的とし、その上に各法律科目において知識等を学び修得することによって得られたこれら法律知識等を人々のために役立たせることができる第一級の優秀な法曹を育てることを最終目標とするものである。
授業内容	指定のテキストに従い、下記のとおり授業を進めていく予定である。 <p style="text-align: center;"><b>記</b></p> 第1回 正義へのアクセスと法曹の役割－法曹倫理の基本的意義、法使用における職業倫理と市民倫理 第2回 依頼者と弁護士 第3回 守秘義務 第4回 利益相反1 第5回 利益相反2 第6回 利益相反3 第7回 共同化およびMDPと倫理 第8回 民事訴訟と倫理 第9回 法律相談・交渉・民事保全・民事執行と倫理 第10回 企業法務と倫理、弁護士の公益活動 第11回 弁護士広告と倫理 第12回 弁護士報酬と倫理 第13回 刑事弁護人の役割と倫理

	<p>第14回 検察官の役割と倫理</p> <p>第15回 裁判官の役割と倫理</p> <p>※ 講義の順序については、都合により変更されることがある。</p>
成績評価の方法	<p>具体的事案の解決を求めるとい形式の期末試験によって成績評価する。ただし、学出席が授業回数の3分の2に満たない場合は期末試験の受験資格を認めない。再試験は行わない。</p>
成績評価の基準	<p>① 両当事者の欲求を的確に把握できているか。</p> <p>② その欲求を法的な主張として整理できているか。</p> <p>③ その法的主張整理の中から事案の争点を的確に把握できているか。</p> <p>④ その争点の中に現れてきた条文の趣旨を説明しきれているか。</p> <p>⑤ その趣旨から導かれる条文の解釈を表現しきれているか。</p> <p>⑥ 当該事案に条文をあてはめて得られた結果が、条文の趣旨から考えても合理的な結論に至っているということを説明できているかという観点から成績評価を行う。</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>予習…次回の講義についてはテキストの該当範囲を読んでおくこと。</p> <p>また、次回の授業用の資料を配布した場合は、資料を検討して授業に臨むこと。</p>
教科書・参考文献	<p>テキスト…テキストブック「現代の法曹倫理」</p> <p>児島武司・柏木俊彦・小山 稔 編（法律文化社）</p>
履修条件	なし

### 37. エクスターンシップ

授業科目名 (カナ)	エクスターンシップ (エクスターンシップ)
担当教員名 (カナ)	一瀬 悦朗 (イチノセ エツオ) 西郷 雅彦 (サイゴウ マサヒコ)
履修年次	2・3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	夏季休暇中
講義の概要	夏季休暇中に、弁護士事務所を訪問し、そこで弁護士の業務を見学などすることを通じて、弁護士業務の具体的な状況を知り、自己の将来像を作り上げる参考にするための授業です。同時に、法科大学院において勉強を進める際の視点を獲得することも目的の一つです。
到達目標	このような授業に参加することによって、現実の弁護士活動を通して、他人の痛みを共有できる豊かな人間性とコミュニケーション能力を持ち、法の専門家として、高い倫理観・正義感を基礎にしてその知識と技能を人々のために役立てようとする強い意欲を養うことにつながるようにします。
各回の授業内容	事前に、大学において実習の心構えや注意点などについて担当教員による事前説明を行います。 実習期間中(2週間を予定)、毎日弁護士事務所に行き、担当してくれる弁護士の指示に従って実習を受けます。その記録を作り、実習終了時に弁護士の検印をもらいます。実習内容は、その時々により弁護士が抱えている案件の内容により異なります。そういう「生の」実態を見ることにより、弁護士の実際の活動状況が分かり、将来自分が弁護士等になったときの参考にすることができるし、法科大学院において勉強する際の参考にもなります。 実習終了後、大学において報告を行い、担当教員がフォローします。
成績評価の方法	実習記録及び担当弁護士の評価と学内での事前説明の際の質疑応答の内容、事後報告の内容に基づき、2名の教員の合議により評価します。
成績評価の基準	実習記録及び担当弁護士の評価を7割、学内での事前説明の際の質疑応答の内容、事後報告の内容を3割の比重で評価します。科目の性質上、再試験は行わない。
準備・事後学習についての具体的な指示	弁護士の実際の業務を見るわけですから、そこから得られた知見についての守秘義務を守ることが重要です。具体的な準備については、事前説明のときに話します。
教科書・参考文献	特にありません。
履修条件	特にありません。

### 38. 民事模擬裁判

授業科目名 (カナ)	民事模擬裁判 ( ミンジモギサイバン )
担当教員名 (カナ)	西郷 雅彦 ( サイゴウ マサヒコ ) 吉田 知弘 ( ヨシダ トモヒロ )
履修年次	3年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	水2
講義の概要	<p>1 受講生は、民事系の各科目、特に、民事手続法・同演習及び民事訴訟実務の基礎(要件事実論)を履修することにより民事訴訟の構造及び性格、訴訟手続の流れ(いつ、誰により、どのような訴訟行為がなされるか)等について一応の理解ができており、相当の知識をもっているはずですが、これまでは教科書その他の教材に基づく理論的な学習にとどまるため、そのような学習のみで個別具体的な事例において学んできた知識等を十分に使うところにまで到達するのは、とても難しいことです。</p> <p>そこで、本授業では、仮設事例について、受講生に、①原告代理人、②被告代理人、③裁判所のいずれかの立場に立ってもらい(注1)、①及び②の立場では、当事者本人からの事情聴取や打合せ、訴状・答弁書・準備書面等の書類の作成、書証の提出、人証の申出と尋問等を実際に体験してもらい、③の立場では、訴訟の進行全般に責任を持つとともに、①及び②の立場の受講生らと共同しての主張と証拠の整理を主導し、さらに証拠に基づいて事実認定を行い、判決書の作成と言渡しまで行ってもらいます。これにより、民事訴訟の全体像と手続の流れを実際に近い状態で体験するとともに、証拠の選択や事実認定等の難しさの一端を体験することになります。これらの疑似体験によって、実体法や民事訴訟法等をより深く理解することができるようになります。</p> <p>(注1) 原告本人、被告本人、裁判所書記官役になる受講生も出てきますが、これらの人も、それぞれ①、②、③毎の打合せ等には当然参加してもらうこととなります。</p> <p>また、昨年度からは法学部学生も参加してもらっていますが、大学院生には指導的な立場に立ってもらい、法学部学生とも議論等を行い、書面の作成等について共同作業を行ってもらいます。</p> <p>2 担当教員らは、上記①～③のいずれかのパートを受け持ち、それぞれの役割を担当する受講生から相談を受け、適宜アドバイス等を行う体制をとります。ただ、主役はあくまで受講生自身であるから、各パートの担当者らが自分の頭で考え、充実した意見交換をして、より望ましい当事者本人との打合せ、要件事実論を踏まえた書面の作成、適切な書証の提出と人証の申出、充実した尋問準備やその実施、適切な訴訟進行等に<b>積極的に取り組むことが重要です</b>。</p>

到達目標	<p>これまでの民法，民事訴訟法等の知識をより正確なものとし，ひいては実務法曹に必要な基本的なスキルを修得するとともに，同時に，このような実際の裁判過程に近いリアルな場면을体験することを通じて，法曹としての責任感・倫理観等のマインドを習得することも重要な目標とします。</p>
各回の授業内容	<p>授業が始まる前の<b>9月13日水曜日午後1時30分</b>からに<b>ガイダンス</b>を行います<sup>(注2)</sup>。受講生に集まってもらい，授業を進めるに当たっての注意事項等を説明するとともに，それぞれが裁判所，原告本人，原告代理人，被告本人，被告代理人のうちのどの役割を担うかを決めます。</p> <p>(注2) 法学部生が参加するので，ガイダンスの際に，法学部生向けに民事模擬裁判に参加するに必要と考えられる知識等を身につけてもらうために講義を行う予定です。大学院生はこの講義を受ける必要はないが，希望者は参加しても構いません。</p> <p>また，福岡県手話通訳士会の会員の方が，授業に参加される予定です。</p> <p>1 第1回</p> <p>原告代理人は原告本人からの事情聴取を行い，訴状作成を目指す。被告代理人も，被告本人からの事情聴取を行う<sup>(注3)</sup>。</p> <p>裁判所は訴状等が出された後の訴状審査等について一般的な観点から議論する。</p> <p>(注3) 被告側の本人からの事情聴取は，被告への訴状副本の送達がなされてから行われるのが通常ですが，本模擬裁判では，被告側の事情聴取もこの段階で開始します。</p> <p>なお，授業の開始時には，全員が同一の教室に集まり，出欠を確認した上で，各パートに分かれて行動することになります。以下，各回の授業においても同じです。</p> <p>2 第2回</p> <p>ア 第1回に引き続き，原告代理人は原告本人との打合せ等を行い，訴状作成の準備作業を行い，第2回の授業時間中には訴状を完成し，裁判所に提出する。</p> <p>イ 訴状が裁判所に提出された後，裁判所において訴状審査を行い，特に問題がなければ，訴状等を被告に送達する。</p> <p>ウ 被告代理人は，第1回に引き続き被告本人からの事情聴取を行うとともに，訴状等の送達後，事情聴取の結果を踏まえて答弁書を作成する。</p> <p>3 第3回</p> <p>ア 被告代理人は，前回に引き続き，答弁書の作成を行い，第3回の授業時間内に答弁書を完成させ，裁判所に提出する。</p> <p>(イ 時間的に余裕があれば，第3回の授業時間内に第1回口頭弁論期日を実施する。)</p> <p>4 第4回</p> <p>ア 第1回口頭弁論期日の実施</p> <p>イ 第1回弁論準備手続期日の指定</p> <p>ウ その後は，双方代理人は，その後の訴訟追行の準備等を行う。他方，裁</p>



	<p>判所は, 予想される争点等を検討し, 今後の訴訟進行等について検討する。</p> <p>エ なお, 第1回口頭弁論期日実施後は, 弁論準備手続によって争点整理を行う。</p> <p>5 第5回</p> <p>ア 第4回に引き続き第1回弁論準備手続期日に向けた準備を行う。</p> <p>イ 第1回弁論準備手続期日の実施</p> <p>ウ 第2回弁論準備手続期日の指定</p> <p>エ 残りの時間, 双方代理人は, 準備書面の作成, 書証の提出, 人証の申出準備等を行い, また, 裁判所も, 争点整理案を作成する。</p> <p>6 第6回</p> <p>ア 前回に引き続き, 双方代理人は, 準備書面の作成等を行い, 第6回授業時間中に準備を終えることを目標とする。 (イ 第2回弁論準備手続期日が可能であれば実施する。)</p> <p>7 第7回</p> <p>ア 引き続き, 双方代理人は準備書面の作成等を行う。裁判所は争点整理案の作成準備を行う。</p> <p>イ 第2回弁論準備手続期日の実施。</p> <p>ウ 第3回弁論準備手続期日の指定</p> <p>8 第8回</p> <p>ア 引き続き, 双方代理人は準備書面の作成等, 裁判所は争点整理案の作成等を行い, 第3回弁論準備手続期日の準備をする。</p> <p>ウ 第3回弁論準備手続期日の実施。原則として, 第3回で弁論準備手続を終了とする。</p> <p>エ 第2回口頭弁論期日において人証調べを実施することになるので, 残りの時間は, 双方代理人のみならず, 裁判所も, 尋問の準備を行う。</p> <p>9 第9回</p> <p>第2回口頭弁論期日の準備, 双方代理人, 裁判所それぞれ, 特に尋問の準備を行う。人証としては, 原被告各本人と証人2名までとする予定である。</p> <p>10 第10回</p> <p>第2回口頭弁論期日の実施</p> <p>人証調べを実施し, 尋問を行う。</p> <p>尋問終了後の時間を利用して講評等を行う。</p> <p>11 第11回</p> <p>第2回口頭弁論期日の実施。前回に引き続き, 尋問を行う。</p> <p>尋問終了後, 講評等を行う。</p> <p>12 第12回</p> <p>第2回口頭弁論期日の実施(残り的人証の実施・講評)後, 同期日を終了し, 第3回口頭弁論期日の指定。その後, 双方代理人は最終準備書面を作成</p>
--	---

	<p>し、裁判所は、尋問を踏まえて合議し、判決書を作成する。</p> <p>13 第13回 引き続き、双方代理人は最終準備書面の作成を行い、授業時間内に完成させ、提出することを目標とする。また、裁判所も、引き続き、合議、判決書の作成を行う。 (可能であれば第3回口頭弁論期日を実施する。)</p> <p>14 第14回 ア 第3回口頭弁論期日を実施し、双方の最終準備書面を陳述し、弁論を終結し、判決言渡しの期日を指定する。 イ 弁論終結後は、裁判所は、引き続き判決書の作成作業を行い、これを完成させる。双方代理人は、これまでの訴訟活動について、それぞれ振り返って検討する。</p> <p>15 第15回 ア 第4回口頭弁論期日において、判決言渡し。 イ 残りの時間において、事実認定のほか、双方代理人、裁判所の各パートにおける訴訟進行面における問題点の検討、反省点や改善点等について、全員で検討を行う。</p> <p>以上は、あくまで進行の予定であり、状況等により変更されることがあります。</p>
成績評価の方法	それぞれの立場で行った各種の打合せ・合議、書面作成、尋問、訴訟指揮等について、各教員が前記到達目標に達しているかどうかを判断し、教員らの合議によってP（合格）又はF（不合格）の判断をします。
成績評価の基準	上記各種の打合せ・合議、書面作成、尋問、訴訟指揮等において積極的に参加し、これまでに得た実体法上、訴訟法上の知識を適切に使うことができたかどうか等が成績評価の基準となります。ただし、3回無断欠席をした場合あるいは6回以上欠席した場合にはFとします。また、科目の性質上、再試は行わない。
準備・事後学習についての具体的な指示	特別な指示はありませんが、それぞれ民事訴訟法規及び要件事実論を十分に復習して下さい。必要に応じて各授業の際に具体的な指示を行うこともあります。
教科書・参考文献	特に指定するものではありませんが、必要に応じて授業時に参考文献等をあげることがあります。
履修条件	民事手続法・同演習、民事訴訟実務の基礎を履修していることが不可欠の条件となります。

### 39. 刑事模擬裁判

授業科目名 (カナ)	刑事模擬裁判 ( ケイジモギサイバン )
担当教員名 (カナ)	小野寺 雅之 (オノデラ マサユキ) , 一瀬 悦朗 (イチノセ エツオ) 高原 正良 (タカハラ マサヨシ)
履修年次	3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	月3
講義の概要	<p>殺意否認の殺人未遂事件を題材とした裁判員裁判記録教材を使用する。 法科大学院生に対し、裁判員裁判における捜査・公判手続の全体的な流れと、その過程における法曹三者の役割や活動に関する基礎的な事項を理解させることを目的とする。</p> <p>1 事案の概要</p> <p>本件は、被告人(福上三郎)が、居候をしていた実兄(福上次夫)方で、実兄の友人である被害者(橋行久)から、実兄方を退去するよう注意されたことなどに憤慨し、殺意をもって、果物ナイフで被害者の左頸部等を突き刺したものの、全治約1か月間の左頸部刺創等の傷害を負わせるにとどまったという事案である。</p> <p>本件当時、実兄方には、被告人、被害者及び被告人の実兄のほか、被害者の妻(橋行梓)がおり、被告人は、被害者の妻の通報により、犯行現場で現行犯逮捕されたという設定となっている。</p> <p>2 捜査・公判経過</p> <p>被告人は、捜査・公判を通じて、被害者を果物ナイフで刺した事実は概ね認めているものの、どこを狙って刺したかなどについてあいまいな供述をして殺すつもりはなかった旨弁解しており、殺意の有無(殺意にかかわる行為態様及びその認識)が争点となっている</p> <p>3 授業の概要</p> <p>捜査段階での各授業では、刑事模擬記録(法務省法務総合研究所作成の法科大学院向け事件記録教材)に基づき、捜査官が作成する各捜査書類の書式や内容、証拠としての価値等を概説し、各種捜査記録(証拠)を収集・作成することの必要性や、それぞれの証拠が犯罪立証等に向けてどのように機能するのかを説明するとともに、現行犯逮捕の要件充足性等の検討テーマを証拠に基づいて判断する。</p> <p>また、公判前整理手続での各授業では、各証拠の評価と事実認定や、成立する犯罪等について、検討課題を予め提示し、その検討課題に基づいて双方向・</p>

	<p>多方向の議論を交えて理解を深めていく。</p> <p>そして、公判段階での各授業では、証人尋問及び被告人質問を実施し、その結果に基づいて、争点となる殺人の故意につき受講生各自が判断し、判決書を起案する。</p>
到達目標	<p>事件の発生から、被疑者の逮捕・勾留、勾留後の捜査、公訴提起、公判前整理手続、証拠調べを経て判決に至るまでの、刑事事件全過程において、法曹三者である検察官、裁判官、弁護士それぞれがどのような役割を果たすのかについて基本的な知識と理解を獲得すること、また、2年次前期までに身につけた法律的知識と法律的判断能力を前提として、刑事法全般におけるさまざまな論点が、実際の事件においてどのように現実化するのかを理解すること、さらには証拠の評価やそれに基づく事実認定の基本的な手法、認定した事実に対する擬律判断能力を身に付けさせることを目標とする。</p> <p><b>【授業の目的と「法曹に必要な資質」との関係】</b></p> <p>上記のような過程を通じて、「法曹に必要な資質」のうち、(3)「・・・これを表現するための質の高い文書作成および議論や説得ができる能力を涵養し、利害関係人その他の市民から確かな信頼を得られる紛争解決能力を備えていること」につき、より具体的場面での実現を図る。</p>
各回の授業内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. オリエンテーション 授業の進め方と使用する教材についての説明</li> <li>2. 送致記録の検討</li> <li>3. 関係書類追送記録1の検討</li> <li>4. 関係書類追送記録2の検討</li> <li>5. 関係書類追送記録3の検討</li> <li>6. 関係書類追送記録4の検討</li> <li>7. 検察官作成書類、勾留関係書類の検討</li> <li>8. 公判前整理手続1（第1回、第2回、第3回）</li> <li>9. 公判前整理手続2（第4回、第5回、第6回）</li> <li>10. 公判前整理手続3（第7回、第8回）</li> <li>11. 公判審理1</li> <li>12. 公判審理2</li> <li>13. 公判審理3</li> <li>14. 公判審理4</li> <li>15. 全体講評</li> </ol>
成績評価の方法	<p>起案した判決書を評価の対象とする。</p> <p>事前・事後の連絡なく3回を超えて欠席した場合は単位認定しない。また、科目の性質上、再試は行わない。</p>

成績評価の基準	刑事裁判の判決書としての書式を備えているか、殺人の故意などの争点について証拠に基づき適正な判断が示せているかという観点から評価する。
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>使用教材は、「殺人未遂被疑事件」の模擬記録（法務省法務総合研修所作成の法科大学院向け事件記録教材）とする。</p> <p>各授業時に、次回の授業で必要となる資料を順次指示し、検討テーマ等を明示するので、各自それら資料を精査して検討テーマ等につき考えをまとめておくこと。</p>
教科書・参考文献	<p>各自が使用している刑法，刑事訴訟法の教科書</p> <p>刑事尋問技術，山室恵編著，ぎょうせい</p> <p>刑事第一審公判手続の概要－参考記録に基づいて－，司法研修所監修，法曹会</p>
履修条件	1年次，2年次で学習した刑法及び刑事訴訟法についての総合的知識・理解が必要であり，その実践的応用を試そうとの意欲が求められる。

#### 40. 刑事実務演習

授業科目名 (カナ)	刑事実務演習 ( ケイジジツムエンシュウ )
担当教員名 (カナ)	小野寺 雅之 ( オノデラ マサユキ )
履修年次	2・3年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	火2
講義の概要	<p>状況証拠による事実認定がなされた著名な事件を題材として、第一審判決から控訴審判決、上告審判決の全文を精読し、それぞれの事件における証拠構造を分析する。</p>
到達目標	<p>裁判例を通じて、状況証拠による認定の基礎を学ぶことにより、立証趣旨とか要証事実など実務的な概念についての理解を深め、伝聞法則適用の有無といった証拠法における問題対応力を高める。</p> <p>また、長文の判決書を迅速に読みこなせる能力を身につけさせる。</p>
各回の授業内容	<p>犯罪が巧妙化、隠密化する一方、市民の捜査への協力が得にくい社会情勢があり、また、自白を得ることが困難な状況も現出している。そうすると、捜査段階において、犯罪の存在や犯人の特定には多くの状況証拠を集め、そこから特定の犯罪事実の存在や犯人を認定して起訴し、裁判においては、この状況証拠を巡って争われることになる。</p> <p>その典型的な事件として、和歌山毒カレー事件、東電OL強盗殺人事件、城丸君事件、ロス疑惑銃撃事件等の判決書(特に第一審判決)を順次検討していく。</p> <p>状況証拠による事実認定には推認過程が不可欠であって、その推認を的確に行うにはさまざまな困難があり、不安定性があるが、そのような困難や不安定性を実感してもらおう。</p>
成績評価の方法	<p>特定の事件を対象として、証拠構造を分析したレポートを1回提出してもらおう。なお、科目の性質上、再試験は行わない。</p>
成績評価の基準	<p>裁判所が行った事実認定の構造を正確に理解できているかという観点から評価する。</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>予め検討対象とする判決書きを配布するので、授業の前後を通じて十分に読み込むことが望まれる。</p>
教科書・参考文献	<p>入門刑事手続法[第6版] 三井誠・酒巻匡著 刑事訴訟法 [第六版] 田口守一著</p>
履修条件	<p>刑事訴訟法の単位取得者</p>

## 41. 弁護士実務

授業科目名 (カナ)	弁護士実務 ( ベンゴシジツム )
担当教員名 (カナ)	一瀬 悦朗 ( イチノセ エツオ )
履修年次	2・3年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	金2
講義の概要	<p>1 講義の目的と概要</p> <p>法律実務家の仕事は何か、広くかつ抽象的にいえば、社会内に発生している法律的な紛争に法を適用してこれを解決する仕事ということになる。弁護士の仕事は何か。基本的には、法律実務家の仕事と同じだが、予め法律的な紛争にならないように、あるいは、法律的な問題が発生した場合のペナルティを予め決めておくなどの予防法学的な仕事もあるし、紛争が起きてしまっている場合に、裁判や調停等、裁判所を利用して解決を図ることももちろんあるが、裁判での最終的な解決の内容を予測しながら、話し合いでの解決を目指したり、裁判に至らないよりゆるやかな解決手段を模索したりもする。</p> <p>このように弁護士の仕事は多種多様にならざるを得ない。ただ、弁護士が法律の専門家として、法律的な紛争の解決に関与する場合と、法律の専門家ではない者が仲裁したり、代理人として活動する場合との最も大きな違いは、仮に裁判した場合に最終的に言渡されるであろう判決を予測して、その結論と大きく離れることのない範囲内で、当事者双方の利害を調整し説得できる点にある。これができているからこそ、広い意味で、法的な解決となりうるのである。</p> <p>そうすると、弁護士である以上、解決案を模索する中で、最終的な判決の予測を的確に行なわなければならない。これを的確に行なうために最も必要なことは、事実を正確に把握することである。そして事実を正確に把握するために必用なことは、人の行動の意味そのものと、その背景にある人の意図を注意深く考察することであろう。人は、さまざまな思いから、さまざまな行動をする。弁護士は、人が行なったさまざまな行動そのものの意味を見極め、更に、その人が何を考えて、そのような行動を取ったのかを見極めていくのである。</p> <p>2 講義の目的と要請する人材との関係</p> <p>「社会に生起する様々な法律問題について、正義の理念と社会通念を踏まえて的確な事案の把握し、納得できる結論を導き出す。」のが正に弁護士としての事件処理である【養成する人材(2)】。</p>

	<p>それを実現するためには、まず、依頼者と痛みを共有し、その欲求を真摯に受け止め、これに共感し、その欲求を実現するための法律構成を構築して、主張・立証活動を行うことになる。ただし、依頼者の欲求は、時として法的正義の観点に照らして行き過ぎたものであることもある。その場合、弁護士は、高い倫理観と正義感を基礎にして、依頼者の代理人という観点とは別の法曹としての立場で事件処理を行わなければならないのであって、それを実現するためにも、豊かな人間性とコミュニケーション能力を備えていることが必要である【養成する人材(1)】。</p> <p>弁護士の事件処理は、提訴、準備書面の作成および証拠の収集・提出、証拠説明等々、すべて書面で行うと言っても過言ではない。質の高い文書作成能力、依頼者や相手方、裁判官を説得する力は、そのまま弁護士としての力量を示すことにもなるし、その高さは、紛争解決能力にも直結する【養成する人材(3)】。</p> <p>紛争解決のために弁護士に求められるスキルは、以上のとおり、依頼者の欲求を的確に把握し、必要な場合には、その欲求を法的正義の観点から修正し、その実現に向けて法律的に構成して主張・立証を行うというものである。これは、あらゆる法的紛争の解決に用いられる唯一のもので、その意味で、社会の変化に伴って生じてくる新しい法律問題、更には、国際的な法的紛争の解決に対応できる基礎的な力を養うことにもなると考えている【養成する人材(4)】。</p> <p>というわけで、弁護士実務においては、具体的な事件を題材としながら、その具体的な紛争解決案を探っていくことにする。</p>
到達目標	<p>弁護士としての基本的な問題解決能力を身に着けることを目標とする。</p>
各回の授業内容	<p>全15回を通じ、具体的事案として発生している法的紛争を題材にして、その紛争解決能力を充実させることを目指す。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第1回 司法試験論文試験平成24年民事法系第1問で出題された事案を題材にして、検討を行う。</p> <p>第2回 司法試験論文試験平成24年民事法系第2問で出題された事案を題材にして、検討を行う。</p> <p>第3回 司法試験論文試験平成24年民事法系第3問で出題された事案を題材にして、検討を行う。</p> <p>第4回 司法試験論文試験平成24年公法系第1問で出題された事案を題材にして、検討を行う。</p>



	<p>第5回 司法試験論文試験平成24年公法系第2問で出題された事案を題材にして、検討を行う。</p> <p>第6回 司法試験論文試験平成23年民事法系第1問で出題された事案を題材にして、検討を行う。</p> <p>第7回 司法試験論文試験平成23年民事法系第2問で出題された事案を題材にして、検討を行う。</p> <p>第8回 司法試験論文試験平成23年民事法系第3問で出題された事案を題材にして、検討を行う。</p> <p>第9回 司法試験論文試験平成23年公法系第1問で出題された事案を題材にして、検討を行う。</p> <p>第10回 司法試験論文試験平成23年公法系第2問で出題された事案を題材にして、検討を行う。</p> <p>第11回 司法試験論文試験平成30年民事法系第1問で出題された事案を題材にして、検討を行う。</p> <p>第12回 司法試験論文試験平成30年民事法系第2問で出題された事案を題材にして、検討を行う。</p> <p>第13回 司法試験論文試験平成30年民事法系第3問で出題された事案を題材にして、検討を行う。</p> <p>第14回 司法試験論文試験平成30年民事法系第1問で出題された事案を題材にして、検討を行う。</p> <p>第15回 司法試験論文試験平成30年民事法系第1問で出題された事案を題材にして、検討を行う。</p>
成績評価の方法	<p>具体的事件の資料に基づいて、訴状の起案あるいは原告・被告の主張整理（レポート）してもらおう。その出来にみによって評価する。</p>
成績評価の基準	<p>判定は、P（可）あるいはF（不可）とし、評価のポイントは、</p> <p>① 両当事者の欲求を的確に把握できているか。</p>

	<p>② その欲求を法的な主張として整理できているか。</p> <p>③ その法的主張整理の中から事案の争点を的確に把握できているか。</p> <p>④ その争点の中に現れてきた条文の趣旨を説明しきれているか。</p> <p>⑤ その趣旨から導かれる条文の解釈を表現しきれているか。</p> <p>⑥ 当該事案に条文をあてはめて得られた結果が、条文の趣旨から考えても合理的な結論に至っているということを説明できているかという観点から成績評価を行う。</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>言うまでもないが、担当弁護士の現実の業務そのものに直接関与し、生身の相談者と面談することもあるから、秘密保持（守秘義務遵守）はもちろんのこと、相談立会いの際には、服装（男女共スーツ着用）、態度、言動、言葉使いその他一切について、十分注意すること。</p> <p>文献などについては、当該事案の性質等を具体的に勘案し、必要に応じて適宜適時に指示する。</p> <p>弁護士になったつもりで参加すること。</p>
教科書・参考文献	適宜指示する。
履修条件	<p>生きた事件の相談を受けるについての実体法訴訟法等についての総合的知識がもちろん必要である他、特に文献等の指示はしないが、カウンセリングに関する初歩的知識を得ていることが望ましい。</p>

## 42. 法哲学

授業科目名 (カナ)	法哲学 (ホウテツガク)
担当教員名 (カナ)	毛利 康俊 (モウリ ヤストシ)
履修年次	1・2・3年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	火2
講義の概要	法的にものを考えるとどのようなことだろうか。熟達法律家はそれを無意識にやっているの、改めてそれを説明しようとするとな案外難しい。そこでこの講義では、法律家の思考パターンを「概念」と「モデル」の面から明らかにする。また、法的思考の性質についての学説史を概観する。
到達目標	法的にものを考えるということがどのようなことかをについて自覚できるようになる。法学方法論の歴史について、基本的な理解を得る。
各回の授業内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ガイダンス</li> <li>2. 法的三段論法</li> <li>3. 要件効果図式</li> <li>4. 「概念」の概念</li> <li>5. 「裁決プラン」の概念</li> <li>6. 論点の発生 (1)</li> <li>7. 論点の発生 (2)</li> <li>8. 論点の発生 (3)</li> <li>9. 法律論の評価 (1)</li> <li>10. 法律論の評価 (2)</li> <li>11. 法律論の評価 (3)</li> <li>12. 法学方法論略史 (1)</li> <li>13. 法学方法論略史 (2)</li> <li>14. 法学方法論略史 (3)</li> <li>15. まとめ</li> </ol>
成績評価の方法	授業中の報告 (10点) + 最終レポート (90点) = 100点で評価する。
成績評価の基準	現実の法律学上の論点について、どの程度法学方法論上の観点から適切に説明できるか。
準備・事後学習についての具体的な指示	法学方法論は、みなさんがいつもやっている法的思考を自覚するための学問分野です。したがって、講義で学んだことを、日常の法律学習の内容と結びつけることが必要です。この結びつけを宿題として課しますので、それをしっかりやってください。そうでないと法学方法論は畳の上の水練となり、かえって法

	律学習のセンスが悪くなるおそれがあります。
教科書・参考文献	教科書：長谷川晃・角田猛之編『ブリッジブック 法哲学』（信山社） 参考書：深田三徳・濱真一郎編『よくわかる法哲学・法思想』（ミネルヴァ書房）、竹下賢・市原靖久・桜井徹・角田 猛之『はじめて学ぶ法哲学・法思想』（ミネルヴァ書房）
履修条件	特になし

### 43. 外国法（2）

授業科目名（カナ）	外国法（2）（ガイコクホウ（2））
担当教員名（カナ）	李 黎明（リ レイメイ）
履修年次	1・2・3年次
単位	2単位
授業時間（後期）	木4
講義の概要	<p>現代中国法制度を中心に紹介する一方、中国法の原点にも遡り、背景にある中国社会の一般意識や法文化等について分析する。法制度の全体像を把握する上で、市場経済の導入と共に整備された中国の現行法制度・法秩序を比較法的かつ実証的に考察する。</p> <p>対アジア法務という観点から、香港、台湾、シンガポール等、アジア諸国と地域の法制度やグローバルビジネス法務等について講義する。更に、企業活動の国際化に伴う国際紛争管理についても、実例を見ながら有効な予防策と救済手段を検討する。</p>
到達目標	グローバルな視野を養成するとともに、国際法務に必要とされる緻密な思考力と総合的な実戦力を身につける。
各回の授業内容	<p>1. 「科目内容についての紹介」 本科目の内容、講義の方針、講義の進め方及び成績評価の基準等を説明する。中国法の原点を辿りながら、現代中国法の基本概念および理論の形成と展開を分析し、中国法の影響と承継等を概説する。</p> <p>2. 「中国伝統法文化の概説」 中国の先史時代から清王朝末に至るまでの数千年の間に形成され、独自に体系付けられた法思想、法規範、法機構、法技術の四つの分野からなる成果を紹介する。</p> <p>3. 「中国社会主流思想と法文化」 史的に中国社会主流思想の変遷と法文化の推進を分析しながら、中国伝統法文化の後世への影響、即ち後世に残るプラスの遺産とマイナスの遺産を考える。</p> <p>4. 「中国社会と法」 現代中国社会とその法体系を概説する。即ち計画経済下の中国社会とその法秩序について紹介する上、市場経済導入後の、所謂社会主義市場経済下の中国社会の現状とその法秩序について説明する。</p>

#### 5. 「司法裁判制度」

中国司法制度の変遷と現状を説明し、参審制度を含む中国の裁判権の行使等について講義する。

また、司法制度の改革や法曹養成の実態等も紹介し、課題や今後の動向を分析する。

#### 6. 「憲法概説」

どういった社会経済的背景の下で、いかなるイデオロギーや理念に基づき、中国「憲法」が作られ、また改正されたのかについて説明する。更に、中国憲法の特徴的な内容について紹介する。

#### 7. 「刑事法概説」

古代刑法と現行刑法の繋がりを分析しながら、膨大な現行中国刑事法体系の形成と展開を解説する。更に、最も中国の伝統法文化を内包する規定内容や頻繁に改正された条文内容についても紹介する。

#### 8. 「民事法概説」

中国民事法の複雑な体系と特徴的な基本原則を紹介するとともに、その立法主旨、立法過程、規定内容について解釈する。更に、民法典整備における難問、課題及び今後の立法動向についても分析する。

#### 9. 「商事法概説」

中国法における民法、商法、経済法の交錯と論争を紹介する上、中国法構造上の商法の位置づけや現在の整備状況について講義する。代表的な制度設計については、日中間の比較をしながら、事案例で説明する。

#### 10. 「涉外法制度概説」

涉外法制度の枠組み及び多元的構造を整理した上、中国法における涉外法制度の位置づけや特徴等を分析する。また、共生経済における企業の生き方と企業法務の国際化を考える。

#### 11. 「国際商事紛争の実態分析」

グローバル経済におけるグローバル企業を取り巻く法環境乃至関連する商事紛争の実態を認識し、適切な法対策を検討する。

#### 12. 「国際商事紛争の救済」

国際企業活動は国内企業活動より多種多様なリスクが付いているため、商事紛争やビジネストラブルも多発している。よく使われている救済手段を実例で

	<p>説明し、それぞれの使い方や有効性等を検討する。</p> <p>13. 「国際商事紛争の予防」  国際商事紛争の予防は、企業活動の一環として認識されつつあるが、まだ重要視されていない。紛争救済より、紛争予防がいかに大事か有効か、また企業活動と紛争予防のつながりやリスクマネジメントについても講義する。</p> <p>14. 「企業国際化における法的課題」  企業国際化の進みにつれて、法的問題も多く生じる。国際間の問題は、様々な要素が絡んでいるから、現行法制度の下で、解決できるのもあれば、そうでないものもある。講義では、その法的課題を把握する。</p> <p>15. 「講義内容についての総括」  法化社会では、多様な専門知識や経験をもつ人材が必要とされ、また経済のグローバル化により、人材の活躍する舞台が世界的に広げられた。こうした中、社会にとっての法学教育の意義と自分にとっての法学教育の意義乃至その生かし方を再認識する。</p>
成績評価の方法	<p>成績は、期末レポート及び平常点(宿題の完成度や発言点等)により、総合的に評価する。</p> <p>評点の配分割合は、期末レポート50%、平常点50%。</p>
成績評価の基準	<p>成績評価の基準： ①問題意識→ 問題の発見力  ②グローバルな見識→ 情報の把握力  ③独創的・比較法的な考え方→ 物事の思考力  ④論述の仕方→ 説得力・表現力</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>事前学習として、グローバルビジネスや国際時事問題を調べ、問題意識を持って授業に臨んでほしい。毎回関係する内容についての議論や質疑応答を行う。</p> <p>事後学習として、講義の感想や課題レポート(宿題)等を提出してもらおう。</p>
教科書・参考文献	<p>毎回、講義の要点をまとめたレジュメと関連資料等を配布する。参考文献や法律条文等について、その都度配布する。</p>
履修条件	<p>特になし</p>

#### 44. 法律英語

授業科目名 (カナ)	法律英語 (ホウリツエイゴ)
担当教員名 (カナ)	Michael Mew (マイケル ミュー)
履修年次	1・2・3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	水4
講義の概要	This course aims to give students practice in reading legal material and in discussing and writing about issues that arise from that reading. A general legal textbook has been chosen for this course. However, students are welcome to focus one or more legal areas that interest them.
到達目標	The overall aim of this course is to support and stimulate students as they develop reading, writing, and speaking legal English skills. Practical legal problem solving is emphasised.
各回の授業内容	Classes will be as follows where Haigh's textbook is used: Class 1 Introduction to legal English Class 2 Legal writing: punctuation, clarity, consistency Class 3 Things to avoid: ambiguity, sexist language, litigated words Class 4 British and American English Class 5 Contracts Class 6 Drafting legal documents Class 7 Writing letters and memoranda Class 8 Applying for a legal position Class 9 Spoken English, using the telephone Class 10 Meeting, greeting, formal conversations Class 11 Interviewing and advising, dealing with difficult people Class 12 Court advocacy Class 13 Negotiation Class 14 Chairing meetings Class 15 Making presentations
成績評価の方法	1. class attendance: 20% 2. class presentation: 20% 3. final examination: 60%
成績評価の基準	S : 90点以上



	A+ : 89点～85点 A : 84点～80点 B+ : 79点～75点 B : 74点～70点 C+ : 69点～65点 C : 64点～60点 D : 59 点以下
準備・事後学習についての具体的な指示	Students will be given reading before class. Discussion questions will then be asked in class to encourage students to apply what they have learned.
教科書・参考文献	Rupert Haigh, <i>Legal English</i> , 4th Edition, Routledge (5 April 2015) ISBN-10: 0415712858
履修条件	特になし。

## 45. 国際社会と法

授業科目名 (カナ)	国際社会と法 (コクサイシャカイトホウ)
担当教員名 (カナ)	佐古田 彰 (サコタ アキラ)
履修年次	1・2・3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	月5
講義の概要	この授業は、国際社会と法に関わる基本的な事項について教授する。
到達目標	<p>国際法を学部で学んだか全くの初学者であるかを問わず、国際社会を法的に理解するために法曹として必要な基本的な知識を修得することを、目標とする。</p> <p>この授業を通じて、国際法の基本的な考えを学ぶと共に、日本の法制度が妥当する地理的範囲・事項的範囲の意味を改めて理解してもらいたい。</p>
授業内容	<p>第1講 この授業の方針や国際法に関する基本的資料の説明</p> <p>第2講 国際社会の法構造 (1) 実定法の2分類</p> <p>第3講 国際社会の法構造 (2) 国際法の歴史</p> <p>第4講 国際社会の法構造 (3) 現代国際法の特徴</p> <p>第5講 国際社会の法構造 (4) 国際法 (国際公法) と国内法・国際私法</p> <p>第6講 国際法の基本原則 (1) 国際法の法源</p> <p>第7講 国際法の基本原則 (2) 国際法の主体</p> <p>第8講 国際法の基本原則 (3) 国家領域の意義</p> <p>第9講 国際法の基本原則 (4) 空間の区分</p> <p>第10講 国際社会の秩序維持 (1) 国際裁判所の種類と特徴</p> <p>第11講 国際社会の秩序維持 (2) 国際司法裁判所</p> <p>第12講 国際社会の秩序維持 (3) 武力行使の規制と国連の活動</p> <p>第13講 国家管轄権 (1) 国家管轄権の基本構造</p> <p>第14講 国家管轄権 (2) 外交特権免除と国家免除</p> <p>第15講 まとめ</p>
成績評価の方法	<p>各授業における積極的な参加状況 (事前の準備や発言など) とレポート・レジュメなどの提出物。</p> <p>試験は課さない。</p>
成績評価の基準	各授業における積極的な参加状況 (80%)、提出物 (20%)

準備・事後学習についての具体的な指示	<p>授業は、一方的な講義ではなく、対話方式で行う。授業ごとに事前にしっかりと準備をしておくこと。</p> <p>それぞれの授業で必要とされる準備・事後学習については、それぞれの授業で指示する。</p>
教科書・参考文献	<p>岩沢雄司編『国際条約集』有斐閣（または他の出版社の条約集）</p> <p>中谷和弘ほか『国際法（第3版）』有斐閣アルマ、2016年</p>
履修条件	<p>学部で国際法の授業を履修したかどうかを問わない。</p>

## 46. 政治学

授業科目名 (カナ)	政治学 ( セイジガク )
担当教員名 (カナ)	小松 敏弘 ( コマツ トシヒロ )
履修年次	1・2・3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	前期 集中講義
講義の概要	<p>先進資本主義国の自由民主主義体制において、政治学が扱う重要な問題として、現代資本主義国家の諸機能、選挙制度、ネオ・コーポラティズム、政党政治などがある。これらの問題を解明し、自由民主主義体制のあるべき姿を模索し、公正で公平な自由民主主義社会を希求し続ける能力を養成したい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 選挙制度：わが国は、小選挙区比例代表並立制を採用しているが、小選挙区制、比例代表制のメリット、デメリットを他の資本主義国の例と比較しながら明らかにしたい。</li> <li>2. ネオ・コーポラティズム：1970年代以降、先進国で採用した政策の決定のしくみであるが、わが国、及び各国の実情について紹介する。</li> <li>3. 現代資本主義国家の本質・機能：20世紀後期以降の資本主義国家はさまざまな機能を持つようになってきたと言われているが、それらの機能を解明し、あるべき国家像を模索する。</li> <li>4. 政党政治：サルトーリの政党制類型（ヘゲモニー政党制、一党優位制、二党制、限定的多党制等）を紹介した上で、二党制の例として、アメリカ、イギリスの政党政治の実像、一党優位制の例として、日本の政党政治の実像を検討する。アメリカについては、共和党と民主党の政策の同質性と異質性について言及する。このアメリカ、イギリス、日本の政党政治に共通するものとして、大きな政府路線と小さな政府路線の対立がある。この二つの路線は現在の先進国の政治を規定する重要なものであり、両路線の功罪についても、検討したい。</li> <li>5. 先進資本主義国以外の政治についても言及する。</li> </ol>
到達目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 現代の各国の政治の現実を理解し、理想を探求する力の修得。</li> <li>2. 政治理論を理解し、それを現実政治へ応用する力の修得。</li> <li>3. 専門書の内容を理解する力の養成。</li> </ol>
各回の授業内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 小選挙区制のメリット、デメリットについて。</li> <li>2. 比例代表制のメリット、デメリットについて。</li> <li>3. 1990～2010年代のわが国の選挙制度改革について（DVD等の感</li> </ol>

	<p>想)。</p> <p>4. ネオ・コーポラティズムの定義、種類、役割について。</p> <p>5. ネオ・コーポラティズムの各国の実情、問題点、ならびにマイクロ・コーポラティズムについて。</p> <p>6. 現代資本主義国家の階級抑圧機能と公共的・社会的機能について(ラスキを中心に)。</p> <p>7. 現代資本主義国家の階級抑圧機能と公共的・社会的機能について(マクファースンを中心に)。</p> <p>8. 現代資本主義国家の階級抑圧機能と公共的・社会的機能について(ミリバンドを中心に)。</p> <p>9. 政党制類型について(歴史的事例に関連付けて)。イギリスの19世紀末からの政党政治の変遷について(DVD等の感想)。</p> <p>10. 二党制のメリット、デメリットについて(現在のイギリスの保守党、労働党の政治)</p> <p>11. 二党制のメリット、デメリットについて(現在のアメリカの共和党、民主党の政治)。</p> <p>12. 日本の1955年以降の政党政治について。</p> <p>13. 先進資本主義国以外の政治(旧社会主義国)。</p> <p>14. 先進資本主義国以外の政治(90年代以降の東欧)。</p> <p>15. 先進資本主義国以外の政治(発展途上国)。多極共存型デモクラシーなどの先進資本主義国のその他の重要な政治理論について。</p> <p>16. 定期試験。</p>
成績評価の方法	<p>出席状況を勘案する。定期試験の成績のほか、ビデオ・DVDの概要・感想の記述も勘案する。出席状況がよくても、定期試験を受けなければ、評価はかなり低いものになる。逆に、出席状況が芳しくなければ(3分の2未満)、定期試験を受けることができず、不合格になる。私語・居眠りは減点の対象になる。必要に応じて、学生諸子に教科書を読んでもらうことがある。</p>
成績評価の基準	<p>定期試験が6割5分、ビデオ・DVDの概要・感想記述が2割、平常点が1割5分(教科書を読んでもらい、その内容の理解度の確認)という割合で評価する。</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>講義では、教科書、プリント、板書を中心に進めていく。集中講義であるので、予習よりも復習に力点を置いた方がよいが、しいていえば、予めネットで、アメリカ、イギリス、日本の政党政治を検索し、多少イメージを持ってもらう程度で構わない。講義後、不明な点があれば、講義内容の詳細は教科書に記載されているので、復習の際に教科書を熟読するとともに、講義終了後、質問を</p>

	してもらっても構わない。
教科書・参考文献	教科書：小松敏弘『現代世界と民主的変革の政治学』昭和堂 参考文献：石川真澄『小選挙区制と政治改革』岩波書店（岩波ブックレット）
履修条件	特になし。

## 47. 法と経済学

授業科目名 (カナ)	法と経済学 ( ホウトケイザイガク )
担当教員名 (カナ)	野崎 竜太郎 ( ノザキ リュウタロウ )
履修年次	1・2・3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	火曜5限
講義の概要	本講義ではミクロ経済学的手法及びその考え方に基づいた法の分析を行う。現在、欧米においては経済学と法学の相互理解のもとで新たな法分析の学際研究が「法と経済学」として進められている。まず、ミクロ経済学での法分析に必要な諸概念である余剰、パレート最適性、外部性などを説明する。次に情報の非対称性と法ルールに関連を学び、さらにコースの定理と権利の配分を理解し、具体的な法分析を行う。取り扱う法分野は契約法、不法行為法、紛争処理などである。
到達目標	本講義では以下の経済学的手法のもとでの法分析のあり方について理解でき、法ルールについて法と経済学から見て評価できるようになることを到達目標とする。
各回の授業内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.     イントロダクション～法と経済学とはなにか～ 法と経済学の概要を説明し、次に市場に関するいくつかの概念（余剰やパレート最適など）を説明する。</li> <li>2.     市場の失敗と情報の非対称性 外部性、公共財の特徴と市場の限界を説明する。また、情報の非対称性がもたらす市場の失敗、及びそれを克服する方法（特に自己選択、シグナリング、インセンティブ、モニタリング、組織化）などについて理解を深める。</li> <li>3.     コースの定理と権利配分の効率性 まずコースの定理を説明し、法的ルールの効率性を学ぶ。つぎに権利の配分と取引費用の概念を理解する。また、具体的な例として環境に関する権利配分の問題を検討する。（小レポート）</li> <li>4.     契約法 I 契約および契約法の特徴を非対称情報と契約の効率性の論点から学習する。</li> </ol>

	<p>5. 契約法Ⅱ 契約の成立に関連し、心裡留保、錯誤などの法的構造を法と経済学の観点から評価する。</p> <p>6. 契約法Ⅲ 契約違反の救済に関する経済分析を行い、救済ルールと取引インセンティブの関連を理解する。また、契約の効率的な破棄の考え方を学習する。</p> <p>7. 契約法Ⅳ 債務不履行に関する損害賠償を取り扱う。通常損害、特別損害、約定損害の役割と機能を学習する。(小レポート)</p> <p>8. 不法行為法Ⅰ 不法行為について当事者の注意義務と賠償責任ルールとの関係を明らかにする。様々な賠償責任ルールのあり方が注意水準にもたらす影響を考え、損害賠償の決定における問題点を理解する。</p> <p>9. 不法行為法Ⅱ 製造物責任法がもたらす経済的効果を理解し、可能な責任ルールのもとの経済効果への影響を検討する。</p> <p>10. 不法行為法Ⅲ 使用者責任をめぐる問題を検討する。代位責任に関する様々な法ルールがもたらす経済活動への影響と当事者間のインセンティブの問題を議論する。(小レポート)</p> <p>11. 物権法の経済学Ⅰ 物権の特徴、物権法定主義の意義、時効取得などについて法と経済学から見るとどのように理解されるものかを学ぶ。</p> <p>12. 物権法の経済学Ⅱ 物権変動における意思主義と形式主義、登記の役割と公信性を比較法また効率性から検討してみる。</p> <p>13. 物権法の経済学Ⅲ</p>
--	--



	<p>物権間の優劣、物権と債権の優劣について取引費用、投資活動などの観点から検討し、抵当権と賃借権に関する立法問題を論ずる。</p> <p>1 4. 訴訟と和解の経済学 I まず、予想不一致モデルを使って訴訟と和解の判断における裁判費用の重要性とその機能を明らかにし、次に裁判に関する非対称情報がもたらす和解への影響等を理解する。</p> <p>1 5. 訴訟と和解の経済学 II 費用配分ルール of 裁判への効果について検討し、また、弁護士への成功報酬のあり方が訴訟と和解にもたらす影響について学習する。</p>
成績評価の方法	<p>講義の区切りで行う小レポート（A4二枚程度）、講義中の質問に対する返答などの平常点、および学期末のレポートで評価する。評価の割合は小レポート40%、平常点40%、学期末のレポート20%とする。</p>
成績評価の基準	<p>小レポートおよび授業中に質疑については、授業の内容の理解と対応する法的知識がどの程度であるかという観点だけでなく、授業で学んだ内容とオーソドックスな法学的な考えの対比することで、独自の見かたを試みようとしているかに注目する。</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>あらかじめ関連内容を勉強し、授業中での質問に答えられるように備えておくこと。事後学習として、テキスト、資料を読み返すとともに関連する内容まで確認すること。</p>
教科書・参考文献	<p>教科書：使用しない。適宜、資料を配布する</p> <p>参考書：クーター・ユーレン 太田勝造訳『法と経済学』（商事法務研究会） 柳川範之他編『会社法の経済学』（東京大学出版会） 神田秀樹・小林秀之共著『「法と経済学」入門』（弘文堂） 林田清明『法と経済学』（信山社） T・ミセリ 細江守紀監訳『法の経済学』（九州大学出版会） 常木守他、『法と経済学』、有斐閣 シャベル『法と経済学』、日本経済新聞社</p>
履修条件	<p>特になし</p>

## 48. キリスト教倫理

授業科目名 (カナ)	キリスト教倫理 ( キリストキョウリンリ )
担当教員名 (カナ)	片山 寛 ( カタヤマ ヒロシ )
履修年次	1・2・3年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	金3
講義の概要	<p>法とキリスト教倫理の関係について講じる</p> <p>キリスト教の歴史とその思想の成立、さらにそれと不可分な倫理学の基礎を学ぶ。キリスト教的倫理は、歴史的に考えれば「法学」の基礎でもあったことが、西欧中世の社会と思想を紹介する中で講義される。近代において両者は切り離されたが、法学が倫理的な故郷を喪失して実定法を運用する単なる技術となるならば、それは多くの問題をひきおこす。</p> <p>講義の後半では、現代における倫理的な問題を取り上げ、レポートを書きってもらうとともに、それについてキリスト教倫理学の立場から論じる。</p>
到達目標	<p>実務的に有能な法律家を養成することが法科大学院設立の目標なのであるが、実務的有能さの基礎には、しっかりした倫理が必要である。倫理的判断能力の基礎を身につけることが、到達目標である。</p>
各回の授業内容	<p>第1回 西南学院とキリスト教</p> <p>西南学院の歴史と、その中でキリスト教が果たした役割を学ぶ。講義と結びついて、小さなキャンパス・ツアーを考えている。</p> <p>第2回 倫理と法</p> <p>法科大学院の設立目的のひとつとして、受験技術に習熟するだけでなく、しっかりした倫理を有する法曹を養成するということがある。倫理と法的正義の関係について、法学者Carl SchmittとHans Kelsenの対立から学ぶ。</p> <p>第3回 倫理と法 (2)</p> <p>第二次大戦中のドイツから、全権委任法が制定された経緯、ニュルンベルク法によってユダヤ人への人権侵害が行われた歴史を学ぶ。法的正義は実定法だけによっては不完全である。しかし単純な自然法主義にも危険がある。</p> <p>第4回 キリスト教と法</p> <p>西欧における法の歴史的源泉として、ローマ法と教会法があること。この二つの法に対応するものとして、近代法には刑法と民法がある。元来それは国家と教会という二つの権力・権威が併存する状況から生まれたのである。</p> <p>第5回 自然法思想とキリスト教倫理</p> <p>実定法主義 (法実証主義) の源泉を、Jeremy Bentham やJohn Stuart Mill</p>

との関係で学ぶ。法は倫理の支配下にあるのではないが、両者はつながりを持っていること。

#### 第6回 トマス・アクィナスと「自然法」

トマスの「自然法」の4つの規定について学び、自然法思想の中にある、正義の存在のありようについて考える。ここでの結論は、「正義」はある意味で、終末論的に存在するということである。

#### 第7回 キリスト教とは何か

キリスト教思想は、その成立事情を忠実に反映していること。つまりユダヤ教の三つの教え、唯一神論、契約思想、終末論に、キリスト教はイエス・キリストへの信仰を付け加えたものである。

#### 第8回 キリスト教の歴史

簡単なキリスト教史。最初の250年間の迫害時代と、その後のキリスト教ローマ帝国の時代が、言い換えれば「復活祭」と「クリスマス」が、キリスト教の歴史である。

#### 第9回 キリスト教の歴史（2）

キリスト教中世の光と暗闇の両方から、近代という時代は生まれてきた。近代において政教分離が原則となったことの大事な意味。近代の素晴らしさとその限界、ポストモダンと言われるこれからの時代を考える。

#### 第10回 具体的課題の検討（1）

法は国家を裁けるか（1） ナチズムによる「国家の犯罪」を導入にして、「国民の共同犯罪」について考える。

#### 第11回 具体的課題の検討（2）

法は国家を裁けるか（2） 国際法廷の問題、法は法自身を裁けるか。誰がどのように、何に基づいて裁くのか。

#### 第12回 具体的課題の検討（3）

貧困の問題（1） 貧富の格差の拡大、その構造を考える。キリスト教倫理が歴史的に果たした格差是正効果を、近代の諸制度はどのような形で代替してきたのか、そして代替し損なったのかを考える。

#### 第13回 具体的課題の検討（4）

貧困の問題（2） 奨学金制度を題材にして、貧富の是正のために作られた制度が、かえって格差拡大の一因にもなりうることを学ぶ。法はそれを運用する人々の精神（倫理）によってよくも悪くもなりうる。

#### 第14回 具体的課題の検討（5）

教育問題について（1） 教育現場で起こっている様々のこと。「人権」という言葉の恣意的な使われ方。

#### 第15回 具体的課題の検討（6）

教育問題について（2） 教育権は誰にあるのか。歴史の中でそれはどのように考えられてきたか。

成績評価の方法	クラス出席、宿題レポート（3回）の総合判定
成績評価の基準	クラス出席は3分の2を最低条件とし、欠席は減点。 授業中のレポートは随時（10点）、宿題レポートは各回30点。
準備・事後学習についての具体的な指示	授業中に配布する資料を読んで、講義に臨むこと。 文献を調べるのみならず、主題について自分の頭で考えることが要求される。
教科書・参考文献	教科書はない。参考文献は、適宜授業の中で紹介する
履修条件	欠席は5回以内。講義中の退席は欠席と見做す。

## 49. 税法

授業科目名 (カナ)	税法 (ゼイホウ)
担当教員名 (カナ)	森山 彰夫 (モリヤマ アキオ)
履修年次	2・3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	木6
講義の概要	様々な社会現象と交錯する租税現象の法的研究を行うことを目的とする租税法は、他の法規による法効果を前提とするところから、いわば総合法学的な側面を持っている。講義では、このような税法の法的判断に慣れるため一般的な概念の説明をするとともに、租税法の中でも中心となる所得概念を基礎としている所得税法に的を絞り、ケーススタディ方式を取り入れ、租税法の(特に所得に関する)基礎的理解を進める。
到達目標	租税について制度的に理解し、所得概念を区分して把握することができるようになる。
各回の授業内容	<p>1. 租税の体系・租税の意義 現代の国家において種々の機能を果たしている租税について、わが国における種類と体系を説明するとともに、租税の意義を考察する。(大嶋訴訟、旭川市国民健康保険条例事件、ゴルフ場娯楽施設利用税事件、酒類販売免許制合憲判決)</p> <p>2. 租税法律主義・租税公平主義 課税要件の重要性を説明した後に、課税権の行使に関する原則である租税法律主義と税負担の原則である租税公平主義について、わが国における考え方を検討する。(固定資産税名義人課税主義事件、光楽園旅館事件、贈与税年賦延納契約事件、沖縄生鮮魚介類事件、スコッチライト事件)</p> <p>3. 租税法の法源・租税法の解釈・借用概念 通達課税の問題、実質課税の原則、借用概念と固有概念の区別について検討する。(パチンコ球遊器事件、レーシングカー物品税事件、東京産業信用金庫事件、鈴や金融株式会社事件、勸業経済株式会社事件)</p> <p>4. 私法取引と租税法 法律行為の瑕疵・時効・原始取得が生じた場合の租税法上の効果について検討する。(錯誤による財産分与契約事件、京都詐欺行為取消土地事件、尼崎市相続土地喪失事件、外国税額控除余裕枠りそな銀行事件、パラツィーナ事件)</p> <p>5. 租税法の適用・信義則・租税回避 課税要件事実についての推計課税と納税者有利解釈の原則、租税法上の信義則</p>

の原則と租税回避行為（タックスシールドを含む）の事例検討を行う。（丸紅飯田事件、酒類販売業者青色申告事件、文化学院事件、相互売買事件、グレゴリー事件）

#### 6. 所得の概念・所得分類

所得税の課税物件である所得についてその概念を整理するとともに、現行所得税法における所得区分とその課税態様を考察する。（利息制限法違反利息事件、株式会社藤松事件、マンション建設承諾料事件）

#### 7. 納税義務者と課税単位・所得の帰属

納税義務者と担税者の違い、種々の納税義務者、親族間での所得の帰属などを検討する。（二分二乗事件、弁護士夫婦事件、歯科医師親子共同経営事件、冒用登記事件）

#### 8. 譲渡所得

譲渡所得は資産の譲渡による所得であるが、所得税法における「資産」とその「譲渡」の概念を検討する。（榎本家事件、名古屋医師財産分与事件、サンヨウメリヤス土地賃借事件、ゴルフ会員権贈与事件、支払利子付随費用判決）

#### 9. 給与所得・退職所得

事業所得や雑所得或いは一時所得と区分が困難な給与所得について、その限界線と給与所得内でのFRINGE BENEFIT課税を検討する。（弁護士顧問料事件、日フィル事件、海外旅行判決、5年退職事件）

#### 10. 事業所得・雑所得・不動産所得・山林所得

これらの所得は法人税法の所得概念に通じるものがあるため、以下11. 12. 13. 14. にわたり、法人税法における所得概念と比較しながら所得把握の構造を検討する。（会社取締役商品先物取引事件、嶋モータース事件）

#### 11. 収入金額と必要経費

（賃貸用土地贈与事件、高松市塩田宅地分譲事件）

#### 12. 年度帰属と費用収益対応の原則

（雑所得貸倒分不当利得返還請求事件、仙台家賃増額請求事件、沖縄補償金事件）

#### 13. 必要経費の範囲

（鉄骨材取得価額事件、ビニール畳表実用新案事件、事業所得貸倒分不当利得返還請求事件）

#### 14. 同族会社と行為計算否認

国内の97%の法人が該当し、かつ法人と個人との接点とも言える同族会社について、租税法におけるその特殊性を検討する。

（南日本高圧コンクリート株式会社事件、株式会社塚本商店事件、株式会社エス・アンド・ティー事件）

#### 15. 租税確定手続と審査請求・租税訴訟

自動確定の租税と申告納税方式・賦課課税方式の租税の差異を理解し、これら

	<p>の確定税額の変更手続と各種租税訴訟（特に取消訴訟における不服申立手続）を検討する。</p>
成績評価の方法	<p>最終講義終了後に提出するレポートの得点と平常点により評価し、それぞれ5：5の割合で総合評価に反映させる。</p> <p>レポートは、課題把握・内容理解・論理展開・考察力・論文形式・講義との関連付けの6項目について、レポート課題に応じて配点する。</p> <p>平常点は、出席状況、発言内容及び授業への取り組みの積極性等を評価する。</p>
成績評価の基準	<p><b>【レポート】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 課題把握：レポートの課題の趣旨を理解しているか</li> <li>ii 内容理解：記述内容及び用語の意味につき、正確に理解しているか</li> <li>iii 論理展開：前提の積み重ねによる矛盾の無い論理展開か</li> <li>iv 考察力：自分自身の視点・考え方が述べられているか</li> <li>v 論文形式：構成や表現・文字は正確・妥当か。また、引用・出典は正確に記載されているか</li> <li>vi 講義との関連付け：講義中の学習内容が取り入れられているか</li> </ul> <p><b>【平常点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 発言内容・討論参加度合：20%</li> <li>ii 通常の受講態度・報告内容：30%</li> </ul> <p>出席状況の評価の仕方は、毎回授業へ出席することを前提として、欠席・遅刻があれば減点する（1回についてそれぞれ1点、0.5点）。また、欠席が1/3を超える場合には、レポートの提出資格を認めない。</p> <p>*座席は、出席確認、平常点採点の都合から、第1回目に着席した席で第2回目以降も指定席とする。合意等で入れ替わる場合は必ず知らせること。授業の進行上、移動をお願いする場合もある。</p> <p>*レポートの平均点が60%に達しない場合を目処に、問題の難度・採点方法に鑑み調整することがある。</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>毎回終了時、次回の範囲を指定する。</p> <p>ケーススタディなので、事前に資料等を読み込んでおくこと。</p> <p>ケースは複数あるので、毎回数名の分担を割り当て、概略を簡潔に報告してもらおう。その後、全員で課題についての討論を行う。</p> <p>講義内容等についてはもちろんのこと、初歩的と思われる事柄についても、積極的に担当教員に尋ねることが大切である。</p> <p>昨年までは、必要箇所をコピーして配布していたが、今年から倉見智亮先生の税法演習が開講されることに伴い、使用する教科書は各自購入とする。</p>
教科書・参考文献	<p><b>【使用する教科書】</b></p> <p>金子宏「租税法」第22版（法律学講座双書・弘文堂）</p> <p>金子宏ほか編著「ケースブック租税法〔第5版〕」（弘文堂）</p>

	<p>なお、4月以降改訂版が発行されれば、最新版を使用する。</p> <p>※昨年までは必要箇所をコピーして配布していたが、今年から倉見智亮先生の税法演習が開講されることに伴い、使用する教科書は各自購入とする。</p> <p><b>【参考文献】</b></p> <p>別冊ジュリスト「租税判例百選（第6版）」（有斐閣）</p> <p>増田英敏「リーガルマインド・租税法（第4版）」（成文堂）</p> <p>水野忠恒「租税法（第5版）」（有斐閣）</p> <p>谷口勢津夫「税法基本講義（第5版）」（弘文堂）</p>
履修条件	<p>民法・商法の既修者の履修を希望する。</p> <p>簿記・会計の基礎的素養があることが望ましい。</p>



## 50. 税法演習

授業科目名 (カナ)	税法演習 (ゼイホウエンシュウ)
担当教員名 (カナ)	倉見 智亮 (クラミ トモアキ)
履修年次	2. 3年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	木曜 2限
講義の概要	本演習においては、所得税法、法人税法及び国税通則法の基本論点に関連する裁判例、仮想事例、司法試験の過去問などを素材として、事例分析を行う。講義の進め方としては、各回の講義の冒頭で、取り扱う論点に関連する条文について、立法趣旨や解釈論上問題となりうる規定箇所を予め確認した後、受講者との質疑応答を通じた事例分析に移る。
到達目標	課税制度の構造及び立法趣旨について正しい知識を身に付けるとともに、問題となっている事例の論点を的確に抽出し、その論点について複数の異なる論理構成及び結論が成り立ちうることを理解した上で、結果の妥当性にも注意しながら、自己の見解を説得力かつ整合性のある理由づけによって説明することができるようになることが、本演習の到達目標である。
各回の授業内容	<p><b>第1回 ガイダンス</b> 本演習全体を通じて必要となる基礎知識（税法の基本原則、税法の解釈方法、租税確定手続の基本構造など）及び事例分析の基本姿勢について講義する。</p> <p><b>第2回 「所得」概念・「収入金額（総収入金額）」概念</b> 所得税法における最も基本的かつ重要な「所得」概念及び「収入金額」概念について、理論及び関連条文を確認した上で、関連事例を分析する。</p> <p><b>第3回 勤労性所得（1）給与所得・退職所得</b> 給与所得及び退職所得の意義・範囲・所得金額の計算方法・課税方法について、立法趣旨に言及しながら条文に沿って解説した上で、関連事例を分析する。特に、給与所得の範囲（FRINGE・ベネフィットなど）に関連する事例及び給与所得と退職所得との峻別が問題となる事例を分析する。</p> <p><b>第4回 勤労性所得（2）給与所得・退職所得</b> 前回の講義に引き続き、給与所得と他の所得区分（事業所得・一時所得・雑所得）との峻別が問題となる事例を分析する。</p> <p><b>第5回 事業関連所得（1）事業所得・山林所得・不動産所得・雑所得</b> 事業所得、山林所得及び不動産所得及び雑所得の意義・範囲・所得金額の計算方法・課税方法について、立法趣旨に言及しながら条文に沿って解説した上で、事業関連所得間の峻別が問題となる事例を分析する。</p>

## **第6回 事業関連所得（2）事業所得・山林所得・不動産所得・雑所得**

事業関連所得にのみ適用される特別の規定について整理・解説した上で、これらの規定の適用をめぐる事例を分析する。

## **第7回 「必要経費」概念・損失の取扱い**

事業関連所得の所得計算において重要な位置付けにある「必要経費」概念の意義と範囲（家事費・家事関連費など）及び損失の取扱いについて、法人税法における取扱いとの異同にも言及しながら解説した上で、これらの規定の適用をめぐる事例を分析する。

## **第8回 資産性所得（1）利子所得・配当所得**

利子所得・配当所得の意義・範囲・所得金額の計算方法・課税方法について、立法趣旨に言及しながら条文に沿って解説した上で、とりわけ利子所得及び配当所得の範囲をめぐる事例を分析する。

## **第9回 資産性所得（2）譲渡所得**

譲渡所得の意義・範囲・所得金額の計算方法・課税方法について、立法趣旨に言及しながら条文に沿って解説した上で、とりわけ譲渡所得の計算方法をめぐる事例を分析する。

## **第10回 資産性所得（3）譲渡所得**

資産の非正常取引（無償又は著しく低い価額の対価による取引）及び交換取引に対して適用される特別な規定の適用関係をめぐる事例を分析する。

## **第11回 偶発性所得**

一時所得の意義・範囲・所得金額の計算方法・課税方法について、立法趣旨に言及しながら条文に沿って解説した上で、一時所得と雑所得との峻別が問題となる事例を分析する。

## **第12回 源泉徴収**

所得税法において重要な機能を果たす源泉徴収制度について、その基本理念及び源泉徴収対象となる収入の範囲などについて解説した上で、源泉徴収に関する規定の適用関係をめぐる事例を分析する。

## **第13回 法人税法の所得計算構造**

法人税法の所得計算構造について解説した上で、とりわけ法人税法22条の適用関係をめぐる事例を分析する。

## **第14回 法人税法の計算構造**

法人税法における別段の定め（とりわけ損金不算入項目）について解説した上で、それらの規定の適用関係をめぐる事例を分析する。

## **第15回 収入・収益、売上原価、費用及び損失の年度帰属**

所得税法及び法人税法に共通して重要な理論的問題となる、収入・収益、売上原価、費用及び損失の年度帰属について、所得税法と法人税法との間における判定基準の異同に注意しながら、権利確定主義、管理支配基準、実現主義、費用収益対応の原則（直接対応及び期間対応）、債務確定主義などについて解

	説した上で、その適用関係をめぐる事例を分析する。
成績評価の方法	平常点とレポート課題の得点の合計により成績を評価する。
成績評価の基準	平常点（最高20点）及びレポート課題の得点（最高80点）の合計点を基準として成績を評価する。平常点は、出席回数（出席1回につき1点、最高15点）を基礎として、発言内容、講義への取組の積極性などを勘案して、加点（最大5点）ないしは減点することで調整する。一方で、レポート課題については、論点抽出、適用条文の指摘、制度の理解が的確になされているか、論理構成に矛盾がなく、理由づけが立法趣旨や制度の特徴を踏まえた説得力かつ整合性のあるものになっているか、結論に至る文章構成が効果的なものとなっているかを基準として採点する。なお、講義の出席回数が3分の2に満たない場合、レポートの提出を受け付けない。
準備・事後学習についての具体的な指示	各回の演習内容についての理解をより深めるため、講義後に「教科書・参考文献」欄に示す基本文献を通読し、あるいは本演習において扱いきれなかった裁判例について判例集を用いて受講者独自で検討することを勧める。
教科書・参考文献	各講義においてレジュメを配布するので、事前に教科書等を購入する必要はない。もっとも、事後学習との関係において有益な判例集及び参考書として、以下のようなものがある。 <b>【教科書】</b> 指定なし <b>【判例集】</b> 金子宏ほか編『ケースブック租税法（第5版）』（弘文堂、2017年） 中里実ほか編『租税判例百選（第6版）』（有斐閣、2016年） 中村宏昭＝三木義一編『演習ノート租税法』（法学書院、2013年） <b>【参考書】</b> ＊改訂時期に注意 金子宏『租税法』（弘文堂）の最新版 佐藤英明『スタンダード所得税法』（弘文堂）の最新版 谷口勢津夫『税法基本講義』（弘文堂）の最新版 木山泰嗣『租税法重要「規範」ノート』（弘文堂、2011年）
履修条件	「税法」（2・3年次）の単位を修得していることを原則とする。

## 51. 地方自治法

授業科目名 (カナ)	地方自治法 (チホウジチホウ)
担当教員名 (カナ)	小林 博志 (コバヤシ ヒロシ)
履修年次	2・3年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	木曜5限
講義の概要	地方自治に関する法制度の原理と仕組みを理解し、地方公共団体の活動に関する法的問題とくに紛争を検討し、それらを解決する能力を養成することを目的とする。そのため、各講義毎に重要な判例を一つ選んで検討する。
到達目標	地方自治に関する紛争等の法的諸問題について、事案の的確な把握と事実の認定を行い、関係する実定法の正確な解釈と法的判断を加え、正しい解決方法を導き出せる水準に到達することを目標とする。
各回の授業内容	<p>第1回 地方自治の法制度と地方分権改革          地方自治に関する憲法の規定、地方自治法を中心とする地方自治に関する実定法を概観し、地方自治に関する法制度の内容と意義を確認する。そして、2000年の地方分権改革の内容と意義も確認する。判例：憲法上の地方公共団体とは</p> <p>第2回 地方自治を担う地方公共団体とその他の組織          普通地方公共団体、特別地方公共団体そして公社や第三セクターなどの組織を概観し、それらの意義と役割を解説する。判例：第三セクターに対する補償</p> <p>第3回 都道府県と市町村、その相互関係          最初に、統治団体や事業団体として都道府県や市町村を概観し、そして統治団体としての自主立法権、自主財政権、自主行政権及び自主組織権を解説し、さらに、都道府県と市町村との関係を解説する。判例：権限の移譲条例</p> <p>第4回 国の関与          法定受託事務と自治事務との違いを解説し、次に、地方自治に対する国の関与の意義と範囲を解説し、違法な関与に対する自治体の救済を考える。判例：日田サテライト訴訟</p> <p>第5回 住民の参政権と住民監査請求・住民訴訟          住民の概念を検討し、次に住民が有する選挙権や被選挙権を解説し、住民自治の意義と範囲を考察する。参政権の一つである住民監査請求・住民訴訟も解説する。判例：ホームレスの住所</p>

	<p>第6回 中間テスト 住民団体</p> <p>第1回から第6回までについて、テストを行う。そして、自治会などの住民団体について概観する。判例：自治会の法的性格と退会</p> <p>第7回 直接請求制度</p> <p>直接請求としての条例の制定、住民投票制度を概観し、その意義や要件などを検討する。判例：解職請求代表者の資格制限</p> <p>第8回 議会</p> <p>二元代表制を確認し、議会の構成と権能を解説する。さらに、議会の執行機関に対する監視機能を検討する。判例：議会による損害賠償請求権の放棄</p> <p>第9回 執行機関</p> <p>首長制、執行機関の多元制を概観し、長や副知事、委員会などの権限について解説する。そして、執行機関法定主義と付属機関条例主義の意義についても解説する。判例：専決における監督と責任</p> <p>第10回 議会と執行機関との関係</p> <p>首長制による、議会と首長の関係との関係、長の再議決権、議会の不信任議決、長の専決処分の意義と要件、制約について解説する。判例：応訴した訴訟事件の和解を知事の専決とする議会の議決</p> <p>第11回 条例の制定の範囲（1）</p> <p>地方自治体の自主立法権を概観し、自治体の自主立法権について、法律上の制約を検討し、とりわけ、法律と条例との関係を検討する。判例：神奈川県臨時特例企業税と地方税法</p> <p>第12回 条例の制定の範囲（2）</p> <p>自主立法権の公布や施行、さらには地域的効力などについて検討する。さらに、第二次分権改革で出された義務付け、枠づけの廃止などを解説する。判例：徳島市公安条例事件</p> <p>第13回 公の施設に関する諸問題</p> <p>自治体が住民に提供する、公園や公民館などの施設について概観し、そして、民営化として導入された指定管理者制度についても解説する。判例：公営住宅の使用関係</p> <p>第14回 情報公開と個人情報の保護</p> <p>自治体における情報公開制度と個人情報制度を概観し、現在の問題点を検討する。判例：指導要録の開示請求</p> <p>第15回 自治体の財政問題</p> <p>自治体の収入について、地方交付税制度や自治体における3割自治の問題、さらには地方税法の仕組みを解説し、さらに、支出については、経済性の原則、地方財政法の制約を概観し、給与条例主義の意義などを確認する。判例：非常勤職員の賞与</p>
--	--

成績評価の方法	中間試験 30点、定期試験 70点で評価する。
成績評価の基準	<p>① 中間試験：設問について、法的論点を把握しているか。 正しい事実認識し、正しい法解釈ができているか。 検討の内容と結論とが適切であるか。</p> <p>② 定期試験：設問について、法的論点を把握しているか。 正しい事実認識し、正しい法解釈ができているか。 検討の内容と結論とが適切であるか。</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	各回の講義内容について、予習すべき教科書の該当箇所、取り上げる判例については、予め指示する。
教科書・参考文献	教科書：宇賀克也『地方自治法概説（第7版）』（有斐閣、2017年） 参考文献：磯部力ほか編『地方自治判例百選（第4版）』（有斐閣、2017年） その他、講義において適宜指示する。
履修条件	「統治の基本構造」、「基本的事件の基礎」及び「法と行政活動」を履修していること。

## 52. 環境法

授業科目名 (カナ)	環境法 (カンキョウホウ)
担当教員名 (カナ)	勢一 智子 (セイイチ トモコ)
履修年次	3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	月2
講義の概要	近年、固有の法領域として形成されつつある環境法は、公害法から発展し、現在では環境汚染を防止する消極規制にとどまらず、積極的な環境保護政策の実現を図るための社会・経済システムの変革をめざす分野である。そうした環境法を理解するためには、公法と私法の両方の法理論、さらに経済学、行政学、政策学や立法学などの領域横断的な視点を必要とする。本講義は、そうした複合的領域に法的観点からアプローチするために必要となる、法体系と理念、手法などの一般理論、および主要な個別法を学ぶことを目的とする。
到達目標	本講義では、①環境法の解釈・適用に必要な基礎的素養を身につける、②主要な環境法分野における紛争解決の諸方策を学ぶ、③環境法の制度的背景や政策動向を理解できる法政策的視点を養うことを目標とする。
各回の授業内容	1回：環境法総論①環境法の沿革、環境法の基本構造 2回：環境法総論②環境法の基本理念、環境法政策の手法 3回：環境法総論③環境基本法 4回：環境法総論④環境基本計画および環境関連の諸計画 5回：環境法総論⑤環境影響評価法 6回：環境法各論①大気汚染防止法 7回：環境法各論②水質汚濁防止法 8回：環境法各論③自然環境保全法 9回：環境法各論④廃棄物処理法 10回：環境法各論⑤循環型社会形成推進基本法 11回：環境法各論⑥容器包装リサイクル法・その他のリサイクル関連法 12回：環境法各論⑦地球温暖化対策推進法 13回：環境法各論⑧土壌汚染対策法 14回：環境救済法①環境争訟における論点・その1（行政訴訟） 15回：環境救済法②環境争訟における論点・その2（民事訴訟）
成績評価の方法	各回の出席、発表、議論への参加、課題提出に対する平常点（30%）、中間テスト（20%）および期末テスト（50%）の評点に基づき、それらを総合して評価する。別途レポート課題等を実施した場合には、その評点も成績評価に加え

	る。
成績評価の基準	平常点は、事前準備および事後学習を十分に行い、必要な知識を習得しているかを評価基準とする。中間テストおよび期末テストでは、本講義の達成目標につき一定水準に到達しているかを評価基準とする。ただし、出席が3分の2を満たしていない者は、単位認定の対象としない。
準備・事後学習についての具体的な指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境法に分類される個別法は数多く、多岐にわたる。講義で取り上げるのは一部分に過ぎないことに留意して取り組むこと。</li> <li>・最新の立法・実務動向についても把握して学習に反映させるよう努めること。</li> <li>・毎回の授業に当たり、予め指定する範囲について各自予習をした上で出席すること。予習を前提として、ディスカッション方式で授業を進める。</li> <li>・各回の授業において、授業内容に応じた課題の提出を求める（課題は授業時出題し、次回までに作成・提出する方式を予定）。</li> </ul>
教科書・参考文献	<p>*法改正等に伴う改訂が頻繁に予想されるため、いずれも授業時点で最新版を利用すること。</p> <p>大塚直『環境法（第3版）』（有斐閣・2010年）  大塚直『環境法BASIC（第2版）』（有斐閣・2016年）  北村喜宣『環境法（第4版）』（弘文堂・2017年）  北村喜宣『環境法（ストゥディア）』（有斐閣・2015年）  『ベーシック環境六法（第7訂）』（第一法規・2016年）  ジュリスト増刊『環境法判例百選（第2版）』（有斐閣・2011年）  大塚直／北村喜宣編『環境法ケースブック（第2版）』（有斐閣・2009年）  大塚直編『18歳からはじめる環境法』（法律文化社、2013年）  黒川哲志ほか編『確認 環境法用語230』（成文堂、2009年）</p>
履修条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境法を理解する上で前提となる法的知識として、憲法、行政法、行政救済法、民法および民事訴訟法を習得していること。</li> <li>・予習、発表、議論への参加等、受講生としての責務を果たせる者。</li> </ul>



### 53. 環境法演習

授業科目名 (カナ)	環境法演習 (カンキョウホウ エンシュウ)
担当教員名 (カナ)	勢一 智子 (セイイチ トモコ)
履修年次	3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	火2
講義の概要	近年、固有の法領域として形成されつつある環境法は、公害法から発展し、現在では環境汚染を防止する消極規制にとどまらず、積極的な環境保護政策の実現を図るための社会・経済システムの変革をめざす分野である。そうした環境法を理解するためには、公法と私法の両方の法理論、さらに経済学、行政学、政策学や立法学などの領域横断的な視点を必要とする。くわえて、紛争解決に必須である争訟制度についても、民事訴訟法と行政事件訴訟法のほか、環境法分野に特化した争訟制度を含めて法領域横断的な観点から最適な解決策を導出することが求められる。本演習は、そうした複合的領域に法的観点からアプローチするために必要となる、争訟制度体系とその適用方を学ぶことを目的とする。
到達目標	本演習では、環境法の基礎的知識を習得した次のステップとして、①環境法の実践的解釈・適用に必要な法的論理力を身につける、②主要な環境法分野における法律横断的な紛争解決の諸方を学ぶ、③環境法の制度的背景や政策動向を踏まえて法政策的論点から制度を分析する視点を養うことを目標とする。
各回の授業内容	本演習では、修得した環境法の応用として、争訟制度、法政策、さらにその双方を活用して、環境に係る諸問題を統合的に解決するために必要な知見を学ぶ。 最初に、受講生の理解度の確認を兼ねて、ディスカッション方式で環境法の争訟に係る理論を復習しつつ、環境争訟の全体像を概観する。その後、それを踏まえて、具体的な事例を素材とする事例研究を通じて、実践的な解釈・適用に係る検討・分析を行う。環境法の講義で取り上げた主要個別法分野を中心として、代表的な判例にくわえて、可能な限り最新の事例を扱う。毎回、発表担当者を決めて、前半に事例研究の発表を行い、その発表内容をもとに、後半に全員で議論しながら、論点を検討・分析する方式で理解を深める。その際には、個別の判例を素材とする学習にとどまらず、個別法律の沿革とその後の展開を踏まえた法政策的論点も交えて論ずることを求める。 各回の内容は、以下を予定している。 1回：環境争訟概論①環境争訟体系総論

	<p>2回：環境争訟概論②公害紛争処理制度</p> <p>3回：環境争訟概論③行政訴訟</p> <p>4回：環境争訟概論④民事訴訟法</p> <p>5回：環境争訟概論⑤環境影響評価制度に係る争訟</p> <p>6回：環境法事例研究①</p> <p>7回：環境法事例研究②</p> <p>8回：環境法事例研究③</p> <p>9回：環境法事例研究④</p> <p>10回：環境法事例研究⑤</p> <p>11回：環境法事例研究⑥</p> <p>12回：環境法事例研究⑦</p> <p>13回：環境法事例研究⑧</p> <p>14回：環境法事例研究⑨</p> <p>15回：環境法事例研究⑩</p>
成績評価の方法	<p>各回の出席，議論への参加，課題提出に対する平常点（30％），担当した事例研究発表（40％）および期末テスト（30％）の評点に基づき，それらを総合して評価する。別途レポート課題等を実施した場合には，その評点も成績評価に加える。</p>
成績評価の基準	<p>平常点は，事前準備および事後学習を十分に行い，必要な知識を習得しているかを評価基準とする。研究発表および期末テストでは，本講義の達成目標につき一定水準に到達しているかを評価基準とする。ただし，出席が3分の2を満たしていない者は，単位認定の対象としない。</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境法に分類される個別法は数多く，多岐にわたる。演習で扱う具体的事例の学習では，条文集に収録されていない法令等も使用するため，関係法令の予習等を含めて十分に準備をして取り組むこと。</li> <li>・環境法令は改正の頻度が高く，関連計画等の改定も多いため，最新の立法・実務動向について把握して学習に反映させるよう努めること。</li> <li>・毎回の授業に当たり，予め指定する判例や立法動向等について各自予習をした上で出席すること。予習を前提として，その回の発表者による事例研究報告を受けて，全員でディスカッションする方式で授業を進める。</li> <li>・各回の授業において，授業内容に応じた課題の提出を求める（課題は授業時出題し，次回までに作成・提出する方式を予定）。</li> </ul>
教科書・参考文献	<p>*法改正等に伴う改訂が頻繁に予想されるため，いずれも授業時点で最新版を利用すること。</p> <p>大塚直『環境法（第3版）』（有斐閣・2010年）</p> <p>大塚直『環境法BASIC（第2版）』（有斐閣・2016年）</p> <p>北村喜宣『環境法（第4版）』（弘文堂・2017年）</p> <p>『環境六法』（中央法規出版）</p>

	<p>『ベーシック環境六法（第7訂）』（第一法規・2016年）</p> <p>ジュリスト増刊『環境法判例百選（第2版）』（有斐閣・2011年）</p> <p>大塚直／北村喜宣編『環境法ケースブック（第2版）』（有斐閣・2009年）</p>
履修条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境法を理解する上で前提となる法的知識として，憲法，行政法，行政救済法，地方自治法，民法および民事訴訟法をすべて習得していること</li> <li>・環境法を修得していること</li> <li>・予習，発表，議論への参加等，受講生としての責務を果たせる者</li> </ul>

## 54. 土地私法

授業科目名 (カナ)	土地私法 ( トチシホウ )
担当教員名 (カナ)	多田 利隆・田中 英司 ( タダ トシタカ・タナカ エイシ )
履修年次	2・3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	月4
講義の概要	土地・建物の所有と利用をめぐる法律関係 (私法関係) の中で、借地借家法、不動産登記法および区分所有法 (マンション法) の分野について講義を行う。借地借家法 (5回) については田中が、後二者 (10回) については多田が担当する。
到達目標	この分野についてある程度専門的知識を持っていることは法律実務家にとって不可欠であるといってもよいが、民法の授業の中では時間の関係でなかなか本格的に学ぶ機会がない。その部分を補充し、最先端の法情報も含めて、必要な素養を身につけることが第一の目標である。また、この分野の勉強を通じて、民法で学んだ知識がより具体的で身近なものとなり、さらには、より立体的なものとなることも大きな目標のひとつである。そのことは、間接的に司法試験対策としても有効であろう。
各回の授業内容	<p>1 不動産利用権の法的仕組みの概観 日本法における不動産利用権の法的仕組みについて、民法の知識を確認しつつ、概観的に学ぶ。 項目：前提となることから (不動産賃借権以外の不動産利用権を含む)、借地権・借家権の法的仕組みの概観</p> <p>2 普通借地権の存続保障・保護 普通借地権の存続保障・保護について学ぶ。 項目：普通借地権の当初の存続期間の法定、法定更新後の普通借地権の存続期間、法定更新拒絶の要件としての正当事由、建物滅失の場合における再築と普通借地権の存続</p> <p>3 「定期借地権」 「定期借地権」について学ぶ。 項目：一般的なこと、一般定期借地権、建物譲渡特約付借地権、事業用定期借地権、一般定期借地権の事業方式、その他の問題</p>

	<p>4 「定期建物賃貸借」 「定期建物賃貸借」について学ぶ。 項目：「定期建物賃貸借」の導入、「定期建物賃貸借」の要件・内容の概観、「定期建物賃貸借」に関する個別的な問題</p> <p>5 不動産利用権をめぐる立法・判例・学説の展開 社会・経済の動きと不動産利用権をめぐる立法・判例・学説の展開を学ぶ。 項目：第二次世界大戦中まで、第二次世界大戦後における立法・判例・学説の対応とそれがもたらした新たな現象、1980年代以降における立法の新たな展開</p> <p>6 不動産登記制度・不動産登記の効力 不動産登記法の序説に相当する。 項目：不動産登記制度の意義と理念、登記の対象となる権利と私法関係における登記の機能（民法177条の意義や内容についての考察を含む）</p> <p>7 不動産登記簿の内容 登記簿の内容について、実質面と形式面の両方から学ぶ。 項目：登記・登記記録・登記簿、地図、登記簿の構成と記載内容</p> <p>8 不動産登記の種類 登記にはどのような種類があるか、特に、仮登記の意義と機能について学ぶ。 項目：表示の登記・権利の登記、主登記・附記登記、本登記・仮登記</p> <p>9 登記手続き その1 権利に関する登記の手続きについて学ぶ。 項目：申請主義、申請当事者（登記権利者・登記義務者、共同申請）、登記請求権、登記引取り請求権</p> <p>10 登記手続き その2 項目：書面申請と電子申請、登記の真正さを保持するための制度（登記識別情報、登記原因証明情報）</p> <p>11 区分所有法序説 区分所有法の序説に相当する。 項目：分譲マンションをめぐる法律問題の現状、区分所有という法律関係、専有部分・共用部分</p>
--	---

	<p>12 区分所有権に対する団体的制約 区分所有の団体的側面から導かれる制約について学ぶ。 項目：共同利益背反行為の禁止、債権回収のための先取特権</p> <p>13 共用部分の利用と管理 共用部分の利用と管理に関する法制度と問題点について学ぶ。 項目：共用部分の使用、共用部分の管理（広義）、専用使用権</p> <p>14 マンションの管理 マンション管理の法制度と問題点について学ぶ。 項目：管理組合、管理者、管理組合法人、マンション管理適正化法、管理規約</p> <p>15 マンションの復旧・建替え マンションの復旧・建替えについての法制度と課題について学ぶ。 項目：復旧、建替え、再建</p>
成績評価の方法	<p>期末試験（筆記試験）及び平常点を総合的に評価して最終成績を判定する。欠席が1／3を超えた者については期末試験の受験資格を認めない。再試験は行わない。</p>
成績評価の基準	<p>期末試験と平常点との比重は8：2とする。平常点の中身は、出席状況、発言等授業への参加の積極性、課題が与えられた場合にはそれへの取り組みの状況等である。出席状況については、全部の回に出席することを前提として、正当な理由のない欠席、遅刻は減点する（1回について、欠席1点、遅刻0.5点）。</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>準備学習についての具体的な指示は、口頭あるいはTKCの教育支援システムへの掲載等で行う。</p>

<p>教科書・参考文献</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多田担当部分の参考文献（特に教科書は指定しない。）</li> </ul> <p>不動産登記法関係</p> <p>山野目章夫『不動産登記法概論』（2013年 有斐閣）、同『不動産登記法（増補）』（商事法務 2014年）、鎌田薫／寺田逸郎編『新基本法コンメンタール 不動産登記法』（2010年 日本評論社）、七戸克彦監修『条解 不動産登記法』（2013年 弘文堂）、七戸克彦『不動産登記法案内』（2014 勁草書房）</p> <p>区分所有法関係</p> <p>鎌野邦樹『マンション法案内』（勁草書房 2010年）、稲本洋之助・鎌野邦樹『コンメンタール マンション区分所有法（第3版）』（日本評論社 2015年）。</p> <p>その他、必要に応じて指示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・田中担当部分の参考文献</li> </ul> <p>内田貴『民法Ⅱ』、山野目章夫「定期借地権制度」稲葉他編『新借地借家法講座 第2巻』（日本評論社、1999年）61頁以下、稲本・澤野編『基本法コンメンタール 借地借家法』第3版（日本評論社、2010年）38条（藤井俊二）、佐藤岩夫「日本民法の展開（2）特別法の生成－借地・借家法」広中・星野編『民法典の百年Ⅰ』（有斐閣、1998年）231頁以下、田中英司『ドイツ借地・借家法の比較研究－存続保障・保護をめぐって－』（成文堂、2001年）の序章と第一章、田中英司「定期建物賃貸借契約の成立と終了－主要な裁判例を素材とする覚書」『変革期における法学・政治学のフロンティア』（日本評論社、2017年）109頁以下。</p>
<p>履修条件</p>	<p>民法Ⅰ～Ⅴの内容についてひとつおりに履修していること。ただし、単位修得は条件ではない。</p>

## 55. 消費者問題

授業科目名 (カナ)	消費者問題 ( ショウヒシャモンダイ )
担当教員名 (カナ)	大庭 康裕 ( オオバ ヤスヒロ )
履修年次	2・3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	水4、水5 (隔週開講)
講義の概要	<p>消費者法は常に発展途上の学問である。現代社会においては様々な消費者問題が、日々生起しており、新たな問題については、従来の消費者保護法、民事法、これまでの判例や解釈論などでは、十分に対処できない場合が多々出てくる。その場合でも、適切な解決のために、既存の消費者保護法の趣旨や、民事法の趣旨をくみ取って新たな理論を提起し、その理論を裁判例で認めさせ、それを前提にして法改正を勝ち取るというのがこれまでの消費者法の発展の歴史であった。これまでに消費者法はかなり整備されてきたが、なお、解決困難な事例が数多く発生してきており、これからも、引き続き新たな理論を構築して、判例、法改正などに昇華させていく不断の努力が続けられるであろう。</p> <p>また、平成29年5月26日に民法の一部を改正する法律が成立したが (法務省ホームページ等参照)、今までの消費者法の流れが民法を改正させる契機になっていることも否定できない。このことから判るように、消費者法の理解は、法律家にとって必須である。現在では、法律家にとっては民法の理解だけでは不十分であり、民法の理解だけでは現実の問題解決は図れないことが多い。</p> <p>本講義では、多岐にわたる消費者問題と、それに対応する各種の消費者保護のための法律の全体像を、実際に起きた消費者被害事件の映像も交えて、概観する。</p>
到達目標	<p>本講義では、「消費者」保護の観点から消費者関連法を広く理解してもらおうと同時に、その法制度や法的技術、法理論を機能的に活用することによって、これから発生すると思われる各種の消費者問題を解決していくための指針を獲得してもらいたい。</p> <p>そして、実務家として、事例を中心にして具体的に問題をどう考えていくかを学んでもらいたい。</p> <p>そのため、法律家を目指すロースクールの学生として、最低限の知識を持って社会に羽ばたいてもらうための頭の中の「引き出し」の作製が、本講義の到達目標である。</p> <p>なお、消費者問題は扱う事件の幅が広いだけでなく、前述したとおり発</p>



	<p>展途上の学問であり、常に新しい問題が発生している。そこで、シラバスに記載した内容を全部扱うとは限らないし、シラバスに記載していない問題を扱うこともあり得るので、その点は了承されたい。</p>
<p>各回の授業内容</p>	<p><b>1. 消費者問題と消費者法</b></p> <p>(1) これまでの消費者問題の系譜と弁護士経験20年で扱った消費者問題  多重債務問題、商工ローン問題、ヤミ金被害、アイディック事件  その他</p> <p>(2) 消費者・消費者問題と消費者法</p> <p>(3) 消費者及び消費者問題の特性  企業と消費者との非対称性、交渉力の格差  事前規制から事後救済の流れ  行政規制、競争秩序維持、民事規制  事後救済のみでは不十分  少額多数被害、生命身体の安全の問題など</p> <p>(4) 消費者政策と消費者法  消費者法の体系  消費者基本法の理念と基本施策  各種業法、消費者契約法、製造物責任法、利息制限法、  特定商取引法、割賦販売法、金融商品取引法、先物取引法、  貸金業規制法</p> <p>(5) 消費者行政の一元化</p> <p>(6) 講義の進め方</p> <hr/> <p><b>2. 消費者契約の過程Ⅰ</b> — 契約の成立と意思表示の瑕疵</p> <p>(1) 消費者被害救済の法理</p> <p>(2) 契約の成否</p> <p>(3) 意思表示の瑕疵（錯誤・詐欺）</p> <p>(4) 交渉力の不均衡  交渉力の不均衡を解消する制度</p> <p>(5) 事例検討</p> <hr/> <p><b>3. 消費者契約の過程Ⅱ</b> — 契約内容と効力</p> <p>(1) 契約内容の適正</p> <p>(2) 内容の適正（履行の段階での内容の妥当性）</p> <p>① 履行の段階での内容の妥当性</p> <p>② 信義則による契約履行段階における妥当性確保</p> <p>(3) 内容の適正（約款規制）</p> <p>① 約款規制</p> <p>② 約款の内容と効力の適正</p>

	(4) 事例検討
	<b>4. 消費者契約法</b> (1) 消費者契約法の制定と改正の経緯 (2) 消費者契約法の立法目的 (3) 消費者契約法の適用範囲 (4) 事業者の情報提供努力義務 (5) 誤認による意思表示の取消 (6) 困惑による意思表示の取消 (7) 取消の効果 (8) 取消権の行使期間 (9) 媒介の委託を受けた第三者による勧誘 (10) 不当条項の無効 (11) 消費者団体訴訟制度 (12) 事例検討
	<b>5. 特定商取引法 I</b> (1) 特定商取引法の制定と改正の経緯 (2) 特定商取引法の立法目的 (3) 特定商取引法の適用対象と基本構造 (4) クーリング・オフ (5) 取消権 (6) 中途解約権 (7) 事例検討
	<b>6. 特定商取引法 II</b> (1) 各取引類型に対する特定商取引法による規制の概要 (2) 訪問販売 (3) 電話勧誘販売 (4) 通信販売 (5) 連鎖販売取引 (6) 特定継続的役務提供 (7) 業務提供誘引販売取引 (8) ネガティブ・オプション (9) 事例検討
	<b>7. 割賦販売法</b> (1) 割賦販売法の制定と改正の経緯 (2) 割賦販売法の立法目的 (3) 割賦販売法の適用範囲

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(4) クレジット被害の実態と背景</li> <li>(5) 割賦販売法の適用対象</li> <li>(6) クーリング・オフ</li> <li>(7) 過量販売解除</li> <li>(8) 不実の告知等取消</li> <li>(9) 抗弁の対抗</li> <li>(10) 事例検討</li> </ul>
	<p><b>8. 消費者取引と不法行為</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 消費者取引における不法行為責任の機能</li> <li>(2) 不法行為責任の意義</li> <li>(3) 不法行為の要件と取引型不法行為の特徴</li> <li>(4) 過失相殺</li> <li>(5) 消費者取引における不法行為訴訟の現状と課題</li> <li>(6) 事例検討</li> </ul>
	<p><b>9. 金融商品と消費者</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 金融商品取引の被害と救済の実情</li> <li>(2) 投資家保護法理 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 説明義務と情報提供義務</li> <li>② 適合性原則</li> <li>③ 誠実公正義務、忠実義務</li> <li>④ 市場の公正</li> <li>⑤ 適合性原則と説明義務の関係</li> </ul> </li> <li>(3) 民事ルール <ul style="list-style-type: none"> <li>① 民事ルールの概要</li> <li>② 金融商品販売法（金融商品の販売等に関する法律）</li> <li>③ 消費者契約法</li> <li>④ 保険法</li> </ul> </li> <li>(4) 業法 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 金融商品取引法</li> <li>② 投資信託、法人法</li> <li>③ 銀行法</li> <li>④ 保険業法</li> </ul> </li> <li>(5) 民法、金融商品販売法、消費者契約法、各業法の関係と選択</li> <li>(6) 事例検討</li> </ul>
	<p><b>10. 先物取引被害救済</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 先物取引とは</li> <li>(2) 先物取引の基礎的理解のために</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(3) 先物取引被害の本質</li> <li>(4) 先物取引の危険性</li> <li>(5) 商品取引員の義務</li> <li>(6) 業者の義務違反、違法性主張の根拠</li> <li>(7) 無意味な反復売買の主張・立証（特定売買）</li> <li>(8) 新規委託者保護義務違反についての理解の仕方</li> <li>(9) 両建てについての理解</li> <li>(10) 平成16年商品取引所法改正の概要</li> <li>(11) 事例検討</li> </ul>
	<p><b>1 1. 製造物責任法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 製造物責任法の制定の経緯と内容</li> <li>(2) 製造物責任法の構成</li> <li>(3) 条文・用語の解説</li> <li>(4) 欠陥製品に関する紛争の現状と問題点</li> <li>(5) 現状でどう立証するか</li> <li>(6) 事例検討</li> </ul>
	<p><b>1 2. 住宅と消費者</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 欠陥住宅問題の実情 <ul style="list-style-type: none"> <li>欠陥住宅被害の状況</li> <li>欠陥住宅を生み出す要因</li> <li>紛争解決の困難性</li> </ul> </li> <li>(2) 住宅取得の形態と法制度 <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅取得の形態</li> <li>住宅建築に関する法制度</li> </ul> </li> <li>(3) 欠陥住宅訴訟の特質</li> <li>(4) 紛争解決手続</li> <li>(5) 事例検討</li> </ul>
	<p><b>1 3. 消費者信用と多重債務 I</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 多重債務問題の現状と背景</li> <li>(2) 深刻化する多重債務問題とその原因</li> <li>(3) 債務者の位置付け＝「被害者」としての債務者</li> <li>(4) 多重債務問題をめぐる諸法令 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 貸金業法による規制</li> <li>② 利息をめぐる法規制 <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 利息制限法による制限利率</li> <li>b) 出資法における制限利率と利息制限法との関係</li> <li>c) 改正前貸金業法43条の「みなし弁済」の成立について <ul style="list-style-type: none"> <li>－ いわゆる「グレーゾーン」金利について</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

	<p>(5) 改正出資法および貸金業法における金利規制の内容</p>
	<p><b>14. 消費者信用と多重債務Ⅱ</b></p> <p>ー 多重債務問題処理の手續</p> <p>(1) 多重債務事件の処理方法</p> <p>(2) 手續の選択</p> <p>① 任意整理手續</p> <p>② 自己破産</p> <p>③ 個人再生手續</p> <p>④ 特定調停手續</p> <p>(3) 個人信用情報</p> <p>(4) 多重債務に関する諸問題</p> <p>商工ローン問題</p> <p>ヤミ金融</p> <p>保証問題</p> <p>(5) 多重債務問題から貧困問題解決に向けて</p>
	<p><b>15. 宗教トラブルと消費者被害</b></p> <p>(1) 宗教トラブルの実態と背景</p> <p>(2) 検討されるべき法理論</p> <p>(3) 宗教トラブルへの対処のあり方</p> <p>(4) 事例検討</p>
成績評価の方法	<p>筆記試験を成績評価の主たる方法とする。その他、出席状況や授業中における質問への反応、授業中の発言なども参考にする。</p> <p>筆記試験の結果で9割、その他の要素で1割として評価する。</p>
成績評価の基準	<p>講義で習得した「消費者」保護を目的とする消費者関連法の枠組み・法理論を前提として、それが具体的事例にどのように適用され、消費者被害の救済に役立てられているかの理解度を成績評価の基準とする。</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>民法を十分習得し講義に望むこと。講義内容は、消費者法についての入門的・基礎的なものにする。</p>
教科書・参考文献	<p>① 消費者法講義第4版、日本弁護士連合会編 日本評論社</p> <p>② 消費者事件実務マニュアル〔補訂版〕—被害救済の実務と書式— 福岡県弁護士会消費者委員会編 民事法研究会</p> <p>③ 消費者法実務ハンドブック—消費者契約法 特定商取引法 割賦販売法の実務と書式 安達敏夫 吉川樹士 日本加除出版</p>
履修条件	<p>特になし</p>

## 56. 金融法

授業科目名 (カナ)	金融法 ( キンユウホウ )
担当教員名 (カナ)	横尾 亘 ( ヨコオ ワタル )
履修年次	2・3年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	金3
講義の概要	金融法の講義が対象とするのは、主として銀行法・金融商品取引法等となる。予め配信されたレジュメにしたがって解説を加える。銀行・証券および消費者金融に関する法的紛争は絶えず、金融に関する一般知識は法曹に不可欠と考えられるため、金融法の講義でこれらについて得ることは諸君にとって有益であると考え。また、銀行取引による貸出取引においては、証書貸付と並んで手形貸付・手形割引が利用されていることなどに鑑み、手形についても触れる。
到達目標	本講義は、金融の仕組み、わが国の金融制度、さらに金融と法との関わり、すなわち金融組織法ないし金融規制法の現状と問題点、及び民商法の応用分野である金融取引法について理解を深め、最先端の金融に関する法的問題についての解決能力を養成することを目的とする。
各回の授業内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 金融法の意義、直接金融と間接金融</li> <li>2. 直接金融と金融商品取引法</li> <li>3. 金融商品取引法と投資者保護</li> <li>4. 発行開示</li> <li>5. 継続開示</li> <li>6. 金融商品取引法等による業法規制</li> <li>7. 間接金融と銀行法による規制 (1)</li> <li>8. 間接金融と銀行法による規制 (2)</li> <li>9. 預金取引 (1)</li> <li>10. 預金取引 (2)</li> <li>11. 貸出取引</li> <li>12. 金融取引における手形の利用</li> <li>13. 手形割引</li> <li>14. 代理人による手形行為と無権代理、手形の偽造・変造</li> <li>15. 手形の流通と手形抗弁</li> </ol> <p>(上記は一応の予定であり、変更の可能性がある。)</p>
成績評価の方法	期末試験の成績 (100点満点) によって評価する。毎回、出席をとり、欠席は1回につき1点を減点する。なお、再試験については行わない。

成績評価の基準	①金融商品取引法の意義について理解しているか、②銀行法の意義について理解しているか、③貸出取引における手形の利用方法について理解しているか。
準備・事後学習についての具体的な指示	第1回から第8回までは予めレジュメを配信するので、目を通した上で授業に持参すること。第8回以降は指定の教科書を使用する。
教科書・参考文献	教科書：教科書は特に指定せず、レジュメを配信する。 参考書：①近藤光男ほか『基礎から学べる金融商品取引法』（弘文堂）②黒沼悦郎『金融商品取引法入門〈第3版〉』（日経文庫）③福井修『金融取引法入門』（金融財政事情研究会）④西尾信一『金融取引法（第2版）』（法律文化社）⑤階猛ほか『銀行の法律知識（第2版）』（日経文庫）⑥西村総合法律事務所編『ファイナンス法大全（上）』（商事法務）⑦川口恭弘『現代の金融機関と法[第4版]』（中央経済社）等。
履修条件	とくにないが、民法についての知識があることが望ましい。

## 57. 知的財産法

授業科目名 (カナ)	知的財産法 ( チテキザイサンホウ )
担当教員名 (カナ)	山田 憲一 ( ヤマダ ケンイチ )
履修年次	2・3年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	木 4
講義の概要	知的財産法のうち、特許法及び著作権法について、基礎的な知識の獲得、及び、その知識に裏打ちされた法的判断を行う能力の涵養、を主たるテーマとします。副次的には、これらの領域において、どのような法制度を構築すべきかについての考察を深めることをも狙いとします。
到達目標	特許法及び著作権法の基本的な論点を含む具体的事案における当事者の権利義務関係について、法規範の解釈適用により説得的に主張できるようになること、です。
各回の授業内容	<p>*各回の授業内容末尾のカッコ内に示しているのは、教科書として予定している『標準特許法』、『標準著作権法』の該当箇所です。教科書を変更する場合には、それに応じて各回の授業内容も変更する可能性があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 序論 知的財産法全般について概観し、法体系の中での位置づけを確認します。併せて、侵害に対する救済の基本的な型を学習します (両テキストの序章)。 [特許法] (カッコ内は『標準特許法』の該当箇所)</li> <li>2. 特許権の保護対象・特許の要件 特許法による保護を受ける対象を扱います。具体的には、主として発明、産業上の利用可能性、新規性、進歩性を取り上げ、先願、公序良俗等にも触れません (第1章第1節・第2節)。</li> <li>3. 権利の主体 発明者、特許を受ける権利、冒認、職務発明を扱います (第1章第3節)。</li> <li>4. 特許権の効力・消滅事由・技術的範囲 特許権の原則的な効力、特許権の消滅事由、及び、特許発明の技術的範囲を扱います (第1章第4節・第5節、第2章第1節)。</li> <li>5. 均等論・間接侵害 均等論、及び、間接侵害を扱います (第2章第2節・第3節)。</li> <li>6. 特許権の制限・利用 特許権の効力が及ばない場合、及び、特許権の利用を扱い、併せて刑事罰に</li> </ol>



	<p>も触れます（第2章第4節・第5節、第3章）。</p> <p>7. 特許取得手続・特許行政争訟 特許権を取得するための行政手続、及び、特許行政争訟を扱います（第4章・第5章）。</p> <p>8. 権利侵害救済手続 権利侵害救済手続を扱い、併せて、実用新案法、特許をめぐる条約にも触れます（第6章～第8章）。</p> <p>[著作権法]（カッコ内は『標準著作権法』の該当箇所）</p> <p>9. 著作物の定義・著作物の例示 著作物の定義及び例示に関する規定を扱い、併せて、保護される著作物に触れます（第1章第1節～第3節）。</p> <p>10. 二次的著作物等・著作権の主体 二次的著作物、編集著作物、データベースの著作物、及び、著作権の主体を扱います（第1章第4節・第5節、第2章）。</p> <p>11. 著作権の効力 支分権、及び、侵害とみなす行為を扱います（第3章）。</p> <p>12. 権利の制限 著作権の制限規定を扱い、併せて保護を受けない著作物、及び、時間的限界に触れます（第4章）。</p> <p>13. 権利の利用 著作権の制限について補足すると共に、権利の利用を扱います（第4章第3節、第5章）。</p> <p>14. 著作者人格権・著作隣接権 著作者人格権、及び、著作隣接権を扱います（第6章・第7章）。</p> <p>15. 著作権侵害等 著作権侵害とその救済手続を扱い、併せて、著作権をめぐる条約に触れます（第8章・第9章）。</p>
成績評価の方法	<p>期末試験の成績（60%）、平常点（30%）及びレポート（10%）を総合して評価します。平常点の評価は、出席状況、小テスト及び/又は課題への取り組み、並びに、授業中の発言によります。</p>
成績評価の基準	<p>出席状況につき、毎回の出席を前提としますので、正当な理由のない欠席・遅刻を減点事由とし（一回につきそれぞれ3点、1.5点）、出席回数が授業回数 of 三分の二に満たない場合には期末試験の受験資格を喪失するものとします。</p> <p>小テスト及び/又は課題への取り組み、並びに、授業中の発言についての評価は、それぞれ全体の15%の割合とします。授業中の発言は、基本的にはその回数を評価対象とし、特に授業の内容の充実に貢献するような発言は1回で2回分にカウントします。</p>

準備・事後学習についての具体的な指示	<p>各回、教科書の該当箇所、及び、予め指示する判例等を読んだ上で出席して下さい。</p>
教科書・参考文献	<p>教科書は、以下の2冊です。ただし、この授業は後期の開講ですので、前期の間の出版状況をみて教科書を変更する可能もあります。その場合は、前期試験の最終日までにお知らせします。</p> <p>高林龍『標準特許法』（有斐閣、第6版、2017年）  同 『標準著作権法』（有斐閣、第3版、2016年）</p> <p>参考文献は講義中に適宜指示しますが、差し当たり、以下のものを挙げておきます。</p> <p>中山信弘『特許法』（弘文堂、第3版、2016年）  島並良・上野達弘・横山久芳『特許法入門』（有斐閣、2014年）  駒田泰士・潮海久雄・山根崇邦『知的財産法1 特許法』（有斐閣、2014年）  茶園成樹編『特許法』（有斐閣、第2版、2017年）  渋谷達紀『特許法』（発明推進協会、2013年）  小泉直樹『特許法・著作権法』（有斐閣、2012年）  作花文雄『詳解 著作権法』（ぎょうせい、第5版、2018年）  三山裕三『著作権法詳説』（勁草書房、第10版、2016年）  島並良・上野達弘・横山久芳『著作権法入門』（有斐閣、第2版、2016年）  茶園成樹編『著作権法』（有斐閣、第2版、2016年）  駒田泰士・潮海久雄・山根崇邦『知的財産法Ⅱ 著作権法』（有斐閣、2016年）</p> <p>半田正夫『著作権法概説』（法学書院、第16版、2015年）  中山信弘『著作権法』（有斐閣、第2版、2014年）  岡村久道『著作権法』（民事法研究会、第3版、2014年）  斉藤博『著作権法概論』（勁草書房、2014年）  渋谷達紀『著作権法』（中央経済社、2013年）  中山信弘他編『特許判例百選』（有斐閣、第4版、2012年）  小泉直樹他編『著作権判例百選』（有斐閣、第5版、2016年）  特許庁編『工業所有権法（産業財産権法）逐条解説』（発明協会、第20版、2017年）</p> <p>中山信弘他編『新・注解特許法 上巻・中巻・下巻』（青林書院、2017年）  加戸守行『著作権法逐条講義』（著作権情報センター、6訂新版、2013年）  半田正夫他編『著作権法コンメンタール1～3』（勁草書房、第2版、2015年）</p> <p>小倉秀夫・金井重彦編『著作権法コンメンタール』（レクシスネクシス・ジャパン、2013年）</p>
履修条件	<p>特にありません。</p>

## 58. 知的財産法演習

授業科目名 (カナ)	知的財産法演習 ( チテキザイサンホウエンシュウ )
担当教員名 (カナ)	山田 憲一 ( ヤマダ ケンイチ )
履修年次	2・3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	木曜3限
講義の概要	2年次以上に配当されている講義科目「知的財産法」における学習を前提として、特許法及び著作権法の重要判例を素材とする、発展的な学習を行います。本法科大学院における「養成する人材」の中では、特に、②の「正確な法律知識に裏打ちされた法的判断（法的分析と推論）」ができる能力の涵養に力を入れたいと思います。
到達目標	本演習で取り上げた判例の事案と同一ないし類似する事案について、与えられた事実から法的問題及びその処理に用いる法規範を発見する能力、並びに、当該法規範を解釈適用して説得的に結論を導く能力を身につけることです。
各回の授業内容	<p>各回で取り上げる判例は、以下のとおりです。受講者の様子を見て、追加する可能性もあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 最判平成10年2月24日民集52巻1号113頁 [ボールスプライン]</li> <li>2. 最判平成27年6月5日民集69巻4号700頁 [プラバスタチンナトリウム]</li> <li>3. 最判平成9年7月1日民集51巻6号2299頁 [B B S]</li> <li>4. 最判平成19年11月8日民集61巻8号2989頁 [インクタンク]</li> <li>5. 最判平成17年6月17日民集59巻5号1074頁 [リガンド分子安定複合体]</li> <li>6. 最判昭和61年10月3日民集40巻6号1068頁 [ウォーキングビーム式加熱炉]</li> <li>7. 最判平成11年4月16日民集53巻4号627頁 [膵臓疾患治療剤]</li> <li>8. 最判昭和51年3月10日民集30巻2号79頁 [メリヤス編機]</li> <li>9. 最判平成9年7月17日民集51巻6号2714頁 [ポパイネクタイ]</li> <li>10. 最判平成13年2月13日民集55巻1号87頁 [ときめきメモリアル]</li> <li>11. 最判平成13年6月28日民集55巻4号837頁 [江差追分]</li> <li>12. 最判平成13年10月25日判時1767号115頁 [キャンディ・キャンディ]</li> <li>13. 最判平成14年4月25日民集56巻4号808頁 [中古ビデオゲーム]</li> <li>14. 最判平成15年4月11日判時1822号133頁 [R G B アドベンチャー]</li> <li>15. 最判平成23年1月20日民集65巻1号399頁 [ロクラクⅡ]</li> </ol>

成績評価の方法	平常点（35％）、課題（35％）、期末試験（30％）によって評価します。
成績評価の基準	<p>平常点は、主として授業中の質疑を通じて、予習の状況、前提知識の理解度、分析・応用の達成度等の観点から評価します。</p> <p>課題及び期末試験は、授業で取り上げた判例の事案に類似する事例問題に対する解答を作成してもらう形式を予定しており、事案に応じて適切な法的問題ないし法規範を発見できているか、及び、当該規範を解釈適用して説得的に結論を導いているか、により評価します。</p> <p>出席については、正当な理由のない欠席・遅刻を減点事由とし（一回につきそれぞれ3点、1.5点）、出席回数が授業回数の三分の二に満たない場合には期末試験の受験資格を喪失するものとします。</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	各回で取り上げる判例に目を通してきて下さい。また、その際に生じた疑問点について、各判例の評釈やテキスト類等で調べてきて下さい。
教科書・参考文献	<p>教科書は特に指定しません。</p> <p>参考文献は講義中に適宜指示しますが、さしあたり以下のものを挙げておきます。</p> <p>高林龍『標準特許法』（有斐閣、第6版、2017年）</p> <p>中山信弘『特許法』（弘文堂、第3版、2016年）</p> <p>島並良・上野達弘・横山久芳『特許法入門』（有斐閣、2014年）</p> <p>駒田泰士・潮海久雄・山根崇邦『知的財産法1 特許法』（有斐閣、2014年）</p> <p>茶園成樹編『特許法』（有斐閣、第2版、2017年）</p> <p>渋谷達紀『特許法』（発明推進協会、2013年）</p> <p>小泉直樹『特許法・著作権法』（有斐閣、2012年）</p> <p>作花文雄『詳解 著作権法』（ぎょうせい、第5版、2018年）</p> <p>三山裕三『著作権法詳説』（勁草書房、第10版、2016年）</p> <p>高林龍『標準著作権法』（有斐閣、第3版、2016年）</p> <p>島並良・上野達弘・横山久芳『著作権法入門』（有斐閣、第2版、2016年）</p> <p>茶園成樹編『著作権法』（有斐閣、第2版、2016年）</p> <p>駒田泰士・潮海久雄・山根崇邦『知的財産法Ⅱ 著作権法』（有斐閣、2016年）</p> <p>半田正夫『著作権法概説』（法学書院、第16版、2015年）</p> <p>中山信弘『著作権法』（有斐閣、第2版、2014年）</p> <p>岡村久道『著作権法』（民事法研究会、第3版、2014年）</p> <p>斉藤博『著作権法概論』（勁草書房、2014年）</p> <p>渋谷達紀『著作権法』（中央経済社、2013年）</p> <p>中山信弘他編『特許判例百選』（有斐閣、第4版、2012年）</p> <p>小泉直樹他編『著作権判例百選』（有斐閣、第5版、2016年）</p> <p>特許庁編『工業所有権法（産業財産権法）逐条解説』（発明協会、第20版、2017年）</p>

	<p>中山信弘他編『新・注解特許法 上巻・中巻・下巻』（青林書院、2017年）          加戸守行『著作権法逐条講義』（著作権情報センター、6訂新版、2013年）          半田正夫他編『著作権法コンメンタール1～3』（勁草書房、第2版、2015年）          小倉秀夫・金井重彦編『著作権法コンメンタール』（レクシスネクシス・ジャパン、2013年）</p>
履修条件	<p>2年次以上に配当されている講義科目「知的財産法」を履修された方が受講されることを想定していますが、それと同程度の学習をされた方であれば、担当者としては受講されても差し支えないと考えています。</p>

## 59. 労働法

授業科目名 (カナ)	労働法 (ロウドウホウ)
担当教員名 (カナ)	有田 謙司 (アリタ ケンジ)
履修年次	2・3年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	水2
講義の概要	本講義は、いわゆる個別的労働関係法（雇用関係法）（労働者と使用者の個別の関係を規律する法）および集団的労働関係法（労使関係法）（労働者、使用者と労働組合との集団的な関係を規律する法）の領域における重要な判例・学説の解説、検討を行うものである。
到達目標	本講義は、労働法演習において目標とする、具体的な法律問題に直面した際に法律家として解決策・対応策を受講者が自ら見出すことができるようにすることへとつなげるために、それに必要な労働法の知識と思考力を身につけてもらうことを目指す。
各回の授業内容	<p>&lt;第1回&gt; 労働法の全体の構造（他の法領域との関係、法源、実効性確保の仕組み）、労働法の当事者（労働者、使用者、労働組合）</p> <p>&lt;第2回&gt; 労働契約（成立、権利義務、変動）</p> <p>&lt;第3回&gt; 就業規則（手続、法的効力）</p> <p>&lt;第4回&gt; 労働者の人権の保障（労働憲章、雇用差別）</p> <p>&lt;第5回&gt; 人事（昇進・昇格・降格、配転、出向、転籍、休職）、企業組織の変動</p> <p>&lt;第6回&gt; 懲戒、人格権・プライバシー、内部告発</p> <p>&lt;第7回&gt; 解雇（解雇手続、解雇権濫用、整理解雇）</p> <p>&lt;第8回&gt; 解雇以外の労働契約の終了事由（辞職、合意解約、定年制、期間の定めのある労働契約の更新拒否）、労働契約終了後の規制</p> <p>&lt;第9回&gt; 賃金</p>

	<p>&lt;第10回&gt; 労働時間、休憩、休日、休暇、休業</p> <p>&lt;第11回&gt; 労働安全衛生、労災補償</p> <p>&lt;第12回&gt; 労働組合の組織・運営・変動</p> <p>&lt;第13回&gt; 不当労働行為</p> <p>&lt;第14回&gt; 団体交渉、労働協約</p> <p>&lt;第15回&gt; 団体行動（争議行為、組合活動）</p>
成績評価の方法	<p>以下の配分による評価を総合して成績評価をする</p> <p>①期末試験70点</p> <p>②平常点（出席状況、発言回数、発言の内容、授業内小テスト）30点</p> <p>なお、出席状況の評価の仕方は、毎回授業へ出席することを前提に、欠席・遅刻については、1回について欠席1点、遅刻0.5点を減点する。また、欠席が1/3を超える場合は、期末試験の受験資格を認めない。</p>
成績評価の基準	<p>労働法演習において目標とする、具体的な法律問題に直面した際に法律家として解決策・対応策を受講者が自ら見出すことができるようにすることへとつなげるために、それに必要な労働法の知識と思考力をどの程度身につけたか、という基準で成績を評価する。</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>事前にTKC教育支援システムを通じて、レジュメ・資料を配布する。レジュメ・資料に書かれている論点、判例、学説について、教科書や参考書の該当説明部分を事前にしっかり読んで、講義レジュメに記載されている質問事項（Question）および授業中に教員が質問する内容に答えられるように、あるいは、授業中に教員に対して有益な質問をなし得るように、事前の準備をしておくこと。</p> <p>なお、15回の授業で労働法のほぼ全体に関する知識を得られるようにするためには、後期に授業が始まるまでに、教科書を少なくとも1回は読んでおくことが必要である。</p>
教科書・参考文献	<p>教科書としては、水町勇一郎『労働法 第7版』（有斐閣・2018年刊行予定年）を使う。</p> <p>参考書としては、菅野和夫『労働法 第11版補正板』（弘文堂・2017年）、荒木尚志『労働法 第3版』（有斐閣・2016年）、別冊ジュリスト『労働判例百選 第9版』（有斐閣・2016年）、西谷敏ほか編『別冊法学セミナー新基本法コンメンタール労働組合法』（2011年・日本評論社）、西谷敏ほか編『別冊法学セミナー新基本法コンメンタール労働基準法・労働契約法』</p>

	<p>(2012年・日本評論)、唐津博ほか編『労働法重要判例を読むⅠ・Ⅱ』(2013年・日本評論社)を挙げておく。</p> <p>その他、授業中にも適宜、参考文献を案内する。</p>
履修条件	特になし



## 60. 労働法演習

授業科目名 (カナ)	労働法演習 (ロウドウホウエンシュウ)
担当教員名 (カナ)	有田 謙司 (アリタ ケンジ)
履修年次	2・3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	水2
講義の概要	<p>本講義では、各受講者が、事前に検討する判決についての自己の見解をまとめたものを用意し、当該判決における法的な論点を明らかにし、関連する重要判例や主要学説の内容・位置づけを踏まえて、自分が、判定者である裁判官として、あるいは、事件当事者の代理人弁護士として、当該判決を素材として、問題の解決策・対応策を提示することを求められる。</p> <p>そのため、本講義では、毎回、受講者全員に、まず、事前に自己の見解をまとめたものをもとに、当該判決における法的論点の提示をもとめる。そのうえで、それに関わる判例・学説の状況について、担当教員からの質問により、十分な検討がなされているかの確認を行う。その後、担当教員からのさらなる質問を受けながら、当該判決について、どのような法的解決がほかに考えうるのかについて、法律構成等について受講者間で議論を行う。そして、最後に、担当教員が議論のまとめをおこない、当該判決で押さえるべき法的論点についての解説を行う。なお、担当教員からは、当該判決からさらに派生するような質問もなされるので、受講者にはそれに備えた準備も求められる。</p> <p>したがって、本講は、以上のような方法で進めることにより、到達目標に掲げるような力を受講生が身につけることができるようにすることを企図しているものである。</p>
到達目標	<p>本講義は、事例を素材にした演習用の教材を基に、講義科目で履修した内容が習得できているか、それが当該事例において使えるか、という点に留意しながら、受講生が、労働法の理解および重要事項の説明能力を定着させること、併せて、それを書面においてより説得的に表現することができるようにすることを目標とする。</p>
各回の授業内容	<p>&lt;第1回&gt; 労働法上の「労働者」</p> <p>&lt;第2回&gt; 労働法上の「使用者」</p> <p>&lt;第3回&gt; 就業規則</p>

	<p>&lt;第4回&gt; 労働契約</p> <p>&lt;第5回&gt; 人事</p> <p>&lt;第6回&gt; 懲戒</p> <p>&lt;第7回&gt; 解雇</p> <p>&lt;第8回&gt; 雇用差別</p> <p>&lt;第9回&gt; 賃金</p> <p>&lt;第10回&gt; 労働時間</p> <p>&lt;第11回&gt; 休暇・休業</p> <p>&lt;第12回&gt; 団体交渉</p> <p>&lt;第13回&gt; 労働協約</p> <p>&lt;第14回&gt; 団体行動</p> <p>&lt;第15回&gt; 不当労働行為</p>
成績評価の方法	<p>以下の配分による評価を総合して成績評価をする。</p> <p>①期末試験70点</p> <p>②平常点（事前の準備状況、発言回数・その内容、授業内小テスト2回） 30点</p> <p>なお、出席状況の評価の仕方は、毎回授業へ出席することを前提に、欠席・遅刻については、1回について欠席1点、遅刻0.5点を減点する。また、欠席が1/3を超える場合は、期末試験の受験資格を認めない。</p>
成績評価の基準	<p>講義科目で履修した内容が習得できているか、それを事例問題において使えているか、労働法の理解および重要事項の説明能力を定着させることができているか、それを書面においてより説得的に表現することができるようになっているか、といったことを基準にして、成績を評価する。</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>事前にTKC教育支援システムを通じて取り扱う判決および検討事項についてのメモをPDFファイルにして配付するので、指示した参考文献等を使いながら、法的論点について、学説・判例の状況をまとめ、そのうえで、自己の見</p>

	<p>解をしっかりとまとめておくこと。</p> <p>事前の準備が十分になされていないければ、担当教員の質問に答えられないこととなり、受講者での議論も行えないこととなって、前述の本講義が演習形式で行われることにより達成しようとする目的を果たすことができなくなってしまふ。本講義が、その目的を達することができるか否かは、ひとえに受講者の準備状況にかかっている。しっかりと準備をして講義に望んでほしい。</p>
教科書・参考文献	<p>参考書としては、水町勇一郎『労働法 第7版』（有斐閣・2018年刊行予定）、菅野和夫『労働法 第11版補正板』（弘文堂・2017年）、荒木尚志『労働法 第3版』（有斐閣・2016年）、別冊ジュリスト『労働判例百選 第9版』（有斐閣・2016年）、西谷敏ほか編『別冊法学セミナー新基本法コンメンタール労働組合法』（2011年・日本評論社）、西谷敏ほか編『別冊法学セミナー新基本法コンメンタール労働基準法・労働契約法』（2012年・日本評論社）、唐津博ほか編『労働法重要判例を読むⅠ・Ⅱ』（2013年・日本評論社）を挙げておく。</p> <p>その他、授業中にも適宜、参考文献を案内する。</p>
履修条件	<p>講義の労働法を履修したか、自己で労働法をひととおり学習した者であること。</p>

## 61. 経済法

授業科目名 (カナ)	経済法 ( ケイザイホウ )
担当教員名 (カナ)	岩本 諭 ( イワモト サトシ )
履修年次	2・3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	火3
講義の概要	<p>本講義は、競争法 (Competition Law) ともいわれる「独占禁止法 (関係法令を含む)」の基本的な考え方と知識を習得することを目的とする。とりわけ、独占禁止法は、ビジネス・ローの中核法の一つとして、動的な経済事象と密接に関係することから、最新の事例を可能な限り取り上げる。</p> <p>また、本講義は、法曹において圧倒的に不足している「一般消費者の利益の確保」を究極の目的とする独占禁止法に精通した法律実務家を養成することをサブ・モチーフとする。</p>
到達目標	<p>本講義の到達目標は、独占禁止法の基礎概念、規制対象である各行為類型、サンクションー行政上の措置、刑事罰一、訴訟制度の基本知識の完全に習得すること (第一の目標)、与えられた事例 (百選レベル) についての的確に論点を抽出できること (第二の目標) である。</p>
各回の授業内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 経済法の意義・目的・体系</li> <li>2. 独占禁止法の基礎概念と公正取引委員会、法執行および訴訟制度</li> <li>3. カルテルの禁止①ーカルテル規制 (総論)、構成要件 (i) 行為類型</li> <li>4. カルテルの禁止②ー構成要件 (ii) 競争要件、(iii) 公益要件</li> <li>5. カルテルの禁止③ーサンクション、「入札談合」の構造と規制</li> <li>6. 私的独占の禁止、独占的状态に対する規制</li> <li>7. 企業集中に対する規制①ー規制制度総論～市場集中と一般集中</li> <li>8. 企業集中に対する規制②ー合併・株式取得の規制基準</li> <li>9. 不公正な取引方法の禁止①ー総論～「公正競争阻害性」とは何か</li> <li>10. 不公正な取引方法の禁止②ー再販売価格の拘束、適用除外再販</li> <li>11. 不公正な取引方法の禁止③ー非価格制限行為に対する規制</li> <li>12. 不公正な取引方法の禁止④ー不当廉売規制、抱き合わせ規制</li> <li>13. 不公正な取引方法の禁止⑤ー優越的地位の濫用、不当取引妨害</li> <li>14. 不公正な取引方法の禁止⑥ー共同ボイコット、単独の取引拒絶・差別</li> <li>15. 事業者団体に対する規制ー規制の意義、各条項の意味・射程</li> </ol> <p>※本講義においては、パワーポイントを使用するほか、レジュメを配布する。</p>

成績評価の方法	経済法に関する実務に対応できる基礎知識と基本的思考の習得度を測るため、定期試験および平常点（課題消化状況、質疑応答状況）に基づき評価する。
成績評価の基準	期末試験(80%)、課題消化の状況(10%)、質疑応答の状況(10%)に基づいて、総合的に評価する。
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>本講義は、受講生の予習を前提として行われる。各回いずれにおいても、制度趣旨、基本事項について解説するとともに、関係する審決ないし判例について確認する。</p> <p>独占禁止法違反事件は頻繁に発生していることから、報道等において関連事件に接した場合には、関心を持って頂きたい。</p> <p>講義は、一方的講義に終始することなく、質疑応答を適宜行う。また、その都度、質問を受け付け、その場で疑問点の解消に努める。</p> <p>なお、使用する基本書(下記掲載)は、標準的テキストであるが、章によっては「経済学的記述」を多用した章も散見される。こうした記述に振り回される必要はない。</p>
教科書・参考文献	<p><b>【教科書(必携)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金井=川濱=泉水編「独占禁止法〔第5版〕」弘文堂</li> <li>・講義案〔独自〕約50頁</li> <li>・「経済法審決・判例百選」〔第2版〕有斐閣</li> </ul> <p><b>【参考文献】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ケースブック独占禁止法」弘文堂</li> <li>・「経済法 演習ノート〔第2版〕」法学書院</li> <li>・白石忠志「独占禁止法 第3版」有斐閣</li> <li>・根岸哲=舟田正之「独占禁止法概説〔第5版〕」有斐閣</li> <li>・その他、適宜指示する。</li> </ul>
履修条件	なし

## 62. 経済法演習

授業科目名 (カナ)	経済法演習 ( ケイザイホウエンシュウ )
担当教員名 (カナ)	岩本 論 ( イワモト サトシ )
履修年次	2・3年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	火3
講義の概要	<p>「経済法演習」は、前期または前年度の講義において習得した独禁法の基本的考え方と基礎知識に基づき、与えられた課題(事例)について、論点を抽出・整理し、的確に分析する能力を高めることを目的とする。</p> <p>毎回、①「競争の実質的制限」に関する事例、②「公正競争阻害性」に関する事例の計2問を素材として、論点抽出、適用条文、事案の分析・整理を中心とした演習形式の講義を実施する。</p> <p>また、本講義は、前期開講「経済法」と同様、法曹において圧倒的に不足している「一般消費者の利益の確保」を究極の目的とする独禁法に精通した法律実務家を養成することをサブ・モチーフとする。</p>
到達目標	<p>事例分析をとおして基本的考え方と基礎知識を整理する場である。多くの事例を通じて、的確な論点把握と法律構成の能力を高めるとともに、基本的考え方と基礎知識の確認を行うことが主眼である。与えられた事例(審決、判決等)について、独占禁止法上の論点を的確に抽出・整理し、説明できることが、本講義における到達目標となる。</p>
各回の授業内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事例分析(1)～①カルテル・入札談合、②不公正な取引方法から出題</li> <li>2. 事例分析(2)～①カルテル・入札談合、②不公正な取引方法から出題</li> <li>3. 事例分析(3)～①私的独占、②不公正な取引方法から出題</li> <li>4. 事例分析(4)～①私的独占、②不公正な取引方法から出題</li> <li>5. 事例分析(5)～①カルテル・入札談合、②不公正な取引方法から出題</li> <li>6. 事例分析(6)～①事業者団体、②不公正な取引方法から出題</li> <li>7. 事例分析(7)～①カルテル・入札談合、②不公正な取引方法から出題</li> <li>8. 事例分析(8)～①私的独占、②不公正な取引方法から出題</li> <li>9. 事例分析(9)～①私的独占、②不公正な取引方法から出題</li> <li>10. 事例分析(10)～①企業集中、②不公正な取引方法から出題</li> <li>11. 事例分析(11)～①カルテル・入札談合、②不公正な取引方法から出題</li> <li>12. 事例分析(12)～①事業者団体、②不公正な取引方法から出題</li> <li>13. 事例分析(13)～①カルテル・入札談合、②不公正な取引方法から出題</li> <li>14. 事例分析(14)～①事業者団体、②不公正な取引方法から出題</li> </ol>

	15. 事例分析(15)～①カルテル・入札談合、②不公正な取引方法から出題
成績評価の方法	経済法に関する実務に対応できる基礎知識と基本的思考の習得度を測るため、定期試験および平常点（課題消化状況、質疑応答状況）に基づき評価する。
成績評価の基準	期末試験(80%)、課題消化の状況(10%)、質疑応答の状況(10%)に基づいて、総合的に評価する。
準備・事後学習についての具体的な指示	毎回2つの事例を検討する。1問は、課題として渡し、次回講義の際に解説する。もう1問は、その場で一定時間以内に各自が検討し、検討した内容について報告する。いずれも、講師と受講者との間の質疑応答が講義の中心となる。基本書と基本判例についての自学自習が求められる。
教科書・参考文献	<p><b>【教科書(必携)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金井=川濱=泉水編「独占禁止法〔第5版〕」弘文堂</li> <li>・講義案〔独自〕約50頁</li> <li>・「経済法審決・判例百選」有斐閣</li> </ul> <p>※2017年度後半に同・百選〔第2版〕が刊行される。「経済法」で司法試験の受験を予定している受講者は第2版を手元に置かれることが望ましい。</p> <p><b>【参考文献】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ケースブック独占禁止法」弘文堂</li> <li>・「経済法 演習ノート」法学書院</li> <li>・白石忠志「独占禁止法 第3版」有斐閣</li> <li>・根岸哲=舟田正之「独占禁止法概説〔第5版〕」有斐閣</li> <li>・その他、適宜指示する。</li> </ul>
履修条件	本講義は、「経済法」の当該年度履修者または履修歴がある者、もしくはこれらの者と同等の基礎学力を有すると思われる者に限定する。

### 63. 執行・保全法

授業科目名 (カナ)	執行・保全法 ( シッコウ・ホゼンホウ )
担当教員名 (カナ)	濱崎 録 (ハマサキ フミ)
履修年次	2・3年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	火4
講義の概要	<p>民事手続法は、おもに判決手続を中心とする民事訴訟法と民事執行法・民事保全法によって構成される。この講義では、後者の民事執行法・民事保全法を対象とする。判決手続は争っている当事者間の権利関係について、いわば観念的に判断するのに対して、後者は権利者による権利を現実を実現するものである。また、判決手続に先行して将来の権利の実現が不能又は困難になる危険から権利者を保護するための暫定的な措置を講ずる制度を用意したのが民事保全法である。</p> <p>民事執行法、民事保全法は民法および民事訴訟法に関連して司法試験のなかでも前提として触れられることがある分野であり、本講義では民法および民事訴訟法との関連・異同を確認しながら、民事執行、民事保全手続の特徴を理解することを目的とする。</p>
到達目標	<p>本講義は、民事保全と民事執行の特性を踏まえて、判決手続と対比しながら、権利実現のための一連の手続を相互に関連付けて理解することを目的とする。また、民事保全、民事執行の手続の理解を通して民事手続法全体あるいは判決手続の特徴について再確認し、理解することも目的とする。</p>
授業内容	<p>民事執行法</p> <p>第1回 強制執行概観</p> <p>第2回 執行当事者</p> <p>第3回 債務名義</p> <p>債務名義の意義と種類、既判力の主観的範囲 (民事訴訟法115条) と執行力の及ぶ範囲との関係</p> <p>第4回 執行文、請求異議の訴え、執行文をめぐる訴訟 (①執行文付与の訴えと②執行文付与に対する異議の訴え)</p> <p>第5回 執行異議と執行抗告</p> <p>第6回 第三者異議の訴え、違法執行と不当執行</p> <p>第7回・第8回 金銭の支払を目的とする債権についての強制執行</p> <p>不動産に対する強制執行</p> <p>強制競売 / 強制管理</p>



	<p>動産に対する強制執行 債権およびその他の財産権に対する強制執行 差押禁止債権 / 取立訴訟 / 転付命令 / 譲渡命令</p> <p>第9回 金銭の支払を目的としない請求権についての強制執行 物の引渡し等 / 作為・不作為—代替執行 / 間接強制</p> <p>第10回 担保権の実行その他 担保権の実行としての競売、形式的競売、担保不動産収益執行</p> <p>第11回 これまでの確認および中間テスト</p> <p>第12回 民事保全法 民事保全の意義、種類、手続概観</p> <p>第13回 保全命令手続 申立て—被保全権利の存在と保全の必要性 / 立担保 保全命令の発令（決定）</p> <p>第14回 不服申立の手続 申立てを却下する決定に対する即時抗告 保全命令に対する①保全異議、②保全取消し、③保全抗告</p> <p>第15回 保全執行手続 申立て / 仮差押えの執行 / 仮処分執行</p>
成績評価の方法	中間テスト（30点）、平常点（10点）期末試験（60点）によって評価する。
成績評価の基準	<p>平常点は講義中の教員からの質問に対する応答により評価する。試験における採点の基準は、基礎的概念を理解できているか、手続の構造、特徴を理解することができるか、重要な問題について議論状況を理解できているかを中心とする。この試験では、再試験は行わない。</p> <p>なお、授業への出席が3分の2を下回った場合、期末試験の受験資格を失う。（欠席は1回ごとに平常点から3点を引く）</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	テキストの該当箇所について講義に臨むこと。また、予習復習において関連条文を参照し、手続をイメージすることが必要である。
教科書・参考文献	中野貞一郎『民事執行・保全法（補訂版）』（有斐閣、2013年）、伊藤眞・上原敏夫・長谷部由紀子編『民事執行・保全法判例百選（第2版）』（有斐閣（2012）
履修条件	担保物権法、民事手続法を履修済みであることが必要である。

## 64. 倒産法

授業科目名 (カナ)	倒産法 ( トウサンホウ )
担当教員名 (カナ)	西郷 雅彦 ( サイゴウ マサヒコ )
履修年次	2・3年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	木3
講義の概要	<p>後掲の「破産・再生」を使用します。この「破産・再生」は、破産手続と民事再生手続とを対比しながら書かれていますが、破産法が基本であり、破産法の理解なくして他の倒産処理手続の理解はあり得ないといつてよいので、講義では、民事再生手続の部分は飛ばして破産手続の部分だけを先に勉強し、その後、民事再生手続の部分に戻りながら勉強するという形をとります。</p> <p>ただ、講義の時間的制約などから、倒産法分野のうち、民事再生法、会社更生法に関しては、骨格部分だけしか触れることしかできない可能性があるため、これらの分野においては、本講義の終了後、習得した破産法の知識、思考力等を基礎として、各自の自学自習に委ねざるを得ない部分があります。</p>
到達目標	<p>現代社会において、病理的な現象ではあるが、倒産という事態が極めて多数起きています。このような倒産という事態に対処し、多くの利害関係人らの利益調整を適切に行うことなしに、人々が真に納得できる結論を導き出すことはあり得ません。その前提となる的確な事案の把握、正確な法律知識を身につけるために、倒産処理に関する法制度を概観するとともに、破産法を中心に基本的な構造や概念を理解、習得することを到達目的とします。また、より身近に倒産処理の実務を感じてもらうために、実務で使用されている書式等も利用し、現実の事件処理のあり方等についても触れながら、より深い理解ができるように行う予定です。そして、さらに倒産法特講を受講する基礎的な知識、能力を涵養することを到達目的とします。</p>
各回の授業内容	<p>1. 倒産法の目的と手続の特質</p> <p>倒産法の意義と特質 (倒産法の制度目的, 倒産実体法と倒産手続法, 清算型手続と再建型手続), 手続の選択と競合 (手続の選択, 手続の競合) について学ぶ。</p> <p>2. 倒産手続の開始</p> <p>破産手続開始の申立て (破産手続開始原因, 破産手続開始の申立権者), 手続開始の取下げ制限, 手続開始要件の審理と裁判 (裁判所における審理, 破産手続の開始), 手続開始の効果 (破産手続開始の効果), 手続開始決定前の保全措置 (破産手続開始決定前の保全措置) について学ぶ。</p>

	<p>3. 破産手続の期間</p> <p>裁判所，破産管財人（破産手続における機関，破産管財人の法的地位，破産管財人の職務と権限，破産管財人の義務）を学ぶ。</p> <p>4. 消極財産の調査・確定</p> <p>手続対象債権の処遇（債権区分の意義，破産債権，数人の全部義務者についての破産手続開始と手続参加，債権の届け出・調査・確定，債権者集会，債権者委員会），財団債権を学ぶ。</p> <p>5. 積極財産の変動・確定①</p> <p>契約関係の処理（倒産手続開始の契約関係に対する影響，双方未履行双務契約の基本的規律，賃貸借契約と倒産処理，請負契約と倒産処理，雇用契約と倒産処理）を学ぶ。</p> <p>6. 積極財産の変動・確定②</p> <p>前回到引き続き契約関係の処理を学ぶとともに，取戻権（意義，一般の取戻権，特別の取戻権）を学ぶ。</p> <p>7. 積極財産の変動・確定③</p> <p>担保権の処遇（担保権の処遇に関する基本的視座，別除権の行使方法，別除権者の手続参加，破産手続における担保権の消滅，非典型担保の位置づけを学ぶ。</p> <p>8. 積極財産の変動・確定④</p> <p>相殺権（相殺の意義と機能，相殺権の拡張，相殺権の制限，相殺権の行使）を学ぶ。</p> <p>9. 積極財産の変動・確定⑤</p> <p>否認（意義と類型，否認権の要件，否認権の特殊類型，否認権の行使，否認権行使の効果）を学ぶ。</p> <p>10. 積極財産の変動・確定⑥</p> <p>前回到引き続き否認権を学ぶとともに，法人役員の実任責任追及を学ぶ。</p> <p>11. 破産財団の管理・換価・配当</p> <p>破産財団の管理・換価・配当（破産財団の管理・財産の確保，破産財団の換価，配当手続，破産手続の終了），個人破産（個人破産と破産法の目的，自由財産，免責，復権）を学ぶ。</p> <p>12. 民事再生法①（倒産手続の開始）</p> <p>民事再生法に入り，手続開始原因と申立て（再生手続開始の申立て，手続開始申立ての取下げ原因），手続開始要件の審理と裁判（再生手続の開始，再生手続開始の効果），手続開始決定前の保全措置を学ぶ。</p> <p>13. 民事再生法②</p> <p>倒産手続の機関（裁判所，再生債務者と監督委員），消極財産の調査・確定（再生債権，債権の届出・調査・確定，債権者集会，債権者委員会と代理委員），共益債権，積極財産の変動（契約関係の処理，取戻権，担保権の処遇，相殺権）</p>
--	---

	<p>を学ぶ。</p> <p>14. 民事再生法③ 再生契約の成立・遂行（再生債務者の財産評定・事業譲渡，再生計画）を学ぶ。</p> <p>15. 民事再生法④ 個人再生（個人再生の制度設計，小規模個人再生，給与所得者等再生，住宅資金貸付債権に関する特則）を概観する。</p>
成績評価の方法	<p>期末試験で評価します。</p> <p>特別な理由なく欠席・遅刻した場合には減点し，6回以上欠席した場合には原則として期末試験の受験を認めません。</p> <p>なお，再試験は行いません。</p>
成績評価の基準	<p>期末試験を100点満点で実施し採点し，欠席・遅刻による減点を行い，最終評価を算出します。</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>事前配布のレジメ・資料等がある場合には読んでおいて下さい。</p> <p>その上で後掲教科書を読んで予習，復習しておいて下さい。</p>
教科書・参考文献	<p>教科書：藤田広美「破産・再生」弘文堂</p> <p>参考書：山本克己編「破産法・民事再生法概論」商事法務</p> <p>伊藤眞「破産法 民事再生法 第2版」有斐閣</p>
履修条件	<p>民法，商法等の民事実体法，及び民事訴訟，民事執行法，民事保全法等の民事手続法の全体的，基本的理解を必要としますが，単位取得が履修条件ということではありません。</p>

## 65. 倒産法演習

授業科目名 (カナ)	倒産法演習 ( トウサンホウエンシュウ )
担当教員名 (カナ)	一瀬 悦朗 ( イチノセ エツオ )
履修年次	3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	金5
講義の概要	<p>倒産法についての基本的な知識を有することを前提として、司法試験論文試験に出題された議案を題材として、その中に現れた法的紛争について、破産債権者や再生債権者の共同の利益を実現すべき立場にある破産管財人等の一方当事者と、法的に認められた権利行使をする中で、自己の利益実現を目指す他方当事者との法的紛争を的確に把握し、両当事者の主張内容とその適否について検討する。</p> <p>弁護士として、破産手続開始・再生手続開始の申立を行うこと、管財人や監督委員、保全管理人に選任されることも出てくる。後者の立場は、いずれも全債権者の利益のために職務を全うしなければならないものである。</p> <p>一方、各債権者は、何とか自己の持つ債権について、少しでも多くの回収を望んでいる。しかしながら、これを許すことは、即ち、他の債権者を害することに他ならないから、法の許容するところを超えて一債権者の保護を図ることは許されない。</p> <p>この意識を明確に持てるよう、総債権者の利益という観点を強調しながら検討を進める。</p> <p>なお、弁護士の仕事と弁護士として活動していくために必要な能力の一端については、弁護士実務の講義の概要に記載したところを参照して頂きたい。特に、紛争解決のために弁護士に求められるスキルと本学が養成する人材との関係については、読んでおいて頂きたい。</p>
到達目標	<p>破産・民事再生手続の中で起こりうる法的紛争を適切に解決する能力を身に付けることが到達目標である。</p> <p>そのために、まず、紛争当事者の各欲求を的確に把握すること。次に、各欲求を現実のものにするために必要な法律構成、主張・立証のあり方を検討することになる。この段階では、倒産手続に特有な原理原則である「債権者平等」という観点から、民事事件に関する一般法である「民法」、商事事件に関する法律である「商法」「会社法」などが著しく変容されているため、その理解が必要不可欠になる。また、特別法による変容を正しく理解するためには、一般法の理解が十分なものでなければならない。</p>

各回の授業内容	<p>全15回を通じ、具体的事案として発生している法的紛争を題材にして、その紛争解決能力を充実させることを目指す。</p>
	<p style="text-align: center;"><b>記</b></p>
	<p>第1回</p>
	<p>司法試験論文試験平成24年倒産法第1問で出題された事案を題材にして、検討を行う。</p>
	<p>第2回</p>
	<p>司法試験論文試験平成24年倒産法第2問で出題された事案を題材にして、検討を行う。</p>
	<p>第3回</p>
	<p>司法試験論文試験平成23年倒産法第1問で出題された事案を題材にして、検討を行う。</p>
	<p>第4回</p>
	<p>司法試験論文試験平成23年倒産法第2問で出題された事案を題材にして、検討を行う。</p>
	<p>第5回</p>
	<p>司法試験論文試験平成22年倒産法第1問で出題された事案を題材にして、検討を行う。</p>
<p>第6回</p>	
<p>司法試験論文試験平成22年倒産法第2問で出題された事案を題材にして、検討を行う。</p>	
<p>第7回</p>	
<p>司法試験論文試験平成21年倒産法第1問で出題された事案を題材にして、検討を行う。</p>	
<p>第8回</p>	
<p>司法試験論文試験平成21年倒産法第2問で出題された事案を題材にして、検討を行う。</p>	
<p>第9回</p>	
<p>司法試験論文試験平成30年倒産法第1問で出題された事案を題材にして、検討を行う。</p>	
<p>第10回</p>	
<p>司法試験論文試験平成30年倒産法第2問で出題された事案を題材にして、検討を行う。</p>	
<p>第11回</p>	
<p>司法試験論文試験平成24年倒産法で出題された事案を題材にして、裁判所として必要な裁判書きの起案を求め、それについての検討を行う。</p>	
<p>第12回</p>	
<p>司法試験論文試験平成23年倒産法で出題された事案を題材にして、裁判所</p>	

	<p>として必要な裁判書きの起案を求め、それについての検討を行う。</p> <p>第12回 司法試験論文試験平成22年倒産法で出題された事案を題材にして、裁判所として必要な裁判書きの起案を求め、それについての検討を行う。</p> <p>第13回 司法試験論文試験平成21年倒産法で出題された事案を題材にして、裁判所として必要な裁判書きの起案を求め、それについての検討を行う。</p> <p>第14回 司法試験論文試験平成30年倒産法第1問で出題された事案を題材にして、裁判所として必要な裁判書きの起案を求め、それについての検討を行う。</p> <p>第15回 司法試験論文試験平成30年倒産法第2問で出題された事案を題材にして、裁判所として必要な裁判書きの起案を求め、それについての検討を行う。</p>
成績評価の方法	<p>期末試験によって成績評価する。ただし、出席が授業回数の3分の2に満たない場合は期末試験の受験資格を認めない。再試験は行わない。</p>
成績評価の基準	<p>評価のポイントは、事案の争点を正しく把握できているか。争点を解決すべき法律の条文が正しく認識できているか。その条文が設けられている趣旨が正確に理解され答案に表現できているか。その趣旨から考えたときその条文が要求する法律要件が何故必要になっているのかについての理解ができているか。その理解に基づいたとき、その条文の解釈がどのようなものであるべきかについて自分自身の言葉で表現できているか。その解釈に従って事案にあてはめたとき、その事案の解決として十分な合理性があることが説明されているか否かといったところである。</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>具体的事案の解決を自ら行うという意識を明確に持ち、自分なりの考え方・結論をしっかりと持った上、その結論を支えるために必要な調査や勉強を自分なりに補充して授業に臨むようにすると目標への到達が早いと思われる。</p> <p>授業後、そこでの議論や自分なりの発見を要領よくまとめ、自由自在に使えるよう整理しておくことを求める。</p>
教科書・参考文献	<p>テキスト…西郷雅彦教授が倒産法の講義で配られた同教授作成のレジュメ。同講義を受講していない者は、同教授のご了解を得た上で、今年度のレジュメをプリントアウトして下さい。</p>
履修条件	<p>司法試験の選択科目として「倒産法」を選択する可能性のある学生を対象とする。西郷雅彦教授の倒産法を履修していることが望ましい。</p>

## 66. 民事手続法特講

授業科目名 (カナ)	民事手続法特講 ( ミンジテツヅキホウトッコウ )
担当教員名 (カナ)	西郷 雅彦 ( サイゴウ マサヒコ )
履修年次	2・3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	木2
講義の概要	<p>現実の民事訴訟では、事実認定によって結論が決まるという事件がほとんどです。この民事訴訟の現実に照らせば、十分な証拠法の理解を前提とした事実認定能力（特に適切な経験則の発見、適用）を身につけることが実務法曹に求められているのは明らかです。証拠法の理解、これに基づく事実認定について一定の知識を身につけ、理解し、考える能力を身につけることによって、「社会に生起するさまざまな法律問題について、正義の理念と社会通念を踏まえた事案の把握及び事実の認定」につながるようになります。そこで、本講義においては、証拠関係の分野、それに現行民事訴訟法が旧民事訴訟法と大きく異なっている証拠収集の分野、さらに実務家としての能力として必要な事実認定の分野について、講義を行います。</p>
到達目標	<p>証拠関係の分野、証拠収集の分野、事実認定の分野についてのより深い理解を得られることを目的とするとともに、具体的な裁判例等を素材にして検討し議論することによって、「質の高い…議論や説得ができる能力の涵養」につながることを到達目的とします。</p>
各回の授業内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 証拠法総論1・証人尋問・当事者尋問 民事訴訟の基本構造から、事実認定の意義を明らかにし、事実認定における理念、証拠法における各種の概念（証明と疎明、証拠共通の原則等）を復習し、証人尋問・当事者尋問の位置づけを行うとともに、判例を題材にしながら、証人能力、証人義務・証言拒絶権を中心に学ぶ。</li> <li>2 鑑定・書証① 鑑定の意義、手続を学び、さらに書証の意義、文書の種類、文書の真正・二段の推定について学ぶ。</li> <li>3 書証② 文書提出命令の手続を学び、文書提出義務について、判例も含めて学習する。除外事由が中心となり、特に自己使用文書に関する判例を中心に講義を行う</li> <li>4 書証③・検証・調査嘱託・証拠保全 引き続き、自己使用文書について判例を中心に学んだ後、インカメラ手続、</li> </ol>



	<p>不服申立方法，不提出の効果，について学び，検証，調査嘱託の意義，手続を学んだ後，証拠保全の意義，要件，手続について学ぶ。</p> <p>5 新種証拠・証拠収集手段 科学技術の進歩に伴い生じてきた新しい証拠となりうるものについて，証拠法上の位置づけ等を学び，民事訴訟法その他の法に基づく証拠の各種入手方法を学ぶ。</p> <p>6 事実認定総論① これまで学んできた証拠調べ方法を前提として，適正な事実認定の前提となる自由心証主義，判例を中心に，証明とは何か，どの程度の立証があると証明があったのかなどを学ぶ。</p> <p>7 事実認定総論② 損害額の認定（248条）を判例・裁判例をふまえながら学ぶ。これまでに学んだ範囲について中間試験を行う予定（短答式及び簡単な記述式の問題について，1時間程度を予定している。）。</p> <p>8 事実認定総論③ 事実認定の前提となる必要な立証責任の概念，立証責任の分配について学ぶ。</p> <p>9 事実認定総論④ 事実認定にあたり，重要な働きをする推定について学ぶ。</p> <p>10 事実認定各論① 事実上の推定に関して，具体的な裁判例等を題材に学ぶ。</p> <p>11 事実認定各論② 事実認定における基本的構造を復習し，書証の特徴，供述の特徴，その信用性の判断方法等を，そして，事実認定において大きな役割を果たす経験則，さらに間接反証を学ぶ。</p> <p>12 事実認定各論③ 二段の推定に関する裁判例を題材に，二段の推定における間接事実，その働き方などを学ぶ。この前後に，レポートの対象となる裁判例等を配布等する予定。</p> <p>14 事実認定各論④ 契約類型（売買契約，保証契約，貸金契約等）毎に問題となりやすい点を学ぶ。</p> <p>15 事実認定各論⑤ 前回到引き続き，契約類型毎に事実認定上の問題点等を学ぶ。</p>
成績評価の方法	<p>証拠法の講義が終了した段階で行う中間試験の点数と事実認定に関する裁判例等についてのレポートの評価で成績評価を行います。</p> <p>なお，中間試験の再試験は行わない。</p>
成績評価の基準	<p>中間試験を40点満点，レポートを60点満点として合計100点満点で評価しま</p>

	す。ただし、特段の理由なく欠席・遅刻した場合には減点し、さらに6回以上欠席した場合は原則として単位取得を認めません。
準備・事後学習についての具体的な指示	レジメに基づいて授業を進める予定であり、事前にファイルをダウンロードし、該当分野について各自の基本書にて予習し、さらに授業後復習して下さい。
教科書・参考文献	特に教科書として指定しません。各自が基本書として使用しているものと配布するレジメに基づいて学習を進めてもらいます。 適宜授業中に参考文献等を示す予定です。
履修条件	民事手続法を履修済みであること。単位修得は条件ではありません。

## 67. 刑事政策

授業科目名 (カナ)	刑事政策 (ケイジセイサク)
担当教員名 (カナ)	平井 佐和子 (ヒライ サワコ)
配当年次	2・3年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	水1
講義の概要	<p>刑事政策 (学) は、犯罪の原因を探求し、国家の刑罰権の適正な実現を目指す学問である。その意味で、刑事政策 (学) は、犯罪予防を目的とする国家的な施策であり、その対象は、立法、司法、行政の広範囲にわたる。近年の傾向として、紛争解決手段として刑罰 (刑事制裁) に対する期待が見られる一方で、刑事司法機関に対する不信感から、犯罪予防 (事前予防) に関心が集まり、市民の自衛化も進んでいる (刑事政策の私事化)。本講義では、国家の刑罰権の限界付けという観点から、刑事立法や刑事司法を含む刑事政策の課題を取り上げ、上記の動向が刑事法に及ぼす影響について考察する。近年、犯罪被害者の問題や、少年犯罪、触法精神障害者の問題、犯罪者の処遇の問題などがクローズアップされてきており、これらの諸問題も含めながら、刑事政策の課題について考察を深めることとする。</p>
到達目標	<p>将来の法曹実務家として、刑事実務に携わるにあたって、社会に生起する法律問題を踏まえ、社会正義と人権保障を実現するための能力と感覚を涵養する。</p>
各回の授業内容	<p>下記にあげる課題は刑事政策の課題を例示したものである。具体的なテーマと順序については、受講生と相談の上決定する。刑事政策にかかわる各テーマについて受講生が分担し、報告、議論を行う。受講生の数によっては複数回を担当することとなる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. オリエンテーション～刑事政策の特徴と近年の動向～</li> <li>2. 日本の犯罪統計～犯罪統計の読み方～</li> <li>3. 刑事立法の動向</li> <li>4. 犯罪者処遇</li> <li>5. 更生保護</li> <li>6. 刑罰論</li> <li>7. 性犯罪</li> <li>8. 優生思想と刑事法</li> <li>9. 触法精神障害者</li> <li>10. 薬物犯罪</li> <li>11. 少年非行</li> <li>12. ジェンダー・家族</li> <li>13. 交通犯罪</li> <li>14. 犯罪被害者</li> <li>15. 刑事政策の展開～まとめにかえて～</li> </ol>

成績評価の方法	授業におけるテーマの発題・報告（４０点）、授業参加態度等の平常点（２０点）および定期試験に代わる期末レポート（４０点）によって評価する。出席率が６割に満たない学生については成績評価の対象としない。
成績評価の基準	担当する課題についての取り組み、視点、質疑応答の内容について評価を行う（４０点）。平常点については、他の受講生の発表に対する発言や質疑の視点、積極性について評価の対象とする（２０点）。 期末試験に代わるレポートについては、課題設定の積極性、先行研究への理解、将来の展望への法律家としての視点を踏まえ、論述を総合的に評価する（４０点）。
準備・事後学習についての具体的な指示	限られた時間のなかで刑事政策全般をカバーするのは困難なので、犯罪学、刑罰論、処遇論など、狭義の「刑事政策（学）」の分野については、テキストを読むなどしてあらかじめ各自で補足すること。 また、刑事政策を考察するにあたっては、犯罪動向の正確な理解が必須である。白書には、各年度の刑事司法機関のデータが掲載してある。 法務省法務総合研究所編『犯罪白書』 警察庁編『警察白書』 内閣府編『犯罪被害者白書』 その他統計（司法統計年報など）
教科書・参考文献	講義で使用するレジュメはポータルから各自取得し、プリントアウトしてから講義に臨むこと。教室ではレジュメは配布しない。 参考となるテキストとして、守山正・安部哲夫『ビギナーズ刑事政策（第3版）』（成文堂、2017年）、藤本哲也著『刑事政策概論』（全訂7版、青林書院、2015年）、内田博文・佐々木光明編著『市民と刑事法（4版）』（日本評論社、2016年）、荻上チキ・浜井浩一『新・犯罪論 — 「犯罪減少社会」でこれからすべきこと』（現代人文社、2015年）をあげておく。
履修条件	一市民として刑事事件にかかわることはあまりありませんし、刑事政策は司法試験の対象科目ではありませんので、積極的に履修しようという意思に欠けるかもしれません。しかし、将来法曹として活動する際には、刑事実務との接触は欠かせませんし、現実の事件や人間像はテキスト通りにいくわけではありません。この講義では、刑事政策にかかわるテーマをとりあげながら、社会の様々な構造に目を向け、人権に対するアプローチを考察することを目的とします。取り上げるテーマは受講生の希望に応じます。履修に当たっては、犯罪をめぐる諸要因に関心があること、刑事手続法を履修済であることを要件とします。また講義はゼミ形式で実施しますので、積極的な受講姿勢を求めます。

## 68. 刑事弁護実務

授業科目名 (カナ)	刑事弁護実務 ( ケイジベンゴジツム )
担当教員名 (カナ)	鍋嶋 隆志 ( ナベシマ タカシ )
履修年次	2・3年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	水4・水5 (隔週開講)
講義の概要	<p>刑事訴訟法を履修した者を対象として、捜査から公判に至る一連の刑事手続における弁護人の実践的活動について、毎回テーマ(項目)を設定し、担当講師が実際に行った弁護活動の実例を素材としながら、テーマに関する設題を討議し、それを踏まえて解説する。従来型の裁判官裁判のみならず、裁判員裁判や、外国人事件・少年事件・控訴事件等、特徴のある手続における弁護活動も取り上げ、刑事弁護活動一般に対する理解を試みる。</p>
到達目標	<p>担当講師が実際に行った事件の弁護活動を講義の素材とすることで、刑事事件における弁護人の役割について理解を深め、その理解が刑事手続法理論に対するよりよい理解へと繋げることが到達目標である。受講者が主体的に議論に参加できるよう、各回のテーマに合わせて、自身が弁護人であれば、どのように対処するかということを検討してもらい、場合によっては受講者同士で討議をしてもらう。その上で解説講義を行う予定である。受講者は、事前配布資料がある場合は、予習し(場合によっては事前課題を提示し、その検討を求める場合もある。)、講義に臨んでもらいたい。</p>
各回の授業内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 刑事手続における弁護人の役割・使命 <ul style="list-style-type: none"> <li>刑事弁護人制度の沿革</li> <li>刑事弁護の受任・弁護人に対するアクセス・弁護人依頼権</li> <li>弁護人の基本的役割・任務</li> </ul> </li> <li>2 被疑者弁護と接見 <ul style="list-style-type: none"> <li>被疑者弁護における接見の目的・重要性</li> <li>違法な取り調べに対する対処方法</li> <li>接見妨害に対する対処方法</li> </ul> </li> <li>3 逮捕・勾留 <ul style="list-style-type: none"> <li>逮捕・勾留に対する弁護活動</li> <li>接見等禁止への対処</li> <li>公判請求の回避に向けた弁護活動</li> <li>違法捜査に対する弁護活動</li> </ul> </li> </ol>

4	公判請求と保釈・公判準備 保釈 起訴状・記録の検討・弁護方針の決定 検察庁・裁判所との打ち合わせ（公判準備）
5	第一審の公判手続 刑事第一審公判手続の概要
6	伝聞法則 伝聞証拠の類型
7	伝聞例外 伝聞証拠の例外 検察官調書・実況見分調書などの争い方
8	自白の任意性・信用性 自白の任意性 取り調べの可視化 自白の信用性
9	訴因と争点 訴因変更の要否 科刑上一罪の場合
10	事件における争点化 事件性・犯人性の否認 違法阻却事由・責任阻却事由の存在の主張 公判前（期日間）整理手続
11	情状弁護 情状弁護の目的 情状立証の手段・工夫 示談・情状証人・情状鑑定 被害者に対する配慮（被害者参加制度）
12	上訴 上訴審（控訴・上告）の性質 控訴趣意書の作成・提出 控訴審における立証活動（事実の取り調べ）
13	少年事件 少年事件の理念と特殊性 少年事件における弁護士の役割 被疑者段階・家裁送致後の弁護活動・付添人活動
14	外国人事件 外国人事件の特殊性 通訳人の立場・重要性

	<p>刑事手続と入管手続の関係・入国管理行政に対する理解</p> <p>15 裁判員裁判</p> <p>裁判員裁判の手続の概要</p> <p>裁判員裁判における弁護活動の留意点</p> <p>裁判員裁判における量刑判断</p>
成績評価の方法	<p>学期末の筆記試験（場合によってはレポート）、学期中のレポートの結果および講義の出席状況ならびに講義に臨む姿勢（討議課題に対する予習の程度・講義時のディスカッションの状況など）を成績評価の対象とする。</p>
成績評価の基準	<p>成績評価は、①学期末の筆記試験（学期末レポートで代替することとした場合はその評価する。）60パーセント、②学期中に提出を求めるレポート実施した場合のレポートに対する評価を含む）、③講義の出席状況および講義に臨む姿勢20パーセントの配分とする。なお、講義の出席回数が3分の2に満たない場合は、前記①を試験受験又はレポート提出する資格を失う。</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>刑事手続に関する基礎を修得し、積極的に予習をして講義に臨みたい。</p>
教科書・参考文献	<p>（教科書）特に指定しない（各自刑事訴訟法の体系書を適宜参照されたい。）</p> <p>（参考書）刑事訴訟法判例百選 第10版（有斐閣）</p> <p>刑事弁護ビギナーズV e r . 2（現代人文社刊）</p> <p>他はその都度紹介する</p>
履修条件	<p>特になし</p>

## 69. 高齢者・障害者問題

授業科目名 (カナ)	高齢者・障害者問題 ( コウレイシャ・ショウガイシャモンダイ )
担当教員名 (カナ)	永田 一志 ( ナガタ カズシ )
履修年次	2・3年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	水4、水5 (隔週開講)
講義の概要	(1)高齢者・障がい者に関する法制度、(2)高齢者・障がい者に関わる人的・物的資源等、および(3)高齢者・障がい者に特徴的な法律問題を取り上げ、法律家として高齢者や障がい者に対し、どのようにして人としての尊厳を守り、権利を擁護していくことができるかを理解できるものとする。
到達目標	法律実務家として、高齢者や障がい者を支援する人等と協働して高齢者や障がい者が尊厳を持った生活をできるようにする、あるいは高齢者障がい者の権利を擁護するための活動をしていくことができる最低限の知識、ノウハウを取得する。
各回の授業内容	<p>第1講 高齢者・障がい者を取り巻く状況と社会福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 高齢者や障がい者の現在の状況</li> <li>① 高齢者の福祉</li> <li>② 障がい者の福祉</li> </ul> <p>第2講 ノーマライゼーション、社会福祉基礎構造改革等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 高齢者・障がい者に対する考え方の変化</li> <li>② 社会福祉基礎構造改革の内容と問題点</li> <li>③ 障害者差別解消法</li> </ul> <p>第3講 成年後見制度 (法定後見①)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 成年後見・保佐・補助の概要</li> <li>② 成年後見制度利用の適否</li> </ul> <p>第4講 成年後見制度 (法定後見②)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 成年後見人等の職務、実際上の問題点等</li> <li>② 後見制度支援信託</li> </ul> <p>第5講 成年後見制度 (任意後見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 任意後見制度概要</li> <li>② 任意後見契約の実際</li> </ul> <p>第6講 成年後見人等の権限の限界</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 医療同意の理論的可否と実際の対応</li> <li>(2) 死後事務</li> </ul>



	<p>第7講 成年後見制度以外の高齢者・障がい者のために利用できる諸制度  (1) 日常生活自立支援事業  (2) 信託</p> <p>第8講 介護保険法、障害者総合支援法  ① 介護保険法の概要  ② 障害者総合支援法の概要</p> <p>第9講 高齢者・障がい者に関わる専門職、施設等  ① 社会福祉士等各種専門職の概要  ② 高齢者のための諸施設の概要  ③ 障がい者のための諸施設の概要</p> <p>第10講 介護・福祉サービスと個人情報保護  ① 介護・福祉サービスと個人情報保護法  ② 個人情報保護と介護福祉サービスにおける情報共有</p> <p>第11講 高齢者・障がい者の虐待問題  ① 高齢者虐待防止法の概要  ② 障害者虐待防止法の概要</p> <p>第12講 高齢者・障がい者の消費者被害  ① 高齢者・障がい者の消費者被害の特徴  ② 高齢者・障がい者の消費者被害の救済方法</p> <p>第13講 高齢者・障がい者とサービス事業者（契約関係）  ① 介護・福祉サービスの契約  ② 契約締結能力、代理等の実際と問題点</p> <p>第14講 高齢者・障がい者とサービス事業者（介護事故等）  ① リスクマネジメント  ② 介護事故の検討（判例検討）</p> <p>第15講 サービス評価制度・苦情解決制度  ① 福祉サービス評価制度の意義及びその内容  ② 苦情解決制度の意義及びその内容</p>
<p>成績評価の方法</p>	<p>期末のレポートと講義の出席状況等の平常点による。レポート結果を9割、出席状況等の平常点を1割の割合で勘案して成績評価をする。  なお、レポートは12月中旬に課題を示し、翌年1月下旬を提出期限とする。  （詳細は12月に入って明示する。）</p>
<p>成績評価の基準</p>	<p>レポートについては、基本的な知識の修得度、出題趣旨に添った課題対応能力などを評価する。  平常点は、出席状況及び発言内容等を経評価する。正当な理由のない欠席・遅刻は減点（欠席は1回につき1点、遅刻・早退は1回につき0.5点）する。また正当な理由のない欠席が3分の1を超えときは、レポート提出を認めない。</p>

準備・事後学習についての具体的な指示	民法（総則、契約法、親族法）の基本的なところを習得していること。なお、講義は毎回具体的事例を想定して行い、できる限り学生の発言を求める形で進める。
教科書・参考文献	教科書等は特に指定しない。 各回において、事前に講義内容のレジюмеを配布する。
履修条件	特になし。

## 70. 司法福祉論

授業科目名 (カナ)	司法福祉論 ( シホウフクシロン )
担当教員名 (カナ)	内山 真由美 ( ウチヤマ マユミ )
履修年次	2・3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	木曜5限
講義の概要	<p>司法福祉とは、司法の領域での問題について実質的な解決を図る取り組みをいう。その中心は、更生保護制度と少年司法である。</p> <p>更生保護制度は、犯罪者や非行少年が再び犯罪や非行に陥ることなく生活できるように、社会の中で彼らに必要な指導や援助を加えるものである。講義では、犯罪者と非行少年の更生のためにいかなる制度が存在し、機能しているのかを理解すること及びその現状と課題を踏まえて、彼らの立ち直りを支えるためにいま何が求められているのかについて考える。</p> <p>また、刑事施設被収容者の中に高齢者及び障害を持つ者が一定数見られ、彼らの多くが釈放後に必要な福祉の援助を受けることができず、再び犯罪に陥っているという現実がある。講義では、刑事施設出所者に対する就労や生活支援などを取り上げて、とりわけ高齢者や障害を持つ刑事施設収容者の再犯防止と社会復帰の課題について検討する。</p> <p>触法精神障害者の処遇として、日本は保安処分を持たない。それに代わり、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」及び「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」が存在する。これらの法律の現状と課題を整理し、触法精神障害者の問題を検討する。</p> <p>少年事件では、家庭裁判所・児童相談所・少年鑑別所・少年院・児童自立支援施設・児童養護施設・保護観察所など多くの公的機関と、保護司をはじめとする民間の人々が、少年に対して教育や福祉的な働きかけを行い、少年が非行から立ち直っていくことができるように取り組んでいる。少年保護手続の流れ及び家庭裁判所の役割や家庭裁判所調査官の活動を理解した上で、少年が非行から立ち直っていくために必要なことを考える。</p> <p>最後に、児童虐待、子どもの貧困といった現代の子どもを取り巻く問題について考える。子どもと家族の直面する困難を踏まえて、子どもの生きる権利、成長し発達する権利を保障するための子どもと家族に関する支援のあり方、社会のあり方を考える。</p>
到達目標	「講義の概要」で示したそれぞれのテーマの現状と司法や福祉の対応について、批判的に分析・検討することができる。

各回の授業内容	<p>第1回 ガイダンス、犯罪者処遇論 この講義のガイダンスとして、司法福祉の定義、沿革、対象領域を学ぶ。次いで、犯罪者処遇論を概観する。</p> <p>第2回 刑務所の現状 無期刑受刑者の仮釈放の運用状況等について、法務省は年1回情報を更新している。この「平成19年から平成28年までの過去10年間ににおける無期刑の執行状況及び無期刑受刑者に係る仮釈放の運用状況」によると、10年間に刑事施設内で死亡した無期刑受刑者の数は、仮釈放となった無期刑受刑者の数を上回っている。講義では近年進んだ厳罰化により刑務所における受刑者の処遇にどのような変化が見られるのかについて確認する。</p> <p>第3回 罪を犯した知的障害者、高齢受刑者の処遇 刑務所には、福祉の支援が受けられないまま困窮し、盗みなどを繰り返す障害者（いわゆる累犯障害者）が見られる。また、法務省は、60歳以上の高齢受刑者の14%に認知症の可能性があるという調査結果を明らかにしている。このような現状を踏まえて、法務省と厚生労働省は平成21年4月から連携して高齢又は障害を有する受刑者に対する福祉的支援を進めている。講義ではこの取り組みを確認し、累犯障害者の再犯防止に何が求められるのかを考える。</p> <p>第4回 女子刑務所の現状(1) 女子の刑事施設の状況 平成29年版犯罪白書によると、平成28年における刑法犯の検挙人員（罪名別構成比）では、男女ともに窃盗の占める割合が最も高いが、女性における窃盗の割合は76.8%と、男性（44.4%）に比べて顕著に高い。特に、女性は万引きの占める割合が高く（61.8%）、女性高齢者についてはその傾向が顕著である（80.3%）。講義では女性受刑者に窃盗が多い原因を探り、再犯防止策を検討する。</p> <p>第5回 女子刑務所の現状(2) 受刑者を親に持つ子ども 受刑者を親に持つ子どもについて、監獄法と刑事収容施設法の規定の違いを概観し、国際基準を踏まえて日本の課題について検討する。さらに、平成25年2月に立ち上げられた「女子刑務所のあり方研究委員会」の提言に基づき平成26年4月から実施されている「女子施設地域支援モデル事業」を概観し、女性受刑者特有の問題に着目した処遇の充実について検討する。</p>
---------	---

第 6 回 犯罪者処遇論～更生保護(1)

更生保護と保護観察の意義、保護観察の実施方法を確認する。

第 7 回 犯罪者処遇論～更生保護(2)

保護観察業務の拡充を確認する。

第 8 回 犯罪者処遇論～更生保護(3)

更生緊急保護、生活環境の調整について確認する。特に、保護観察所から委託を受けて、住居がなかったり頼るべき人がいなかったりして直ちに自立が困難な保護観察又は更生緊急保護の対象者を宿泊、食事の給与、就職援助、生活指導等を行う「更生保護施設」を取り上げる。

第 9 回 触法精神障害者の処遇(1)医療観察制度

刑罰と保安処分について確認する。次いで、精神保健福祉法の措置入院及び医療観察法の入院医療・通院医療について概観する。

第 10 回 触法精神障害者の処遇(2)現状と課題

医療観察法と精神保健福祉法の関係についての議論を概観し、医療観察法施行後の実態を踏まえて、同法の問題さらには日本の精神科医療の課題を考える。

第 11 回 少年非行(1)

少年非行に関するデータに基づき少年非行の実態をおさえる。次いで、少年法の手続を概観する。

第 12 回 少年非行(2)

少年審判の運営について概観する。

第 13 回 少年非行(3)

保護処分の内容を学び、再非行防止に求められる課題を検討する。

また、「公職選挙法の一部を改正する法律」によって国民投票の投票権を有する者の年齢及び選挙権を有する者の年齢が満 18 年以上とされたことや、犯罪の凶悪化を抑止のために 18 歳及び 19 歳の者を「成人」として扱うべきだとの主張から提案されることがある「少年法適用対象年齢の引き下げ」の是非について検討する。

第 14 回 子どもをめぐる現状(1)児童虐待

	<p>児童虐待への法的対応を確認し、児童虐待の防止策を考える。</p> <p>第15回 子どもをめぐる現状(2)子どもの貧困</p> <p>日本では6人に1人の子どもが貧困な状態にある。「子どもの貧困を放置すれば国の財政負担が増大する」という、子どもの貧困を経済的観点から見た調査も公表されている。子どもの貧困の実態を踏まえて、子どもの貧困を解消する方策について考える。</p>
成績評価の方法	定期試験と平常点によって評価する。ただし、出席率が3分の2に満たない学生については、定期試験の受験資格を認めない。
成績評価の基準	定期試験を70%、平常点（発言回数、発言内容）を30%とする。
準備・事後学習についての具体的な指示	レジュメ及び配布資料のほか、以下に挙げた参考文献を準備・事後学習に活用すること。
教科書・参考文献	<p>教科書は特に指定せず、毎回の講義でレジュメと資料を配布する。</p> <p>参考文献として、野崎和義『ソーシャルワーカーのための更生保護と刑事法』ミネルヴァ書房・2016年、加藤幸雄＝前田忠弘監修 藤原正範＝古川隆司編『司法福祉 罪を犯した人の支援と実践第2版』法律文化社・2017年、日本司法福祉学会編『改訂新版 司法福祉』生活書院・2017年、守山正＝後藤弘子編『ビギナーズ少年法第3版』成文堂・2017年、守屋克彦＝斎藤豊治編『コンメンタール少年法』（現代人文社・2012年）、藤林武史『児童相談所改革と協働の道のり—子どもの権利を中心とした福岡市モデル』赤石書店・2017年、久保健二『児童相談所における子ども虐待事案への法的対応—常勤弁護士の視点から』日本加除出版・2016年。その他講義の中で適宜紹介する。</p>
履修条件	裁判確定後の犯罪者の処遇や触法精神障害者の処遇のほか、少年非行、児童虐待等子どもをめぐる現在の状況に興味がある者の受講を歓迎する。講義中に関連する視聴覚教材を使用する予定である。

## 71. 国際私法

授業科目名 (カナ)	国際私法 (コクサイシホウ)
担当教員名 (カナ)	釜谷 真史 (カマタニ マフミ)
履修年次	2・3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	金 1
講義の概要	<p>近年、国境を越えた人や物、お金の動きはますます加速しており、それに伴い法律問題も「国際化」しています。たとえ夫婦間の子の奪い合いといった家族問題、船舶・航空機等の事故や売買契約等トラブルによる損害賠償問題を見ても、ひとたび当事者や対象物等に「外国」的要素が入ってしまったとたん、それらは「国際的私法問題」に姿を変えるのです——国際的子の奪い合いをめぐるハーグ条約や、原発事故をめぐる国際的損害賠償問題など、新聞でもよく目にすることでしょう。</p> <p>このような「国際的私法問題」に対して、どこの国の法律（準拠法）を適用して解決すべきか、といった問題が生じます。このような問題を扱うのが国際私法（抵触法ということもあります）という法分野であり、これからの法曹関係者には必須の基礎的素養といえるでしょう（新司法試験選択科目「国際関係法（私法系）」の中核をなす分野です）。かつて日本ではマイナー科目の位置づけを受けることの多かった国際私法ですが、近年福岡でも国際取引や子の奪取に対応できる実務法曹へのニーズが高まっています。本講義を通じて、その意義や面白さを学び、国際的私法問題に強い法曹を目指していただきたいと願っています。</p> <p>なお、広義の「国際私法」には、上述の、準拠法選択規則という意味での狭義の国際私法に加え、日本の裁判所がそもそも当該国際的私法問題に管轄を有するのか、といった手続上の問題を扱う国際民事手続法をも含みますが、本講義では狭義の国際私法に重点を置くこととします（国際民事手続法については別途開講の「国際取引法」において取り扱われる予定です。後記「履修条件」参照）。</p>
到達目標	<p>本講義は、近年増加著しい国際的私法問題に対して適切に対処するための基礎的素養を備えるべく、かかる国際的私法問題の解決の基準として適用されるべき法（＝準拠法）を、筋道を立てて導けるようになることを目標とします。具体的には、典型的・基本的な事例につき、準拠法の決定および適用ができるようになることが目標です。</p>

各回の授業内容	<p>1. 概説 [4つのプロセス／連結点：連結点の種類（客観連結と主観連結／属人法／常居所地法）／連結政策（累積的・選択的・配分的・段階的・補正的連結）／本国法・常居所地法の確定]</p> <p>2. 問題検討 [連結点 (Unit 2)] 及び 概説 [不統一法国]</p> <p>3. 問題検討 [不統一法国 (Unit 3)] 及び 概説 [反致：反致の種類／反致の根拠／通則法上の反致]</p> <p>4. 問題検討 [反致 (Unit 4)] 及び 概説 [公序：公序の根拠／発動要件／発動後の処理]</p> <p>5. 問題検討 [公序 (Unit 5)] 及び 概説 [法性決定・先決問題・適応問題]</p> <p>6. 問題検討 [法性決定 (Unit 1)] 及び 概説 [婚姻：実質的成立要件／形式的成立要件／婚姻の無効・取消／婚姻の身分的効力／婚姻の財産的効力]</p> <p>7. 問題検討 [婚姻 (Unit 7)] 及び 概説 [離婚・内縁]</p> <p>8. 問題検討 [離婚 (Unit 8)] 及び 概説 [実親子成立：嫡出親子関係／非嫡出親子関係／準正／親子関係の存否確認]</p> <p>9. 問題検討 [実親子 (Unit 9)] 及び 概説 [養親子関係・親子間の法律関係]</p> <p>10. 問題検討 [養子 (Unit 10)・親子関係 (Unit 11)] 及び 概説 [扶養・自然人：扶養義務の準拠法に関する法律行為能力（取引保護）／失踪宣告／後見開始審判／後見／法人従属法／法人従属法と他の準拠法との関係]</p> <p>※この日に中間試験問題を配布（持ち帰り試験）</p> <p>11. 中間試験問題解説 及び 概説 [契約：実質的成立要件（当事者自治の原則と制限論）／形式的成立要件]</p> <p>※この日の授業冒頭で中間試験答案を回収</p> <p>12. 問題検討 [契約 (Unit 15)] 及び 概説 [法定債権（原則）：事務管理・不当利得／不法行為（一般不法行為）]</p> <p>13. 問題検討 [法定債権 (Unit 16 (前半))] 及び 概説 [法定債権（特則）]</p> <p>14. 問題検討 [法定債権 (Unit 16 (後半))] 及び 概説 [相続・遺言：相続統一主義と分割主義／他の準拠法との関係／遺言の実質的成立要件／遺言の形式的成立要件]</p> <p>15. 問題検討 [相続・遺言 (Unit 12)]</p>
成績評価の方法	<p>(1) 出席状況</p> <p>(2) 課題および教員からの質問への回答状況</p> <p>(3) 中間試験</p> <p>持ち帰り課題形式（課題を出し、次回の授業で回収。論述形式）で行います。なお、中間試験配布の週までの出席回数が3分の2に満たない者の、中間試験受験は認めません。</p> <p>(3) 期末試験</p>



	<p>なお、期末試験の前週までの出席回数が3分の2に満たない者の、期末試験受験は認めません。</p>
成績評価の基準	<p>(1) 出席点 [15点] : 1回出席ごとに1点、合計15点</p> <p>(2) 発言点 [30点] : 以下のポイントに鑑み、毎回0点～2点の範囲で評価します。</p> <p>①事前課題への回答状況 (必要な準備をできているか、回答は適切か)</p> <p>②教員からの質問への回答状況 (場合によって、基礎事項を確認したり発展問題を考えたりするために、適宜学生に質問することがあります。この場合の評価の重心は、回答が正解に至っているか否かではなく、積極的能動的に自分自身で解答を見出そうという姿勢があるかにおきます。)</p> <p>(3) 中間試験 [20点]</p> <p>(3) 期末試験 [35点]</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>各回の授業は、《 問題検討 》と《 概説 》の2つのパートに分けて行います。TKC教育支援システムを通じて配布する、「課題指示シート (以下、指示シートとする)」と「内容をまとめたレジュメ (以下、レジュメとする)」、および後述教科書2冊を用いて予習をしていただく必要があります。授業の流れ、および必要な予習は次の通りです。</p> <p>1. 《 概説 》 その項目についての基礎知識を確認します。</p> <p>(1) 予習</p> <p>①「指示シート」に指定された範囲の教科書 (中西ほか『国際私法』) を読んできたうえ、わからない部分を明確にしておいてください。</p> <p>②「指示シート」に指示された範囲の教科書 (櫻田ほか『演習国際私法CASE30』) の設問について、配布するヒントを参照しながら基本論証を作成してください。</p> <p>(2) 授業時間内</p> <p>①については疑問点を発表してもらい、②については論証を発表してもらい、教員とともに検討していきます。</p> <p>2. 《 問題検討 》 前回概説した部分につき、教科書 (櫻田=道垣内『ロースクール国際私法』) の中で、教員が指定した部分の設問を検討し、理解を深めます。</p> <p>(1) 予習</p> <p>「指示シート」の指定に従い、教科書 (『ロースクール国際私法』) の設問を検討してきてください。</p> <p>(2) 授業時間内</p> <p>受講生に報告、質問、回答をしてもらいながら検討します。</p>
教科書・参考文献	<p>【授業で用いる教科書】</p> <p>・櫻田嘉章=道垣内正人編『ロースクール国際私法・国際民事手続法 [第3版] 』 (有斐閣)</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中西康ほか編『リーガルクエスト 国際私法』（有斐閣）</li> <li>・櫻田嘉章ほか編『演習国際私法 CASE30』（有斐閣）</li> </ul> <p>【参考書】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①松岡博編『国際関係私法入門—国際私法・国際民事手続法・国際取引法』（有斐閣）： 後期開講の「国際取引法」（多田望先生）の教科書。</li> <li>②櫻田嘉章＝道垣内正人編『国際私法判例百選 [第2版]』（有斐閣）</li> <li>③櫻田嘉章『国際私法』（有斐閣Sシリーズ）</li> <li>④道垣内正人『国際私法入門』（有斐閣）</li> <li>⑤横山潤『国際私法』（有斐閣）</li> </ul>
履修条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 新司法試験の選択科目で「国際関係法（私法系）」を選択する予定の人は、「国際取引法」（後期開講、多田望先生）も必ず受講してください。この両者を併せて、「国際関係法（私法系）」の出題範囲を完全に網羅することができます。</li> <li>② 国際私法は法学部を卒業した人でも未履修という人が多い科目で、方法論等において他の法律科目とはかなり異質、とっつきにくい科目といわれます。しかし、異質といっても、扱う事柄は民法・民事手続法等民事科目と同じ、その国際的側面に光を当てる法分野であり、学んでいるうちに、国内法科目もより新鮮な感覚で取り組めるようになることがよくあります。また国際私法独特の思考方法さえ身につければ、答案の書き方にも一定の型があることから、あとは一定のレベルに達するのは比較的楽な科目であることはよく知られています。最初はもしかすると大変かもしれませんが、ぜひチャレンジしていただきたいと願っています。</li> <li>③ 国際私法にまったく触れたことのない方の受講も歓迎しますが、上記のような異質性からつまづいてしまわないよう、予習復習には十分な時間を割いていただくようお願いします。履修に関し不安がある場合など、開講前のメールでの相談も歓迎いたします (<a href="mailto:kamatani@seinan-gu.ac.jp">kamatani@seinan-gu.ac.jp</a>)。ご遠慮なくお尋ねください。</li> </ul>

## 72. 国際私法演習

授業科目名 (カナ)	国際私法演習 (コクサイシホウエンシュウ)
担当教員名 (カナ)	多田 望 ・ 釜谷 真史 (タダ ノゾミ・カマタニ マフミ)
履修年次	3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	水曜2限
講義の概要	国際民事紛争を解決するにあたっては、本来、1つの事件で、①準拠法決定だけでなく、②国際裁判管轄権などの国際民事手続法上の問題も登場し、また、国際取引事件に関しては③統一私法条約や民間統一規則の適用も必要になる。この演習は、「国際私法」と「国際取引法」の講義で提供された①準拠法、②国際裁判管轄権、③統一私法条約などの法的ツールを用いて、より実践的に、1つの事件を全体的に解決する手法を学ぶものである。内容として、国際婚姻法、国際親子法、国際相続法、国際契約法、国際不法行為法、国際物権法、国際債権債務取引法などの各事件類型を想定し、①準拠法、②国際裁判管轄権を中心に、事例検討を行う。
到達目標	1つの国際民事紛争事件の全体的な処理のなかで、国際裁判管轄権と準拠法決定の重要性と関係について有機的に学びつつ、国際私法・国際民事手続法・国際取引法を総合的・展開的に理解することを目標とする。
各回の授業内容	<p>* 1～6、9～14回は、①準拠法と②国際裁判管轄権の双方を取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 授業案内：国際私法、国際民事手続法、国際取引法</li> <li>2. 婚姻・離婚 (1)</li> <li>3. 婚姻・離婚 (2)</li> <li>4. 親子 (1)</li> <li>5. 親子 (2)</li> <li>6. 失踪宣告・後見</li> <li>7. 相続・遺言、第1回中間試験 (持ち帰り式)</li> <li>8. 外国家事事件裁判の承認執行</li> <li>9. 契約 (1) 一般の契約</li> <li>10. 契約 (2) 消費者契約・労働契約</li> <li>11. 不法行為・事務管理・不当利得</li> <li>12. 物権</li> <li>13. 法人・代理、第2回中間試験 (持ち帰り式)</li> <li>14. 債権債務取引</li> <li>15. 外国財産事件判決の承認執行</li> </ol>

成績評価の方法	予習・復習・授業中の発言・質疑に対する応答等の積極的参加姿勢（20%）、中間テスト2回（20%）、および期末試験（60%）によって評価する。正当な理由なく欠席した場合は減点する。また、正当な理由なく6回以上授業を休んだ場合は、期末試験の受験を認めない。この科目については再試験を実施しない。
成績評価の基準	成績評価は絶対評価とするが、できるだけ修得度（特に具体的な事例を解決するに当たっての規範の発見、解釈、適用の能力）の差を反映させる。
準備・事後学習についての具体的な指示	(1) 準備学習（予習）として、教科書①～③の該当頁を読み込み、「国際私法」「国際取引法」で勉強したことを再度、ノートにまとめて、理解の深化を深めること。(2) 事後学習（復習）として、当該回に関する準拠法および国際裁判管轄を扱う事例をもとにした復習課題に取り組み、提出すること。
教科書・参考文献	<p>【教科書】 ①中西康ほか『Legal Quest 国際私法』（有斐閣、2014）、②松岡博編『国際関係私法入門 第3版』（有斐閣、2012）、③櫻田嘉章＝道垣内正人編『ロースクール国際私法・国際民事手続法 [第3版]』（有斐閣、2012）</p> <p>【参考書】 櫻田嘉章＝道垣内正人編『国際私法判例百選 [第2版]』（有斐閣、2012）、櫻田嘉章ほか編『演習国際私法 CASE30』（有斐閣）、櫻田嘉章＝道垣内正人編『注釈国際私法 第1巻・第2巻』（有斐閣、2011）</p>
履修条件	「国際私法」「国際取引法」を履修済み、あるいは履修中であること。

### 73. 国際取引法

授業科目名 (カナ)	国際取引法 ( コクサイトリヒキホウ )
担当教員名 (カナ)	多田 望 ( タダ ノゾミ )
履修年次	2・3年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	金3
講義の概要	国際取引法は、国際ビジネスの現場で展開してきた実務先行型の法であり、私法や条約等の国家法および民間統一規則などから成る総合的分野である。さらに、仲裁などの自治的な紛争解決方法が発達しているという特徴も有する。本講義で取り上げる内容は、①国際物品売買、国際運送・保険、国際支払などの固有の国際取引法の他、②国際裁判管轄権、国際司法共助、外国判決の承認執行、国際訴訟競合、国際商事仲裁などの国際民事手続法と、③物権、債権譲渡等の準拠法決定である。
到達目標	国際取引法と準拠法決定、国際裁判管轄と準拠法決定の関係について有機的に学び試みつつ、国際取引法、国際民事手続法、国際私法を発展的に理解することを目標とする。
各回の授業内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受講案内、概説 [代理・物権]</li> <li>2. 問題検討 [代理・物権 (Units14、18)] 及び 概説 [債権債務取引]</li> <li>3. 問題検討 [債権債務取引 (Unit17)] 及び 概説 [知的財産権]</li> <li>4. 問題検討 [知的財産権 (Unit19)] 及び 概説 [国際裁判管轄1：被告住所地、営業所所在地、消費者の住所地、特別の事情]</li> <li>5. 問題検討 [国際裁判管轄1 (Case22-1)] 及び 概説 [国際裁判管轄2：契約債務履行地、事業活動地]</li> <li>6. 問題検討 [国際裁判管轄2 (Cases22-2-1、23-2)] 及び 概説 [国際裁判管轄3：財産所在地、不法行為地、併合請求管轄]</li> <li>7. 中間試験1</li> <li>8. 問題検討 [国際裁判管轄3 (Cases23-3、22-2-2)] 及び 概説 [国際裁判管轄4：合意管轄、労務提供地、専属管轄]</li> <li>9. 問題検討 [国際裁判管轄4 (Cases23-4～6)] 及び 概説 [当事者、国際司法共助、国際保全処分]</li> <li>10. 問題検討 [当事者、国際司法共助、国際保全処分 (Units25、26、29)] 及び 概説 [外国判決の承認執行]</li> <li>11. 問題検討 [外国判決の承認執行 (Cases27-1、2)] 及び 概説 [国際訴訟競合]</li> </ol>

	<p>12. 問題検討 [国際訴訟競合 (Unit28)] 及び 概説 [国際家事事件手続]  ※この日に中間試験2問題を配布 (持ち帰り試験)</p> <p>13. 問題検討 [国際家事事件手続 (Unit24、Case27-3)] 及び 概説 [国際取引法1:国際物品売買契約]  ※この日の授業冒頭で中間試験答案を回収</p> <p>14. 問題検討 [国際取引法1 (Unit34)] 及び 概説 [国際取引法2:国際物品運送契約、国際海上貨物保険契約]</p> <p>15. 問題検討 [国際取引法2 (Unit35)] 及び 概説 [国際取引法3:国際支払、国際商事仲裁]</p>
成績評価の方法	予習・復習・授業中の発言・質疑に対する応答等の積極的参加姿勢 (15%)、中間テスト2回 (25%)、および期末試験 (60%) によって評価する。正当な理由なく欠席した場合は減点する。また、正当な理由なく6回以上授業を休んだ場合は、期末試験の受験を認めない。この科目については再試験を実施しない。
成績評価の基準	成績評価は絶対評価とするが、できるだけ修得度 (特に具体的な事例を解決するに当たっての規範の発見、解釈、適用の能力) の差を反映させる。
準備・事後学習についての具体的な指示	(1) 準備学習として、教科書①『国際関係私法入門』の関係箇所を通読し、全体像をつかむこと。(2) 授業が始まれば、教科書②『ロースクール国際私法』の授業該当箇所のUNITにおけるPreparationとQuestionについて指示あるものを解答すること。(3) 毎回の授業で出される予習課題および復習課題 (答案作成形式) に取り組み、提出すること。(2)と(3)については、詳細を夏休み中に連絡する。
教科書・参考文献	教科書: ①松岡博編『国際関係私法入門 第3版』(有斐閣、2012) [日本のロースクール生の多くが教科書にしているといわれます]、②櫻田嘉章=道垣内正人編『ロースクール国際私法・国際民事手続法 第3版』(有斐閣、2012) 参考書: ①櫻田嘉章=道垣内正人編『国際私法判例百選 第2版』(有斐閣、2012)、②中西康=北澤安紀=横溝大=林貴美『国際私法』(有斐閣、2014)、③櫻田嘉章=道垣内正人編『注釈国際私法 第1巻・第2巻』(有斐閣、2011)、④松岡博編『レクチャー国際取引法 第2版』(法律文化社、2018予定)、⑤佐野寛『国際取引法 第4版』(有斐閣、2014)、⑥本間靖規=中野俊一郎=酒井一『国際民事手続法 第2版』(有斐閣、2012)
履修条件	司法試験で「国際関係法 (私法系)」を選択する者については、前期開講の「国際私法」(担当: 釜谷真史先生) も履修すること。

## 74. 国際人権法

授業科目名 (カナ)	国際人権法 ( コクサイジンケンホウ )
担当教員名 (カナ)	近藤 真 ( コンドウ マコト )
履修年次	2・3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	火5
講義の概要	国際人権文書である世界人権宣言、国際人権規約、人権関係諸条約その他国連が設定してきた基準規則を説明するとともに、このような国際人権法が日本国内でどのように実施されているか (国際人権法の国内実施)、国連を通じてどのように実施されているか (国際人権法の国際実施) という仕組みを説明する。また、国際人権法の関連分野である国際刑事法、難民救済システム等にも言及する。
到達目標	講義を通じて、国際人権諸条約及び国際人権法の実施メカニズムを理解したうえで、日本国内外の問題に対して、国際人権法の観点から、どのように関わることができるかということについて理解を深めて欲しい。
各回の授業内容	<p>1. ～2. 国際人権法序説</p> <p>講義内容の全体を概説するとともに、国際人権の担い手としての国際人権NGOと国連との関係やその活動形態について説明する。また、日本における国際人権法の運用状況、日本の法律実務家による国際人権法にかかわる諸活動を紹介し、法律実務家が国際人権法を学ぶことの必要性を説明する。合わせて、国際人権法を学ぶにあたって不可欠な、文献・情報へのアクセスの方法についても解説する。</p> <p>3. 国際人権法概論</p> <p>国際連合の機関の概要、人権条約の概要、条約の作成・締結・適用、国際人権法実施の概要、国際人権法の関連分野 (国際刑事法・難民法) の概要を説明する。</p>

#### 4. 国際人権条約の概要

日本が批准した主要な人権条約（国際人権（自由権）規約、国際人権（社会権）規約、女子差別撤廃条約、子どもの権利条約、人種差別撤廃条約、拷問禁止条約）及び難民条約の概要を説明する。

#### 5. 国際人権法の国内的実施（1）

##### －国際人権法の国内的効力－

条約を含む国際人権基準がいかなる国内的効力を持ち、どのように適用されるか（直接適用・間接適用）について検討する。そのうえで、国際人権法の国内的実施の態様の概略（立法整備・行政慣行・国内裁判・国内人権機関等）を説明する。

#### 6.～7. 国際人権法の国内的実施（2）

##### －裁判における活用・国内人権機関－

日本の裁判所における国際人権基準の活用の現状について、実際の判例を用いて検討する。

#### 8. 国内人権機関

日本における人権保障の仕組みを説明したうえで、政府から独立した国内人権機関に関し、国際社会の対応、パリ原則における国内人権機関、人権条約における国内人権機関等について説明する。

#### 9. 国際人権法の国際的実施(1)

##### －国連憲章に基づく機関による国際的実施－

国連の機構改革により2006年の国連総会決議により設置された人権理事会の役割と手続きについて説明する。

#### 10.～12. 国際人権法の国際的実施(2)

##### －条約に基づく機関による国際実施－

人権条約に基づく機関の報告制度、個人通報制度等の概要を説明する。

人権条約の報告制度については、国際人権（自由権）規約、国際人権（社会権）規約、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約、人種差別撤廃条約等、既に日本政府報告書の審査が行われたものについて、その審査の状況を説明し、法律実務家としてこの報告制度にいかに関わっていけるかを説明する。また、人権条約の個人通報制度のしくみとその現状について説明し、実際にこの制度を利用するにあたっての具体的手続きと問題点を説明する。また、この制度の下で出された判断(view)についての法的性格を検討する。



	<p>13. 国際人権法の関連分野(1)</p> <p>－国際刑事法－</p> <p>国連の刑事司法の歴史と現状、国連（コンGRESS及びコミッション）が作り上げてきた基準規則の説明をするとともに、これらの国際基準が日本の人権状況の改善に活用できるかについて検討する。また、外国公務員贈賄防止のメカニズムにつき、国際的潮流の中で日本の現状を位置づけて説明する。</p> <p>14. 国際人権法の関連分野(2)</p> <p>－難民救済システム－</p> <p>難民条約に基づく難民救済の法的メカニズムと国連難民高等弁務官事務所について説明する。</p> <p>15. 国際人権法の関連分野(3)</p> <p>－ビジネスと人権－</p> <p>2011年に国際連合で採択された「ビジネスと人権に関する指導原則」（事務総長特別代表ジョン・ラギー報告書）の説明をするとともに、日本の企業が人権の国際基準を知ることの重要性、どのように日本の企業に国際的人権の考え方を導入すればいいかを考える。また、ビジネスと人権の観点から重要な国際基準である「国連グローバルコンパクト」や「ISO26000」も紹介する。</p>
成績評価の方法	出席状況等の平常点と定期試験又はレポートの結果を総合的に考慮して評価する。
成績評価の基準	<p>① 講義の出席が3分の2に満たない受講生の定期試験又はレポート提出は認めない。</p> <p>② 出席状況等の平常点を20%、定期試験又はレポートの結果を80%として成績評価をする。</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	毎回の授業は、授業ごとに配布するレジюме（以下の『テキストブック国際人権法』の該当頁を記載している）と、受講生が確定した時点でまとめて配布する資料集（レジюмеの参考資料）に基づき実施する。受講生は、できれば 事前にレジюмеに目を通しておくこと。
教科書・参考文献	阿部浩己・今井直・藤本俊明編『テキストブック国際人権法（第3版）』（日本評論社）、『国際人権条約・宣言集（第3版）』（東信堂）、（社）部落解放・人権研究所編『国際人権規約と国内判例（20のケーススタディ）』（解放出版社）
履修条件	特になし。

## 75. 国際公法

授業科目名 (カナ)	国際公法 (コクサイコウホウ)
担当教員名 (カナ)	佐古田 彰 (サコタ アキラ)
履修年次	2・3年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	水3
講義の概要	この講義では、国際法に関する日本の国内裁判例を取り上げる。 履修者の希望があれば、英語文献(国際判決や国連決議)の読み方も教える。
到達目標	国際法は、日本法と異なる法体系でありながら日本法において法として扱われるという、特異な法体系である。日本の裁判所は、そのような国際法を現実の事例においてどのように扱ってきたかを具体的な裁判例を通じて理解し、改めて日本の法体系の特徴を理解することを、目標とする。
授業内容	第1講 この授業の方針や文献の探し方の説明、報告担当者の決定など 第2・3講 1963年原爆事件東京地裁判決 第4・5講 1984年オデコ・ニホン社事件東京高裁判決 第6・7講 1990年張振海事件東京高裁決定 第8・9講 1997年二風谷事件札幌地裁判決 第10・11講 2004年米国大使館員課税事件東京高裁判決 第12・13講 2006年パキスタン貸金請求事件最高裁判決 第14・15講 2007年光華寮事件最高裁判決
成績評価の方法	各授業における積極的な参加状況(事前の準備や発言など)とレポート・レジュメなどの提出物。 試験は課さない。
成績評価の基準	各授業における積極的な参加状況(80%)、提出物(20%)
準備・事後学習についての具体的な指示	1つの裁判例を2回の授業でじっくりと取り組む。事件に関わる国際法規則と日本の関連法令のそれぞれをしっかりと勉強しておいてもらいたい。 日本法と異なる法体系である国際法が日本法体系においてどのように扱われるのかは、理論的にも実務的にも重要な問題である。授業の準備と履修は、その点に留意してしっかりと行っておくこと。
教科書・参考文献	岩沢雄司編『国際条約集』有斐閣(または他の出版社の条約集) 中谷和弘ほか『国際法(第3版)』有斐閣アルマ、2016年 小寺他編『国際法判例百選(第2版)』有斐閣、2011年

履修条件	「国際社会と法」または学部での国際法の授業を履修済みであること。
------	----------------------------------

## 76. 国際公法演習

授業科目名 (カナ)	国際公法演習 (コクサイコウホウエンシュウ)
担当教員名 (カナ)	佐古田 彰 (サコタ アキラ)
履修年次	2・3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	水2
講義の概要	この講義では、国際法に関する主要な国際裁判例を取り上げる。希望があれば、英語文献(判決や国連決議)の読み方も教える。
到達目標	この講義は、国際法に関する一通りの知識を有していることを前提として、具体的な国際裁判例を通じて、国際法の解釈適用の実際を学び、もって法曹として国際法を使いこなす実力を身につけることを目標とする。
授業内容	第1講 この授業の方針や文献の探し方の説明、報告担当者の決定など 第2・3講 1969年北海大陸棚事件ICJ判決及び関連国際法規則 第4・5講 1928年パルマス島事件PCA判決及び関連国際法規則 第6・7講 1941年トレイル熔鉱所事件仲裁裁判決及び関連国際法規則 第8・9講 1949年国連損害賠償事件ICJ勧告的意見及び関連国際法規則 第10・11講 1949年コルフ海峡事件ICJ判決及び関連国際法規則 第12・13講 1986年ニカラグア事件ICJ判決及び関連国際法規則 第14・15講 1996年核兵器使用合法性事件ICJ勧告的意見及び関連国際法規則
成績評価の方法	各授業における積極的な参加状況(事前の準備や発言など)とレポート・レジュメ及び試験。
成績評価の基準	各授業における積極的な参加状況(40%)、レポート・レジュメ(20%)、試験(40%)
準備・事後学習についての具体的な指示	1つの裁判例について2回授業を行う。1回目は判決・勧告的意見の内容について、2回目はその裁判例が示した国際法規則がその後どのように発展してきたかを、学ぶ。準備や事後学習は、こういった授業のやり方に留意して、しっかりと行ってほしい。 履修者の水準と関心によっては、更に裁判例を増やすこともある。
教科書・参考文献	岩沢雄司編『国際条約集』有斐閣 小寺他編『国際法判例百選(第2版)』有斐閣、2011年
履修条件	「国際社会と法」または学部での国際法の授業を履修済みであること。

